

## 令和5年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

令和5年8月31日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	8月31日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長招集あいさつ</li> <li>・議案上程</li> <li>・契約案等質疑 討論 採決</li> <li>・監査報告</li> </ul> </li> <li>○委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務産業、社会文教</li> </ul> </li> </ul>
2	9月 1日	金		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	9月 2日	土		○休 会
4	9月 3日	日		○休 会
5	9月 4日	月		○休 会
6	9月 5日	火		○休 会
7	9月 6日	水		○休 会
8	9月 7日	木		○休 会
9	9月 8日	金	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	9月 9日	土		○休 会
11	9月10日	日		○休 会
12	9月11日	月	午前 9時	○本会議 ・一般質問
13	9月12日	火	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・一般会計決算案総括質疑 委員会付託</li> <li>・特別会計決算案総括質疑 委員会付託</li> </ul> </li> </ul>
14	9月13日	水	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	9月14日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
16	9月15日	金		○休 会
17	9月16日	土		○休 会
18	9月17日	日		○休 会
19	9月18日	月		○休 会
20	9月19日	火		○休 会
21	9月20日	水		○休 会
22	9月21日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告 質疑 討論 採決</li> <li>・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決</li> </ul> </li> </ul>



## 付議事件及び審議結果

8月31日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	8月31日	適任
報告第2号	町長の専決処分事項の報告について	8月31日	承認
議案第35号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	8月31日	同意
議案第36号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	8月31日	同意
議案第37号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	8月31日	同意
議案第38号	令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について	8月31日	可決
議案第39号	令和5年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について	8月31日	可決
議案第40号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	8月31日	同意
請願第1号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書	9月21日	不採択
陳情第1号	「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書	9月21日	不採択
議案第41号	令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第42号	令和4年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第43号	令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第44号	令和4年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第45号	令和4年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第46号	令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第47号	坂城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	9月21日	可決
議案第48号	坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について	9月21日	可決
議案第49号	坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について	9月21日	可決
議案第50号	令和5年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について	9月21日	可決

議案第51号	令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月21日	可決
議案第52号	令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	9月21日	可決
議案第53号	令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月21日	可決
議案第54号	令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9月21日	可決

9月21日上程

議案第55号	令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について	9月21日	可決
議案第56号	令和5年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について	9月21日	可決
議案第57号	令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	9月21日	可決

# 令和5年第3回坂城町議会定例会

## 目 次

### 第1日 8月31日(木)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○人権擁護委員の推薦、報告第2号、議案第35号～議案第39号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
○議案第40号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	15
○議案第41号～議案第54号の上程、提案理由の説明、詳細説明	16
○監査報告	44

### 第2日 9月8日(金)

○議事日程	50
○一般質問 大森 茂彦 議員	50
宮入 健誠 議員	65
中村 忠靖 議員	72
柵津 明子 議員	80

### 第3日 9月11日(月)

○議事日程	94
○一般質問 松本みゆき 議員	94
塚田 舞 議員	100
玉川 清史 議員	110
星 哲夫 議員	123

### 第4日 9月12日(火)

○議事日程	130
○一般質問 大日向進也 議員	130
水出 康成 議員	142
山城 峻一 議員	152

○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	163
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	172

第5日 9月21日(木)

○議事日程	176
○請願・陳情採決	177
○議案第41号～議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	177
○議案第47号～議案第54号の質疑、討論、採決	203
○追加議案上程、提案理由の説明	206
○議案第55号～議案第57号の質疑、討論、採決	208
○町長閉会あいさつ	209

## 令和5年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年8月31日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 8月31日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	8 番議員	星 哲 夫 君
2 〃	中 嶋 登 君	9 〃	玉 川 清 史 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	山 城 峻 一 君
4 〃	松 本 みゆき 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 1 番議員 滝 沢 幸 映 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
財 政 係 長	竹 内 優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ど も 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 3 5 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 3 6 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 7 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 0 議案第 3 8 号 令和 5 年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 第 1 1 議案第 3 9 号 令和 5 年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について
- 第 1 2 議案第 4 0 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 3 議案第 4 1 号 令和 4 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 4 2 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 4 3 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 4 4 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 議案第 4 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 議案第 4 6 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 議案第 4 7 号 坂城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 4 8 号 坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 4 9 号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 5 0 号 令和 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 3 議案第 5 1 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 4 議案第 5 2 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 5 議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 6 議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について



11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

**副議長（中嶋君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、1番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めます。何分にも不慣れでございますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**副議長（中嶋君）** 会議規則第127条の規定により、7番 中村忠靖君、8番 星 哲夫君、9番 玉川清史君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**副議長（中嶋君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**副議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日1日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりでございます。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**副議長（中嶋君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、本日は滝沢議長さんが体調不良により欠席され、地方自治法の規定により中嶋副議長さんにその職務を行っていただいております。滝沢議長さんにおかれましては、一日も早い回復を願いますとともに、中嶋副議長さんにおかれましては、議長の大役をお務めになられますがよろしく願いいたします。

さて、今年の夏は、度重なる異常気象が日本列島を襲いました。

特に今月は、台風6号、7号等により、西日本を中心に広範囲で甚大な被害があったところであり、特にお盆に日本列島へ上陸した台風7号につきましては、一時、長野県を縦断するとの予測もされたことから、町におきましても台風の進路や状況等について注視するとともに、役場全体で万一に備えた体制を取ったところであります。

台風により被災された皆様には、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところであります。

夏の台風は速度が遅く、迷走するため進路予測が難しいといった特徴がある中で、台風9号のほか、今週になって11号、12号も発生したところであり、今後の進路等につきまして注視していく必要があります。

また、この夏、当町におきましては、集中豪雨による大雨警報が幾度か発令されました。4年ぶりに開催した第46回町民まつり「坂城どんどん」におきましては、夕方から強い雷雨に見舞われたため、残念ながら夜のおどり流しは中止とさせていただいたところであります。

昼の部におきましては、ステージ発表や特別ゲスト「まなまる」さんによるライブのほか、恒例のこども広場やビアガーデンに大勢の方が訪れるとともに、夕方には、勇壮な太鼓演奏とみこしの練り歩きが行われ、横町・立町通りが熱気に包まれたところでありました。おどり流しこそ中止となりましたが、コロナ禍前と同様に、大勢の皆様にお祭りを楽しんでいただき、改めて開催にあたりご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

また、8月19日には、村上地区におきまして、落雷を起因とする住宅火災が発生するとともに、大雨に伴う前田用水等の増水により、立町地籍などにおいて、床上浸水5件、床下浸水4件の被害が発生いたしました。

被害に遭われた皆様には、町より見舞金の支給をさせていただきましたほか、災害ごみの受入れや被害状況の調査、罹災証明の発行案内など早期の対応を心がけており、被害に遭われた方が、一日も早く普段の生活に戻ることができるよう願っているところであります。

台風や大雨等による対応は、秋に向けて引き続き想定されるところであり、町では、今月18日に全町の自主防災会を対象とした「防災説明会」を開催し、避難情報を発令するタイミ

ングや情報の内容、ハザードマップの見方や避難行動要支援者名簿の活用などについて説明させていただきますところであります。

また、防災の日に先立ち今月27日には、南条小学校において、町総合防災訓練を開催いたしましたところ、南条地区の自主防災会や民生児童委員、消防団などのご参加をいただきました。

訓練では、令和元年東日本台風を教訓とした大雨による土砂災害と水害を想定し、住民への避難情報の周知のため、同報系防災行政無線による地区放送や移動系防災行政無線を使った情報伝達訓練をはじめ、避難所の開設・運営訓練、AED講習・応急手当訓練、また、水防団においては土のう作りや水防工法などの訓練も実施したところであります。

災害の未然防止や被害の軽減を図るためには、「自助・共助・公助」が大変重要であり、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えも大切であります。町としましても、今後も家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策に努めるとともに、命を守る行動の周知を図り、「安全で住み良い、災害に強いまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

また、今年は全国的に猛烈な暑さに見舞われております。坂城消防署の気象データによりますと、7月から8月の先週末までの間に、最高気温が35℃を超える猛暑日が24日、猛暑日を除き30度を超える真夏日は28日を数え、厳しい暑さが続いているところであります。

町及び千曲坂城消防本部において、「熱中症警戒アラート」の発表を町ホームページや「さかきまちすぐメール」でお知らせし、暑さ対策や水分補給など熱中症の予防と対処方法についての注意喚起を行っているところであります。

さて、国内外の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは、自動車を中心に消費の伸びが鈍化した一方で、住居、医療、金融・保険といった幅広い分野でサービス主導の消費回復が続いたことなどにより、4～6月の実質GDPは前期比年率プラス2.4%と、前期からの伸びは小幅ながら加速しております。

一方でヨーロッパにおきましては、ユーロ圏全体では、4～6月期の実質GDPは前期比年率プラス1.1%で前期から伸びは加速したものの、7月以降の景気には減速感が見られ、特に製造業の落ち込みが続く中で、サービス業も3か月連続で低下しており、加えて南欧を中心に、熱波による経済活動が停滞しているとともに、フランスにおける年金改革や移民系住民への対応をめぐる暴動の影響で外食や旅行観光が大幅に影響し、足元の景気に減速感が見られます。

また、中国におきましては、個人消費の停滞に加え、不動産市場の悪化など、ゼロコロナ政策解除後の景気回復に急ブレーキがかかっており、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス3.2%と前期（同プラス9.1%）から大幅に低下しております。

次に、国内の状況であります。内閣府による7月の「月例経済報告」では、「景気は、緩

やかに回復している。」との観測であり、先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とし、特に公共投資においては「堅調に推移している」、企業の業況判断は「持ち直している」とされております。一方で、倒産件数においては「増加がみられる」とするなど、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある」としております。

長野県内の状況につきましても、財務省関東財務局が7月に発表した「最近の県内経済情勢」によりますと、「県内経済は、緩やかに持ち直している」とするとともに、日銀松本支店が同7月に発表した「金融経済動向」においても、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費等の個別観測から「長野県経済は、生産に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。」としているところであり、物価の上昇に不安要素はあるものの個人消費は緩やかに増加している一方で、企業の業況感は横ばいの動きとなっており、新型コロナウイルスの3類（同日「5類」に訂正あり）移行で個人消費は回復の勢いを増しているものの、海外経済の減速や資源高などに起因する物価高騰が幅広い産業に影響しているものと考えているところであります。

なお、当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は4社、マイナス11社、変わらないが4社で、売上げについてはプラスが7社、マイナスが8社、変わらないが5社となっております。

生産量、売上げとも、前回調査と比べプラスと回答した企業が減少しているとともに、前年同期との比較においても、マイナスと回答した企業が増加していることから、今後の動きを注視していく必要があると考えております。

一方で、雇用につきましましては、4～6月の実績が、総計でプラス124名と、前回調査時に比べ大幅に増加しており、来年4月の雇用予定についても、全企業が増員または減員分の補充を予定するなど、全体では69人の増員予定で、雇用情勢については回復の傾向がうかがえる結果となっております。

今後、社会経済の動向がさらに上向き、町内企業の経営環境が改善することを期待するところであります。

さて、令和4年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分につきましては、令和3年度と比較しますと、マイナス12.0%となっておりますが、法人分につきましては、コロナ禍からの企業の業績の回復基調などによりプラス60.6%、約2億円の増、固定資産税につきましては、令和3年度において実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての事業所用家屋及び償却資産の軽減制度が終了となったこと等により、プラス6.3%、約8,600万円の

増で、町税全体では、前年度対比プラス7.3%、約1億8,800万円の増収となりました。

また、地方交付税につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことにより、普通交付税の算定基礎となる振替後の基準財政需要額が大幅に増額となり普通交付税に反映されたことから、地方交付税全体では、前年度対比プラス13.3%、約2億円の増額となっております。

また、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度の0.682から0.641と0.041ポイントの減となっておりますが、県内における順位につきましては昨年同様、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位であります。

次に、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスや物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金等の補助金等が交付されましたが、令和3年度に実施しました子ども1人当たり10万円の支給を行った子育て世帯臨時特別給付金給付事業分による減額で、前年度と比較し、約3億7,200万円の減となっております。

県支出金につきましては、介護施設整備事業に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金などにより、プラス19.3%、約6,900万円の増額となっております。

町債につきましては、国の方針による臨時財政対策債の大幅な減額などにより、マイナス34.3%、約1億7,400万円の減額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比プラス1.4%となる82億8,637万3千円です。

一方、歳出につきましては、町体育館耐震補強・大規模改修事業、開館20周年を迎えた「びんぐし湯さん館」リニューアル改修工事などを実施し、普通建設事業費全体では、前年度対比プラス35.6%、金額で約3億400万円増額の約11億6千万円となりました。

次に、義務的経費のうち扶助費につきましては、子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業の減により、前年度対比マイナス28.6%、人件費につきましてはプラス1.1%、公債費につきましてはプラス2.1%で、義務的経費全体では、マイナス8.7%の約2億4,100万円の減額であります。

その他の経費につきましては、食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などにより、補助費等が前年度対比プラス17.3%となりましたが、ふるさと寄附金の減額によるふるさとまちづくり基金積立金などの積立金がマイナス20.1%で、その他の経費全体ではプラス0.6%、約2,500万円の増額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比プラス1.1%となる81億7,749万5千円の決算となっております。

なお、令和4年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連

結実質赤字比率、将来負担比率におきましては、昨年度と同じくいずれもマイナス、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、3か年平均で前年度からマイナス0.5ポイントの7.9%となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ、健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の事業の進捗状況等について主なものを述べさせていただきます。

まず、産業用地開発に関する官民連携協定についてであります。7月28日に、昨年町で分譲しました南条産業団地の北西部に当たる農地約3.7ヘクタールの開発を計画している事業者と坂城町で、「テクノさかき産業用地開発事業における官民連携に関する協定」を締結いたしました。

この協定により、町と事業者が相互に連携協力し、役割を分担することで事業の円滑な推進を図り、地域産業の振興につなげてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、中心市街地街並み整備の一環として、昨年末に寄附を受けました鉄の展示館北側の土地等につきまして、建物の老朽化や、敷地内の竹木が倒木等の危険性も想定される中で、地元からも環境整備が要望されているところであり、早急に周辺の安全、衛生、景観の保全を図るため、9月から既存建物の解体及び敷地内竹木の伐採等を行い、当面の間、敷地の一部を駐車場として利用できるよう整備してまいりたいと考えております。

また、町の有形文化財に指定されております坂城町ふるさと歴史館にある「旧坂木宿本陣の表門」につきましても、屋根の老朽化による雨漏りなどで土壁の破損が見られたことから、屋根瓦のふき替え工事も含め修復工事に着手し、11月末の完成を目指して進めております。

なお、上平の旧久保家住宅につきましては、昨年度、旧久保家長屋門南側の工場建物を解体したところでありますが、その跡地につきましては、駐車場として利用するために、9月末を目途に整備を行う予定となっております。

次に、町文化センター耐震補強・大規模改修工事につきましては、施設の長寿命化と安全性の確保、利用者の利便性の向上を図ることを目的に、耐震補強工事とともに照明のLED化や、大会議室の音響性能を向上させるための天井工事、音響設備の更新、さらに、ステージ裏の控室のバリアフリー化などの大規模改修工事を行う予定であり、今月8日に入札を実施したところであります。本日、契約締結の議案を上程させていただきましたが、議決をいただいた際には、来年3月末の完成を目指して進めてまいりたいと考えております。

また、村上小学校東側の村上教員住宅につきましては、建築から40年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、今月、建物の解体に着手する予定としております。

なお、建物解体後の敷地につきましては、小学校来校者のほか、村上児童館の保護者の送迎

の際にも利用できるよう、11月末を目途に駐車場として整備を行う予定であります。

工事期間中は、近隣住民の皆様や施設を利用される皆様に、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、道路・橋梁関連事業であります。

まず、国道18号坂城・更埴バイパスにつきましては、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会におきまして、早期完成を目指す要望活動を、今月4日に千曲市、長野市、上田市と合同で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び長野県に対して行ったところであります。

坂城町区間の今年度の工事内容といたしますと、網掛地区において、道路土工、カルバート工及び排水構造物工などの工事のほか、上五明地区の一部では、引き続き、県埋蔵文化財センターによる発掘調査が行われるとともに、区間全体で用地買収済み土地の除草工、用地取得、物件移転等が完了した道路予定地の支障木の伐採・伐根・整地工事、木柵の設置工事などが行われる予定とお聞きしているところであります。

また、主要地方道坂城インター線の延伸につきましては、本路線の工事区間につきまして、先頃の県議会において、千曲川を渡り、国道18号バイパスの接続部に当たる区間までの路線変更が認められたことを受け、町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会におきまして、今月22日に県に対して、整備促進に向けた町単独の要望活動を行ったところであります。

町といたしましては、国道バイパス事業と併せ、坂城インター先線延伸事業の事業化につきましても進捗を図るべく、引き続き、国や県等の関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、昭和橋の修繕工事につきましては、国道側より1連目から3連目及び7連目から9連目の下流側の主構部の修繕工事を、渇水期となる11月より着手する予定としております。

また、舗装修繕工事としまして、町道A01号線四ツ屋地区において、昨年につきまして、路盤改良を含めた舗装工事の実施を予定しております。なお、舗装工事の施工時間につきましては、交通量など道路の利用状況を考慮する中、21時から朝6時までの夜間工事として実施する予定であります。

昭和橋修繕工事と併せまして、工事期間中は交通規制等を行うこととなるため、通行する皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、新型コロナワクチン秋開始接種につきましては、一定のワクチン量の確保や配送等の期間を考慮し、準備が整い次第、実施することが国により決定されております。

秋開始接種の対象となるのは、1・2回の初回接種を実施済みで、春開始接種で接種を受けた方も含めた生後6か月以上の方全員とされ、接種に使用するワクチンは、現在新型コロナウイルス感染症の流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを基本とすることとされており、町におきましてもこれまでと同様に、文化センター体育館での集団接種の

実施に向けた準備を進めているところであります。

65歳以上の皆様に対しては、7月に意向調査を実施いたしましたが、町の集団接種を希望し、「ワクチンはおまかせでよい」と回答された方には、接種日時を指定し、ご案内させていただく予定であります。

また、64歳以下の方で接種を希望される方については、「ながの電子申請サービス」により申請を受け付けており、申請いただいた方には、後日予約に必要な接種券等をお送りしますので、ご自身で予約の上、接種を受けていただきますようお願い申し上げます。

なお、町の集団接種につきましては、引き続き鹿教湯病院様にご協力をお願いする中で、10月下旬からの開始を想定しており、10月初めには接種日時の通知または予約に必要な接種券等をお送りする予定であります。

さて、今年度も終戦記念日の8月15日に、坂城テクノセンターにおいて「第68回坂城町二十歳のつどい」が開催されました。

20歳を迎えた111名の皆さんが出席され、二十歳を祝う式典と記念撮影を行ったところであります。

「二十歳のつどい」実行委員の代表からは、これまで支えてくれた家族などへの感謝とともに、社会に貢献していけるよう頑張りたいなどの思いが述べられ、頼もしく感じたところであります。

それぞれの目標に向かい、今後大いに活躍されることを期待するところであります。

さて、明日、9月1日には、第29回「テクノさかき工業団地まつり」が4年ぶりに開催されます。

このお祭りは、当初、工業団地内企業の従業員の皆様の親睦などを目的として始まったものでありますが、回を重ねるごとに地域に親しまれ、現在では地域全体の大きなイベントとなり、小さなお子さんからお年寄りまで大勢の皆様が楽しみにされているお祭りとなっております。

今年は、「さかきハッピープラス」の演奏やお笑いライブ、恒例の花火大会など、コロナ禍以前の形態での開催が予定されていますので、多くの皆様にご来場いただき楽しんでいただければと考えております。

また、明後日の9月2日から11月19日まで、鉄の展示館におきまして「第16回お守り刀展覧会」を開催いたします。

この展覧会は、全国の刀匠や刀職者から出展されたコンクールの受賞作品を展示し、日本の伝統美術工芸職人による刀剣美術をご覧いただける、またとない機会となっておりますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思いますと思っております。

続きまして、9月18日の「敬老の日」を迎えるにあたり、町内で在宅の高齢者の皆様に対して、長寿のお祝いと敬老の意を表し、9月9日には敬老訪問を行う予定としております。



今年度は、先週末時点で、88歳の米寿の方が90名、99歳の白寿の方が7名、100歳以上の方が13名で、合計110名の皆さんが敬老慶祝事業の対象となっております。また、当町の最高齢は大正9年生まれの103歳の方でございます。

さて、長野県パートナーシップ届出制度の運用が8月1日から始まり、当町におきましてもサービス提供を開始したところであります。

本制度につきましては、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーであるお二人が、互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出て、県が交付した届出受領証明書等の提示をするなどにより、一定の行政サービスを受けることができるものであります。町では引き続き、広報やホームページを通じ、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、昨年度より新たな取組として実施している「空き家対策住民啓発事業」についてであります。7月8日に「空き家対策セミナー」を、今月19日には「空き家対策講座」を開催し、空家の予防と活用や売買につきまして、司法書士や宅地建物取引士の方にご講義をいただいたところであります。

来月26日には、「空き家の活用」を、また10月24日には「空き家の処分」をテーマに相談会の開催を予定しているところであります。

毎年、全国各地からご寄附をいただいている「信州さかきふるさと寄附金」につきましては、7月末現在、果樹類を中心に1,883件、3,151万9千円の寄附申込みをいただいております。

8月には、インターネットを通じて寄附の受付を行うポータルサイトを1社追加するなど、今後もふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

次に、補正予算についてであります。

まず歳入につきましては、地方交付税及び国庫支出金等を増額する一方で、基金等からの繰入金及び町債を減額いたしました。歳出につきましては、令和6年度開始の個人住民税の特別徴収税額通知の電子化及び森林環境税に係るシステム改修委託料、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金及び出産・子育て応援交付金、また、中小企業融資に係る保証料補給金、降雪に備えた町道及び林道の除雪作業に関する費用、花と緑のまちづくり事業において千曲川ばら公園内の施設整備工事費のほか、現状の職員体制に合わせた人件費などについて計上いたしました。

以上、令和4年度の決算状況と令和5年度の事業の進捗状況並びに9月補正予算の主な内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、人事案件が5件、契約の締結が2件、一般会計・特別会計の令和4年度の決算認定が6件、条例の制定及び一部改正が3件、令和

5年度の補正予算が5件の計22件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

先ほどの発言の中で、新型コロナウイルス3類移行と申し上げましたが、これは5類移行でございます。失礼いたしました。

---

◎日程第4「諸報告」

**副議長（中嶋君）** 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和5年3月31日現在の経営状況報告書の提出がでございます。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりでございます。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりでございます。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

---

**副議長（中嶋君）** 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第11「議案第39号 令和5年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**副議長（中嶋君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、日程第5の案件から議案第39号まで、続けてご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる中村清子氏に代わり、長谷川明美氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

長谷川氏は、昭和57年中野市立科野小学校教諭として勤務されて以降、上田市及び千曲市の多くの小学校で教諭として平成28年まで勤務されました。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方です。

中村氏には、1期3年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

次に、専決第11号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,514万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億5,569万8千円（同日「73億5,569万8千円」に訂正あり）といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、生活困窮者価格高騰特別対策事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する県支出金1,550万円、財政調整基金からの繰入金964万9千円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、原油価格・物価高騰等による経済的負担を軽減するため、低所得の世帯及びその子育て世帯の支援として、生活困窮者価格高騰特別対策事業に係る経費1,150万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費400万円のほか、確定申告等に伴う法人町民税などの税償還金・還付加算金840万円、南条保育園空調設備更新工事120万円をそれぞれ増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

次に、議案第35号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって玉木守二委員の任期が満了となりますが、引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を固定資産評価審査委員会委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和5年10月1日から3年間であります。

次に、議案第36号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲市、坂城町、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・坂城町等公平委員会の委員について、本年11月20日をもって鈴木恒夫委員の任期が満了となりますが、引き続き、経験豊富で人格、識見ともに優れている同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和5年11月21日から令和9年11月20日までの4年間であります。

続きまして、議案第37号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日付で農業委員が辞任したことに伴い、柳澤一男氏を新たな農業委員会委員として任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

柳澤氏は、農業に関する見識が高く、豊富な経験と知識を有しており、また、地域の信望も厚く、職務を行うにふさわしい方であります。

なお、任期は、任命の日から現農業委員の任期が満了する令和6年5月17日までであります。

続きまして、議案第38号「令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町文化センターの耐震性の確保と利便性の向上を図るため、耐震補強及び大規模改修工事を施工する請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容といたしましては、耐震診断判定書に基づく耐震補強と防災設備の設置・機能改善・省エネ化に向けた大規模改修を行うものであります。

契約金額は4億7,850万円で、契約の相手方は岡谷・関口建設工事共同企業体であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和6年3月29日までであります。

最後に、議案第39号「令和5年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、故障時等における迅速な対応を図るため、びんぐし湯さん館等に温泉を供給している上平島温泉源泉の水中ポンプの予備機1基の調達に係る売買契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、契約金額は594万円で、契約の相手方は、清水機工株式会社千曲本社であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

またちょっと間違ったようであります。専決第11号の歳入歳出予算の総額で、75億5,569万8千円と言いましたが、73億5,569万8千円に訂正願います。失礼いたしました。

**副議長（中嶋君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

---

◎日程第6「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

◎日程第7「議案第35号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

◎日程第8「議案第36号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

◎日程第9「議案第37号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

◎日程第10「議案第38号 令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第11「議案第39号 令和5年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について」

**副議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**10番（山城君）** ポンプの件なんですけれども、2点お伺いします。まず入札に参加した企業は何社で最高の入札額が幾らか、この点についてまずお聞かせください。

**企画調整係長（宮下君）** ただいまの山城議員さんのご質問にお答えいたします。まず、入札に参加した企業でございますが、2社でございます。また、最低の落札した金額が今回の議案の594万円でございます。

**副議長（中嶋君）** 今、調べていますからちょっとお待ちください。

**企画調整係長（宮下君）** 最高の金額ということで、そちらは616万円となっています。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

**副議長（中嶋君）** ここで、地方自治法第117条の規定により、宮入健誠君の退席を求めます。

（宮入健誠議員 退席）

**副議長（中嶋君）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時08分～再開 午前11時08分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

日程第12「議案第40号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

て」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**副議長(中嶋君)** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** では、議案第40号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日付で農業委員が辞任したことに伴い、宮入健誠氏を新たな農業委員会委員として任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

宮入氏は、豊富な経験と知識を有し、中立の立場で公正な判断ができ、また、地域の信望も厚く、職務を行うにふさわしい方であります。

なお、任期は、任命の日から現農業委員の任期が満了する令和6年5月17日までであります。

以上、ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**副議長(中嶋君)** 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第12「議案第40号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)同意」

---

**副議長(中嶋君)** ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時12分～再開 午前11時12分)

**副議長(中嶋君)** 再開いたします。

日程第13「議案第41号 令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第26「議案第54号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」までの14件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**副議長(中嶋君)** 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** それでは、議案第41号から議案第54号まで続けて説明申し上げます。

まず、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額82億8,637万3千円、歳出総額81億7,749万5千円、歳入歳出差引額1億887万8千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で令和5年度へ繰り越した町道A01号線等の道路改良事業や、橋梁修繕事業などの繰越事業の充当財源となる6,248万8千円を除いた4,639万円であります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた2,400万円を除く2,239万円が令和5年度への繰越金であります。

まず、歳入の主な内容といたしましては、自主財源のおよそ6割を占める町税につきましては、法人町民税の増収等により、令和3年度と比較しプラス7.3%、約1億8,800万円の増額となりました。

また、地方交付税につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことで、普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額は増額となり、普通交付税として交付されたことから、プラス13.3%、約2億円の増額となりました。国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症、物価高騰への対策費用として、地方創生臨時交付金等は交付されましたが、令和3年度で実施した子育て世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の減額等により、約3億7,200万円の減額となりました。

続いて、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症、物価高騰への対策に要する費用として、地方創生臨時交付金約1億7,400万円を活用し、好評により今年度も実施した「さかきのお店応援券事業」、スタンプラリー事業など、事業者や町民への支援の取組や、物価高騰等の影響を大きく受けた運送事業者や中小企業等への事業継続支援金事業のほか、農業資材価格等高騰対策事業などを実施いたしました。

また、コロナ禍におけるデジタル化を推進するため、住民票等コンビニ交付事業を開始し、利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカード取得者にプリペイドカードを配布したマイナンバーカード普及促進事業を実施いたしました。

ハード事業といたしましては、開館20周年を迎えたびんぐし湯さん館リニューアル改修事業に約2億8,500万円、ボルダリング施設を新設した町体育館の耐震補強・大規模改修事業に約2億8,400万円、昭和橋等の橋梁修繕事業に約1億5,600万円などを支出したところであります。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

議案第42号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億6,675万5千円、歳出総額13億6,527万5千円で、歳入歳出差引残額は148万円となります。このうち75万円を国民健康保険基金に積み立て、73万円を令和5年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億6,911万2千円、県支出金9億9,923万7千円、一般会計繰入金8,347万1千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費9億8,415万5千円、事業費納付金3億4,772万3千円、保健事業費1,596万7千円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと3.7%の減となっております。

議案第43号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7億8,081万7千円、歳出総額7億8,081万7千円で、歳入歳出同額となっております。

歳入の内容といたしましては、用地の売払いによる財産収入7億8,081万7千円であり、歳出の内容といたしましては、用地の土地取得費7億8,081万7千円であります。

議案第44号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に坂城・南条・中之条地区の整備により、令和4年度末で供用面積は595ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は96%となりました。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額8億2,278万7千円、歳出総額8億423万3千円で、繰越明許費繰越額の1,818万7千円を除いた36万7千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容といたしましては、受益者負担金8,351万3千円、下水道使用料1億8,257万2千円、国からの交付金4,022万4千円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町債1億1,630万円であります。

歳出の主な内容といたしましては、上流処理区維持管理負担金7,865万8千円、下水道管渠工事費2億672万9千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,067万7千円、長期債元利償還金3億8,938万1千円であります。

議案第45号「令和4年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億8,484万5千円、歳出総額13億6,117万6千円で、歳入歳出差引残額は2,366万9千円となり、このうち20万円を支払準備基金に積み立て、2,346万9千円を令和5年度に繰り越したところで



あります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料3億431万4千円、国庫支出金3億2,804万1千円、支払基金交付金3億3,888万円、県支出金1億8,604万4千円、繰入金1億8,918万5千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億449万円、基金積立金4,021万4千円、地域支援事業費6,280万8千円であります。

前年度と比較し、保険給付費は1.3%の減、地域支援事業費は15.4%の増でありました。

議案第46号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億4,722万5千円、歳出総額2億4,722万円で、歳入歳出差引残額は5千円となり、全額を令和5年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1億9,963万円、一般会計繰入金4,711万8千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億4,568万6千円、事務費等総務費114万3千円であります。

続きまして、議案第47号「坂城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、総務省による公営企業会計の適用への要請により、令和6年度より、坂城町下水道事業特別会計から地方公営企業法に適用する公営企業会計への移行に伴い、本条例を制定し、併せて坂城町下水道事業特別会計条例を廃止するものであります。

その背景といたしましては、下水道事業などの公営企業が、人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大のほか、国・地方を通じた厳しい財政状況にあることなど、取り巻く状況が変化し改革が必要であることから、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、地方公営企業法の規定する財務規定等を適用し、複式簿記による経理処理など経営の見える化により、経営基盤の強化を図るものであります。

続きまして、議案第48号「坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、条例中で引用する特別措置法の条項に関して、法改正に伴う条ずれを改めるものであります。

続きまして、議案第49号「坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、金融機関と保証協会の間における保証申込手続の電子化により、県制度資金に係る申込手続の手順が改定されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、資金のあっせん決定に係る通知先に関して、金融機関及び保証協会としていたものから保証協会を削るものであります。

続きまして、議案第50号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,601万円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億170万8千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方交付税3億1,055万4千円、国庫支出金569万5千円、前年度繰越金1,238万9千円をそれぞれ増額し、基金等からの繰入金2億6,538万5千円、町債1,803万5千円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、令和6年度開始の個人住民税の特別徴収税額通知の電子化及び森林環境税に係るシステム改修委託料339万3千円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金300万円、出産・子育て応援給付金300万円、中小企業融資に係る保証料補給金750万円、町道及び林道の除雪作業に要する費用1,100万円、バラ公園施設整備工事費230万円をそれぞれ増額するものであります。

また、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

続きまして、議案第51号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,716万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金22万9千円を増額し、歳出の内容につきましては、保健普及衛生費3万3千円、基金積立金19万6千円を増額するものであります。

続きまして、議案第52号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億1,778万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金36万7千円を増額し、歳出の内容につきましては、職員人件費等854万9千円を減額し、工事請負費854万9千円、一般会計繰出金36万7千円を増額するものであります。

続きまして、議案第53号「令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい

て」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,346万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,514万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金2,346万8千円を増額し、歳出の内容につきましては、国庫支出金返還金1,720万円、支払基金交付金返還金310万8千円、県費支出金返還金310万3千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じて一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第54号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億5,779万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金4千円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金4千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**副議長（中嶋君）** 続いて、各課長等に、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

**財政係長（宮嶋君）** 令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について決算書の事項別明細書13ページから、及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書事項別明細書の13ページから14ページにかけての款1町税につきましては、歳入総額が27億7,811万5千円で、前年度と比較しまして、率にしてプラス7.3%、金額で1億8,788万7千円の増収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比マイナス12.0%、法人分では、コロナ禍から企業の業績は回復基調によりプラス60.6%、町民税全体ではプラス8.4%、9,837万3千円の増、固定資産税につきましては、新型コロナに係る特例による軽減が終了したことにより、プラス6.3%、軽自動車税はプラス4.2%、町たばこ税はプラス8.3%、入湯税につきましてはマイナス8.1%という状況でございました。

続いて、款2地方譲与税でございます。令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,751万3千円、前年度対比プラス0.8%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額77万円で、前年度に対

し57万3千円の減、款4配当割交付金は、決算額939万4千円で105万8千円の減、14ページから15ページにかけての款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額686万1千円で、440万円の減となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を、県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、令和4年度の交付基準については、経過措置により法人税割3分の1、従業者数割3分の2で交付され、当町の交付額は6,784万6千円で、前年度に対し2,000万5千円の減となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億8,478万2千円で、前年度対比プラス1.7%、635万4千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時に自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源として、その一部が県から交付され、決算額は445万7千円で、前年度に対し16万3千円の減となっております。

次に、15ページから16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分や、固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額は1,771万3千円で、前年度に対し8,451万4千円の減となっております。

続きまして、款10地方交付税でございます。4年度の普通交付税は臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことにより、算定の基礎となる振替後の基準財政需要額が増額算定となり、普通交付税として反映されたことに加え、国の補正予算により地方交付税の総額が増額となったことから、交付額については前年度対比プラス14.3%、1億9,811万7千円の増となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し204万8千円の増額となり、地方交付税全体の決算額17億354万円で、前年度対比プラス13.3%、2億16万5千円の増となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額150万3千円で、前年度に対し18万5千円の減でございます。

次に、16ページから17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合稼働延長負担金の減額などにより、決算額3,448万1千円、前年度に対し3,627万4千円の減、19ページにかけての款13使用料及び手数料につきましては、決算額6,631万3千円、前年度に対し154万8千円の減でございます。

続きまして、19ページから23ページにかけての款14国庫支出金につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等の補助金等が交付されましたが、前年度に実施した子育て世帯臨時特別給付金

事業に係る補助金の減などにより、前年度に対し3億7,234万3千円減少し、決算額は9億1,886万5千円でございます。

次に、23ページから26ページにかけての款15県支出金につきましては、決算額4億2,656万1千円で、介護施設整備に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金等の交付により、前年度対比プラス19.3%、6,912万円の増でございます。

27ページから28ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや基金積立金利子が主なものであり、決算額は2,567万円で、前年度に対し573万7千円の増となっております。

続きまして、28ページの款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金などにより、決算額は1億6,193万5千円、前年度に対し1億886万9千円の減となっております。

次に、28ページから29ページにかけての款18繰入金につきましては、事業の目的に応じた特定目的基金からの繰入れが主なもので、町温泉施設改修工事に伴うびんぐし湯さん館施設整備等基金からの繰入れなどにより、決算額は7億3,999万9千円で、前年度に対し4億2,963万5千円の増、款19繰越金につきましては、決算額5,216万1千円で、前年度に対し919万2千円の増となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等で、決算額は4億8,562万9千円、前年度対比プラス1.2%でございます。

歳入の最後になりますが、32ページから33ページにかけての款21町債につきましては、決算額3億3,226万5千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、町体育館耐震補強工事に係る緊急防災・減災事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債の発行を行いました。

臨時財政対策債が大幅に減額となったことにより、前年度対比マイナス34.3%、1億7,378万8千円の減となっております。

以上、歳入総額は82億8,637万2,836円で、前年度対比プラス1.4%、1億1,082万2千円の増となりました。なお、調定に対する収納率は全体で97.7%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

**副議長（中嶋君）** 次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

**総務課長（関君）** 歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細につきましては、「令和4年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書38ページをご覧ください。41ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

なお、総務一般経費のうち、40ページの節12健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、会計年度任用職員が受診しており、職員が何らかの形で健診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。

41ページにかけての職員研修事業につきましては、人事評価研修、メンタルヘルス研修、専門研修及び階層別研修などを実施いたしました。

職員厚生事業につきましては、市町村職員互助会の負担金などでございます。

目2文書費につきましては、役場全体の文書発送用の通信費、複写機の賃借料、例規集のデータベースシステム等の使用料が主なものでございます。

42ページにかけての目3財政管理費は、町全体の有料道路通行料などのほか、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するほか、主要施策の成果及び実績報告につきましては、町ホームページで公開しております。

**会計管理者（大橋君）** 続きまして、42ページ、目4会計管理費につきましては、節10需用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節11役務費につきましては、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る除草等の委託経費が主なものでございます。

次に、目6企画費であります。43ページにかけての企画政策推進経費では、節18で長野・上田両広域連合への負担金のほか、町の移住定住人口の増加を目指して、移住体験ハウスへのエアコン設置等の工事費や、町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金が主なものでございます。なお、高校生タイ国研修事業につきましては、令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止といたしてございます。

44ページにかけての温泉管理事業につきましては、開館から20周年を迎えたびんぐし湯さん館のリニューアルに係る温泉施設維持補修工事費や、設備更新に係る製造委託のほか、節18では燃料費の高騰などによる経営への影響を考慮して、指定管理者の町振興公社に対し持続化負担金を支出いたしました。

45ページにかけてのまちづくり推進事業では、節7で行政協力員の謝礼、節12では文書配布等の行政事務委託、節18では地域づくり活動の支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、節24での信州さかきふるさと寄附金などの基金積立てが主なものでございます。

続きまして、国際交流事業では、節18で長野地域連携中枢都市圏事業の外国人向け日本語

教室の実施に係る負担金を支出いたしました。なお、町国際交流協会では、独自に創設したウクライナ支援基金を通じ、これまでに750万円を超える義援金をお寄せいただいております。

スマートタウン構想事業であります。住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどを対象に、家庭におけるエネルギーの効率的な利用促進に向け補助を行いました。

続きまして、ふるさと納税事業につきましては、節7のふるさと寄附をされた方への返礼品代のほか、寄附者への利便性を高め、全国から寄附を受けやすい体制を整えるため、節12でのインターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費であります。46ページにかけての広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保守などに係る経費で、主なものは節12のインターネット系サーバーとシステムの保守に係る委託料、節13のシステムの使用料とハードウェアのリース料などがございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷製本が主なもので、電子自治体事業は、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築されたLGWANについて、幅広く業務に活用するための増設工事を行ったほか、節13のデータセンターの使用料やネットワーク機器の賃借料、節18においては県へのネットワーク負担金といったものが主なものでございます。

47ページにかけまして、目8電算費であります。行政事務等に係る電算化の経費が主なもので、節12において機器等の保守料、節13ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節18では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

また、繰越電算一般経費では、転出転入ワンストップサービスへの対応としてシステム改修を行ったものでございます。

**総務課長（関君）** 48ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房、空調機器設備の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。工事請負費にて役場庁舎4階内壁タイル改修工事を、備品購入費にて庁用車の更新を行いました。

なお、繰越業務管理費一般経費におきましては、ダンプの更新を行っております。

**住民環境課長（山下君）** 48ページ、目11防犯対策費でございますが、節10需用費の主なものは、防犯灯に係る電気料の光熱水費、節14は防犯灯の設置工事、節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして、目12交通安全対策費の主なものは、節7交通指導員などの報償費のほか、節10需用費のうち、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品、節

18は千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等でございます。

49ページ、目13消費生活費の主なものは、節7消費生活展に係る謝礼のほか、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、50ページにかけての目14男女共同参画推進費であります。節7で3年ぶりに開催をいたしました女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼、節18では女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助などが主なものでございます。

**総務課長（関君）** 50ページの目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、令和3年度に引き続き令和4年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を給付したもので、節18の給付金以外は給付に係る事務的な経費でございます。

繰越住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、令和3年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ給付金及び給付に係る事務経費でございます。

**収納対策推進幹（細田さん）** 続きまして、50ページから52ページにかけての項2徴税費、目1税務総務費につきましては、主に職員及び一般職非常勤職員の人件費等経常的経費のほか、節18負担金補助及び交付金における長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、目2賦課徴収費につきましては、主なものは節10需用費の印刷製本費では、町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷に係る費用、節11役務費の通信運搬費では、町税等の納税通知書等の送付に係る郵送料等、節12委託料は住民税固定資産税等の課税に係る電算処理業務委託料や、令和6年度基準固定資産税評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。また、節22償還金・利子及び割引料は、個人町民税や法人町民税等の税額確定及び税額更正によります過年度過誤納金の還付金及び還付加算金でございます。

**住民環境課長（山下君）** 53ページから54ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。そのほか、節7報償費はマイナンバーカードの普及促進用に交付したプリペイドカードの経費、節12委託料は住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

**総務課長（関君）** 54ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

55ページ、目3参議院議員選挙費は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙に係る経費でございます。

56ページにかけての目4長野県知事選挙につきましては、8月7日執行の長野県知事選挙に係る経費でございます。



57ページにかけての目6県議会議員選挙につきましては、本年4月9日に予定していた県議会議員選挙に要した経費でございますが、ポスター掲示板の設置など、令和4年度中に行った事前準備に係る経費でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、57ページの項5統計調査費のうち目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

目2委託統計調査費では、学校基本調査のほか、本年度が本調査となっております住宅土地統計調査における単位区設定や、令和4年10月1日を基準日とした就業構造基本調査を実施いたしました。

**総務課長（関君）** 58ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

**副議長（中嶋君）** 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 午前に引き続きまして、決算書58ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費からご説明いたします。59ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。また、節24にて保健福祉等複合施設建設に向け、基金積立てをいたしました。

60ページにかけての社会福祉協議会補助事業は、社協の円滑な運営を支援するための社会福祉協議会補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

生活困窮世帯緊急支援金給付事業は、物価高騰により生じる経済的負担を軽減するため、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金の給付の対象とならない生活困窮者に対して支援金を支給いたしました。

**住民環境課長（山下君）** 続いて、60ページ、目2国民年金事務費でございますが、主なものは節10需用費のうち印刷製本費で、二十歳のつどいの対象者に啓発物品を作成し、配布、啓発いたしました。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、目3老人福祉費でございます。61ページにかけての老人福祉一般経費は、節18にて長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金のほか、老人福祉施設整備事業補助金を町内に開所した介護施設事業者に支出いたしました。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀会行事への補助、敬老祝金事業が主なものでご

ございます。

高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎などの外出支援サービスに要した経費でございます。

62ページにかけての介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などがございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか光熱水費、燃料費が主なものでございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。63ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金のほか、町内の障がい福祉事業所について、物価高騰による負担軽減をするため助成金を支出いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

64ページにかけての心身障がい者町単事業は、新たに精神障がい者の入院医療費の助成を行ったほか、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託費など事務的な経費でございます。

65ページにかけての介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付費が主なものでございます。

自立支援医療事業費は、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療などについて、自己負担分に対する給付を行ったものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

66ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、66ページから67ページにかけての目5人権同和推進費の主なものは、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金を交付したほか、節14では網掛園芸施設の解体撤去工事を行っております。

次に、68ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なもので、隣保館ふれあい交流フェスティバルにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。

また、節14にて隣保館の階段屋根防水工事及び階段内装の修繕工事、自動火災報知設備の更新工事を実施しております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、目7高齢者対策費は、養護老人ホームの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。69ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務委託が主なものでございます。また、町内介護保険事業所に対して、物価高騰支援助成金を支出いたしました。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3から5の方や、重度障がいの方が日常生活している居室や浴室などを改修することに要した経費の一部を補助いたしました。

70ページにかけての高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のための生きがい活動支援通所事業、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社会福祉協議会に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給をはじめ寝具洗濯等サービスの委託や、介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報償、緊急通報システム、あんしん電話と水道メーターによる見守りシステムの運用に要する経費が主なものでございます。

71ページにかけての目9電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業は、価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し負担を軽減するため給付をいたしました。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したものでございます。

72ページの障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に生活支援を行うため、ひとり親世帯以外について対象児童1人につき5万円の支給を行ったほか、償還金として令和3年度に実施した給付金の精算による国庫返還金が主なものでございます。

73ページにかけての低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業は、県が実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について、事業に係る制度周知などの事務を町が実施したものでございます。

子育て世帯等臨時特別給付（先行給付）支給事業と、子育て世帯等臨時特別給付金支給事業は、令和3年度に実施した給付事業で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯について支援したもので、事業の精算に伴う国庫返還金でございます。

子育て世帯物価高騰支援事業は、エネルギーや食料品等の価格高騰により大きな影響を受ける子育て世帯に対し、物価高騰による負担を軽減するため、町独自の支援金を給付いたしました。

次に、目2母子父子等福祉費でございます。74ページにかけての母子父子等福祉事業費では、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金の支給などを行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

**子ども支援室長（橋本君）** 続きまして、74ページから75ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

76ページから80ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしましては、需用費では、ガス代や灯油代の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また委託料では、施設や機械類の保守管理料でございます。

80ページから81ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、81ページの目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、児童図書等の備品の購入費でございます。

81ページから83ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口としまして専門職である公認心理師や家庭児童相談員、保育士を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。また、センターの空調設備を更新するなど環境整備にも努めたところでございます。

続きまして、83ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、安心して出産・子育てができる環境を整える事業でございます。令和4年度からの新規事業で、1人当たり3回の相談支援と、経済的支援としまして、妊娠届出時に出産応援交付金として5万円、出生後に子育て応援交付金として5万円の給付をいたしました。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費でございますが、町の災害見舞金支給制度に基づき、火災等により建物に被害を受けた方への見舞金などがございますが、こちらは支出がございませんでした。

**保健センター所長（竹内さん）** 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。83ページから84ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

85ページにかけての精神保健福祉等事業は、こころのリハビリ教室やこころの健康相談の開催等、心の健康の支援に関する経費でございます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、複合施設建設準備事業では、保健・福祉・子育て分野を中心とする新施設建設を行うための建設準備委員会を立ち上げ、先進地視察と委員会を開催し、主な支出は専門家のアドバイザー委託料でございます。

**保健センター所長（竹内さん）** 続きまして、目2予防費でございます。86ページにかけての予防費一般経費は、休日における医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金、信州上田医療センター医師確保事業補助金のほか、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター再編成事業に対する補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

87ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

88ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に

基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

89ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、ワクチン接種に係る人件費及び接種委託料、接種の予約等を行うコールセンターの委託料が主なものでございます。

繰越新型コロナウイルス予防接種事業は、接種の実施に係る繰越事業として、コールセンター委託に係る経費でございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。90ページにかけての健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

91ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象とした一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施いたしました。

食育・健康づくり推進事業は、食育や健康づくりのための教室などの開催に係る経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費、保健センター管理一般経費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

**住民環境課長（山下君）** 91ページが目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節1環境衛生委員の報酬となります。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節12家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託となります。

自治区環境整備補助事業は、節18で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助となります。

不法投棄ごみ撤去事業は、節12主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託となります。

狂犬病予防事業につきましては、節12獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

92ページが目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節12町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

**建設課長（堀内君）** 続きまして、92ページ、目9上水道費につきましては、県営水道の普及を促進し公衆衛生の向上を図るため、上水道管の新設工事を実施した方に対する県営水道普及促進補助金であります。令和4年度は支出がありませんでした。

続きまして、93ページ、目10合併処理浄化槽設置費につきましては、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため、県内市町村で組織された長野県浄化槽推進協議会への負担金でございます。

**住民環境課長（山下君）** 93ページから94ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節10需用費の印刷製本費、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費となります。節11はごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業は、節18で区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節10需用費の消耗品費は、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入となります。節12は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料、節18は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。

資源物回収奨励事業は、節7報償費でPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、節18個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節18で千曲衛生施設組合の負担金、し尿投入手数料に係る負担金でございます。

**商工農林課長（竹内君）** 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

94ページから95ページにかけての労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

移住定住・就職支援事業では、節12で町内企業に勤務する方の居住状況及び人材確保に関する調査をテクノハート坂城協同組合に委託し、勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

96ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料のほか、節14で老朽化による冷暖房設備の更新工事を実施いたしました。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、97ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬と職員の人件費が主なもので、農業者年金業務は、農業者年金への加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

繰越農業委員会一般経費では、農地の現場確認などを効率的に行うために交付される補助金を活用し、令和3年度からの繰越しによりタブレット端末の整備を行いました。

98ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費

でございます。

99ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の認定新規就農者への支援として、新規就農者育成総合対策事業補助金を1名に交付、また、新規就農者支援補助金として3名への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて6名に奨励金を交付したほか、農業後継者の経営発展に向けた取組を支援する経営継承・発展支援事業補助金を1名に交付いたしました。

また、コロナ禍における石油価格や農業用資材などの高騰に対する営農支援として、農業資材価格等高騰対策事業補助金を交付いたしました。

地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託したほか、節18で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

100ページにかけての需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業費補助金により、坂城町農業再生協議会において水田における転作状況の現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対して転作推進補助金を交付いたしました。

農振地域整備促進事業では、町の農業振興地域整備計画の総合見直しに向けて、節12で農家などへのアンケートの実施や、農振農用地区域図の整理など、基礎資料の作成について業務委託を行いました。

農地銀行活動促進事業では、町内6か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、101ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費のほか、節14で農産物加工センターの給湯器の更新と合併浄化槽の改修工事を行い、節17で食品加工器具の更新を行いました。

さかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信のほか、ねずこん着ぐるみの修繕を行い、節18でさかきブランドづくり事業採択者や、ねずみ大根まつり実行委員会への補助を行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行ったもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、コロナ下でのイベントとして、テイクアウトに特化した坂城駅前葡萄酒マルシェやオンラインによるワインセミナーに対し補助金を交付し、町内外から大変多くの方にご参加をいただきました。

102ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節15で入横尾区及び網掛区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電気柵等の設置補助金を交付いたしました。



目5農地費、農地一般経費では、節18でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

103ページにかけての農道等基盤整備町単事業では、農免道路和平線の用地測量のほか、坂城地区における水門の遠隔監視制御装置の更新、また、用水路2か所の改修工事を行い、町単補助事業では自治区等からの要望を受け、12地区に対し原材料支給や工事に対する補助を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計7団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対する補助金を交付し、農業水路等長寿命化防災減災事業では、千曲川増水時における迅速な対応を図るため、南条宮ノ下の欠口排水樋門の電動化工事を行いました。

次に、項2林業費、目1林業総務費でございますが、104ページにかけての林業総務一般経費では、職員の人件費のほか節12において森林づくり県民税などを活用した森林教育や里山整備を行い、また、節18において間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目2林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行っております。

105ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費を支出したほか、節14において苜屋原地区比丘尼石地籍における落石対策工事を行いました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」への補助金を交付いたしました。

106ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節13及び節15では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

目4森林環境整備推進事業費では、節12において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節17で効率的な森林整備に向けたドローン等の空撮用備品の購入、節18では森林所有者への意向調査に基づき、3者協定を締結した森林整備に対する補助を行い、節24において今後の対象森林整備に向けて森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございます。107ページにかけての商

工総務一般経費では、職員の人件費のほか節18において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣しております公益財団法人に補助金を交付いたしました。

108ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費では、節18で商工業振興補助金を20社に対し支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、そして町内飲食事業者を支援した「坂城井井」事業に対する補助、また商業店舗等のリフォームに対する補助を6件に対し行いました。

中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を106件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を242件実施したほか、町内企業の受注機会、販路拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出し、令和4年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて106件、9億762万円の融資を実行いたしました。

また、節22で制度資金の繰上償還による保証料返還金を国庫に返納し、節24の積立金では、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策の5年間の利子補給に対する2年目以降の補給額について積立てを行いました。

109ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城へ委託したほか、節14で令和2年度に取得しました旧宮原邸敷地の基盤整備工事を実施いたしました。

110ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けている町内事業所の支援として、「さかきのお店応援券事業」や中小企業等事業継続支援金事業など様々な支援事業を展開し、事業の継続や経営の安定、また雇用の維持を図りました。

目3観光費、観光一般経費では、節12で葛尾城跡などの遊歩道整備と御堂川など桜並木の手入れなどを地元区などへ委託し、節14でふるさと歴史館駐車場にある北国街道案内看板などを整備したほか、節18では各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

町民まつり事業では、町民まつり運営のため実行委員会への補助を行いました。第45回町民まつり坂城どんどんは、開催直前に新型コロナウイルス感染者が急増したため、昼の部を中止とし、花火の打ち上げのみの実施となりました。

111ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費の支出のほか、節14の工事請負費では、B. Iプラザ北側のシャッター修繕及び屋根改修工事を実施し、節18では工業関係の各種団体への負担金、補助金を交付いたしました。

112ページにかけての工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内の樹木伐

採などの環境整備を行い、節14で南条産業団地の調整池整備工事を行ったほか、節24で工業振興施設等整備基金への積立てを行いました。

坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助のほか、金属3Dプリンターや三次元測定器などの試験機器の整備などに対する補助を行いました。

113ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節12で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、展示企画として、アニメクリエイターと刀匠のコラボレーションによる「二次元VS日本刀展」などの特別展や企画展の開催に伴う経費などを支出いたしました。

**建設課長（堀内君）** 続きまして、113ページから114ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、土木総務一般経費は、職員の人件費のほか、節17備品購入費では、町で管理するトラックに係るスタッドレスタイヤ等に係る購入費が主なものでございます。

115ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費は、道路・橋梁の照明等の電気料、道路台帳の整備に係る委託料、県事業に対する町負担金が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内24区が実施した24か所の土木工事に係る補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止柵など交通安全施設5か所の整備に要した経費等でございます。

目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12委託料において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持補修工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、116ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では金井工区、保地工区における補償算定業務等委託や、節14の金井工区の道路改良工事及び節16の用地代が主なものでございます。

続きまして、道路改良事業（舗装修繕）は、A01号線の坂城地区などの舗装修繕を、また繰越道路改良事業（A01号線）は、令和3年度から繰り越した保地工区の実施設計委託及び酒玉工区の工事費でございます。

繰越道路改良事業（舗装修繕）は、A01号線の坂城地区の舗装修繕を繰越しにより実施した工事でございます。

続きまして、目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節12委託料で昭和橋の設計・施工監理を実施したほか、節14では昭和橋に係る修繕工事を行ったものでございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、昭和橋、64号橋等の橋梁修繕に係る設計業務等の委託料及び工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う18団体への補助金。

117ページにかけての目2河川改良費、河川改良一般経費では、節14の水路しゅんせつ工事10か所、水路改良工事4件等にかかった経費でございます。

次に、118ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

空家活用事業では、坂城町空き家情報バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空家バンク利用促進補助金を3件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅の合計3件の耐震診断を行いました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、24件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、119ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費は、職員の人件費と都市計画等の策定業務委託に係る経費が主なもので、目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

120ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節12でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に。また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託や、節14ではびんぐしの里公園等の遊具等の修繕工事を行い、節24は公園整備基金への積立てを行いました。

121ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節12においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇の管理委託、節14ではバラ公園の駐車場整備工事のほか、ベルアーチ設置工事を、節18はばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

122ページにかけての項6高速交通対策費のうち、目1高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節12の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行事業の委託料、節13では循環バス2台分の賃借料などで、節14では坂城幼稚園前のグリーンベルト設置工事、節18の主なものとして、しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町村で負担し、車両更新などを実施いたしました。また、新たな公共交通システムを検討するため、町地域交通利用促進協議会への補助を行い、デマンド交通の実証実験を開始し、乗合タクシー運行业務委託を実施いたしました。

繰越高速交通対策一般経費につきましては、3年度からの繰越事業として実施された、しな

の鉄道の車両延命修繕工事に係る負担金を支出したものでございます。

目2 高速交通対策整備事業費の湧水対策事業の主なものは、節10の町内8か所の湧水対策用井戸ポンプの電気代が主なものでございます。

項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費の主なものは、御所沢地区に係る地籍調査に係るシステムの保守等委託料及び使用料について支出したものでございます。

繰越地籍調査事業につきましては、御所沢地区について、原図等図面作成、地積測定を行ったほか、素図作成、境界立会い及び現地測量等を実施いたしました。

**住民環境課長（山下君）** 123ページの款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

124ページにかけての目2 非常備消防費でございますが、節7は消防団員の退職報償金、節18は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、124ページから125ページにかけての目3 消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものといたしましては、節14で第6分団のホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の修繕工事費、節17は各分団の更新用として消防用ホース、また第6分団の小型動力ポンプ、第3分団の軽積載車を購入いたしました。

節18は消火栓修繕5基に係る上田水道管理事務所への工事負担金等でございます。

**建設課長（堀内君）** 続きまして、125ページの目4 水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。なお、総合防災訓練の際に坂城町消防団と協力し水防訓練を実施いたしました。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、126ページにかけての目5 防災費につきましては、同報系防災行政無線の管理に係るもので、節11で回線の通信料、節12では設備の保守点検料、節14で住民の異動などに伴う戸別受信機等の設置工事費など、同報系防災行政無線の通常の利用に係る経費のほか、落雷による障害を受けたシステムの復旧業務に係る委託料を支出してございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 続きまして、126ページからの款10 教育費についてご説明いたします。

126ページの項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

128ページにかけての目2 事務局費、事務局一般経費は、特別職、一般職のPersonnel費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーのPersonnel費のほか、校務用パソコンなどの使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そ

して文教施設整備基金への積立てが主なものでございます。

教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助金などの負担金補助及び交付金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、小学2年生から中学3年生までを対象に、各学校の体育館等を会場に、外国の方々との交流を通じて国際感覚を楽しみながら養う国際交流事業として、English Day in坂城町を計画いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止といたしました。

129ページにかけての私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園への施設型給付補助金及び町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する児童の特定教育・保育の無償化に伴う給付費などが主なものでございます。

教員住宅管理事業は、老朽化していた中川原教員住宅の解体撤去に要する経費でございます。

学力向上事業は、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上に努めました。また、小学4年生以上の小中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

130ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、各小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

131ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台端末等と、高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託が主なものでございます。

次に、項2小学校費、目1小学校総務費、小学校総務一般経費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、坂城小学校では昇降口タイル改修工事及びジャングルジムなどの遊具設置、村上小学校では体育館器具庫の床の張り替え及びブランコ設置などの工事を行いました。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、スマートエネルギー設備導入事業につきましては、災害時の避難所となる小学校体育館への継続的な電力供給とCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策を実現するため、南条小学校に蓄電設備を設置し既存の太陽光発電設備との連携を図るもので、今年度に繰り越して事業を実施しているものでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 続きまして、132ページから133ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費、修繕料など校舎管理に関わる経費、そ

して警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等でございます。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、消耗品、備品等の購入を行いました。小学校管理費につきましては、133ページからの目4坂城小学校管理費、135ページからの目6村上小学校管理費につきましてもほぼ同じ内容でございます。

次に、133ページにお戻りいただき、目3南条小学校教育振興費です。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用消耗品などの購入、図書や理科実験用などの教科用備品の購入、そして就学援助費等でございます。教育振興費につきましても、134ページからの目5坂城小学校教育振興費、136ページからの目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、137ページまでお進みいただきまして、項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校グラウンドの用具庫屋根防水工事を行いました。

続きまして、138ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主な内容でございます。

139ページにかけての目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材用備品等の購入、就学援助費等が主なものでございます。

140ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、第4回びんぐしの里薪能実行委員会や文化協会など各団体への補助金などでございます。

141ページにかけての文化の館事業につきましては、光熱水費や警備委託料などの施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、副館長、分館役員の謝礼、分館活動費の補助などが主なものでございます。

142ページの各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼や各種行事に係る経費等が主なものです。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、春のスポーツ大会をはじめ町民運動会、分館対抗球技大会等の行事について中止といたしました。

分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕及び備品整備に係る補助を行いました。

143ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費につきましては、主なものは図書館長の報酬、一般職、非常勤職員の人件費のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、図書の購入費のほか、光熱水費や館内清掃等委託、電気保安点検など施設の維持管理に係る経常的経費のほか、図書館エレベーターの改修工事及び屋根の塗装防水改修工事を行いました。

144ページの図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

145ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、一般職、非常勤職員の人件費、文化財保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体への補助、旧久保家住宅の警備委託などの維持管理に関わるもののほか、旧久保家住宅東側の駐車場整備とともに、長屋門前の不要建物の解体撤去を行いました。

146ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や、「第8回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る重機借り上げなどの経費が主なものでございます。

147ページにかけての目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経費が主なものでございます。また、格致学校1階の東面のしっくい壁修繕工事を行いました。

続きまして、148ページにかけての目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理に係る宿日直、清掃業務のシルバー人材センターへの委託料等の経費のほか、文化センター耐震補強・大規模改修工事に向けた設計委託を行いました。

次に、目7青少年育成費につきましては、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

続きまして、目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座の開催に係る経費が主なものであります。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、人数制限などの対策を講じた上で実施に努めました。

次に、149ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室の指導員への謝礼が主なものでございます。

150ページにかけての体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料のほか、町体育館の耐震補強・大規模改修工事やテクノさかきストリートパークへニュースポーツの普及を目的とした備品の整備などを行いました。

目2武道館管理費は、指導員への報酬のほか施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費が主なものとなっております。



次に、151ページから152ページにかけての目3食育・給食センター運営費につきましては、コロナ下における保護者の負担軽減と地産地消を推進し安心・安全な学校給食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。主なものは職員の人件費のほか、施設の燃料費、光熱水費、賄材料費や給食の配送、調理業務委託等の委託料に係る経費でございます。

**財政係長（宮嶋君）** 続きまして、152ページの款12公債費につきましては、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

153ページにかけての款14予備費につきましては、上平島温泉源泉水中ポンプ交換工事485万6,730万円のほか、8件について急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和4年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和4年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で支払う元利償還金に一部事務組合等が起こした起債分としての町の負担分を含めた額が、町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度から0.5ポイント減の7.9%となっております。

次の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

町の財政健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は81億7,749万4,867円で、前年度対比プラス1.1%、8,810万5千円の増となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で95.8%でございます。

以上で令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

**副議長（中嶋君）** 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中でございますが、ここで換気のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時36分～再開 午後 2時46分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、日程第13「議案第41号」から日程第18「議案第46号」までの6件は、令和

4年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（春日君）** ただいま議長より発言の許可をいただきました。5月の臨時会で監査委員に選任いただきました春日と申します。職責を全うしますよう努めてまいりますので、議員の皆様のご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和4年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

この意見書は、8月29日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

最初に審査の概要につきまして、審査期間は7月20日から7月31日まで及び8月17日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付されました令和4年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。内訳は坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の6会計でございます。

また、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和4年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は一般財団法人更埴地域勤労者共済会の令和4年度歳入歳出決算を対象といたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月17日に実施いたしました。

次に、審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は、記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和4年度に施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等からの主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容等について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げて実施しております。また、例月監査におきまして

も毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として一般財団法人更埴地域勤労者共済会についても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による財政健全化判断比率の審査につきましては、担当者から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算額及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。一般財団法人更埴地域勤労者共済会につきましても正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめました。適宜意見を添えながら説明させていただきます。

まず総括として令和4年度の決算について、一般会計と特別会計を表にまとめてございます。一般会計は歳入総額が82億8,637万2,836円、歳出総額が81億7,749万4,867円になりました。歳入歳出差引残高は1億887万7,969円となりました。

一方、特別会計ですが、五つの会計の合計額で歳入歳出総額を記載されております。歳入総額46億242万8,437円、歳出総額が45億5,871万9,922円になりました。歳入歳出差引残高は4,370万8,515円となりました。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめてございます。主要な四つの指標ではありますが、いずれも比率をもって評価するものであり、一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は79.1%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。昨年より0.1ポイントの増となっておりますが、昨年に引き続き低い数値となっております。引き続き抑制に向けて留意していただきたいと思っております。

次に、財政力指数ですが、0.641であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われておりますが、3年平均で昨年より0.041低下しております。引き続き財政の健全化に向けて努めていただきたいと思っております。

公債費比率は4.4%、実質公債費比率は7.9%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道会計を含めて計

算した数値でもあります。起債事業は将来の負担を負うものですから、運用にあたっては十分留意され、引き続き健全な財政運営に努めていただくようお願いします。

次に、5ページから8ページにかけまして、一般会計の詳細についてまとめてございます。決算額は歳入総額が82億8,637万2,836円、歳出総額が81億7,749万4,867円、歳入歳出差引残高は1億887万7,969円となり、そのうち2,400万円を地方自治法第233条の2の規定による基金として積み立てております。

歳入につきましては、収入済額は前年度と比較して1億1,082万2,026円の増加となっております。令和4年度の款別の収入状況は、表のとおりでございます。

次に、6ページには町税の税目別収入状況を一覧にしております。町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、全体の収入済額は27億7,811万4,440円で、前年と比較して額で1億8,788万6,418円、率で7.3%の増加となっております。町民税の収入済額は12億7,023万6,867円で、前年比8.4%の増となっております。そのうち個人町民税は12%の減、法人町民税は額で1億9,975万8,900円、率で60.6%の増となっております。

次に、収納率についてですが、現年課税分で99.5%となり、前年度と比較して0.2ポイントの改善、滞納繰越分を含めた町税全体で94.7%と、前年比1.3ポイント改善されております。

一方、収入未済額全体の残高は、収入率の増加、滞納処分が行われたこともありまして、前年より5,017万9,054円減少となっております。未納額の解消には大変ご苦労されているところではあります、引き続き徴収率の向上に努めてください。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

歳出の状況については、8ページにまとめてございます。歳出額は前年比8,810万5,276円の増となっておりますが、支出状況を款別の表にしてあります。また、表の下にまとめてありますが、令和4年度は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大により町行事等が中止となる一方で、原油価格・物価高騰等の影響を受ける町民や事業所等への支援など多くの事業が実施されるなど、大変な年度でありました。

そんな中でありますが、各事務事業の執行に適切に取り組まれているものと考えます。引き続き住みよいまちづくりを進め、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに積極的に取り組む中で、予算の適正かつ効率的な執行をお願いいたします。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出の決算額、収納の状況等を9ページから11ページにまとめてあります。お目通しいただき、説明のほうは省略させていただきます。

11ページ下段になりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページから13ページは、基金の運用状況についてです。一般会計18基金、特別会計2基金となっております。各基金の設置目的に合った活用がなされ、その処理は適切であると認めました。

次に、工事検査であります。7月31日に本年度施工された工事のうち、14ページに記載の4か所について調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しました。

次に、指摘事項であります。一般会計は各課ごと、特別会計は会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。

また、財政支援団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。個々の内容については省略しますが、お目通しいただきたいと思っております。

最後になりますが、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。この法律は地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、当町では決算が黒字ですので数値が入ってきません。実質公債費比率は7.9%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされているものと言えます。

将来負担比率は一般会計の地方債残高のほか、下水道事業の特別会計や葛尾組合などの一部事務組合、広域連合などに対する債務を含めた自治体が背負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示すもので、黒字であったため数値が入りません。

また、資金不足比率は公営企業としての下水道事業の資金が充足されているため、数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和4年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

**副議長（中嶋君）** 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日1日から9月7日までの7日間は議案調査等のため休会といたしたいと思いを。  
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**副議長(中嶋君)** 異議なしと認めます。

よって、明日1日から9月7日までの7日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月8日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時03分)

## 9月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 2番議員 | 中嶋 登 君   | 9番議員 | 玉川 清史 君  |
| 3 "  | 塚田 舞 君   | 10 " | 山城 峻一 君  |
| 4 "  | 松本 みゆき 君 | 11 " | 祢津 明子 君  |
| 5 "  | 水出 康成 君  | 12 " | 大日向 進也 君 |
| 6 "  | 宮入 健誠 君  | 13 " | 朝倉 国勝 君  |
| 7 "  | 中村 忠靖 君  | 14 " | 大森 茂彦 君  |
| 8 "  | 星 哲夫 君   |      |          |
2. 欠席議員 1番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |          |
|----------|----------|
| 町 長      | 山村 弘 君   |
| 副 町 長    | 臼井 洋一 君  |
| 教 育 長    | 塚田 常昭 君  |
| 総 務 課 長  | 関 貞巳 君   |
| 企画政策課長   | 伊達 博巳 君  |
| 会計管理者    | 大橋 勉 君   |
| 住民環境課長   | 山下 昌律 君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海 聡子 君  |
| 商工農林課長   | 竹内 祐一 君  |
| 建設 課 長   | 堀内 弘達 君  |
| 教育文化課長   | 長崎 麻子 君  |
| 収納対策推進幹  | 細田 美香 君  |
| まち創生推進室長 | 小河原 秀昭 君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下 幸二 君  |
| 総務係長     | 宮嶋 和博 君  |
| 総務課長補佐   | 宮下 佑耶 君  |
| 財政係長     | 竹内 優子 君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本 直紀 君  |
| 企画調整係長   |          |
| 保健センター所長 |          |
| 子ども支援室長  |          |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) よりよい教育行政を目指してほか     | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 坂城インター線先線延伸事業についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (3) 防災・減災対策についてほか       | 中 村 忠 靖 議員 |
| (4) 災害対策についてほか          | 祢 津 明 子 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**副議長（中嶋君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、1番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

また、本日から12日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**副議長（中嶋君）** 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

**14番（大森君）** おはようございます。いよいよ9月議会の一般質問がスタートしました。私は3点について今回の議会で一般質問を行います。

まず1点目ですが、1. よりよい教育行政を目指してであります。

イ. 教育長の教育理念についてお尋ねいたします。

教育は人をつくります。将来の主権者をつくるのにふさわしい教育はどんなものであるべきか、順次お尋ねいたします。

まず、教育長の目指す教育理念は、そして教育目標はどんなものになっているのか、教育目標はどのようにお持ちになっているのかお尋ねいたします。



次に、２００６年（平成１８年）９月に発足した安倍政権は、戦後レジームからの脱却をスローガンに、戦後間もない１９４７年（昭和２２年）に制定された教育基本法を全面的に書き換えました。第２条に我が国とそして郷土を愛する態度を養うと愛国心に関する文言を盛り込みました。

さらに、２０１５年には、これまでの教育委員会は首長から距離を取っていましたが、この改正で首長が公の場で教育政策について議論をすることが可能となり、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有できるとしてありますが、万が一、強権的な考えの首長の場合、教育委員会が忖度し教育行政がゆがめられる可能性があります。現行の教育委員会制度についてのご見解を求めます。

次に、２０１４年に教科書検定基準を改定し、閣議決定等に基づいた記述でなければ教科書が不合格になるようにしました。その上で、一例として２０２１年４月、「従軍慰安婦」は「慰安婦」にしました。また、「強制連行」は「徴用」と言い換えられました。これが適切と閣議決定したのであります。本来、教科書は学問的で科学的な観点で作成されるべきものです。教科書の記述が政府の意向で簡単に変更できることになりました。

また、２０１５年に道徳教育が教科化され、２０１８年度（平成３０年度）に小学校が、そして２０１９年度（平成３１年度）には中学校で全面実施されました。国の検定教科書を使い、通知表で児童生徒への評価がつけられることになりました。これらについてのご見解を求めます。

最後になりましたが、信濃毎日新聞６月２０日の大阪の吹田市の教育委員会の記事が出ていました。吹田市立に通う全小中学校の児童と生徒に対し、突然「君が代」の暗記の調査を実施しました。このような報道がありました、これに対する見解を求めます。

次に、口といたしまして、教職員の働き方改革は、

文部科学省は７月、２０２２年度の文部科学白書を公表しました。社会問題化している教員の長時間労働について、是正は待たないと危機感を示し、学校現場の働き方改革を推進する必要性も明記いたしました。その上で、文科省の２０２２年度勤務実態調査で残業上限の月４５時間を超える教員が小学校で６割余、中学校で８割近くおり、過労死ラインとされる月８０時間を超す中学校で６３．６％に上ると記載しています。

長野県教職員組合は、国の教育白書が公表される前の６月１１日に信濃毎日新聞に意見広告を掲載しました。細かな点はいずれしかるときに行いますけれども、町立の小中学校の実態はどうなっているかお尋ねしたいと思います。

これは、信濃毎日新聞が尾木直樹さんのインタビューということで、ほぼ白書と同じ内容のことが出ています。これは白書の前に公表されております。この点で、長野県も全国と同じような状況になっているというふうに思います。

次に、中学校の部活動が指導体制の取れた部活から地域移行されております。坂城中学校の

教職員が引き続き指導に当たっている人数は何人なのでしょう。また、指導体制がぎりぎりでやらなければならないという暗黙の強制となっていないのか。その点について1回目の質問といたします。

**教育長（塚田君）** 1. よりよい教育行政を目指して、イとして町が目指す教育目標は、ロとして教職員の働き方改革は、このご質問をいただきました。このうち、イにつきましては内容が多岐にわたるため、少々お時間をいただいて私からお答えし、ロのご質問につきましては課長より答弁いたします。

初めに、教育長の目指す教育理念、教育目標について、ご質問にお答えします。

私は教員として、これまでに大勢の子どもたちに接してきた中で、笑顔の大切さをいつも感じてまいりました。フランスの哲学者アランは、幸福な人は、幸福だから笑っているのではない。笑っているから幸福になるのだという言葉を残しています。子どもたちが笑っていることで私自身もうれしくなるように、笑顔には不思議な力があります。

昨今、日本の子どもたちの傾向として、自己肯定感が低いことが指摘される中、私は、子どもたちが自己肯定感を高めることで、自分もまんざらでもない。ありのままの自分でよいと思うことが、笑顔につながるのではないかと考え、教員生活を過ごしてまいりました。坂城町の教育長を担わせていただくことになった今でも、この思いは大切にしていきたいと考えております。

幕末の思想家、吉田松陰の言葉に、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、故に、夢なき者に成功なし」があります。山村町長は、夢すなわち目指す姿として、「チャレンジSAKAKI well being」を掲げております。well beingとは、幸福で身体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のことです。

また、坂城町第6次長期総合計画においては、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」として、まちづくりの三つの基本理念の一つに、「みんなの笑顔輝くまち」があります。笑顔はまちづくりのキーワードであり、私の思いと一致しております。

加えて、小中学校のグランドデザインにおいても、坂城小学校では「高めよう自己有用感」、村上小学校では「自分の良さに気づき、自分を高めていく」、南条小学校では「わたしがかがやく、あなたもかがやく、みんながかがやく」、坂城中学校では「自分らしく楽しく学び合えるデジタルスクール」と記されており、表現の違いはありますが、いずれも自己肯定感を高めることの重要性を表しており、私も子どもたちの自己肯定感を高め、子どもたちに笑顔が広がり、さらに、町民の皆さんの笑顔へと広がるよう教育行政を進めてまいります。

あわせて、教育委員会では、第6次長期総合計画に基づき坂城町教育大綱を策定し、「未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり」と「すべての人がともにつくるまち」を目標と捉え、

「みんなの笑顔輝くまち」に向けて、教育政策を進めてまいります。

次に、坂城町教育大綱の施策を展開していくため、坂城町教育グランドデザインに掲げられている子どもの育成のための五つの計画について述べさせていただきたいと思います。

一つ目は、「生きる力と基礎学力・体力の向上」で、基礎的・基本的な知識・技能の習得と学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指してまいります。学校や地域で学習することと、家庭での宿題や自主学習を上手に関連させて、継続的な学習活動をサポートすることにより、子どもたちに自ら学ぶ力、学び続けようとする意欲を育てるとともに、一人一人の個性に合わせた教育を推進するため、従来の教育実践とICTを活用した教育を組み合わせたハイブリッド型教育を目指してまいりたいと考えております。

GIGAスクール構想の推進により、ICT端末を活用した個別最適な学びとともに、ICT端末を媒介に情報交換を行い、4人グループで学び合う協働的な学びによる質の向上にも努めてまいります。

二つ目は、「ものづくりを基本とした人づくり」であります。坂城町は、企業の町、ものづくりの町として、先人の築き上げてきた常に相手を意識したものづくりの活動を通して、人づくりが行われてきています。コロナ禍で制限されていた工場見学、「さかきモノづくり展」の見学、ねずみ大根作り、米作りなどを子どもたちが学習することを通して地域のものづくりから学び、創造的にものをつくり出す心情を育ててまいります。

三つ目は、「国際化社会を生き抜く子の育成」であります。世界的な視点で様々な問題を捉え、広い視野を持ち、異文化等を理解するとともに、相手の立場を尊重しつつ自分の考えや意思を表現することのできる、グローバルな子どもの育成を目指してまいります。

現在、坂城町では、3人のALTを町独自で雇用することにより、保育園時より生の英語に触れる機会を設け、コミュニケーション能力や外国語の習得を図っております。

また、グローバル化が進む中、当町の未来を担う子どもたちの創造性と人間性を育むことを目的として、小学生の中国教育交流事業、中学生のアメリカ中学生派遣事業、高校生のタイ国研修事業などを実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響などから中断されておりましたが、様々な交流事業の再開などの検討を進め、グローバルな人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

四つ目は「幼保・小・中・高の交流連携」であります。町内には、私立幼稚園1園、保育園3園、小学校3校、中学校1校、県立高等学校1校がございます。コンパクトなエリアにまとまっている環境を生かして、キャリア教育の中核となる中学生や高校生の職場体験を保育園や小学校で受け入れるなど、様々な形で交流や連携をしております。

こうした活動に加え、English Day in坂城町等への高校生のボランティア参加、学校の種類を超えた日本語指導の連携など、新たな交流連携の在り方を検討してまいりま

す。

五つ目としましては、「多様化する子のニーズに応じた支援」についてであります。町では、一人一人の子それぞれが必要とする教育的支援や発達段階に合った教育の場を提供できるように、施設・設備の充実を図るとともに、人的支援や教育相談などを行うなど、その子のニーズに応じたインクルーシブ教育を展開しております。特に、乳幼児から18歳までの切れ目のない子育て支援においては、今までのきめ細やかな子育て支援に加え、テクノハート坂城協同組合と連携し、就労支援の充実を目指してまいります。

以上の五つの計画に沿い教育環境を整えることで、こうした環境で成長した子どもたちが身につける、自ら学ぶ力と学び続けようとする意欲は、生涯学習や生涯スポーツ活動の土台となり、生涯にわたり生きがいと心の豊かさを深めていくことにつながるものと考えております。

町では、昨年度は町体育館、本年度は文化センターの耐震補強及び大規模改修工事が続き、町民の皆様にご迷惑をおかけしております。両施設を利用できない団体・サークルに代替会場を紹介するときに団体・サークルの数の多さを再認識するとともに、坂城町の生涯学習と生涯スポーツ活動の裾野の広がりを感じております。まだ団体・サークルの設立に至らない皆様には、さかきふれあい大学等様々な講座を開催し、生涯学習の充実に努めてまいります。

現代の社会情勢は、グローバル化、AIの進歩による高度情報化、少子高齢化、世界情勢の不安定化、経済状況の変化、働き方改革など大きく変化しております。

日本の教育における課題として、子どもの学力向上に向けた対策、いじめ、不登校などの児童生徒への対応、特別支援教育の充実、外国籍児童生徒への対応、少子高齢化による児童生徒数の減少、家庭の貧困による教育格差、教職員の環境など、様々な課題が指摘されており、坂城町におきましても、同様の課題が挙げられています。

こうした状況の中、これからの教育は、様々な教育課題へ学校や家庭・地域など社会全体が一丸となって取り組んでいくことが必要となっております。

坂城町の教育スローガンは、「坂城の子は坂城で育てる」であります。坂城で育てるの坂城の主体は学校であり、家庭であり、地域であり、町民の皆様であります。坂城町において子どもたちの教育に直接携わる職員は、保育士や小中学校の教職員を含めても150名ほどと、町の人口の1%程度に当たります。

日本電産の創業者である永守重信さんの言葉に、「一人の百歩より百人の一步」という言葉があります。少人数の人だけが頑張るより、少しずつでも多くの人に関わることが、より組織を強くし、より成果が上がるということだと考えられます。私も微力ではありますが、全力を尽くしていく所存であります。

しかしながら、議員の皆様、町民の皆様のご協力とご支援なくして、坂城町の教育の発展はあり得ません。これまで以上に皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げて、教育理念、教育目

標の表明とさせていただきます。

次に、新教育委員会制度についてお答えします。新しい教育委員会制度は、2011年に大津市で起きたいじめ事件で、市教育委員会の対応の鈍さが批判されたことなどをきっかけに改められましたが、この制度の変更には三つのポイントがあります。

一つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を、首長が議会の同意を得て直接任命するようになったことであり、旧制度では、首長はあくまでも教育委員を任命するにとどまり、委員長や教育長は教育委員会が委員の中から選ぶという制度であったため、任命責任が曖昧になっていたという課題がございました。

新制度では、首長が議会の同意を得て教育長を任命することとなり、首長の任命責任が明確化されることとなりました。新教育長は、教育委員会の代表者であるとともに、会議の主宰者であり、具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮監督者でもあります。

それに伴い、会議の議事録の作成・公表、教育委員の定数の3分の1以上からの請求で会議が招集されるなど、教育委員のチェック機能が強化されました。本町においては、教育委員が地域住民からの意見を吸い上げるなど、積極的に発言をしております。

二つ目は、執行機関として独立している教育委員会と首長との連携を強化するための総合教育会議の開催であります。総合教育会議は、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するための協議・調整の場として設置されました。

首長は、教育委員の任命、予算の編成・執行、条例提出権等、教育行政に関する権限を持っておりますので、教育について介入しやすくなるのではということが心配されておりましたが、教育委員会の執行権限は、従来どおり変わっておりません。本町におきましても、町長と教育委員会が自由な意見交換を行い、意思疎通を図る中で、それぞれが所管する事務を執行しております。

三つ目に、首長と教育委員会との連携を強化し、教育行政に連帯して責任を果たせる体制を築くため、首長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされています。

これに基づき、本町におきましては、令和3年に今後5年間の坂城町教育大綱を作成したところであり、これにより、町と教育委員会が教育政策を共有し、一体となって教育行政に取り組むことができると考えております。

次に、特別の教科道徳の評価についてお答えします。特別の教科道徳の目標につきましては、小学校では「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度を育てる。」としています。

特別の教科道德の授業は、道德性、人間としてよりよく生きようとする人格的特性の育成を目指して行います。一方、道德性は目に見えない内面的資質であり、授業において道德性が育ったかどうかは、容易に判断することはできないことから、児童生徒の道德性が育ったかどうかを評価することは困難であります。

このことから、特別の教科道德、学習指導要領の第3、指導計画の作成と内容の取扱いの4には、「児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と明記されており、評価のポイントは、道德性そのものを数値などでは評価しない、道德性そのものを評価するのではなく、授業の中で見られる児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を記述するとされています。

具体的な学習状況の評価例としては、道德的な価値を実現することの大切さや難しさについて、自分ごととして考え、発言することができた。友達の考えと自分の考えを比較しながら、よりよい考えを追究し、自分の願いを持つことができた。登場人物が置かれた状況を自分ごととして考えたり、自分の経験を振り返ったりしていたなどで、道德性に係る成長の様子の評価例としては、登場人物の生き方について、自分にとって何が大切かを考えるようになってきましたなど、児童生徒の道德性そのものに対する記述はしないようにしています。

目に見えない内面的資質である道德性について評価しないことは、児童生徒が物事を広い視野から多面的・多角的に考える上でも、重要であると認識しております。

次に、「君が代」の暗記についてのご質問にお答えします。

学習指導要領には、国歌「君が代」はいずれの学年においても歌えるように指導することとされています。しかし、暗記をすることまでを求めているわけではないという見解が示されています。

「君が代」を暗記しているかどうかを手を挙げて調査することなど、子どもたちの内心の自由を超えて、暗記の強制を想定させるようなことは、十分に配慮すべきと考えております。

教育委員会制度の意義の一つとして、政治的中立性の確保があります。調査の依頼につきましては、調査の内容や目的、調査結果の活用方法など、事前に慎重に検討されるべきであるとと考えております。

特に、子どもたちの内心に迫るようなセンシティブな内容については、より一層慎重に対応すべきであると認識をしております。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、ロ. 教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教員一人一人が持てる力を発揮できる環境を整えていくことが

必要となっております。

現在、全国的に学校教員が不足する中、教員確保を図るため、また、教員自らの生活の質や教員人生を豊かにするため、教員業務の負担軽減などの働き方改革の取組が進められております。

この取組の中で、教員の残業・勤務時間の縮減が大きな課題となっており、文部科学省では、平成31年に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、教員の1か月の残業時間を45時間以内とすることを示しております。このガイドラインの内容は、令和2年に、教員給与特別措置法に基づく指針として位置づけられ、教員の残業・勤務時間の縮減が推進されております。

しかしながら、ご質問にありますように、今年公表された国の令和4年度教員勤務実態調査の結果によりますと、残業が国の基準である月45時間を超える計算となる教員の割合は、小学校で64.5%、約6割、中学校では77.1%、約8割と、依然として高い水準で推移しているところであります。また、過労死ラインとされる月80時間を超える計算となる残業を行う教員の割合は、小学校で14.2%、中学校で36.6%となっております。

国の教員勤務実態調査につきましては、全国の小中学校からそれぞれ1,200校ずつと高等学校300校の常勤の教員を対象に、8月、10月、11月のいずれかの月の連続する7日間の勤務状況について調査を行ったものでございます。

前回の平成28年度調査と比較し、教員の在校時間に減少が見られたものの、申し上げましたとおり、全体的に時間外勤務を行う教員が多い状況となっております。

当町の小中学校における令和4年度の教員の残業・時間外勤務の状況につきましては、県教育委員会が実施する教員の年間の勤務時間調査を基に申し上げますと、まず、小学校3校につきましては、令和4年度の教員1人当たり1か月の平日における時間外勤務の平均時間は38時間31分、休日の勤務時間の平均時間は1時間5分でありました。また、月45時間以上の時間外勤務を行った職員の割合は、延べ人数の割合で42%、このうち、月80時間以上の時間外勤務を行った延べ人数の割合は5%となっております。

次に、中学校につきましては、教員1人当たり1か月の平日の時間外勤務の平均時間は32時間54分、休日の勤務時間の平均時間は7時間3分でありました。また、月45時間以上の時間外勤務を行った職員の割合は、延べ人数の割合で36.9%、このうち月80時間以上の時間外勤務を行った延べ人数の割合は4.3%となっております。

町内小中学校におきましては、国の実態調査との単純比較は難しいですが、年間を通じて見ますと、月45時間を超える時間外勤務を行う職員の割合は、全国平均より下回っております。町の小学校では、4月から6月にかけて月45時間を超える教職員の割合が高くなるなど、年度の初めに時間外勤務が増加する状況でございます。

また、月80時間以上の時間外勤務を行った教員数についても、小中学校ともに1学期に偏っている傾向が見られるところであります。

町内小中学校においても、少子化によるクラス数の削減などにより教員数が減少し、教員一人一人にかかる公務の負担が大きくなっている傾向がうかがえます。

また、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を利用する教育環境の整備により、ICTを活用した授業改善など新たな取組への対応が求められているところであります。

こうした中で、教員が教育活動に専念できるよう、町教育委員会といたしましても、町内小中学校における教員の負担を軽減し、時間外勤務の縮減を図るため、教員の勤務環境の改善を進めてきております。主な取組といたしましては、平成28年から校務支援システムを導入し、教員間の情報共有など校務の効率化を図っているところであります。

また、県が配置する教育業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）に加え、町が単独で小中学校に各種支援員を継続して配置し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、授業の準備や特別な支援を必要とする児童生徒へのサポートを行い、教員の負担軽減を図っております。

そのほか、令和3年度から運用を開始した1人1台端末につきましては、設定・管理業務を専門業者に委託するとともに、ICT支援員が各校を巡回し、端末の利用や授業への活用など教員に対してサポートを行っております。

職員室や事務室のOA機器などに関しましても、学校側のニーズを踏まえ整備を進め、業務の効率化を図っているところでございます。

今後につきましても、少子化等に伴い教員数の減少が進む中、教員の負担を軽減するために、学校の効率化の推進が必要となってまいりますので、学校側と連携を密にし、支援員などの人的支援の在り方や、校務支援システムをはじめとするICT環境の利便性の向上など検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問のありました中学校における部活動の地域移行に関し、教員の指導者への参加の状況についてお答えいたします。

国は、少子化が進む中、生徒のスポーツ、文化芸術に親しむ機会を確保し、また、教員の働き方改革を進めるため、中学校部活動の休日の活動を段階的に地域に移行していくことを進めているところでございます。

町でも、令和5年度から千曲市との共同による地域移行の受皿として、今年の3月に千曲坂城クラブを発足し、月1回程度の活動から、休日部活動の地域移行を開始したところでございます。

この千曲坂城クラブでは、地域などから各専門部の指導者の確保を進めておりますが、本人の希望により教員がクラブの指導を兼ねることが認められております。現在、千曲坂城クラブ



の指導者数は、クラブ全体で178名で、そのうち教員は51名という状況でございます。また、坂城中学校からは、部活動顧問全体の約4分の1にあたる6名の教員が指導者として登録しております。

千曲坂城クラブへの指導者としての参加は、教員の任意となっており、指導者の登録を希望する教員は、学校長を経由して教育委員会に兼職兼業の申請をした上で、クラブに登録を申し込むこととなっております。

教育委員会といたしましては、部活動の地域移行は現在過渡期であり、部活動顧問など教員の協力が得られることは、生徒にとって、普段から指導している教員が地域移行後の千曲坂城クラブの指導者として、引き続き休日の指導に関わることで指導内容の継続性が保たれ、安心した環境で活動ができること、また、生徒がクラブに入会しやすいこと、クラブの指導者確保の面でメリットがあるものと考えております。

しかしながら、教員の負担軽減という部活動の地域移行の趣旨からすれば、いずれは地域の指導者が主体となって運営できることが望ましいものと考えております。

ご質問にありました指導者登録について暗黙の強制があるのではという点につきましては、千曲坂城クラブの指導者登録は、あくまでも自ら指導を希望される教員の方々が兼職兼業届を提出し、指導者登録をいただいているものと認識しております。

今後におきましても、指導者の確保にあたっては、部活動の地域移行の趣旨・目的について、学校や教員だけでなく、生徒や保護者、地域の皆様にもご理解いただく必要があると考えております。引き続き、千曲坂城クラブの活動と併せて部活動の地域移行の趣旨を周知する中で、指導者を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 大変長い時間を答弁いただきました。教育長には思いの丈を語っていただきたいということでありましたので、やむを得ないと思います。内容は非常に広範囲にわたっております。今後、教育長、そして今の教育文化課長の答弁について精査させていただき、次の機会に2回目の質問をゆずっていききたいというふうに思います。

もうあと20分しかありません。あと二つ残っていますので、要点だけで質問してまいりますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

農水省は、8月7日に2022年度のカロリーベースの食料自給率が前年度と同じ38%ということでありました。生産ベースでも自給率が5ポイント低下して58%ということ、1965年以降でもう最低であったということで、日本は先進7か国中最低水準となっております。

そこで、農水省は将来の目標を設けているわけですが、残念ながら坂城町においては農業従事者の平均年齢が67.9歳、耕作放棄地の拡大や、さらに工業用地への転用や国道バイパスなどの交通網などで耕作面積が減少しております。今こそ農業の地産地消を推進すると

ともに、地域内循環型農業、この転換が必要だと考えています。

イといたしまして、有機農業の推進を。

農水省は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、有機農業の生産から消費まで一貫して取り組むオーガニックビレッジの創出に向けてを発表し、2025年までに100市町村、2030年までに200市町村を創出するということを目指し、全国から募集しています。

町においても、これに応じて有機栽培農業の推進に取り組めないかお尋ねいたします。

これで1回目の質問といたします。

**商工農林課長（竹内君）** 2. 町の農業はどうなる、イ. 有機農業の推進をの質問にお答えいたします。

有機農業につきましては、有機農業の推進に関する法律において、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しない、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減するといったことが定義されており、環境に負荷をかけずに土壌本来の生産力を発揮させる栽培方法として、十分な土壌づくりと栽培管理の下で、安全で商品価値の高い作物が栽培できるとされております。

また、有機栽培は、食品や農林水産分野において農林水産大臣が定める日本農林規格（JAS）で認められた農薬以外は使用できないこととされており、有機農産物として市場に出すためには、登録認証機関から有機JAS認証事業所として認定を受ける必要があります。

このように、有機栽培による農産物は、農薬や化学肥料などを使用する従来の慣行栽培による農産物に比べて、厳しい制限の下、農薬や化学肥料を使わない安心感から、商品価値の高い食材として認知されてきており、大規模な営農が営まれる地域を中心に有機農業に取り組む農家が徐々に増えてきているところであります。

しかしながら、有機農産物として認証を受けるまでには、土壌づくりなど圃場の整備に膨大な時間を要すること、また、栽培においてもJAS認定農薬以外は使用できないため、病害虫や雑草対策など栽培管理に労力とコストがかかることなどから、従来の慣行農業に比べてその割合は依然として低い状況であります。

こうした中、ご質問にもございましたように、農林水産省では、有機農業の生産から消費までを一貫して、農業者のみならず、流通・加工・消費までを地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出を進めており、2025年までに100市町村、2030年までに200市町村の創出を目指し、先進的なモデル地区を順次創出し、横展開を図っていくため、全国各地での産地づくりの取組を支援・推進していくこととしております。

県におきましても、有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減する農法として、環境にやさしい農業の一つに位置づけるとともに、今年3月には第4期長野県有機農業推進計画を策定し、農業を取り巻く情勢の変化に対応しつつ推進していくこととしており

ます。

町における有機農業への取組については、県の方針にのっとり有機農業の推進に努めているところではありますが、農業従事者の減少と新規就農者の確保に苦慮している状況において、有機JAS認証に膨大な時間を要すること、栽培管理に労力とコストがかかること、また、栽培技術が確立しておらず、農家の勘と経験に頼る部分が多いことから、収量や品質が安定しないことなど課題が多い上に、圃場においても周辺から使用禁止資材が飛来、流入しないように必要な措置を講じていること、といった厳しい条件も満たす必要があることなどから、当町においては有機農業の普及が進んでいない状況であります。

今後、有機農業への取組を促し推進していくためには、有機農業に対する理解を深めていただく機会、また、有機栽培に向けた生産方式や栽培技術が習得できる機会が必要であると考えているところであり、町内の就農者に対して、県農政部ほか関係機関において開催される有機農業に関するセミナーや栽培技術に関する研修会などへの参加を促していくとともに、先進的有機農業者の生産技術事例などの情報収集、情報発信などに引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、収益性の面においても、有機農業で生産された農産物のコストや労力が評価された適正な価格での取引につなげていく必要がございますので、消費者のみならず地域における有機農業に対する理解を促し、より一層推進していくため、町ホームページや広報誌などを通じて、有機農業への理解促進に努めてまいりたいと考えております。

有機農業は、自然循環機能を最大限に生かした環境への負荷の少ない農法であるとともに、近年では、生物の多様性保全や地球温暖化防止などにも高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組を拡大することは、SDGsの達成にも貢献するものとされております。

課題も多く、なかなか普及していない状況ではありますが、まずは、農業者をはじめ流通・加工業者や消費者といった地域全体において有機農業に対する理解を深めていくための広報・啓発活動を推進し、併せて、県やJAなど関係機関と連携して有機農業の推進体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** どうも答弁ありがとうございました。町長にお尋ねします。千葉県のみすみ市では、市長が有機農業が息づく産地づくりを決断いたしまして、有機農業者ゼロからスタートさせて、今では全国の参考になるような取組が行われております。

また、今治市では1983年（昭和58年）の頃から学校給食の自校式化に切り替え始めて、これを皮切りに、地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興、この三つの柱にずっと取り組んできております。全国の自治体で今治市の取組をバイブルだというようなことで、参考にしているところがあります。

やはり、まず町長の決断が、この有機農業を進めるところで大事なのではないかと、そのご

決断はいかがなものかということで質問いたします。

**町長（山村君）** 時間がありませんので、簡潔に申し上げます。今、竹内課長が説明しましたように、有機農業については、非常に重要なテーマだと思っております。しかしながら、現状は非常に厳しい問題があります。さっきの農薬の話とか。

したがって、国・県の状況を見まして、有機農業を推進するということでは検討していきたいというふうに思っております。以上であります。

**14番（大森君）** どこも首長、町長が決断するということからスタートしているんですね。そもそも、農業は有機栽培だったんです、当初は。それを大量生産、大量販売ということで農薬、肥料、化学的なものを使ってやってきたということが大きな問題になってきているということなんです。

有機栽培を始めることによって、土壌の小さな虫だ、あるいは細菌が、そういう除草だとかいろんな点で効果を発揮してくるということで、生物の多様性を非常に重視する農法だということでもありますので、ぜひ検討してやっていっていただきたいというふうに思います。

次に、3といたしまして、上水道の広域化についてお尋ねします。

イ．現状と今後のロードマップは

長野市、千曲市、上田市、そして坂城町の4市町で上水道の広域化が検討されています。当町では自前の水源がないため、県営水道の恩恵を受けております。こうした中で、広域化の検討会議での坂城町の立ち位置はどのようになっているのか。

次に、今後、企業団の設立を検討していくということが言われていますが、企業団というのはどういう企業団なのか、どういう組織なのか。そして、今私が考えるのは、住民の目が届かないような組織になってしまうのではないかとということで、非常に危惧しております。これについてどのように検討されているのでしょうか。

そして、広域化の後、民間企業へ譲渡する考えは検討されているのでしょうか。これについてお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ご質問いただきました3番目の上水道の広域化について、現状と今後のロードマップについては、重要なテーマでありまして、私は積極的に関与していきたいというふうに思っております。時間が10分しかありませんので、多少早口になりますけれども、重要なテーマでありますので、説明させていただきます。

まず初めに、これまでの取組の経過についてご説明申し上げます。水道事業につきましては、将来の人口減少による料金収入の減少や老朽化施設の更新費用の増加などが見込まれることに加えまして、少子化による担い手不足、多発する大規模災害への対応などから、全国的に水道事業の経営環境の悪化が懸念され、平成30年12月に水道法の一部が改正され、広域連携の推進を含む事業の基盤強化が打ち出されております。

令和2年度には、上田市、千曲市、長野市では、市水の経営を行うとともに、3市は当町も含み県営水道供給エリアにもなっていることに加え、地形的にも上流から下流へ自然流下できる利点もあることから、関係団体の給水地域を対象として、厚生労働省が当地域をモデル地区として選定し、同省事業により水道施設の最適配置計画の検討がされました。

検討の結果といたしまして、最も上流に位置する上田市染屋浄水場から、下流の犀川浄水場までの送配水ルートを整備し、浄水場においては状況に応じて段階的にダウンサイジングするなど、水道施設の最適配置を行うことで、施設管理の効率化が見込まれるとの報告がされたところであります。

厚生労働省からの最適配置計画の検討報告を受け、令和3年7月には、長野市、上田市、千曲市、坂城町の関係4市町の首長が連携し、県知事に対し、1番目として、上田長野地域水道事業広域化研究会への県企業局の参画と、その取組を支援すること。2番目として、上田長野地域水道事業広域化研究会の取組を水道広域化推進プランに反映すること。3番目として、水道の広域化を推進するための予算を確実に確保するよう、国に対して強く働きかけること。4番目、水道広域化に関する事業に係る地方財政措置について、広域化の実現に向けて事前に実施する詳細な検討に係る費用についても、地方財政措置の対象となるよう、国に対して強く働きかけることの要望書を提出したところであります。

あわせて、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討するため、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、当町も構成員として積極的に関与し、検討を重ねており、現在のところ5回の研究会と61回の幹事会が開催されている状況であります。

特に当町からは、千曲川の左岸側、村上地区のみに布設されている水道送水幹線について、災害時も含めて全町に安定した給水を行えるよう、右岸側へも幹線を布設する送水幹線の二重化の必要性と、水道の供給を受けている上田市諏訪形浄水場機能が災害等により機能が停止した場合に、染屋浄水場からの供給を行える連絡管の新設等の重要性について強く要望し、検討に加えているところであります。

令和3年度に実施いたしました広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果といたしましては、広域化による施設規模の適正化や国庫補助金の活用などから、事業の統合により50年間で669億円の効果があると試算されたところであります。

これまでの研究会におきまして、検討をいたしました内容につきまして、水道を利用する皆様の視点からご意見を伺うことが大変重要なことと考えており、事業者ごとに水道水をご利用いただいている皆様への説明をさせていただいているところであります。

当町につきましては、昨年の10月に役場講堂において、当町へ水道水の供給を行っている長野県企業局による説明会を開催し、48名の参加をいただきました。また、今年の1月には

子育て支援センターにおいて、子育て世代の皆様を対象とした説明会を開催し、11名のご参加をいただき、あわせて、説明会の都度、アンケート調査も実施してまいりました。

説明会でのご意見やアンケート結果を拝見したところ、ご参加いただいている皆様には、当地域で検討をしている広域化・広域連携について、一定のご理解をいただけたものと認識しております。

以上、これまでの経過について申し上げましたが、当町の検討会議での立ち位置についてですが、現在、当町では、町内のほとんどが県営水道の給水エリアとなっており、水道事業者として経営を行っていない状況であります。

先ほど申し上げましたが、水道事業者共通の課題として、今後、本格的な人口減少や節水機器の普及等により使用水量の減少が予測され、水道経営がますます厳しさを増す状況が予想されることに加え、水道施設や設備が老朽化を迎え、施設の更新や大規模な災害対応のための資金の確保など、多くの課題が挙げられております。

当町といたしましても研究会に積極的に関与することで、県企業局及び関係4市町が将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、同じ立ち位置で相互協力しながら、当地域の水道事業の将来のあるべき姿について検討をしていく必要があると思っております。

続きまして、広域化後の住民及び議会のチェックについてのご質問であります。広域化して事業統合を考えた場合、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体の一部事務組合である企業団を設立して、事業を運営することを想定しており、先進事例である香川県、群馬県、岩手県中部などの先進事例も一部事務組合であり、これを参考にしていきたいと思っております。

これら一部事務組合には企業団議会が存在しており、当地域のフレームでもこの企業団議会を設置することを前提として検討しております。

企業団議会には、町議会の皆様におかれましても、葛尾組合や千曲坂城消防組合と同様に所属いただいて、条例や予算など種々の議案に対して議決をいただくところであります。

最後に、広域化の後、民間企業への譲渡の考えについてであります。現在、各水道事業者は、水道料金の徴収業務をはじめ、浄水場の運転管理業務や各戸のメーター交換など、様々な業務に対して、その業務に精通した業者へ委託することで、業務の効率化などを図りながら、水道事業に取り組んでいるところであります。

ただし、経営主体そのものを民間譲渡する議論は、現在、研究会の中では議論として上がっておりませんので、公営企業として経営をしていくということになっております。

今後も、皆様方に情報提供し、皆さんと一緒に議論していきながら進めていきたいと思っております。

いずれにしましても、坂城町にとって、この水道事業の広域化による統合は、大変重要な事

項とっておりますので、さらに関係市町並びに県企業局とさらなる議論を進めていきたいと考えております。以上であります。

**14番（大森君）** 水道水源を持っていないと、経営しないということで、非常に立ち位置からいったら弱い立場に立っているのかとちょっと心配したわけですが、町長の答弁で積極的に関与していくという答弁をいただきました。また、企業団内に一部事務組合的に議会を設けていくということで、住民のチェックも入るということであります。

しかしながら、民間への移行というのは、やっぱり将来必ず話が出てくるだろうと。これは国の制度が変更されて、民間の参入もオアケーという法律になりました。そういう点で、今、世界、ヨーロッパのほうでは、水道の民営化がどんどん以前は進んでいたんですが、最近では、イギリスの水道会社では倒産の危機になって、漏水や汚水の垂れ流しが頻発しているということで、再公営化を求める声が高まっている。株式等になりますと株主の配当のほうは優先され、住民の健康と命の水、これについて非常におそろかになる。こういう点でもやっぱり民営化に向けての議論は絶対しないということをここで申し上げまして、私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時01分～再開 午前10時11分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

**6番（宮入君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

今回の一般質問といたしまして、山村町長が掲げております安心と信頼、「輝く未来を奏でるまち」にあります暮らしと産業、快適なまちづくりの中から、県道インター線先線の延伸に関する質問と、暮らしやすい安心なまちづくりの中から、災害対策の推進についての2項目と町民からの要望事項である町単補助事業について質問をいたします。

1. 坂城インター線先線延伸事業について

現在、坂城町における道路網整備の中で、最も大きな事業とされる坂城インター線先線の工事並びに延伸事業についてお聞きします。

イ. 現工事区間の開通の見通しについて

平成27年度に事業化されましたインター線先線については、現在工事が行われております。この区間の現在の進捗状況と開通見通しの時期についてお聞きします。

ロ. 令和4年11月と令和5年6月に開催された網掛地区地権者説明会の概要について

この件につきましては、当初の計画線から地権者の要望による基本計画の変更が可能かどうかの検討結果の状況についてお聞きします。

ハ．地区説明会の開催見通しについて

基本計画の修正案がまとまる時期と、その後に計画されております地元地区説明会の開催見通しについてお聞きします。

ニ．事業スケジュールの進展について

今年3月議会の一般質問において、事業スケジュールについては、計画どおり県において事業評価の検討を行い、令和6年度に新規事業として採択となるよう準備を進めていると答弁がありました。地権者説明会からの修正案が事業の進展に及ぼす影響はどうかお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、宮入議員さんから1番目の質問としまして、坂城インター線先線延伸事業について、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。今、議員からもお話ありましたように、この道路建設につきましては、坂城町にとって非常に重要な道路建設であります。インフラであります。後ほど申し上げますけれども、これは県の事業でありますけれども、せんだっても県の建設部に要望を申し上げたところでもありますけれども、非常に力強い回答をいただいておりますので、順次回答を申し上げます。

まず1番目、イの現工事区間の開通の見通しについてでありますけれども、千曲建設事務所が事業主体である主要地方道、県道ですけれども、坂城インター先線の国道18号からテクノさかき工業団地までの約400メートルの区間につきましては、お話がありました平成27年度に事業化され、今年度末の供用開始を目指し、現在、舗装工事についても実施しているところでございますので、恐らく今年度中には開通するのではないかと考えておりますので、できれば皆さんと一緒に開通のお祝いをしたいというように考えております。

次に、ロの令和4年11月と5年6月に行われました地権者説明会の概要についてであります。令和3年度から予備設計に着手しました坂城インター線の先線から、千曲川を渡って国道18号バイパスに接続する区間につきましては、地形測量に基づいた地形図をベースに、線形や基本計画案がまとまり、令和4年11月21日に網掛公民館、11月29日に中之条公民館において、地権者を対象とした道路計画の説明会が実施されたところであります。

説明会では、国道18号の慢性的な交通渋滞の解消や、災害・緊急時の輸送ルートの確保、工業団地へのアクセスルートの構築などを目的として、現在事業中の中之条工区の終点から千曲川を渡河し、計画中の国道18号バイパス交差点までの約900メートルの区間で、車道2車線と両側に自転車通行帯、歩道を含む全幅14メートルを予定しているなど、基本計画案の概要について説明されたところであります。

2地区での説明会を通しまして、基本的な計画についてはご了解をいただきましたが、網掛地区の地権者の方から、既存町道からインター先線への取付け道路の勾配について、車椅子利用者等に配慮した緩やかな勾配にすることや、雨水排水を適切に処理できる水路断面への変更



など、いくつかのご意見ご要望があったことから、千曲建設事務所で一旦持ち帰り、いただいたご意見等をできるだけ反映させた基本計画案の変更を行ったところであります。

当初のスケジュールでは、11月の説明会でのご意見やご要望を集約し、今年2月頃には、地元地区への説明会を開催する予定でありましたが、先ほど申し上げた基本計画の変更案の作成に時間を要したこと、また、事前に変更対象地区の地権者の皆様にご確認をいただくことが、より丁寧な対応であると考え、網掛地区の地権者に対しまして、2回目の説明会を6月26日に開催し、変更箇所等の説明がされる中で、おおむねご理解をいただけたものとお聞きしているところであります。

続きまして、ハの地区説明会の開催見通しについてであります。先ほども申し上げましたとおり、基本計画案につきまして、地権者の皆様におおむねお認めいただけましたので、現在、地元地区への説明会について、事業主体である千曲建設事務所において、この秋開催に向けて、日程調整を行っている状況であります。

また、この事業スケジュールの進展につきましては、長野県議会6月定例会において、千曲川を渡り、国道18号バイパスの接続部に当たる区間までの路線変更が可決されたところであり、当初の計画どおり、令和6年度に新規事業として採択いただけるよう準備を進めているとお聞きしております。ですから、その先が6年度に新事業採択になるだろうということです。

町といたしましても、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の取組としまして、現在事業中の中之条工区の早期供用開始と、今回の基本計画案でお示した千曲川を渡河する中之条から網掛工区の早期事業化について、去る8月22日に県建設部に対して要望活動を実施したところであります。これは議員もご存じであります。

県道坂城インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないよう、交通ネットワークの多重化といった効果も期待されることから、町といたしましても、引き続き、議員各位をはじめ地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** 各項目について、町長より丁寧な答弁をいただきました。坂城インター線先線延伸事業については、国道18号バイパスに直結する事業であることから、町民の関心も非常に高いため、今後においても県への陳情等働きかけに努めていただきたいと思います。

以上で、坂城インター線先線延伸事業についての質問を終わります。

## 2. 防災への取り組みについて

次に、2として防災への取り組みについてお聞きします。今年は、9月1日に関東大震災から100年の節目の年となり、全国的にも防災意識が高まった中、坂城町においても8月

27日に総合防災訓練が実施されました。そのような状況下、今年も既に台風が13号まで発生しており、各地に被害の爪跡を残しております。

また、一方においては、台風の発生に関係なく、全国各地で線状降水帯、ゲリラ豪雨等異常気象が多く発生し、こちらも甚大なる被害が連日のように報道されております。これらは、いずれも防災面での対応が極めて難しい事象です。

以上のことから、イ、2019年の19号台風による被害状況を踏まえて、これまで取り組んできた内容と今後の対応についてお聞きします。

2019年の19号台風は、坂城町においても様々な課題が浮き彫りになったかと思えます。この経験を踏まえて、今日までの4年間において取り組んできた内容は多々あったかと思いますが、その実績と今後の防災への対応についての考えをお聞かせください。

以上の質問について答弁をお願いします。

**住民環境課長（山下君）** 2. 防災への取り組みについてのご質問にお答えします。

令和元年東日本台風は、10月6日に発生し、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となりました。その後、12日には北寄りに進路を変え、東海道沖を北北東に進み、12日夜に大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けたものであります。

県内には、10月12日の土曜日から13日の日曜日にかけて最接近し、当町を含む千曲川沿線にも甚大な被害をもたらしました。

町内におきましても、10月11日19時から12日の23時までの降水量が151.5ミリ、1時間の雨量が最大で14.5ミリを確認し、12日には最大瞬間風速31.8メートルを記録したところであります。

町における対応といたしましては、台風の接近が予想されていたことから、前日の11日に課長会議を開催し、監視を続けていたところではありますが、その後大雨警報等が発令され、千曲川の水位も上昇してきたことから、12日の土曜日午後2時には災害対策本部を設置し、災害対応に当たったところであります。

台風の接近に伴い、大雨、強風が想定され、千曲川の水位も上昇することが見込まれることから、午後2時49分に文化センターへ自主避難所設営を伝達いたしました。

その後も千曲川の水位がさらに上昇し、越水のおそれもあったことから、避難勧告を発令し、町内各小学校、文化センター、老人福祉センターの5か所に避難所を開設したところであります。

町の対応に関しましては、これまでの検証を通して様々な課題を精査し、以降の対応指針としていくために、全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、有事の対応について検討するとともに、情報の共有を図ってまいりました。

その中では、避難所における停電時の電力確保の必要性や避難情報の発令の在り方の見直し、自主防災会との連携強化といった課題も挙げられていたところでもあります。

今日までの4年間において取り組んできた内容と今後の対応の考えといたしましては、まず、令和元年東日本台風の教訓を生かし、その後の町の防災対策につなげるため、町総合防災訓練を見直したところでもあります。

台風被害を見据えた、より実践的な訓練とし、各地区の自主防災会と町側との情報伝達のほか、避難所を開設した際の運営方法などについて、各地区の自主防災会の皆さんも参加していただく中で行うこととしてまいったところでもあります。

また、避難所における停電時の電力確保に関しましては、令和2年度には中核避難所となる村上小学校体育館に蓄電設備を整備して以降、令和3年度に坂城小学校体育館に、そして、今年度において南条小学校及び文化センターに整備することとしており、各地域の中核避難所が停電した際にも一定の電気が使える体制を整備しているところでもあります。

また、避難情報の発令の在り方といった面では、対象区域を特定し、よりわかりやすく簡潔な内容で例文化し、迅速な情報伝達に備えているところでもあります。

次に、地域との連携強化といった点におきましては、東日本台風を通して改めて地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助が大変重要であるとの認識の下、毎年地区防災説明会を開催し、区長の皆さんに対して避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や移動系防災行政無線の使用方法などについて、お話しさせていただいてきたところでもあります。

そのほか、備蓄資材を避難所となる小学校等に配備するとともに、段ボールベッドやパーティションなどの充実に努めたところでもあります。

今後におきましても、引き続きこうした取組を続け、自治区や自主防災会と連携を図るとともに、関係機関とも連携を密にして、地域防災力のさらなる向上につなげてまいりたいと考えているところでもあります。

**6番（宮入君）** 町による防災に対する取組について、事細かく説明をいただきました。坂城町においても、暮らしやすい安心なまちづくりをつくる上で、加えて災害に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。

また、台風による被害として大雨による河川の氾濫が挙げられます。坂城町には千曲川をはじめとする一級河川等がいくつか流れておりますが、その一つであります網掛区から月見区を經由して上五明区を流れる福沢川があります。その福沢川の現在の状況は、県道77号との交差から下流が、特に川幅いっぱい背丈をはるかに超える大きな草が生い茂り、上流からの土砂等が堆積する大きな要因になっているかと思われ、増水時の危険性が考えられます。

一方、県道77号との交差から上流については、昨年度において、町並びに地元自治区から

の働きかけをもって大規模的に土砂の撤去を行っていただきました。今回の土砂の撤去の要望においては、対象区間が長く、工事期間についても日程を要することが考えられますので、町でも県に対して要望されているとは思いますが、引き続き強力に要望していただきたいと思います。

以上で、防災についての取組の質問を終わります。

最後の質問として、3. 町単補助事業についてお聞きします。

町単補助事業は、町内各自治区からの切なる要望であることを踏まえて、現状と今後についてお聞きします。

イ. 各自治区からの申請から工事完了までの手順について

町単補助事業については、商工農林課、建設課、住民環境課宛てに各自治区から優先順位を明記の上申請されますが、申請から工事完了までの流れをお聞かせください。

ロ. 現在の各自治区からの申請状況について

令和5年度における各自治区からの申請件数について、各課ごとにお聞かせください。

ハ. 申請案件の今後について

1として、令和4年度の町単補助事業の実績について、新規の事業と継続事業の内訳をお聞かせください。

2として、各自治区からの要望を迅速かつ多く対処する上で、令和6年度以降において予算の増額のお考えをお聞かせください。

以上の質問について答弁をお願いします。

**建設課長（堀内君）** 3. 町単補助事業についてのご質問に順次お答えいたします。

町単補助事業につきましては、比較的小規模な箇所道路や水路などの維持補修などについて補助する事業であり、町単補助事業の事業開始当初は、地元住民の皆様の労務提供により、U字溝の設置やコンクリート舗装など、町から自治区への原材料の支給が事業の始まりであり、時代の変化とともに労務提供が難しくなったことから、自治区が事業主体となり工事を発注する現在の方式による補助事業に変化してきたものであります。

ご質問の町単補助事業の申請から工事完了までの流れについてであります。毎年年末に開催される行政協力員会において、翌年度分の町単補助事業の申請依頼をし、各自治区において緊急性の高い2から3か所について、優先順位をつけていただき申請していただいております。

ご提出いただいた申請書に基づき、道水路等については建設課、農林道及び用水路等は商工農林課、また交通安全施設及び防犯灯は住民環境課において、4月から6月に各区長はじめ自治区の役員の皆さんと担当課職員で申請箇所の現地調査を行い、緊急性や優先順位等を尊重し、考慮した上で担当課において箇所決定の原案を作成しております。

その箇所決定の原案により、各課で協議を重ねた上で、理事者を含めた調整会議を開催し、

地域バランスも考慮しながら総合的に箇所決定をしております。

調整会議による箇所決定後は、それぞれ箇所決定通知を区長に送付した後、順次設計書とともに、町単補助工事施工指示書を送付しているところであります。

各自治区は、指示書及び設計書を受け取った後、施工業者を決定発注し、工事施工後及び原材料の購入後に、その実績に基づいて実績報告を各担当課に提出していただき、担当課において現地などを確認後、補助金を自治区へ交付し、自治区から施工業者へ支払いをしていただく仕組みとなっております。

次に、現在の各自治区からの申請状況についてお答えいたします。

令和5年度の町単補助事業申請件数ですが、建設課につきましては27区111か所、商工農林課では13区37か所の申請があり、住民環境課では交通安全施設17区46か所、防犯灯10区28か所の申請があった状況であります。

次に、令和4年度の町単補助事業の実績についてお答えいたします。

4年度につきましては、道水路等は25区90か所の申請に対し、24区24か所の箇所決定をし、そのうち新規が13か所、継続が11か所となっており、農林道及び用水路等は12区35か所の申請に対し、箇所決定が12区12か所、そのうち新規が4か所、継続が8か所となっております。

また、交通安全施設については、12区26か所の申請に対し、箇所決定が5区5か所、そのうち新規が4か所、継続が1か所となっており、防犯灯に関しましては、17区40か所の申請に対し、箇所決定が12区12か所、全て新規であります。

次に、令和6年度以降の予算増額の考えはについてであります。先ほど申し上げさせていただいた町単補助事業等の申請につきましては、建設課、商工農林課及び住民環境課ともに、毎年多くの申請をいただいている状況であります。

このような状況も踏まえ、引き続き各区長さんをご相談させていただきながら、申請内容や現場を詳細に調査させていただき、補助事業を含めた他の事業での対応が可能かどうかについても併せて検討した上で、町単補助事業等の予算の増額につきましては、年度ごと町全体の予算を総合的に判断することが必要であると考えております。

**6番（宮入君）** ただいま、各項目について丁寧な答弁をいただきました。町単補助事業は町民の生活に直結する事業であると思いますので、今後においても申請内容を十分に精査していただき、迅速な対応をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時51分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

**7番（中村君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

1点目、防災・減災対策について。

9月1日が防災の日の淵源となった関東大震災は、今から100年前、1923年の9月1日に発生。一人一人が地震大国に生きていることを再認識し、一層の事前防災に取り組む契機となりました。

関東大震災は、マグニチュード7.9とされる地震によって建物倒壊や火災、津波などが起きました。約10万5千人という死者・行方不明者数は、明治以降の自然災害で最悪の被害であります。火災による死者が9割近くを占め、住宅の全壊による死者も1万人に上りました。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓から、住宅の耐震化、延焼リスクの高い密集市街地の解消、津波避難施設の整備といった対策が進められてきました。

本年も6月から8月にかけて、全国各地で豪雨、台風災害により多くの被害が発生しました。さらに、海外のハワイ州マウイ島でも400人近くの死者を出す大惨事となった山火事は記憶に新しいところです。亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げます。

近年は各地で記録的な高温が観測され、台風や豪雨などの自然災害が頻発。世界気象機関（WMO）が異常気象が新しい平常になっていると指摘しているように、私たちは今、未曾有の課題に直面しております。

長野県危機管理部危機管理防災課発行の「信州防災手帳」には以下の3点、一つ目に、どんな災害リスクがあるか、二つ目に過去にどんな災害が発生したか、そして三つ目、これからのような災害が起こり得るのかについて書かれております。

まず一つ目は、私たちの身近にはどんな災害リスクがあるのか。長野県は豊かな自然に囲まれており、私たちはたくさんの恩恵を受けております。でも、その一方で県内ではこれまで多くの災害が発生しており、その脅威にさらされてきました。例えば火山噴火、火砕流、降灰、崖崩れ、土石流、地滑り、また洪水、河岸浸食、内水氾濫あるいは地震、活断層によるずれ、液状化などなどがあります。そのほか、県内では冬季の豪雪、夏季の雷、猛暑なども挙げられます。

大切な生命、財産を災害から守るには、自分が住む地域の災害リスクを正しく知ることが重要です。災害は明日突然起こるかもしれない、災害は決して他人事ではないんだ、災害を自分ごとと捉えて、一人一人が災害から自分の身も守れるように備えておくことが大切です。

次に、二つ目は、長野県では過去にどんな災害が発生しているのか。ここでは水害、土砂災害、地震、火山と様々な災害が起きていることがわかります。一部抜粋しますと、古くは

1961年（昭和36年）6月23日から7月10日にかけての三六災害。天竜川、被害、死者107名、住家全壊903戸。1985年（昭和60年）7月26日の地附山地滑り災害。被害、死者26名、住家全半壊55戸。2006年（平成18年）9月27日の御嶽山噴火。被害、死者58人、行方不明者5人などが挙げられます。

そして、記憶に新しい最近では、2019年（令和元年）10月13日の令和元年東日本台風19号。被害、死者23人、災害関連死18人を含む。住家全壊920戸、半壊2,496戸などなどの災害が発生しました。

規模の大きな災害ほど多くの人にはそれを初めて経験することになり、被害を繰り返さないためには、過去の被害を知ることがとても大切です。

そして三つ目は、これからどんな災害が起こり得るのか。まず、大規模地震です。平成27年（2015年）、長野県内では、県内で起こり得る大規模地震について被害想定調査を行い、その結果を公表しております。それによると、県内で最も被害をもたらすと想定されているのが糸魚川静岡構造線断層帯の地震で、想定される被害予想は震度6以上で、死者数が約5,600人から7,100人。全壊・焼失建物数は約8万3千から9万8千棟で、30年以内の地震発生確率は14から30%と言われております。

また、南海トラフ地震も起こると言われており、30年以内の地震発生確率は60から70%、県内では南信を中心に被害が想定されております。

次に、水害・土砂災害です。気象庁の資料によると、日本の年平均気温は100年当たり1.19度の割合で上昇しております。また、1時間降水量80ミリ以上の猛烈な雨の年間発生回数も増加しております。地球温暖化の進行に伴って、大雨や短時間に降る強い雨の頻度はさらに増加すると予想されております。台風や豪雨による水害、土砂災害発生の危険性は年々高まっております。

さらに火山災害です。火山周辺で暮らす皆さんや登山を楽しむ皆さんは、火山が噴火した場合に備えて、それぞれが正しい知識を持ち、火山情報を集める必要があります。

また、地震は過去同じ場所で繰り返し発生しているんだ。次の地震は明日かもしれない。皆さんはその準備ができているでしょうか。

そこでまず、防災・減災対策について、町の現状を3点お聞きします。

1番目は、坂城町では、災害時における地域の消防など関係機関の行動を時系列にまとめたタイムライン、防災行動計画の策定の考えは。また、自身や家族の避難行動計画をあらかじめ時系列に示しておくマイタイムラインの周知及び推進、普及状況は。

2点目は、公明党では、頻発化、激甚化する台風や線状降水帯などの気象災害に対応するため、気象のプロの視点から自治体に助言を行う気象防災アドバイザーの育成と活用を一貫して推進しております。坂城町でも気象災害に対応するため、気象防災アドバイザー活用の考えは。

そして、3点目が防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の下、堤防やダム整備、道路や下水道の老朽化対策など、ハード面の取組に着手してまいりました。また、同時に逃げ遅れなどを防ぐ、地域の実情に沿ったソフト面の対策にも力を入れております。自力での避難が難しい障がいのある方、高齢者を対象に、いつ、どこへ、誰と、どのように、どのような方法で避難するかをあらかじめ決めておく個別避難計画作成の状況は。

以上、3点についてお聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、中村議員さんから、1番目の質問としまして、防災・減災対策についてご質問いただきました。

まず、タイムライン、これは防災行動計画の策定の考えはとのご質問がありました。近年、雨の降り方が局地化し、また、集中化、激甚化しており、令和元年の東日本台風では、千曲川・犀川流域全体で記録的な大雨となり、千曲川流域においても大規模な洪水・浸水被害が発生したところであります。

それらによって引き起こされる被害を最小限にするためには、施設整備による対策だけでなく、ソフト面における対策となる、先ほどお話がありましたタイムラインとの組合せが重要となります。

タイムラインとは、大雨や台風などの風水害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、いつ、誰が、何をすることに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画であります。

国、長野県、防災関係機関、地方公共団体などが連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応が可能となるところであり、国土交通省千曲川河川事務所が事務局となり、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会において、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムライン検討部会を立ち上げ、国、気象庁、長野県、防災関係機関、千曲川・犀川流域の地方公共団体が連携して、令和2年に千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの試行運用が開始され、現在本格運用されているところであります。

当町におきましても、町の中央を南北に千曲川が流れ、台風の接近や大雨などにより洪水・浸水被害が想定されることから、この千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインのメンバーとして、運用を行っているところであります。

この千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインでは、台風や前線、雨量などの気象情報を基に、流域警戒ステージを4段階に区分し、長野地方气象台からの気象概況や台風の進路予想などからの影響の情報や、大学教授などの学識者からの助言により、ステージの移行を判断いたしております。

町におきましては、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの流域警戒ステージとともに、千曲川上田地域の生田地点での水位や、町内雨量などを加味する中で、水防団待機や避難



判断といった基準を設定して、具体的対応につなげております。

このように坂城町の水害の大きな要因となる千曲川においては、町内の状況判断だけでは難しく、台風の進路予測や及ぼす影響のように、専門的な見解や、上流部下流部の状況など、広範囲にわたっての情報収集が必要となりますので、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの運用によって、より正確で早めの判断と防災行動ができるものと考えているところであります。

続きまして、自身や家族の避難行動計画、マイタイムラインの周知及び推進普及の考えはでございますが、大雨や台風の接近等により風水害が起きる可能性があるときに、住民一人一人が、自分自身が取れる標準的な防災行動を時系列的に整理しておくことで、スムーズな防災行動を実施することにつながってまいります。

普段から、各家庭において防災マップで災害区域を把握し、避難行動を確認された上で、自分たちが取るべき行動や避難経路を決めておき、順を追って行動を行えるよう整理しておくことが、速やかで安全な避難につながるものと考えております。

町におきましても、避難行動とマイタイムラインの作成を周知するために、毎年「広報さかき」6月号に掲載して、梅雨の時期や台風シーズンを前に、改めて全町にお知らせしているほか、ホームページに掲載し、年間を通してマイタイムライン作成の周知・促進を行っております。

加えまして、今後は防災説明会や出前講座、各自主防災会が実施する防災訓練など、自主防災会や地域住民と接する機会の際においても、マイタイムラインの作成について、周知してまいりますと考えております。

次に、気象災害に対応するため、気象防災アドバイザーの活用の考えはとのご質問ですが、気象防災アドバイザーは、国土交通大臣から委嘱を受けた気象庁の退職者や気象予報士といった気象の専門家で、令和5年8月時点で全国で190名が委嘱され、現在32団体から37名が任用されているところであり、県内には三、四名の方がいらっしゃると思っております。

気象防災アドバイザーは、地域に特化した気象解説を行うことができ、気象台から提供された情報の解説や地域における今後の気象の見通しの詳細な解説、河川の水位等について解説など行うことができます。

町としましては、地域に特化した情報も大切ですが、洪水や浸水災害は、町だけでなく、千曲川の上流域や下流域の情報も重要となるところであり、これらの情報につきましては、先ほど申し上げました千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの運用の中で、長野地方気象台や学識者から得られる情報であり、それらの情報を基に、千曲川生田観測所の水位を見極めながら、防災行動を判断・実施することが、速やかな対応につながるものと考えているとこ

ろであります。

また、気象防災アドバイザーの平時の対応としましては、日々の気象解説や地方公共団体職員を対象とした勉強会、地域住民を対象とした講演会やワークショップ、避難計画、タイムライン等の改定・改善の支援、防災訓練への協力などがあるということであります。

気象防災アドバイザーにつきまして、町が任用するというのではなく、地域住民の防災意識の向上や避難行動計画の作成の支援などご協力いただける場面があれば、その活用について、検討してまいりたいと考えております。

次に、自力での避難が難しい障がいのある方や高齢者を対象とした個別避難計画の作成の状況はとのご質問であります。大きな災害に見舞われる都度、その対応、その対策のため法の整備や改正などが行われ、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正では、これまでの災害において、障がい者や高齢者等について情報の提供や避難、避難生活など様々な場面で対応が不十分であったことを受け、避難行動の支援に有効な名簿の作成が必要とされたことから、災害発生時に自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者が避難するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたところであります。

この名簿情報の提供につきましては、町では平成31年4月から、原則、避難行動要支援者本人の同意を得て、消防や警察、自主防災会、民生児童委員などの関係機関と協定を結び、情報提供をしているところであります。

この名簿情報により、要支援者の平時の見守りや有事の際の避難行動等の支援が可能となったところであります。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正におきましては、令和元年東日本台風等の災害により、多くの高齢者や障がい者が被害に遭われたことを踏まえ、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするため、個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされたところであります。

この個別避難計画は、避難支援等を実施するため避難行動要支援者ごとに作成するもので、避難行動要支援者の情報として、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由について記載するものと規定されているところであります。

また、避難支援等実施者氏名または名称、住所、電話番号のほか、避難先や避難経路、そのほか避難に関する事項についても記載するものであります。

作成された計画は、避難情報の伝達や安否の確認のほか、避難所などへの避難の際に活用されるところであります。

当町におきましては、災害時において実際に避難支援を担っていただく各地区の自主防災会を中心に、町も協力しながら作成してまいりたいと考えており、先月開催した各区長の皆さんにご出席いただいた防災説明会において、個別避難計画の作成について説明をさせていただ

たところであります。

現時点で作成された地区等がございますが、本事業の趣旨を丁寧に説明する中で、引き続き計画作成に向け、地域のご理解をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防災・減災対策につきましては、自分の命は自分で守るといった自助、自主防災会を中心とした地域での共助、町が行う公助が重要と考えますので、引き続き地域住民の皆様とともに、災害に強い安心で安全なまちづくりを実現してまいります。

**7番（中村君）** 今、3点について町長のほうから丁寧な説明をいただきました。ぜひ、災害は待ってくれませんので、事前の準備、本当に大切かと思っておりますので、個別避難計画もこれから各地区で作成されるようですので、また町でまとめていただいて、ぜひ早急な整備をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2点目は、寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業についてです。理容・美容院へ出向くことのできない寝たきりの高齢者や、身体に重度の障がいのある方などの自宅を訪問して、理容・美容サービスを行う事業が実施されております。理容・美容業者の皆様からは、コロナ禍の中で利用を遠慮したり、また、常連の方がお亡くなりになったりして、利用者が減少しているのご意見もお聞きしました。一方で、利用者の皆様からは、訪問し整髪してもらうのはありがたいなどのお声もお聞きすることができました。

坂城町では、寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業が平成25年、2013年3月から実施され、早くも10年が過ぎました。この間、補助対象者及び利用状況、並びに現行の利用方法、回数、補助金額等について見直し拡充するお考えなどをお聞きしてまいります。

そこで、まず寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業について、4点お聞きします。

1点目は、寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業の補助対象者は何名か。

二つ目は、直近3年間の利用状況は。対象者及び利用者数、年間の補助実績額は。

3点目、対象者への周知方法は。

最後に4点目、制度開始から10年が経過しました。現行1回当たりの利用券が1,500円及び交付枚数年間4枚であるが、これを見直し拡充するお考えは。

以上、4点についてお伺いします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2. 訪問理美容事業について、イ. 利用状況及び費用補助の見直しはのご質問にお答えいたします。

町では、高齢者の皆さんにいつまでも快適な生活を送っていただけるよう、高齢者に関する福祉サービスや介護保険サービスについて、ご相談を受けご案内しているところでございます。

町の事業といたしましては、在宅生活を送られています支援が必要な高齢者の方及び重度の障がいを有する方、またその介護者を対象としまして、様々な高齢者の福祉サービス事業を実

施しております。

この高齢者福祉サービスは、介護保険法に基づくサービスとは別に分類され、基本的人権保障の観点から生活困窮者の生活保障や、心身に障がい等があり、支援や介助を必要とする人への援助を行う公的サービスであります。

ご質問いただきました訪問理美容事業につきましては、町が実施している高齢者福祉サービスの一つであり、理美容事業者の皆様のご協力をいただきながら、在宅で外出困難な高齢者等にサービスを提供するもので、あわせて介護者の負担軽減を図るために実施している事業であります。

この事業の対象者といたしましては、在宅で3か月以上寝たきりや認知症の症状のある高齢者の方で、介護保険法第7条第3項の規定により要介護3、4または5の認定を受けた方や、重度の障がいがある方で、在宅で3か月以上寝たきりの状態にある65歳未満の方としております。

また、訪問理美容サービスを提供する事業者につきましては、町に指定登録をいただいている理容所9か所と美容所8か所の計17事業者となっております。

事業の内容といたしましては、町の指定事業者が高齢者等の依頼に応じて自宅へ訪問し、理美容を行うもので、このサービスに係る費用の一部を町が助成するものでございます。利用される方については、毎年事前に利用申請をしていただき、3か月に1枚の割合で利用券を交付しております。

直近3か年の利用状況につきましては、事前に申請をいただきました方を対象者として、令和2年度は対象者38人、うち利用者19人、年間の補助実績額は6万9千円。3年度は対象者29人、うち利用者16人、年間の補助実績額は4万8千円。4年度は対象者32人、うち利用者15人、年間の補助実績額は5万1千円という状況であります。

次に、対象者への周知方法といたしましては、「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」の全戸配布に加え、ホームページでも掲載しており、個別には介護認定で要介護度3以上になられた方に、介護保険証と併せて通知をお送りし、希望される方には事前の登録申請をさせていただくようご案内しているところでございます。

また、介護保険サービスを利用するご家族やご本人と関わりがあるケアマネジャーがケアプラン作成時に、その方の状態に応じて訪問理美容サービスについての案内と申請等の支援をしております。

この事業につきましては、利用券及び交付枚数の見直しについて拡充の考えはとのご質問でありますが、現在の利用状況を見ますと、利用者数につきましては僅かに減少傾向ではありますが、年間利用の補助実績額は利用される方の回数により増減が見られるところであります。

訪問理美容事業の対象となる高齢者の方につきましては、自宅で過ごされていても、申請後

に身体機能の低下などで状態が変わり、入院されたり、施設入所になるケースが見受けられません。

訪問理美容事業につきましては、実施要綱にも定めてありますように、在宅の寝たきり高齢者及び重度障がい者の方を対象に心身のリフレッシュ等、福祉の向上を図ることを目的に実施しております。

利用申請を受付してからお渡しする利用券の金額と交付枚数については、現在のところ見直すことは考えておりませんが、これまでの利用実績を踏まえる中で、高齢者の方など、ご家族の方への周知に、より一層努めてまいりたいと考えております。

**7番（中村君）** 今、福祉健康課長さんから説明をいただきました。

そこで、再度質問したいと思います。現状を見るとですね、例年同じ方などが利用され、1人の利用回数は、おおむね2回から2.4回程度と想定されます。ここで参考に千曲市での実施の事例を紹介させていただきます。

直近3年間で、令和2年度から4年度についてです。それによると、令和2年度から3年度までは、1回のカットで全事業所4千円と設定し、1枚の利用券3千円を千曲市が負担し、残りの1千円を自己負担とした。また、令和4年度からは1回のカット代は各事業所で設定し、利用券は1枚1千円を助成とした。ただし、事業所の設定した1回当たりの金額によって、使用できる利用枚数が異なります。

例えばですね、1回のカット代が4千円以上の場合、利用券1枚1千円は4枚まで使用可能。また、1回カット代が3,500円の場合ですと、利用券は1枚1千円は3枚まで使用可能で、残りの500円分は自己負担となります。

利用券の枚数は令和3年度までは1人4枚、1枚3千円が4枚でした。それが令和4年度からは1人12枚、1千円の12枚、金額的には変わっておりません。

一方、坂城町では申請者に1人年間4枚で、1回当たりの助成金額は1,500円。したがって、上記の千曲市との比較で言いますと、1回のカット代が4千円の場合ですと、自己負担額は2,500円。また1回のカット代が3,500円の場合でも、自己負担額は2千円となり、結果として1回のカット代の自己負担額は、千曲市よりも多くなっています。

しかし、一般の皆さんはいかがでしょうか。理美容事業所を年間で何回くらい利用されますか。3か月に1回程度としても、4回くらいになります。再度これについて答弁をお願いしたいと思います。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいま、中村議員さんから再質問をいただきました。他市町村の取組についてというところでもございますけれども、坂城町におきまして訪問理美容の事業を実施している事業所につきましては、通常の店舗営業とは別に、町で実施する事業にご理解ご協力をいただく中でしていただいているということで、また改めて感謝を申し上げる次第でござ

います。

なかなか事業所の方からご意見等をお聞きする機会はございませんが、関係する方から情報収集を行い、事業の継続をしてみたいと思います。また、近隣の市町村の実施する状況、内容を参考にして、今後検討してみたいと考えております。

**7番（中村君）** 今、福祉健康課長さんから前向きなご発言をいただきましたので、ぜひ取組を検討していただき、お願いしたいと思います。

今回の防災・減災対策について、そして寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業について、共に当然のことですが、当事者に寄り添った考えに立つことが重要と考えます。

政府は今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下型地震が70%程度、マグニチュード9級の南海トラフ巨大地震が70から80%の確率で発生すると推定しております。7月に策定した新たな国土強靱化基本計画を踏まえ、防災インフラの整備を戦略的に推進するとともに、地域防災力の強化に向けて、自治体の避難所運営への女性の参画や防災教育などを進める必要があります。対策を進める分だけ命が守られることを肝に銘じ、各家庭においても家具や本棚などを適切に固定したり、備蓄品を確保するなど、平時のうちに備えておくことが大切だと思います。

また、防災では先ほど町長さんからもお話がありましたけれども、以下の3点が重要と言われております。自助、自分の命は自分で守る。2、共助、地域、職場で助け合い被害拡大を防ぐ。3、協働、町民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

そこで、坂城町が他の市町村に先駆けて行動に移していくことが、安全で安心な住みやすいまちづくりにつながるものと考えます。今後、当町での対策・対応の進展に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時27分～再開 午後 1時00分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、11番 柘津明子さんの質問を許します。

**11番（柘津さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

#### 1. 災害対策について

今年に関東大震災から100年の年です。大正12年9月1日、11時58分に相模湾北西部を震源とするマグニチュード7.9と推定される関東大地震が発生しました。死者・行方不明者は推定10万5千人で、阪神・淡路大震災が推定5,500人、東日本大震災が推定1万8千人ですので、近年の大災害と比べても、その被害の規模と社会経済的なインパクトは極めて大きいことがわかります。

震災当時は台風による強風が関東地方に吹き込み、木造住宅が密集していた東京市などで火災が発生。昼食の時間と重なったことと強風や水道管の破裂もあり、3日間続く大規模な延焼火災に拡大し、近代社会において史上最大規模の被害をもたらしたと言われていました。

関東大震災100年を契機に、それぞれがそれぞれの地域で防災について考え、災害に備える機会となるよう、順次質問していきたいと思えます。

#### イ. 水害対応について

近年、世界各地で頻発している異常気象は、世界気象機関によりますと、暴風雨や洪水、干ばつといった気象災害の発生件数が1970年から2019年の50年間で5倍近くに増加しているということです。国連の最新報告書によると、地球温暖化が進むほど、熱波や大雨、干ばつ、熱帯低気圧といった異常気象の頻度や強さが世界各地で増えると指摘がなされています。

2014年8月の広島での大雨以降、線状降水帯という言葉も頻繁に使われるようになりました。線状降水帯とは、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することで大雨をもたらすことを言います。この7月の気象庁発表によりますと、線状降水帯予測は非常に難しく、今年の梅雨時期を中心に分析した結果、12回のうち8回は予測できず、見逃しが3分の2に上るといった報道がなされました。

気象庁によるプロの集団ですら予測が非常に難しい気象災害に対し、水害対策として町はどのように対応していくのか、4点お伺いいたします。

1点目として、現時点での8月19日の水害の被害の状況をお聞きします。

2点目として、ここ5年間の水害による被災証明書や罹災証明書の証明書の発行枚数をお聞きします。

3点目として、線状降水帯や記録的短時間大雨情報発令時における緊急体制とその対応をお聞きします。

4点目として、短時間での水害は公助での対応に限界があると考えます。共助や自助を促すための町の取組についてお聞きします。

#### 次に、ロ. 避難訓練について。

8月27日に坂城町総合防災訓練が南条小学校構内で実施されました。情報伝達訓練をはじめ避難訓練、避難所運営訓練、水防訓練などを行い、消防署職員によるAED講習、応急手当訓練も行われました。新型コロナウイルス感染症に影響されながらも、毎年継続してきたことは、評価できる素晴らしいことだと思います。ただ、今後は、この数年の経験したことのない気象災害に対応できる体制づくりや訓練が必要となることが予測されます。災害の発生は、日時、場所、季節を選ぶことができません。

そこで1点お伺いいたします。各区等で夜間避難訓練や高齢者避難訓練を実施することが必要と考えますが、町のお考えをお聞きします。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、1の防災対策についてのイ、水害対応についてのご質問のうち、現時点での8月19日の水害の被害状況についてと共助や自助を促すための町の取組についてと、ロ、避難訓練についてお答えいたします。

最初に、現時点での8月19日の水害の被害状況についてでございますが、19日の15時30分頃から雨が降り始め、16時9分には大雨警報が発令されて以降、役場の雨量計において、時間雨量で60ミリを超える大雨が短時間で観測されたところであります。

この豪雨により、立町地区周辺の前田川では、河川が溢水し、周辺の家屋等8件に浸水の被害が発生いたしました。このうち、床上浸水が4件で、住宅が1件、空家が2件、店舗が1件という状況でありました。

また、床下浸水も4件発生し、住宅が3件と店舗が1件という状況であります。

このほかに、中之条地区においても工場1件の浸水被害が発生したところであります。道路を流れた雨水が工場敷地内に入り込み、床上浸水の被害があったところであります。

次に、共助や自助を促すための町の取組についてであります。今回の浸水被害のように、雨が降り始めてから短時間で被害に及んでしまうような場合におきましては、自分の命や財産は自らで守る自助や、お互いに助け合う共助の力がとても重要であると考えているところであります。

自助につきましては、自らが行動していただくこととなりますが、いざというときに行動が起こせるよう、普段から防災ハザードマップにより、自身の家がどういった場所にあり、どのような災害が想定されるのかをあらかじめ把握していただき、日頃から備えをしていただきたいと考えているところであります。全ての世帯に対しまして、防災ハザードマップをお配りさせていただいているほか、町ホームページにも掲載しているところであります。

また、災害時に取るべき行動につきましても、各地域にて開催する出前講座などをご説明しているほか、「広報さかき」や町ホームページにも掲載し周知を図っているところであります。

一方、共助につきましては、町総合防災訓練や防災説明会など、各地域の自主防災会が集まる場面において、想定される災害に対し、自主防災会がどのように行動するのかを訓練に取り入れるなど、防災行動や共助の必要性を促しているところであります。

今後におきましても、地域に特化した災害を想定した防災訓練や出前講座などができるよう、地域の自主防災会と連携してまいりたいと考えております。

次に、ロの避難訓練についてとして、各区等で夜間避難訓練や高齢者避難訓練を実施することが必要と考えるが、町の考えはとのご質問でございますが、大雨や台風などによる洪水・浸水災害の発生するような状況下では、中核避難所などへの避難は昼夜を問わず、移動に係るリスクがございます。



ご質問のように、災害の発生は、日時、場所、季節を選ぶことができません。そのため、まず、日頃から、テレビ、ラジオ、防災無線などの災害情報の警戒レベルに注意し、早めの避難行動を意識することが大切であります。

命を守る避難行動について、避難とは難を避けることであり、立ち退き避難と屋内安全確保がございます。立ち退き避難は、町が指定した中核避難所への避難、知人宅や親戚が安全な場所であれば、そこに避難していただくことや、安全が確保できる宿泊施設等へ避難していただく方法がございます。より早めの行動とはなりますが、車中避難もその一つとして考えられるところであります。

8月27日に南条小学校で実施いたしました町総合防災訓練におきましても、南条地区の自主防災会の方々には、実際に中核避難所である南条小学校まで歩いていただくことで、避難経路の安全や状況を再確認していただいたところであります。このように、日頃から各家庭でも避難経路を確認していただくことによって、万が一の夜間の避難においても、安全に対応できるものと考えております。

また、もう一方の屋内安全確保でございますが、浸水被害が50センチ未満の地域など、一部の地域が該当する例外的な方法ではありますが、自宅等の建物内にとどまり、安全を確保する避難行動で、これも日頃からハザードマップ等を参考に確認していただき、どちらがより安全であるか、認識を持っていただくことが大切であります。

このように避難につきましては、状況に応じて様々な方法が考えられます。いざというときのため、どのような行動を取るかについて、日頃から地域や家庭で避難場所や避難経路、屋内安全確保の妥当性などについて確認していただき、いつやってくるかわからない災害に備え、早めの対応を意識していただくことが大切であると考えております。

各区等で夜間避難訓練や高齢者避難訓練を実施することが必要かとのご質問でございますが、夜間の避難が、日中と比べてどれだけリスクが上がるかを知ることも大切ではありますが、平時において避難の準備をしておく中で、地域の皆様と連絡を取り合うことで、早めの自主避難ができる体制をつくっていただければ、防災訓練や出前講座などで、自主防災会の皆様にご説明してまいりたいと考えております。

また、高齢者の避難訓練におきましては、各自主防災会などで開催する防災訓練において、ワークショップや机上訓練のディグなどを活用して避難訓練を行っていただくほか、各区等で個別避難計画の作成に努めていただきますよう、支援してまいりたいと考えております。

町といたしましては、災害の発生が予想されることがあれば、早い段階で災害対策本部を立ち上げ、移動が困難になる時間の前に高齢者や避難に支援が必要な皆様が余裕を持って安心して避難ができますよう、適切に避難指示をはじめとした情報伝達ができるよう努めてまいりたいと考えております。

**収納対策推進幹（細田さん）** 私からは、イ. 水害対応についてのうち、被災証明書及び罹災証明書の発行枚数についてのご質問にお答えいたします。

被災証明書と罹災証明書でございますが、町において交付するものは、どちらの証明書も地震や暴風雨などによる自然災害によって建物等に被害を受けた際に交付されるものであります。

二つの証明書の違いといたしましては、被災証明書は、住家以外の工場・店舗のほか、家財や車両等の物件等の被災した事実を証明するものであり、また、罹災証明書は、現実に居住のために使用されている建物である住家に受けた被害について、町が被害の程度を判定し、その程度等を証明するものであります。

被害の程度につきましては、内閣府が制定した全国統一の基準を用いて判定を行っており、初めに外観目視判定である一次判定を実施し、一次判定により判断ができない場合は、立入り実地調査による二次判定を実施することとなります。

二次判定にあたっては、住家の床や外壁、内壁など9区分の部位別の被害程度や被害面積などを算出し、住家全体に対する損害割合に応じて、一部損壊・準半壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊の6段階の区分に判定するものであります。

ご質問の過去5年間の水害における被災証明書及び罹災証明書の発行枚数につきましては、令和元年10月12日から13日にかけて日本列島を通過した台風19号により、当町においても大きな被害を受けた令和元年東日本台風災害を起因として発行した被災証明書5件、罹災証明書2件のほか、先月19日に発生した集中豪雨により、町で把握した情報を基に一次判定、二次判定を実施した結果を踏まえ、被災証明書5件、罹災証明書4件について申請のご案内をし、現在、被災証明書1件を交付したところでございます。

**総務課長（関君）** 私からは、イの水害対応についてのご質問のうち、線状降水帯や記録的短時間大雨情報発令時における緊急体制とその対応に関するご質問にお答えいたします。

まず、線状降水帯は、発達した積乱雲が带状に連なり、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することによって作り出される雨域をいい、過去を振り返りましても、令和2年の熊本県球磨川の水害や、平成30年の西日本豪雨などの大規模災害において観測されたほか、今年に入りましても、九州地方や北陸地方など各地で観測されたことは記憶に新しいところでございます。

気象庁は、線状降水帯が発生する可能性が高まった場合には、半日前から6時間前を目安に気象情報の中で警戒を呼びかける取組を行っておりまして、これによりまして大雨災害が発生する危険度が急激に高まることがあるために、線状降水帯というキーワードを使うことで、警戒心をより強めてもらう情報として位置づけているところでございます。

しかし、ご質問にもありましたように、現段階においては、線状降水帯による雨量も含めた大雨の正確な予測は難しく、あわせてこの呼びかけを行っても必ずしも線状降水帯が発生する

とは限りませんので、大雨になる可能性が高い状況にあるということは間違いございませんので、町で発する避難情報や大雨警報等の情報と併せて活用することが重要であるとされているところでございます。

一方、記録的短時間大雨情報は、数年に一度程度の割合で発生する短時間の大雨を観測したり、解析した場合に限り発表されるものでありまして、府県予報区ごとの1時間雨量の歴代1位または2位の記録を参考にした雨量基準以上の雨が降っており、その地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような場合に発表されるものでございます。

この情報が発表された段階では、災害が発生する危険度が急速に高まっている状況にあることが考えられ、観測した時点、もしくは発表された時点では、既に町として町民の皆さんに一定の避難行動を促しているものと推測されるところでございます。

こうした情報のほかにも特別警報や氾濫危険情報など、大雨の際に気象庁が発表する情報は数多くありまして、町民の皆さんにとってかえってわかりにくいと懸念されるころではありますが、大雨や土砂災害に関する指標の一つとして捉えていただく一方で、町からの避難情報に注視していただきたいと考えているところでございます。

町といたしましては、線状降水帯や記録的短時間大雨情報が発令された際に、それぞれのケースごとに緊急体制を決めておくということではなく、これらの情報を含め、事前の段階から河川の水位の上昇、また気象庁等から発表される予測雨量などを見る中で総合的に判断しまして、警戒レベルに応じた情報を早い段階からお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

町民の皆様につきましては、気象情報とともに町からお知らせする防災行政無線や「すぐメール」などに注視していただき、自らの命は自らが守るを念頭に置きながら、状況に応じて早期の避難行動に心がけていただきたいと考えております。

**11番（柁津さん）** ご答弁いただきました。坂城町には防災ハザードマップがあります。しかし、先日発生した予期せぬ集中豪雨は、ハザードマップでは対応できません。各区で起きている内水氾濫については、地域ごとに内水氾濫箇所の把握と対策が必要であると考えます。

各区には昔から伝わる地域の言い伝えがあり、防災に関するものが多いと思います。先人が残した言葉は経験に基づいたものなので、貴重な防災の手がかりとなることでしょう。過去の災害で得られた貴重な教訓を生かすことが、実災害において多くの命を救う結果となると信じています。

先日、東御市柁津小学校の4年1組の有志が、この夏休み中に1泊2日の宿泊学習を同小学校で行いました。学校行事以外で思い出に残る行事として企画し、防災や避難について学んだとのことでした。

私は、そのような場所で地区の年配者から若い人に経験を傳承し、大人も子どもも地域の災

害の歴史を学ぶことが重要だと考えます。そして、公助として町にできることは、情報共有と危機管理部の設置だと思います。ぜひ危機管理部の設置について早急にご検討ください。

まとめとしまして、町民の方にお伝えします。今まではなかったからとか、私の身には起こったことがないからなど、何の根拠もない自信や思い込みは捨ててください。過去の経験ではどうだったからは、もう当てにはならないということをお心に銘じてください。自助、共助、公助がありますが、まずは自助です。自分の命は自分で守ってください。

次に、生きる支援について。

2003年に世界保健機構と国際自殺予防学会が、9月10日を世界的に自殺対策に取り組む責任があると決意し、世界自殺予防デーとしました。日本では自殺対策を推進するために、自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することが重要であるとし、世界自殺予防デーから1週間の9月10日から16日を自殺予防週間と位置づけています。

自殺について、平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策が大きく前進し、自殺者数は減少傾向にあるものの全国で年間2万人を超え、非常事態は続いています。自殺対策基本法は、施行から10年の節目にあたる平成28年に大きく改正され、併せて平成29年7月に見直された自殺総合対策大綱により、自殺対策は生き心地のいい地域をつくることとされました。

坂城町では、自殺対策基本法に基づき、生きる支援に関連する事業を洗い出し、町全体で自殺対策を推進するため、平成31年に坂城町自殺対策推進計画を策定し、計画期間中の自殺者数を9人以下とすることを目標としました。

そこで、イ. 自殺予防対策の取り組みについて。

令和4年、長野県精神保健福祉センター自殺対策統計によりますと、長野県内の自殺者数は、平成30年335人、令和元年344人、令和2年334人、令和3年331人、令和4年349人、過去5年間で最多となりました。1日約1人のペースで自殺が発生しています。月別推移では5月から8月が多く、年間を通して多くなり、原因・動機では健康問題が多い傾向だが、令和4年は家庭問題、経済・生活問題、勤務問題が増えています。年代別では、男性は70代以上が増加、女性では60代、70代以外の各年代で増えているというデータが公表されました。

そこで4点お伺いいたします。

1点目として、町における自殺者数の推移とその傾向についてお聞きします。

2点目として、今年が坂城町自殺対策推進計画の最終年です。来年度からスタートする新計画の進捗状況をお聞きします。

3点目として、自殺予防対策の取組の状況についてお聞きします。

4点目として、ゲートキーパー研修の取組と今後の計画についてお聞きします。

ロ. 子どもの自殺について

先ほどの県の統計データで私が危惧していることは、女性が2年連続で増加していることと、小中高生が過去最多の水準になっているということです。全国でも子どもの出生数が1899年以降過去最低で、初の80万人を割り込み、年々少子化が進む中で、子どもの自殺者数は500人を超え過去最高となり、問題が深刻化しています。この現状を町はどのように受け止めているのでしょうか。

そこで2点お伺いいたします。

1点目として、子どもたちに向けた自殺防止のための啓発指導として、SOS出し方教育がありますが、どのように進めているのかお聞きします。

2点目として、子どもたちが相談しやすい環境づくりへの町の考えについてお聞きします。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねします。

**町長（山村君）** ただいま、祢津議員さんから2番目としまして、生きる支援についてご質問いただきました。イ、ロとご質問をいただきましたが、私からは、イの自殺予防対策の取り組みについてお答えしまして、ロについては、担当課長から答弁いたします。

さて、日本全国の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、社会の問題と認識されるようになり、総合的な自殺対策が推進された結果、自殺者数は減少傾向にあります。

しかしながら、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者が増加し、総数は11年ぶりに前年を上回り、令和3年の総数は前年から減少したものの、女性の自殺者数が増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目に高い水準となっております。

また、長野県におきましては、平成10年以降年間の自殺者数は480人から580人前後で推移しており、平成20年以降は減少傾向で推移してきたものの、全国の推移と同様に、令和に入り増加が見られている状況であります。

近年、私たちを取り巻く状況は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢や価格高騰等の社会情勢、著名人の自殺報道による自殺の連鎖など、いわゆるVUCA（ブーカ）、これは先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代のことでもありますけれども、社会情勢・社会環境の変化による自殺者の増加が危惧される状況となっております。

さて、ご質問の町の自殺者数の推移についてであります。町では年間の自殺者数が1人という年もあり、プライバシーへの配慮といった観点から5年単位で申し上げますと、自殺者数は平成20年から24年が19人、25年から29年が13人、30年から令和4年が9人と、減少傾向にあります。

また、町の平成29年から令和3年の人口10万人に対する自殺死亡率は平均で9.3と

なっており、長野県の16を下回っている状況であります。

こうした状況を見ますと、町におきましては、全国や県全体の傾向である新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会情勢の変化により、自殺者が増加したといった傾向は見られない状況であります。

また、町内の男性の自殺者数は減少しているものの、女性は横ばいの状況となっており、年代別では、男性は50代から70代、女性は40代の自殺が多い状況となっておりますが、こちらに関しましても、全国的な傾向である、女性や小中高生の自殺者の増加といった状況は見られないところであります。

町の自殺された方の動機・原因といたしましては、いのち支える自殺対策推進センターの自殺実態プロファイルによりますと、平成29年から令和3年までの5年間において、家族問題や健康問題が多く、そのほか勤務問題などが挙げられているところであります。

続きまして、町の自殺対策推進計画についてのご質問にお答えいたします。

平成18年10月に施行されました自殺対策基本法は、10年後の平成28年に大きく改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、全国どこでも生きることの包括的な支援として自殺対策が推進されるよう、全ての都道府県及び市町村が当該地域の自殺実態を踏まえた地域自殺対策計画を策定することとされました。

これを受けまして、町におきましても、町民の皆様の現状やニーズを把握し、計画に反映させるため、無作為抽出方式によるアンケート調査を実施するとともに、全庁的な取組として、自殺対策に関連する各課の事業の取りまとめ等を行い、令和元年度から5年度を計画期間とする坂城町自殺対策推進計画を策定いたしました。

今年度が計画期間の最終年度となることから、現在は令和6年度から10年度を計画期間とする第2次坂城町自殺対策推進計画の策定を進めており、5月に各課の施策の評価を実施し、8月に無作為に抽出した650名の町民の皆様にアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査におきましては、59.2%の方からご回答をいただいたところであり、いただいたご意見を計画に反映し、今年度中に策定する予定としているところであります。

次に、自殺予防対策の取組の状況であります。町では精神科医師または精神保健福祉士が日常の中で困っていることや悩みなどについて相談に応じるこころの健康相談を年に5回開催しているほか、様々な悩みや事情に対応するため、弁護士や精神科医師、生活就労支援センター等が相談に応じるこころ・法律・仕事のなんでも相談会を令和元年度から千曲市と共催で年1回、いずれも無料で開催しているところであります。

また、町保健センターにおきましては、不安や悩みを抱えられている方のご相談を随時お聞きしているほか、国や県でも相談窓口を設置し、SNSを開設しているところであります。

次に、ゲートキーパーの取組についてであります。ゲートキーパーは、自殺の危険を示す

サインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることで、かけがえのない命を救うことが期待されていることから命の門番とも言われております。

ゲートキーパーには特別な資格は必要なく、家族や地域、職場などにおいて誰もができることであり、私も研修を受けたゲートキーパーの1人ですが、町におきましても町の保健師が講師となり、これまでに町議会議員の皆様や区長の皆様、民生児童委員、保健補導員等が集まる会議の際に時間をいただき、ゲートキーパー研修を実施してまいりました。

なお、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大勢の方が参加する会議等の開催ができなかったため、ゲートキーパー研修も少人数の団体の方を対象に実施してまいったところでありましたが、現在は5類となり、会議等の開催も再開されてまいりましたことから、今後、再び区長の皆様など多くの皆様に研修を実施してまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、2の生きる支援についてのご質問のうち、ロ. 子どもの自殺についてのご質問にお答えいたします。

町の自殺対策推進計画においては、就学期の児童生徒に対する取組として、学校におけるSOSの出し方についての教育や、児童生徒が適切な支援を受けられるよう、学校と教育委員会を中心に関係機関が連携することにより、子どもたちの自殺リスクの低減を図ることとしております。

ご質問の子どもたちに対する自殺防止のための啓発・指導として、学校におけるSOSの出し方の学びにつきましては、まず、小学校では、学年ごと外部講師による講演や保健の授業において、命の大切さや命の守り方、困ったときの助けの求め方、不安やストレスを感じた場合の対応についての学習を進めております。

中学校においては、3学年を対象に、県教育委員会の推奨教材により、1人で悩まず相談することや、悩んでいる人の悩みを聞いてあげることなどについての学習を実施しております。

次に、子どもたちが相談しやすい環境づくりにつきましては、小中学校では、毎月、教育・心理カウンセラーが巡回し、児童生徒や保護者がカウンセリングを受けられる機会を設けております。このほか、各学校において1人1台端末を活用し、児童生徒一人一人が自分らしさを大切に、学校生活の中で自らの生活態度や心持ちを振り返り、より充実した日々を送るためのアンケートを定期的実施し、児童生徒が困り事を発信しやすい学級運営に取り組んでおります。

また、子どもたちが相談しやすい環境をつくる上では、周囲の大人が子どもたちのSOSのサインを受け止め、適切な支援につなげていくことも重要でありますので、学校職員を対象とした講演会や研修を実施するとともに、PTAにおいても講演会や保健だよりなどを通じ、保護者への啓発にも取り組んでおります。

さらに、教育委員会といたしましては、平成25年度から教育コーディネーターを置き、専

門的な見地による学校への助言や、教育をはじめ保健、福祉に携わる機関との情報共有を行い、関係機関が連携し、児童生徒が切れ目なく必要な支援を受けられる体制づくりを進めております。

このほか、児童生徒の家庭が経済的に困窮することも自殺リスクとなり得ることから、経済的に就学が困難な家庭に対し、町奨学金や就学援助などの制度による支援を行っております。

引き続き、子どもたちを自殺リスクから守り、健やかに成長できるよう、子どもたちや保護者、教職員への啓発を推進するとともに、関係機関の連携を一層深め、必要な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（柗津さん）** ご答弁いただきました。最近、先生方の働き方改革が叫ばれています。私は、先生方の何でも屋はやめるべきと考えます。例えばプールはプール管理員に、施設は施設管理員に、安全対策は警備員に、登下校は警察と保護者・地域に、部活動は部活動指導員にお任せすべきです。やはり、餅は餅屋です。先生を都合よく使い回さず、学習指導や生徒指導、生徒一人一人に寄り添い、言葉にならないサインをどうすれば見逃さないのかなど、本来のやるべき仕事に集中してもらうことが大事と考えます。

御代田町では、保育士の負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間を確保するため、今年4月から町内の各保育園に用務員さんを配置する取組を行っています。

そこで1点再質問します。子どもたちが相談しやすい場をつくるために、先生方の時間の確保が必要だと考えます。先生がより子どもの声に耳を傾ける時間の確保のために、保育園、小中学校で先生をサポートする専門スタッフやボランティアスタッフを配置したらどうでしょうか。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

町では、教員が児童生徒と向き合う時間を増やせるよう、小中学校への教育業務支援員、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入などにより、教員の負担軽減を図っているところであります。

また、学校では、児童生徒への支援ニーズが多様化していることから、外国籍児童生徒支援員や障がいのある児童をサポートするインクルーシブ教育支援員などの支援を必要に応じ各校に配置しております。

また、保育園では、支援の必要な児童に対し加配保育士を各保育園に配置しているところでございます。

また、保育園では、園行事の際には地域のボランティアのご協力をいただく中で園の行事を行っており、また学校におきましても、地域の学校支援ボランティアのご協力を得る中で、学校行事や特別活動の運営を行っており、引き続き地域の皆さんが学校運営等に参画する機会を確保するとともに、学校教育活動のPR、見える化を進めてまいりたいと考えております。



教員、保育士の負担軽減を図るため、人的支援や業務効率が一層求められております。学校、保育園と連携を密にする中で、一人一人の児童生徒が安心して学校生活、園生活を過ごせるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

**11番（柗津さん）** ご答弁いただきました。坂城町でもぜひ増員していただきたいと思います。未来の子どもたちを支えているのは人です。削るべきところは人ではないと思います。

8月13日付の信濃毎日新聞では、県内チャイルドラインが人手不足のため、対応できるのは3割ほどという衝撃の記事が掲載されました。一体子どもたちの声はどこに届くのでしょうか。周りにいる大人ができることはないのでしょうか。

こども家庭庁が発足し、こどもまんなか応援サポーター宣言をされている県や市町村が増えました。子ども真ん中社会の真ん中に穴が空いていませんか。落ちると自殺に追い込まれる穴へ子どもが落ちないでしょうか。もう一度本気になって、子どもの声、現場の声を聞いてください。

最後に、平成21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」リーフレットに記載されていた子どもがSOSを出した際の対応をご紹介します。8月25日付の信濃毎日新聞にも掲載されていましたが、全国不登校新聞の石井代表理事も14年前と同じことをおっしゃっていました。

子どもの自殺のおそれがある場合には、1、言葉に出してあなたのことが心配だと伝える、T e l l。2、死にたいと思っているかどうか率直に尋ねる、A s k。3、絶望的な気持ちを傾聴する、L i s t e n。4、少しでも危険を感じたら安全を確保する、K e e p s a f e。四つのアルファベットの頭文字を取ってT A L K（トーク）の原則が重要とのこと。

14年間の長い年月がたっても大切なことは変わっていないようです。SOSを言葉にできず、体からサインを発している子どもに少しでも気づけるよう、町一丸となり子どもを守りましょう。

新型コロナウイルス感染症で学校が一斉に休校になったとき、親たちが何に困ったか聞いたところ、この子を置いて仕事に出かけられない、昼食を作らなければならないという声でした。勉強が遅れるというよりも、学校に求めていたのは託児機能だったのではないのでしょうか。私は地域に託児機能を持った居場所が増えることを期待します。

以上で私の一般質問は終わります。

**副議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

11日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時48分）



## 9月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 2番議員 | 中嶋 登 君   | 9番議員 | 玉川 清史 君  |
| 3 "  | 塚田 舞 君   | 10 " | 山城 峻一 君  |
| 4 "  | 松本 みゆき 君 | 11 " | 祢津 明子 君  |
| 5 "  | 水出 康成 君  | 12 " | 大日向 進也 君 |
| 6 "  | 宮入 健誠 君  | 13 " | 朝倉 国勝 君  |
| 7 "  | 中村 忠靖 君  | 14 " | 大森 茂彦 君  |
| 8 "  | 星 哲夫 君   |      |          |
2. 欠席議員 1番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |          |
|----------|----------|
| 町 長      | 山村 弘 君   |
| 副 町 長    | 臼井 洋一 君  |
| 教 育 長    | 塚田 常昭 君  |
| 総 務 課 長  | 関 貞巳 君   |
| 企画政策課長   | 伊達 博巳 君  |
| 会計管理者    | 大橋 勉 君   |
| 住民環境課長   | 山下 昌律 君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海 聡子 君  |
| 商工農林課長   | 竹内 祐一 君  |
| 建設 課 長   | 堀内 弘達 君  |
| 教育文化課長   | 長崎 麻子 君  |
| 収納対策推進幹  | 細田 美香 君  |
| まち創生推進室長 | 小河原 秀昭 君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下 幸二 君  |
| 総務係長     | 宮嶋 和博 君  |
| 総務課長補佐   | 宮下 佑耶 君  |
| 財政係長     | 竹内 優子 君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本 直紀 君  |
| 企画調整係長   |          |
| 保健センター所長 |          |
| 子ども支援室長  |          |
4. 職務のため出席した者
- |         |          |
|---------|----------|
| 議会事務局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議会書記    | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 町内企業への展示会出展支援についてほか | 松 本 みゆき 議員 |
| (2) 学校給食についてほか          | 塚 田 舞 議員   |
| (3) 町民の健康と生活を守るためにほか    | 玉 川 清 史 議員 |
| (4) 災害時の中核避難所について       | 星 哲 夫 議員   |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**副議長（中嶋君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

なお、会議に入る前に、1番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**副議長（中嶋君）** 最初に、4番 松本みゆきさんの質問を許します。

**4番（松本さん）** おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

大項目1として、町内企業への展示会出展支援について、大項目2として、住民と連携し地域を守るためにというテーマでお聞きしたいと思います。

まず、大項目1の町内企業への展示会出展支援についてです。6月22日に東京ビッグサイトで行われた日本ものづくりワールド2023「機械要素技術展」へ見学に行ってきました。商談のために国内外から大勢の企業関係者が集まる国内最大級の製造業の展示会です。坂城町からも企業6社による共同での出展がされ、坂城町のブースはねずこんカラーで統一され、とても目立っていました。キャッチコピーである技術者魂の文字を掲げ、出展者の皆さんはブースを訪れる方々に自社の技術を熱心にPRしていました。また、会場内では大勢の人が行き交う姿が印象的でした。

主催者発表によりますと、3日間の開催中に約6万7千人の方が来場されたそうです。町内から出展された企業さんからは、商談につながったという声も聞いております。

町内企業の出展支援は、町の工業振興を図るために重要な施策だと思います。町内企業が展

示会に出展することは、企業の技術力の高さをアピールするためにも有効な活動です。町として支援を続けていく必要があると考えます。そこで質問に入らせていただきます。

イの出展支援の状況についてです。

1点目として、繰り返しになりますが、坂城町は工業に特化したものづくりの町です。今後の展示会出展は、販路拡大にとっても重要だと考えます。そこで、展示会の参加状況とその成果をお聞きします。

2点目として、出展者支援の状況を教えてください。

3点目として、展示会において坂城町をPRするための工夫や取組についてお聞きしたいと思います。

ロ. 今後の支援について

私としては、今後も引き続き町内企業への出展支援を行ってほしいと思います。そこでお尋ねします。今後の出展者支援のお考えをお聞かせください。

以上、4点お聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、松本議員さんから1番目としまして、町内企業への展示会出展支援についてご質問をいただきました。順次お答えします。

まず初めに、イの出展支援の状況についてであります。町では、町内企業が有する高度なものづくり技術を発信するとともに、受注機会及び販路開拓の拡大等、企業活動の発展のため、私が会長をしておりますけれども、坂城町出品者協会がございます。この協会を通して各種展示会への出展支援を行っております。

町出品者協会では、町のほか、町商工会や町内企業にもご参画いただく中で、年度ごとに事業計画を立てて、製造業を中心に展示会等に出展活動を行う企業に対して、共同出展による支援や出展費用の補助を行っているところであります。

まず、展示会参加の状況とその成果についてであります。コロナ禍において各展示会がオンラインによる開催となった際は、町内の出展企業が減少しましたが、昨年度からは対面による開催に戻り、出展企業数も徐々にではありますがコロナ禍前に戻ってまいりました。

昨年度は、6月に精密加工技術やものづくりの最先端技術などを一堂に集めた「第27回機械要素技術展」が東京ビッグサイトで開催され、町内企業7社が坂城町出品者協会として共同出展し、7社合計で543件の商談がございました。

10月には、諏訪圏を中心とした企業が持つ高度な技術力を発信するとともに、新規受注獲得や販路拡大の場としてブランド力を高め、地方では国内最大級の工業専門展示会との評価を受けている「諏訪圏工業メッセ2022」が諏訪湖イベントホールで開催され、町内企業5社が出展し、5社合計で325件の商談がございました。

同じく10月に、革新的な技術を上田地域内外へ発信し、地域と産業のかけ橋となっている

「上田地域産業展2022」が上田城跡公園体育館で開催され、町内企業1社が出展したところであります。

また、今年度におきましては、6月に「第28回機械要素技術展」が東京ビッグサイトで開催され、6社が坂城町出品者協会として共同出展し、6社合計で404件の商談があり、うち継続中のものが78件となっております。

なお、機械要素技術展における会場全体への来場者数は、コロナ禍前の平成31年2月に開催された第23回技術展では6万6,049人であったのに対し、コロナ禍の令和3年2月に開催された第25回技術展では8,558人にまで落ち込んだところでございますが、今年の第28回技術展においては6万6,895人の来場者となり、コロナ禍前の水準まで回復してきたところであります。

出展しました町内企業の商談件数につきましても、第23回技術展は6社合計で320件ありましたが、今回の第28回技術展では6社合計で404件となり、コロナ禍前を上回る成果を上げることができたところであります。

また、昨年度開催された「諏訪圏工業メッセ2022」及び「上田地域産業展2022」における会場全体への来場者数は、いずれもコロナ禍前の令和元年と比較して5割程度にとどまりましたが、出展した町内企業は自社の持つ技術や製品を精力的にPRし商談につなげることができました。

次に、出展者支援の状況についてお答えします。

機械要素技術展においては、坂城町出品者協会として共同の出展ブースを構え、その出展ブースの使用料や装飾代のほか、展示用品の運搬費など、運営に係る費用を支援しております。また、機械要素技術展以外の諏訪圏工業メッセや上田地域産業展といった展示会につきましては、出展する企業が負担する出展ブースの使用料に対して補助を行っており、補助対象とする展示会は、町内企業に対して展示会出展の意向調査を行い決定しているところであります。

次に、展示会において坂城町をPRするための工夫と取組についてお答えします。

先ほどもお話がありましたけれども、機械要素技術展においては、共同出展をする町内企業と協議を重ねる中で、出展ブースの装飾などを決定しているところでありますが、今年の第28回技術展では、出展ブースがひときわ目立つよう明るい緑のカラーリングで装飾し、ブース上部に長野県坂城町とキャッチフレーズの技術者魂、またねずこんの看板を大きく掲出いたしました。

この装飾を見て、ブースの前で足を止める来場者も数多く、出展企業の製品に興味を持っていただくきっかけにもなり、今回の出展ブースの装飾については、出展企業からもご好評をいただいたところであります。

また、ブースの前を通りかかった来場者の目に留まるよう、町商工会が作成しました町内企

業PR動画をモニターで放映し、機械要素技術展に出展していないほかの町内企業についても知っていただくための工夫を凝らしたところであります。

なお、この町内企業PR動画は、町商工会が令和3年度に作成した「DISCOVERY SAKAKI（ディスカバリー・サカキ）」というサイトで閲覧ができるようになっておりますので、そのサイトのチラシとともに、ねずこんのボールペンをセットで来場者に配布したところであります。

そのほかにも、町の観光パンフレットを入れたねずこんのトートバッグをノベルティーとして配布するなど、工業だけでなく、町の観光施設や特産品、イベントなどのPRにも取り組んだところであります。

続きまして、口の今後の支援についてお答えいたします。

今年度は、10月に岡谷市民総合体育館に場所を変えて開催される「諏訪圏工業メッセ2023」に町内企業3社、11月に開催される「上田地域産業展2023」には1社が出展を予定しておりますので、これらの出展に係る補助を行う予定としております。

また、公益財団法人長野県産業振興機構が、県内企業の総合的なアピールの場として、国内メーカー等とのビジネスマッチングを促進し、県内ものづくり企業の販路開拓を支援することを目的に、県内から出展企業を募り、11月末の「高精度・難加工技術展2023」及び来年2月の「テクニカルショウヨコハマ2024」に長野県ブースを出展することになっており、町内企業も出展を予定しております。

この高精度・難加工技術展は、東京ビッグサイトで開催され、極限の追求をテーマに、より高度な製造技術を紹介する展示会であり、テクニカルショウヨコハマはパシフィコ横浜で開催され、素材・部品・研究開発・製造・IT及び環境問題のハードとソフトが一堂に会する工業技術・製品の総合見本市であります。

両展示会とも規模が大きく、大手メーカー等も数多く来場され、坂城のものづくり技術を発信するのにふさわしい展示会であり、今年度から、これらの展示会の長野県ブースに出展する町内企業への出展料補助も予定しているところであります。

また、来年度は当町において「さかきモノづくり展2024」の開催が予定されておりますので、今後、開催方法等について検討してまいります。町内企業が保有する高度な技術力や強みを町内外へ広く発信するため、多くの町内企業に出展していただきたいと考えております。

今後も、町内企業の受注機会の増加や販路の拡大を支援するため、坂城町出品者協会を通して各種展示会への出展支援を継続し、町内企業の事業継続や発展につなげ、町の工業振興を図ってまいりたいと考えております。

**4番（松本さん）** ご答弁ありがとうございます。今回は工業の出展支援について質問させていただきました。引き続き継続した支援をお願いしたいと思います。

そして、商業・農業分野の展示会出展の支援の際は、ノベルティーを用意して関心を引くなどの取組が有効だと考えます。ノベルティーには地域の特産品や地域のゆるキャラが選ばれることが多いようです。これによって来場客が立ち止まる機会が増え、坂城町の企業、町の魅力を知ってもらえる可能性が高くなると考えます。

例えば、坂城町葡萄酒祭で配られたワイングラスです。有料ではありましたが、当日のグラスとして使うのはもちろん、自宅に持って帰っても使えますし、実用的なアイテムであり、坂城町葡萄酒祭を思い出させるすばらしい広告ツールでした。今後はノベルティーを活用したPRや、町の産業が発展していくような支援にも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、大項目2として住民と連携し地域を守るために。

8月19日に発生した立町区の水害被害についてお聞きします。

私ごとでもありましたが、先月19日に、立町区でゲリラ豪雨による床上浸水など7件の浸水被害が発生しました。当日のゲリラ豪雨は過去にもないすごい勢いの大雨でした。恐怖さえ感じました。見る見る水位が上がり、気づけば床上浸水している状態でした。その後は、私の家も含め、被害に遭われたお宅は、近隣住民の方々による片づけや掃除、町職員による泥のかき出しやポンプを使った排水作業を行っていただき、被災した翌朝には被害に遭ったと聞きつけた町民の方々が続々と集まり、畳などの運び出しや掃除に来ていただきました。そして、ごみ置場の設置等、役場職員の方々には迅速に対応していただきました。ご近所の皆様と職員の方々と協力し合い、被害に遭われたお宅は数日であらかた片づけることができました。ありがとうございました。

今回の立町区での床上・床下浸水だけでなく、町内では倒木があったり、落雷による住宅の屋根火災も発生しました。これからも台風、ゲリラ豪雨、竜巻等の災害が起こることは避けて通れません。そのための対策として、ますます地域の協力体制や新たな防災対策の構築が重要と考えます。そして、町民がより安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

前田川が増水するのは、どこから水が入ってきているのか、町民の方からも水が抜けるバイパスのルートを把握できているのかと不安の声も届いております。そこで3点お尋ねいたします。

イ. 立町区で発生した水害について

1点目として、過去にも同様に立町区で水害が発生していますが、過去の教訓はどのように活かされているかお聞きいたします。

2点目として、前田川が増水時に水害を避けるための水の迂回ルートは確保されているのでしょうか。

ロ. 今後の対策について



今回は落雷による停電で水門が開かなかったが、今回のことを教訓に蓄電池をつけるなどの対策も考えているのかお聞きいたします。

以上、3点ご答弁お願いいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 2. 住民と連携し地域を守るためにのご質問に、イの立町区で発生した水害についてから順次お答えいたします。

近年、地球温暖化や気候変動の影響により、台風の大型化やゲリラ豪雨が頻発化・激甚化する中、河川及び水路の施設能力を超過する雨水が流れ込み、全国各地で道路冠水や床下・床上浸水などの被害が発生しております。

当町におきましても、先月8月19日に発生しましたゲリラ豪雨の際は、役場の雨量計において、時間雨量最大61.5ミリを観測するなど、短時間で大量の雨量を観測しており、立町区周辺の前田川では、停電により水門が作動しなかったことも重なり、河川が溢水し、床上・床下浸水の被害が発生しました。

前田川につきましては、坂城小学校周辺や坂城駅周辺など住宅地における雨水排水が流入するほか、前田用水や土井の入用水、社宮神用水などいくつかの用水路の水も流入する河川であります。

その流末部にある立町区周辺の前田川では、台風やゲリラ豪雨の際には過去にも溢水被害が発生しており、これまでも水路の改良工事などの対策を行ってまいりましたが、直近では平成24年度に溢水被害が発生したことから、前田川の右岸・左岸において水路のかさ上げ工事を行っております。

その際、周辺にお住まいの方の中には、前田川の右岸側にある通路から出入りされている方もおり、かさ上げをすると出入りに支障を来すことから、出入りするための開口部を作り、増水時はその開口部に板を設置して浸水を防ぐ自助による対策もお願いしているところであります。

また、前田川の被害対策につきましては、被害が発生するたびに被害状況を調査し、河川の改良工事や排水の分散化等対策を行ってきたところであります。

次に、前田川の増水時の迂回ルートにつきましては、前田川と入田川をつなぐバイパス路を田町跨線橋下部に設置しておりますが、それぞれの河川の増水時には、このバイパス路により排水を分散化させており、周辺一帯の効果的な排水ができる構造となっております。

入田川の増水時については、現在、埴科郡土地改良区の許可の下、町職員が役場からの遠隔操作、もしくは現地で水門の操作を行い埴科用水へ排水を放流しておりますが、入田川も前田川と同様に、増水時に自動的に排水を放流する自動化の整備ができれば、前田川の自動化と併せてより効果的な排水対策が可能となりますので、今後、埴科郡土地改良区と自動化の導入に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．今後の対策についてであります。被害に遭った前田川の放流ゲート周辺につきましては、今回の停電により自動的に水門が開かなかったことを踏まえまして、現在、対策方法について検討をしているところであります。

そのほかの河川及び用水路につきましても、急激な増水などにも対応すべく、水位監視装置を前田川を含む河川や用水路11か所に設置し、5分ごとの水位情報が把握できるシステムを今年度導入してまいりたいと考えているところであります。

この水位監視装置につきましては、過去に溢水被害が発生した河川や用水路に設置するだけでなく、防災上重要な水門の上流部、また下流部にも設置することにより、水門操作が適切に行われているかが数値で認識できるため、大雨時の水位状況の把握が適切に行うことができ、迅速な初動対応が取れることとなります。

また、町では流域治水への取組も行っており、ため池の貯水機能を利用して、台風など大量の雨が予想される際には、事前に営農に支障を来さない範囲でため池の貯水量を減らし、降雨による水を貯留する低水位管理にも取り組んでいるところであります。

3か所ある土井の入のため池や入田のため池において低水位管理を行うことにより、前田川や入田川の水量の軽減が図られるものと考えているところであります。

以上、今回の被害も教訓として、でき得る対策を講じてまいりたいと考えているところでありますが、雨水排水による溢水対策をはじめ、災害に強いまちづくりを進めていくためには、町が行う公助だけではなく、自らが行う自助や地域で対策を行う共助も大変重要となります。

今後も町と地域が連携を図りながら対策を進め、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

**4番（松本さん）** 低水位管理をしている、対策を考えていると前向きな答弁をいただきました。今回の浸水被害で気づいたことがあります。それは共助の大切さです。自分の命は自分で守るという考えは、理論的にはわかっている、実際に災害に直面すると驚きや恐れから体が動かなくなることがわかりました。

そのため、地域や町の住民が災害や緊急事態に備え、安全かつ安心して生活できるようにするために、日頃からの取組が非常に重要だと感じました。

また、緊急時にはパニックに陥りやすいですが、まずは逃げる。身の安全を優先してほしいと思います。これで私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時36分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

**3番（塚田さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

行います。

#### 1. 学校給食について

現在の日本の大きな課題として、少子化が重要な課題とされています。2021年の国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、日本の出生率は低く高齢化が進行しています。この少子化の進行は、将来的な労働力不足や社会保障制度への負担増加など、様々な社会的影響をもたらす可能性があります。

これまでの学校給食は、どちらかという子どもの心身の発達や保健衛生的な観点で論じられてきました。しかし、食育という観点から見ると、正しい食事習慣の形成は教育の一環として非常に重要です。

2020年の文部科学省の調査によれば、学校給食により子どもたちが栄養バランスの取れた食事を取ることができ、食に関する知識と食習慣の向上に役立っています。

核家族化や両親の共働き、加工食品や外食産業の増加など、ライフスタイルや環境の変化は家庭内の食事情にも大きく影響を及ぼしました。これに伴い、日本の若年層における肥満や生活習慣病の増加が懸念されています。

学校給食は家庭だけでなく、学校での健康的な食事環境を提供し、子どもたちに栄養摂取の重要性を教える役割を果たしています。坂城町小中学校の児童生徒に提供されている学校給食も、様々な町のおかげで、次世代を担う子どもたちの健やかな成長、食育という観点から鑑みても非常に大きな役割を果たしてきています。

近年では学校給食が話題になることも多く、物価高騰が続く中、家庭の負担軽減などを目的に各地で給食の無償化が始まっています。今回の坂城町の学校給食の無償化の実施は、とても先進的な取組だと思います。

学校給食の在り方は時代とともに変遷してきました。かつての栄養重視から、今では食育へのアプローチが重視されるようになっていきます。

そこで、イ. 食育について、3点お尋ねします。

一つ目として、地元の農産物を給食に取り入れることで地域経済の活性化や新鮮な食材の提供が期待されますが、坂城町の学校給食において町内産や県内産の食材を活用しているか、その状況についてお聞きします。

二つ目として、食育は子どもたちの健康だけでなく、家庭全体の食生活の向上にもつながる重要な要素です。給食費の無償化により給食に対する関心や感謝の低下も懸念されていますが、保護者の方々が食育に関する知識や意識を深める機会はどのように提供されているか、保護者に対する食育活動の取組についてお聞きします。

三つ目として、通常はお弁当で、給食体験がない坂城幼稚園年長児に対し、給食体験の実施状況についてお聞きします。

そして、ロ. 食育指導の取り組みについて、1点お尋ねします。

食に対する意識を高めるためには、生産者との関わりや体験が重要と思われませんが、小中学校の児童生徒への食育指導はどのように取り組まれているか、また、今後の取組の考えについてお聞きします。

以上の点についてご答弁をお願いします。

**町長（山村君）** 1番目の質問としまして塚田議員さんから学校給食について、イ、ロとご質問をいただきました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、今いろいろお話がありましたけれども、学校給食は、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体力の向上を図るとともに、実際に食べるという体験を通じて、栄養バランスの取れた食事の在り方を学び、給食の準備を共同で行うことや、同じ教室内で食事を取ることで社会性を養うなど、単なる昼食ではなく、学校における教育活動の一環として行っております。

また、栄養バランスが考えられた給食は、体の成長過程にある児童生徒にとって大変重要であると考えているところであります。今、ご質問の中で、坂城町は今年度から小学校、中学校の給食を無償化にしましたけれども、何かそれで関心が薄れるというようなお話ありましたけれども、決してそうであってはいけないと思っております。

学校給食は1日に取る食事の1食分でありますので、家庭における食事の在り方というのも大変重要であり、成長期の児童生徒に必要な栄養や量をきちんと取る必要があると考えており、給食センターにおきまして、児童生徒に毎月配布しています献立表で食品の栄養やその働き、エネルギーなどをお知らせしているところであります。

また、栄養士が小中学校の各クラスを訪問し、児童生徒に対し、食事の大切さ、それぞれの食品の果たす役割などについて伝え、毎月の広報誌や献立表の裏面に「食育だより」として、食育に関する情報をわかりやすく掲載しており、今年度は、新たにふれあい大学の専門講座として食育・給食講座を開催するなど、食育の啓発、推進に努めているところであります。

もう一方で、学校給食は、学校における食育を推進するため、地域食材の活用や郷土料理、季節感のある献立と、体験活動や教科での指導などを連携させることにより、食育の生きた教材としての役割も担っているところであります。

この食育では、町の伝統野菜であるねぎみ大根を利用した「ねぎこん汁」や、「ねぎこんハンバーグ」、「ねぎみ大根の切り干し」を用いた煮物、「ねぎみ大根ドレッシング」を利用したサラダを献立に活用しているほか、「ねぎみ大根おやき」を郷土食として年1回提供しており、給食を通じまして郷土の特産物についても理解を深めているところであります。

また、児童生徒への食育活動の一環と地域食材への理解を深めることを目的に、この7月1

4日には、町の伝統野菜であるねずみ大根と長野市の伝統野菜である小森茄子（こもりなす）を使ったコラボ給食を提供いたしました。

同日、坂城中学校には小森茄子の栽培普及に努めている更級農業高校の生徒が訪れ、各クラスで給食の時間に学習会として、中学生からはクロームブックを使いねずみ大根について紹介し、高校生からは小森茄子の歴史や活動の様子、今後の普及に向けた取組など、実際のナスを見せながら説明し、それぞれの教室で高校生も学校給食を試食するなど、お互いに伝統野菜について理解と交流を行っております。

食育は、成長期の子どもたちに必要な栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、健康の増進、体力の向上を図ること、また、伝統的な食文化の継承のためにも必要でありますので、今後も様々な活動や機会を捉える中で、児童生徒に対して食の大切さや食文化について発信してまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 学校給食について、イ．食育についてのご質問から順次お答えいたします。

初めに、学校給食での地産地消の状況につきましては、地産地消は、身近な場所で生産された新鮮な食材をその地域で消費することで、地域の生産者を支援するとともに、食材などの輸送距離が短くなることで、エネルギーの消費コストや環境負荷の軽減につながるほか、消費者と生産者とのつながりによる地域の活性化が期待されるところでございます。

また、学校給食では、食を通じて地域等を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解に生かすために、地産地消の取組が推進されているところでございます。

ご質問の町の学校給食における町内産・県内産の活用状況として、米飯及び牛乳につきましては全て県内産を使用しており、野菜、肉、魚類は可能な限り県内産の商品の納入を業者に依頼しております。

特に栄養が多く含まれている旬の野菜や果物については、地元の生産者より納入をしていただいております。野菜の年間使用量において、県内産は全体の4割、そのうち町内産の野菜を6割ほど使用している状況でございます。

今後も、生産者と野菜などの栽培状況などを確認しながら、より多く町内産・県内産の野菜を入手できるよう、関係部署をはじめ関係機関と連携し、地産地消に努めてまいりたいと考えております。

次に、保護者に対する食育活動の取組といたしましては、家庭における食事習慣の改善、子どもたちの健康的な食事習慣を促進し、栄養バランスの改善、親子のコミュニケーションの強化と学校給食への理解を深めることを目的に、コロナ禍前は、小学校での親子レクやPTAの皆さんによる給食センターの見学及び試食会などにおいて、保護者の皆さんに給食センターで

実際の給食作りを見学いただき、その後、子どもたちと同じ給食を食べていただいております。

その後については、栄養教諭から給食センターでは安心・安全な給食作りや食事の大切さ、栄養面、塩分を抑えた食事の作り方や、塩分量を抑えた成人病予防のためには、だしの取り方で十分おいしくいただけることなどを伝えております。

しかし、ここ数年は、コロナ禍でこのような活動は中止せざるを得ませんでした。今後はご希望を聞く中で見学や試食会等について、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら実施してまいりたいと考えております。

続きまして、幼稚園児への給食体験の実施状況ですが、坂城幼稚園での昼食につきましては、町内保育園の給食と異なり、基本的に米飯を各家庭から持参し、幼稚園で用意したおかずと併せて昼食を取り、また、週1回は保護者によるお弁当で昼食を取っているとお聞きしております。

このため、小学校に入学して初めて配膳トレーを持って、昼食の主菜・副菜などが取り分けられた食器を自ら受け取りに行く給食に、戸惑う状況も見受けられるとのごことでございました。

このような状況を踏まえ、事前に学校給食や配膳等を体験するため、幼稚園の年長児に対して給食センターの見学及び試食会を実施してはりましたが、ここ数年は、コロナ禍で行うことができませんでした。こちらにつきましても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ再開してまいりたいと考えております。

次に、ロ. 食育指導の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

食育指導として給食センターでは、児童生徒や保護者に向け毎月配布している献立表に、食品の栄養・働き・エネルギー量や使用する地域食材などを記載し、献立表の裏面には「食育だより」として、その月の献立作成のポイント、行事食、伝統食など食育に関する情報を掲載し、町民の皆さんにも「広報さかき」の「食育だより」に毎月掲載するなど、食育の啓発、推進に努めております。

児童生徒には、より給食への興味関心を高めてもらうため、各学校から旬の食材、栄養バランスが取れた地場産物などを活用した希望献立などを募集し、提案された献立を基に栄養教諭が工夫して給食として提供するといった取組を行っております。

また、児童生徒への食育の推進のため、栄養教諭などが給食の時間に小中学校を訪問し、全てのクラスで食事の大切さや栄養に関する学び、生活習慣病予防のための正しい食事習慣の必要性などについて伝えているところでございます。

さらには、小学校の児童には、給食センターで給食がどのように作られているのかを実際に見学することにより、給食への関心を高めてもらうとともに、小学生が総合的な学習時間の一環として、生産者にご協力いただき、町内の伝統野菜であるねぎみ大根の種まき、収穫などの

栽培体験も行っております。

また、中学校の生徒には、栄養教諭が家庭科の時間に町の伝統野菜のねずみ大根などを取り上げ、調理方法等について授業を行うなど、伝統野菜についての理解を深めているところでございます。

なお、保護者に向けては、小学校で開催されている学校保健委員会などで、栄養教諭が講師となり食育に関する講演を行っております。

今年度、新たな取組として、11月にふれあい大学の専門講座として、町民を対象とした食育・給食講座を開催し、栄養教諭から食育の大切さなどを伝えるとともに、小中学校で提供している学校給食を食べていただく予定でございます。

このように、食事の量や質、また、地域の伝統野菜などについて知識を深める活動などの食育につきましては、学校給食の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体の中で、体系的、継続的に行っていくことが必要だと考えておりますので、栄養教諭の専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任に加え、各ご家庭との連携を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、児童生徒へ安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食の提供と、食事の持つ重要性を伝え、食に関心を持っていただけるよう、食育活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** ご答弁ありがとうございます。家庭、学校、町全体で、食べるという体験を通じ様々な取組をされ、これからもされていくということで、ますますの食育の推進をされることを期待します。

学校食育は、個人の健康だけでなく、社会や地球環境に対する責任を育む重要な教育分野であり、今後ますます重要性が高まると思われまます。また、給食費無償化が短期的な取組ではなく、長期的に継続されることを期待し、生産者との関わりや体験する機会を増やしていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

## 2. 認知症について

超高齢社会に入り、認知症は日本の社会全体の課題となっております。また、世界も高齢化に向かつており、加齢を最も大きなリスク要因とする認知症は、地球規模で捉えることが必要な時代を迎えています。

日本は、世界の中でも最も早く認知症施策に取り組んだ国の一つで、1960年代から高齢者福祉の中に認知症が取り入れられ、2000年の介護保険法では認知症の人に特化したサービスが含まれました。そして、2004年には世界に先駆けて痴呆という差別的意味を含む呼称を、より医学的な症状の表現に近い認知症に改めました。

近年、認知症は高齢者の健康と生活に影響を及ぼす重要な課題となり、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれ、その数は700万人と推計されています。

また、認知症を起こす病気には様々な種類があり、アルツハイマー病はその中で最も多く、60から70%を占めると言われています。高齢化の進行に伴い、その数は急増していますが、確実な予防法と治療法はまだ発見されていないのが現状です。

認知症は進行性の疾患で、初期の段階では症状がわかりにくいことがあり、認知症患者や家族は症状が進んでから認知症であるとわかります。それにより社会的な活動や交流が難しくなっていきます。そのため、早期に医療機関で受診することが重要とされています。そして、大切な家族や友人、近所の人、誰にとっても認知症は身近なものになってきています。

また、急速に高齢化が進む日本では、認知症である方の増加により様々な問題に直面しています。例えば、記憶の低下による行方不明、周囲との交流の喪失による孤独感、自動車運転や消費者トラブルへのリスク、デジタル化の進展に伴う生活上の不便さ、軽度の認知症を抱える人への適切な支援の不足。

また、介護者も次のような問題に直面しています。介護離職の増加、遠距離介護の課題、高齢者への継続的なケア、高齢者虐待の増加。さらにコロナ禍において、認知症の人々への医療対応が難しさを増しました。

これまで存在していた問題がより顕著になり、認知症を理由とした入院拒否や感染防止のための拘束が問題となっています。介護の分野でも人材不足や医療との連携不足が深刻な形で浮き彫りになっています。そして、今年6月に認知症基本法が成立し、9月を認知症月間、9月21日を認知症の日と定められ、認知症への正しい理解が進むことを目的に啓発活動が行われています。

そこで、イ. 現状の取り組みについて、3点お尋ねします。

一つ目として、認知症の症状や早期発見の重要性が伝えられていますが、認知症を理解するための取組についてお聞きします。

二つ目として、認知症患者のケアや家族の心理的な負担を軽減するための情報提供など、認知症患者とその家族が安心して生活できる環境づくりなど、認知症患者や家族に対する支援の状況についてお聞きします。

三つ目として、人手不足や情報共有の課題も存在し、より一層の体制強化が求められていますが、認知症に対する地域の医療・介護体制の現状についてお聞きします。

そして、ロ. 今後の対応について、2点お尋ねします。

一つ目として、認知症の予防は健康的な生活習慣の維持や脳トレーニング、社会的な活動の促進などが有効とされていますが、認知症を予防するための取組の現状と今後の対応について



お聞きします。

二つ目として、認知症基本法が今年6月に成立となりました。法では、市町村には認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民が相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会を図ることが求められていますが、共生社会実現に向けた町の考えについてお聞きします。

以上の点について、ご答弁お願いします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2. 認知症についてのご質問に順次お答えいたします。

認知症とは、様々な原因で記憶や思考などの認知機能が低下し、日常生活や社会生活への支障がおおよそ6か月以上継続している状態をいいます。

厚生労働省によりますと、2020年に全国の65歳以上の認知症患者数は約600万人で、2025年には高齢者の5人に1人、700万人が認知症になると見込まれています。

認知症には、アルツハイマー型や血管性認知症などいくつかの種類があり、出てくる症状や程度にも個人差があります。また、18歳から65歳未満で発症した若年性認知症の患者数は、2020年3月に3万5,700人と推計されているところです。

認知症は誰もがなり得る病気であり、多くの人にとって身近な問題になってきていることから、認知症の予防や、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すことを目的として、令和元年に認知症施策推進関係閣僚会議において、認知症施策推進大綱が取りまとめられました。

この認知症施策推進大綱では、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる共生と、認知症の発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするなどの予防を車の両輪として施策を推進していくこととされています。

認知症の方が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、今後さらに認知症に関する正しい知識と理解を持つことが重要となってまいります。

最初に、イ. 現状の取り組みについての質問にお答えいたします。

認知症を理解するための取組といたしましては、全戸配布いたしております「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」の冊子に、認知症の進行とともに変化する状態と支援について、認知症ケアパスを掲載しております。

認知症ケアパスとは、認知症の予防から発症後の進行度や容態に応じ、相談先や医療機関の受診、介護保険サービスを利用するタイミングなど、これらの流れを標準的に示した内容となっています。

そして、認知症に関する全般的な相談機関である地域包括支援センターにおいて、専門の医療機関の紹介や介護保険制度についての説明、認知症の方への正しい対応方法等、進行に合わ

せた様々なサポートを行っております。

また、町では地域でできる相互扶助や連携を図ることを目的に、平成23年度から認知症サポーター養成講座を開催しており、サポーターの総数は518人となっております。この養成講座を受講した認知症サポーターにより、地域や職域での認知症に関する家族の困り事に対し、手助けを行っていく仕組みとなっております。

このほかにも、商工会が主催する「まちゼミ」での講座実施や、企業や地域で出前講座を行うなど、多くの方に認知症について理解してもらえるよう取り組んでおり、正しい知識の普及に努めているところでございます。

次に、認知症患者や家族に対する支援の状況はについてお答えいたします。

認知症については、主にご家族からの相談になりますが、多くの場合は在宅生活の継続を基本として、ご家族や地域との連携体制を整えつつ、その方の状況に合わせ、介護保険サービス等の公的な支援につなげております。

認知症状のある方につきましては、認知機能の低下以外にも心身機能の低下も見られることが多いため、要介護認定や介護予防・日常生活支援総合事業サービスだけでなく、医療受診への支援も行っております。

続いて、認知症に対する地域の医療・介護体制の現状についてお答えいたします。

認知症に係る受診先といたしまして、認知症に関する詳しい診断や対応、相談などを行う専門の医療機関として、県が指定する11か所の病院に、認知症疾患医療センターが設置されています。

また、認知症サポート医につきましては、国で定める所定の研修を修了した医師と専門職で構成したチームが、認知症の方やその疑いのある方に対し、早期から地域の中で必要な医療や介護につなげることができるよう、認知症支援の初期段階から対応に当たり、サポートを行う体制が整えられています。

ご家族からの相談内容や認知症の方の状況に応じて地域の専門医に相談したり、居宅介護サービス提供事業所からの助言をいただくなど、専門機関との連携に努めているところであります。

また、認知症の方で介護保険サービスの利用が必要である方につきましては、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーが、認知症対応型デイサービスや認知症対応型グループホームなど、町内にある認知症に対応するサービスや施設の紹介等を行っており、ご本人、ご家族にとって何が最善なのかを提案し、ご家族の負担軽減も考えながら介護保険サービスの利用を含め検討し決定しております。

続きまして、ロ. 今後の対応についての質問にお答えいたします。

最初に、認知症を予防するための取組の現状につきましては、心身の健康面から認知症の効

果的な予防には、運動不足の解消、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。

町保健センターにおきましては、令和3年度から認知症予防教室を開催しており、今年度は、毎月1回認知症に負けないからだづくり講座として、認知症予防・フレイル予防体操や血圧測定、食事、健康相談などを行い、今年度は8月までに4回開催し、参加延べ人数は56人となっております。

また、社会福祉協議会で実施しておりますいきがい広場では簡単な運動、レクリエーションなどの交流の場として、高齢者のコミュニケーションが図られ、ふれあいセンターではストレッチ・ヨガ教室の開催、地域の公民館等で活動するグループへの支援として講師派遣を行うなど、元気な高齢者の皆さんに積極的な参加をいただく中で、体力の維持・増進にも取り組んでいるところです。

今後につきましては、高齢者の方がいつまでも元気で生き生きと暮らし、認知症や要介護状態にならないよう事業を継続し、健康づくりや認知症予防、介護予防を推進してまいりたいと考えております。

最後に、共生社会実現に向けた町の考えはであります。国が示す共生社会の実現を推進するための認知症基本法とは、認知症の人を含めた国民一人一人が個性や能力を発揮し、互いに支え合いながら活力ある社会をつくっていきけるよう認知症施策を推進することを目的とした法律で、令和5年6月に公布されました。

この法律では、国や地方公共団体の責務として、その地域に応じた認知症施策の推進を総合的かつ計画的に策定・実施することが明記されており、また、国民の責務として、共生社会の実現を推進するために必要な認知症の正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされております。

町におきましては、今後、認知症基本法の成立に伴い施行される国や県の方針や具体的な施策等を踏まえながら、認知症の方の人権や尊厳を尊重し、地域の実情に応じた事業の考案と実施に向け、誰もが生きがいや希望を持って暮らすことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** ご答弁ありがとうございました。認知症は誰にでも起こり得る病気です。誰もが認知症を自分ごととして捉え、認知症を知り、備え、人とつながることができる温かい地域社会が形成されることを望みます。

最後になりますが、少子化と高齢化はお互いに深いつながりがあり、片方が進むともう片方にも大きな影響を及ぼすことがよくあります。ですから、これらの問題を同時に考えて対処する必要があります。教育を充実させ働き方を改善し、社会保障制度を見直し、高齢者の健康と

生活を支える仕組みを整えるなど、個々の課題だけでなく全体的なアプローチが求められています。一つ一つの問題を切り離すのではなく、一緒に取り組むことが大切です。坂城町においても、この重要な課題に向き合い、地域全体で協力し、持続可能な未来を築くための取組を一層進めていくことを期待しています。

これで私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時12分～再開 午前10時22分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、9番 玉川清史君の質問を許します。

**9番（玉川君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

この夏の異常な暑さを経験して、特に子どもや高齢者の健康を守るための対策、最近、全国的な問題として注目されている、水を通して健康への悪影響、これが心配される汚染物質の問題。軍拡路線を暴走する政権の下でも、国民が一つになって戦争する国にならないようにするための平和教育や活動について。そして、災害時の待避場所、避難場所の確保についての質問をします。

では、最初の質問です。

1. 町民の健康と生活を守るために

イ. 酷暑への対策を

この夏は、各地で真夏日の連続記録が更新されるほどの酷暑でした。町長の開会の挨拶でも、坂城町でも7月から議会開会日の前の週の週末までに35度を超えた猛暑日が24日、30度を超えた真夏日が猛暑日を除いても28日という坂城消防署の気象データをお話しされています。

このような猛暑の中で、町の熱中症対策はどうなっていたのでしょうか。まず、最近クールシェアスポットという言葉が身近なものになってきています。クールとありますし、多くが公的な施設ということもあり、ここに行けば誰でも涼むことができる場所であると解釈できます。このクールシェアスポットの開設の目的、それとこの夏の町内のスポットの開設状況について、1、今夏の暑さ対策の内容はとして伺います。

続いて、クールシェアスポットで一時的に避暑ができるとしても、必ずしも近くにあるわけではありませんし、利用時間にも制限はあります。そこまでの移動も大変ですし、時間外、夜間、就寝中でも熱中症対策は必要です。睡眠不足で体調を崩したり、日中の仕事にも影響が考えられます。

熱中症の搬送の人数について、千曲坂城消防本部に問い合わせましたが、エアコンの有無の

調査はしていないとのことでした。しかし、5月から8月の昨年と今年の比較で、昨年は44名、今年は60名と36%の増加、うち18歳未満は増減なしでしたが、65歳以上が25名から35名と40%の増加となっています。

熱中症アラート、この警報が出たときに、行政からの呼びかけでは、外出を避けてエアコンの使用を当然のように勧めています。やはりエアコンはあって当たり前と行政も考えているということではないでしょうか。

しかし、現実として設置するには経済的に難しい世帯もあります。先日も町内でひとり暮らしのご高齢の方が、熱中症で救急搬送される事態が発生しました。この方からは、個人的にも随分前から設置への補助金、これが何とかならないかという相談を受けていました。町にも相談を始めたところでした。幸い命には別状ありませんでしたが、まだ治療中だそうです。大変に悔やまれます。

近隣や全国の自治体を見ても、個人のエアコン設置への補助金制度の創設、これが増えてきており、この夏も実施されていました。対象になるには条件が付きましますけれども、住民の命と健康を守りたいとの考えだと理解をします。当町でもこのような制度をぜひ創設していただきたいと思います。

質問として、2、母子家庭や高齢者世帯等のエアコン設置への補助として伺います。

続きまして、ロ、河川・地下水の安全性調査について。

近年、新聞やテレビで有機フッ素化合物、PFAS（ピーファス）というらしいですが、その一種、PFOS（ピーフォス）とPFOA（ピーフォア）という有害物質の検出について報道がされています。全国で見ると、米軍の飛行場の周辺での汚染が地下水を通して住民に取り込まれているのではないかと指摘をされています。国も血液検査の規模の全国化や、有害性の調査研究の本格化を決定しています。

長野県でも長野市上下水道局の松代地区で、3年前に基準値を超えて検出され、原因の特定もできず、川合新田にある水源地の一部の井戸からの取水が中止されています。

このPFOA、PFOSを含むPFASという有機フッ素化合物は、自然に分解されにくくて、発がん性や腎臓病の発生、子どもの成長にも影響するとの指摘があります。県水では千曲川各所での水質検査項目に加えられています。

このPFOA、PFOSの検査は飲用水の水源としての検査ですので、非飲用の地下水などは検査されていません。

1として、町内の河川や井戸水についての水質検査の状況と項目についてと、項目としてPFOS、PFOAが含まれているかも伺います。

**町長（山村君）** ただいま、玉川議員さんから1番目としまして、町民の健康と生活を守るためにご質問をいただきました。私からは、イの酷暑への対策をについてお答えしまして、ロの

ご質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず最初に、今夏、今年の夏の暑さ対策の内容はということで、クールシェアスポットの目的と町内での開設状況についてのご質問であります。まず、クールシェアとは、東日本大震災後の電力の逼迫した状況下において、家庭における夏の電力消費の大半をエアコンが占めていることから、エアコンの使い方を見直し、涼しさを共有するという考え方です。

具体的には、家庭でのエアコンは、なるべく一つの部屋に集まり使用することや、家庭のエアコンの電源を切り、図書館などの公共施設や公園の木陰等へ出かけるなど、1台のエアコンを複数人でシェアしたり、自然の涼を活用することで、エコや節電の効果が期待されるものがあります。

クールシェアは、平成24年に環境省の施策として取り入れられて以降、楽しみながら節電に取り組むことができる様々な企画やイベントなどが全国各地で広がる中、こうしたクールシェアの実施に適し、かつ、一般の方に開かれた場所がクールシェアスポットであり、特定の方のみを対象としたり、水分を準備するなどの熱中症対策スポットとは基本的な考え方が異なるものであります。

町におきましても、クールシェアの考え方を普及させ、家庭における節電を図ることを目的に、坂城駅前に静態保存しております169系電車の車両をクールシェアスポットとして開放するイベントを平成26年から継続して実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年から令和4年は実施できませんでしたが、開設以来、延べ1,368名の方にご利用いただき、今年度は8月7日から10日までの4日間で115名の方にご利用をいただいたところであります。

そのほか、広く町民の皆様にご利用いただいている町の公共施設におきましても、年齢を問わずどなたでもお過ごしいただけるクールシェアスポットとしてもお使いいただくことができます。

中でも、町立図書館では、従来は午前10時から午後6時までとしている開館時間を、夏の間は7月、8月の平日は午前9時半から午後7時まで延長し、少しでも長く暑さをしのいでいただけるよう配慮しているところであります。

町といたしましては、今後におきましても、家庭における節電や省エネルギーの推進に向けた取組の一つとして、クールシェアの考え方の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、母子家庭や高齢世帯等のエアコン設置への補助についてお答えします。

今年の夏の暑さは、7月下旬以降全国的に記録的なものとなっており、気象庁によりますと、1898年から統計を取り始めて以降、最も平均気温が高くなったと発表をしております。

県内におきましても、長野地方気象台によりますと、8月の月平均気温の値が、長野・上田・松本など県内観測所20地点で同月の観測史上最高を記録したところであります。

また、消防庁が公表しております全国の熱中症による緊急搬送状況におきましては、令和3年が4万7,877人、4年が7万1,029人で、比べますと2万3,152人増加しており、さらに、本年8月27日時点の速報値は7万8,659人と既に前年を7,630人上回る状況で、今年は真夏日・猛暑日が多い酷暑であったことを裏づけているところであります。

近年、年々平均気温が上昇し、地球の温暖化も進行している状況の中、それに比例して熱中症による健康被害も多く発生しております。熱中症は、暑い環境の中で過ごすことで体温が上がり、汗をかいた際に体内の水分や塩分が減少し、血液の流れが滞るなど、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障がいではありますが、予防行動により防ぐことができるものでもあります。

町では、気象庁及び環境省が熱中症の危険性が極めて高くなると予想し、暑さ指数である熱中症警戒アラートを発表した場合、暑さ対策や水分補給などの注意喚起などを「すぐメール」でお知らせし、また、町広報やホームページを活用して危険な暑さへの注意を呼びかけ、暑さから逃れるための衣服の選定、エアコンや扇風機の使用、水分や塩分の補給などの熱中症予防の周知を行っております。

また、県内の熱中症警戒アラートの発表は、令和3年は3回、4年は7回、今年については8月末時点で13回発表され、年を追うごとに熱中症の危険性のリスクが上昇している状況であり、高齢者や子ども、障がい者の方々は熱中症になる危険性が高いため、十分な注意が必要となっております。

このような状況の中で、ご質問のありましたエアコン設置への補助につきましては、先ほどお話がありました隣接する上田市において、65歳以上の高齢者世帯のみを対象とした補助制度を設けているところでありますが、該当要件として、自宅にエアコンが設置されていないこと、または使用できるエアコンが1台もないこと、また世帯員全員が住民税非課税であることなど、対象者を細かく限定した支援事業となっております。

町におきましては、現時点では上田市と同じような同様のエアコン設置への補助は考えておりませんが、今後におきましても施策を進める中で、様々なニーズを捉え、総合的に勘案しながら必要な補助や支援を検討してまいりたいと考えております。

なお、長野県において実施しております信州省エネ家電購入応援キャンペーン事業で、対象とする省エネ家電としてエアコンの購入が該当するところであります。この事業は、現下のエネルギー価格の高騰を踏まえ、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的とし、省エネ性能の高い家電製品の購入に対する支援として実施されており、申請期間は8月31日までとされておりましたが、来年1月31日までさらに延長され行われております。

今後の熱中症対策の一つとなるエアコン等の設置は、脱炭素の観点からも、省エネ性能を兼

ね備えた機種の購入を選択して、県の補助制度などの有効的な活用を検討していただくとともに、日頃から熱中症に対する備えを進めていただくことが、大切な命や健康を守り家族を守る対策につながるものと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、口の河川・地下水の安全性調査についてのご質問にお答えいたします。

初めに、河川につきましては、定点観測を3月、6月、9月、12月の年4回、町内15か所で実施しております。調査項目につきましては、水素イオンの濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌数、エヌヘキサン抽出物質、シアン、水銀、鉛、六価クロム、ひ素、カドミウム、窒素、りん、透明度の15項目であります。

調査につきましては、環境基本法による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を採用しております。

調査の結果につきましては、直近では本年の6月7日に実施したものととなりますが、15調査項目のうち実施した5か所で大腸菌数が基準より上回っておりますが、残りの14項目に関しましては、基準内にある結果となっております。

次に、地下水に関しましては、毎年1回、時期は1月頃となりますが、町内で井戸水を利用されているご家庭50軒に依頼し、調査を実施しております。

調査項目につきましては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエタンの有機溶剤系の3項目と、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の1項目を合わせた4項目を調査しております。

地下水につきましては、水道法に基づく基準で調査を実施しており、昨年度の調査結果につきましては、50か所中49か所で基準を下回り、調査を実施したご家庭にご通知申し上げたところであります。

ご質問のありました有機フッ素化合物は、現時点では河川・地下水共に当町では調査項目に含めておりません。

有機フッ素化合物のうち、PFOSとPFOAは20世紀半ば以降、世界中で多くの製品に使用されてきたフッ素化合物の一群です。環境省の報告によりますと、自然分解には長い年月を要するとされ、人体への蓄積性があるとされています。

PFOS、PFOAともに国際的な条約の下、廃絶の対象とすることが決められており、PFOSについては平成22年、PFOAにつきましては令和3年に法律により製造・輸入が原則禁止となっております。

厚生労働省では、水道水、公共用水域や地下水における暫定目標値として、PFOSとPFOAの合算した値が1リットル中50ナノグラム以下とするように定められております。環境省によるところでは、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだに確定



的な知見はなく、国際的にも様々な知見に基づく検討が進められているところであります。

県内でも令和3年度に、上田市の諏訪形浄水場の取水の原水の調査を実施しており、PFO S、PFOAの合算値が1リットル当たり0.3ナノグラムという結果になっており、当町の河川、地下水の調査につきましても、今後の国際的な流れや国内の状況を注視し、環境基準や水道法に調査項目として加えられることがあった場合や、県内、近隣で有機フッ素化合物の値が大きくなった場合などには、調査について検討してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** クールスポットの目的がエネルギーの節約ということがよくわかりました。ただし、一般的に考えると、やはりそこで緊急的に避難すると、暑いときにね。調子が悪いときに避難するという考え方だと思うんですが、現在、町内のスポットについて、公共施設、図書館やいろんなどころがあるんですけども、その数についてはこれで十分なのか。どれくらいが町内で必要というような考え方があるのだろうかということで、それを後で再質させていただきます。また、その場合のスポットの要件というのは、開館時間とか管理人が必要だとかというような要件として、どのようなものがあるかということも伺いたいと思います。

水質検査についてなんですが、国の動きを見ながら検査項目に加えるかどうかというのは、その時点で判断されるというようなお話でした。一つ、井戸水については、飲用ということでは、飲用できるような井戸水50か所については、ないということよろしいのでしょうか。

先日も有機農業について同僚議員さんからも提案がありましたけれども、近くを流れている用水とか川から農業用水を使っているという事実がありますので、それについて考えても、やはり国の動きを見てからの検査になるんでしょうかということ。

以上、再質ということでさせていただきたいと思います。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま再質問をいただきました。私からはクールシェアスポットの関係についてお答えをしたいと思います。

まず、町内のクールシェアスポットの数のお話がありました。十分なのかというところでございますけれども、クールシェアスポットの数が十分か十分でないかといったことについては、はかる物差しというのは非常に難しいなと正直思っております。

そうした中で、私どもとすれば、先ほど言ったように節電ですとか省エネですとか、そういったこともございますので、クールシェアスポットとして役割を果たせる公共施設につきましては、引き続きそんな対応はしてまいりたいと考えているところでございます。

それと、クールシェアスポットの要件のお話がありました。開館の時間ですとか管理人といったお話がございましたけれども、基本的にクールシェアスポットを施設開放する場合は、施設については施設本来の用途での利用を前提としているということでもありますので、その施設ごとの開館時間で対応するものであろうと考えております。

それと、管理人のお話でありますけれども、これは施設を開放する場合は、当然ながら施設

のどなたかが目の届くようにしておいていただくことが理想的かなと、そんなふうに考えているところでございます。

**住民環境課長（山下君）** ただいま、井戸水が飲用水として使用されていないかどうかということの再質問でございますが、町内の50か所の井戸水の調査におきましては、一軒一軒聞き取り調査をする中で、飲用に使用していないということを確認した上で生活用水としての調査として実施しております。

2点目の、農業用水に使っているが、PFOS、PFOA等の有機フッ素化合物の調査については、調査していないのかという質問でございますが、こちらにつきましても近隣の調査結果、また国や県の指導の下、調査対象とするかということについては、今後検討していきたいと考えております。

**9番（玉川君）** 汚染物質のPFOS、PFOAなんですけれども、有機農業でこれから町を興していこうというような場合に、それも一つの目玉になると思うんですよ。坂城のきれいな水で育った作物ということなので、できるだけ町独自の考え方でもって進めていただきたいと、そういうふうに思います。

クールシェアスポットの目的、第一がエネルギーの節約ということはよくわかったんですが、今のところ、公共施設ということが今中心なんです、これがどうしても近くにないと。施設はいろんなところにあるんだけど、なかなか自分の家の近くにないというようなことで、利用がしにくいということもありますので、身近なところにスポットができるように考えていただきたいと思うんです。

例えば県やほかの自治体では、クールシェアスポットについて、民間の事業所に手を挙げてもらいたいということで募集もしているようです。これは事業所のほかに個人のお宅、うち開いているから、うちで涼もうよというような方がいたら、その方も手を挙げてもらって、スポットとして使っていけば、それがスポットだけじゃなくて、みんなが集まっていけるような居場所にも発展していくんじゃないかと。理想的な考え方なんです、そういうことも考えてほしいと思います。

ですから、町内でもほかの自治体もやっていますように、クールシェアスポットはどうでしょうかねというくらいの声かけ、これについてはぜひ検討をしていただきたいと要望をさせていただきます。

このエアコンの設置の補助制度ですけれども、これは既に行われていますお隣上田市さんのような制度以上のものを、坂城町ですから、考えていただいて、町長頑張ってくださいたいと。前向きに検討していただきたいと思います。

では、次に移ります。

2として、非核平和宣言の町として。

悲惨な戦争を繰り返さないために、8月は戦争の犠牲者を追悼し、二度と戦争を繰り返さないことを国民として再確認する月であります。同僚議員の質問で、町の活動については、以前の定例会で詳しく説明されています。意義ある活動を引き続きお願いしたいと思います。

ただ、この活動内容を見まして、今、町が頑張ってくれている活動ですが、参加者や周知の範囲が狭くはないでしょうか。町内でも目の当たりにできる戦争についての記録や記憶を基にした活動を、町民全体で共有できれば、さらに平和への願いが身近なものになっていくのではないのでしょうか。

以前の定例会での同僚議員からの満蒙開拓記念館などの現地学習の提案、これに対して、当時の教育長は、坂城町、村上村、中之条村、南条村の資料や各地域の慰霊碑などにも目を向け、戦争はよそごとではなくて、まず身近なこの坂城町にもあったんだと、そういうようなことをまず子どもたちに知ってほしいと答弁をされていました。全く同感です。

町内にあります戦争を伝えるものや行事、昨年開催されました戦没者追悼式や町内にある慰霊の碑なども身近なものとして伝えていくことが大切であると思いますので、1、町として目に見える活動を。戦没者追悼式の合同化など、経緯と今後の開催についての町の考えを伺います。

さらに、慰霊碑などは月日がたつにつれ、そのいわれや刻まれた文字などがわからなくなってしまわないように保存が必要です。最初に述べた非核平和の町宣言文の町民の皆さんへの周知をもっと積極的にして、非核平和の町であることに誇りを持ってもらうようにしてほしい。さらには、町民参加の活動として、広島・長崎平和式典への町民派遣など、町の活動をもっと町民に身近にできないかと伺います。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 非核平和宣言の町としてのご質問のうち、私からは戦没者追悼式に関するご質問にお答えします。

坂城町では、さきの大戦において犠牲になられた当町の戦没者に対し追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにすため、町主催の坂城町戦没者追悼式を開催しています。

現在の坂城町戦没者追悼式については、新型コロナウイルス感染症により行動制限が行われた年を除き、町内全域を対象にご遺族をはじめとする関係者に参列いただき、毎年開催してまいりました。

以前は、坂城地区、南条地区、中之条地区、村上地区の各地域においても戦没者を追悼する様々な事業が実施されていたとお聞きしております。

その頃から現在の形に至るまでの戦没者追悼式の合同化の経緯についてお答えします。

まず、戦没者追悼式の開催についての全国的な流れについて申し上げますと、昭和27年に、国が主催する第1回全国戦没者追悼式が開催され、この頃から全国的に戦没者追悼式を開催する動きが広まってまいりました。

また、昭和22年に日本遺族会が設立されたのをはじめ、全国規模から市町村規模まで遺族会が相次いで設立され、長野県遺族会、埴科郡遺族会、現在の坂城町を範囲とする旧坂城町、旧南条村、旧中之条村、旧村上村の各遺族会もこの時期に設立され、戦没者の追悼活動をはじめ重要な役割を担ってこられました。

町内の各遺族会におかれましては、合併を経て現在の坂城町遺族会となった後も、旧町村単位を活動範囲とする坂城地区遺族会、南条地区遺族会、中之条地区遺族会、村上地区遺族会としてそれぞれ活動を続けられ、戦没者の慰霊活動につきましても4地区の遺族会が独自に実施をしてこられました。

坂城町を単位とする戦没者追悼式につきましては、平成16年11月に第1回を開催しておりますが、それ以前に遡りますと、埴科郡社会福祉協議会が主催の埴科郡戦没者追悼式が開催されており、坂城町のほか、旧戸倉町、旧上山田町の遺族会会員を参列者として開催していましたが、平成15年9月1日に旧戸倉町、旧上山田町が更埴市と合併し千曲市となったことを機に終了を迎えることとなりました。

しかしながら、町内一円のご遺族、来賓等関係者が参列いただく戦没者追悼式はなくてはならないとの思いから、その翌年から坂城町遺族会のご協力をいただく中、町社会福祉協議会と町が連携して坂城町戦没者追悼式を開催することといたしました。

他方、町単位の戦没者追悼式が始まった平成16年以降、各地区の遺族会において会員の高齢化、会員数の減少といった会の運営や継続に関わる課題が顕在化し始めた時期とも重なっていたことから、各地区の遺族会では事業の在り方が見直され、各地区でそれぞれ独自の追悼事業を実施するという方法から、一堂に会する町戦没者追悼式へ参加する方法へと変わり、合同で行うという現在の形になったものと考えております。

なお、千曲市の合併に伴い、埴科郡遺族会を構成する遺族会が町内の遺族会のみになったことから、埴科郡遺族会を引き継ぐ形で坂城町遺族会が誕生し、長年にわたり活動をされ町の戦没者追悼式の開催にあたって多大なご協力をいただいておりますが、会としての活動が困難となったことから、昨年度をもって坂城町遺族会及び4地区の遺族会が解散されました。

今後の戦没者追悼式の開催につきましては、これまで解散した坂城町遺族会を中心に参列をいただいておりますが、町といたしましては、戦没者追悼の意を表す式典は重要なものであると考えており、今年度も継続して開催する予定としております。

開催に際しましては、これまで町内の遺族会に所属されていた方には個別にご案内を行うとともに、広く一般の方にも広報等で周知を図り、より多くの方に参列いただける形で行えるよう考えているところであります。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、2. 非核平和宣言の町として、イ. 悲惨な戦争を繰り返さないためにのご質問のうち、慰霊碑に記載されている文章の保存などの状況についてのご質

問にお答えいたします。

石造文化財などの石碑に彫り込まれた文章、碑文でございますが、碑文はその時代の出来事や人物の記録や言葉などを後世に残すために刻まれ、坂城町の歴史や祖先の生活、心情を後世に伝えてくれる重要な文化遺産であり、大切に保存していくべきものであると考えております。

しかし、石碑に彫り込まれた碑文が時代の経過とともに、風化や破損などにより完全な姿で後世に残すことが困難なものもございます。そのため町では、町内に点在する石碑につきまして、記録として永く保存するため、所有者の皆さんにご協力をいただき、文化財保護審議会の委員さんをはじめ、各地区で郷土史を研究されていた方々をいしぶみ調査員として依頼し、町内にある石碑の調査を行いました。

その調査結果を一冊にまとめた「坂城のいしぶみ」を平成3年3月に発行したところでございます。この「坂城のいしぶみ」は、町内にある記念碑、個人や団体などの偉業や功績をたたえる頌徳碑、筆塚などに彫り込まれた碑文を、平成元年から2年の歳月をかけていしぶみ調査員の皆さんなどに調査、判読、解読していただき、石碑の写真とともに碑文を原刻のまま掲載することで、記録として保存しているところでございます。

また、「坂城のいしぶみ」は町立図書館に所蔵されており、町の大事な文化財の記録として、どなたでも手に取って見ていただくことができます。

ご質問の慰霊碑などにつきましても、この「坂城のいしぶみ」に掲載されており、慰霊碑の碑文につきましても大事な文化財の記録として後世に残してまいりたいと考えております。

**総務課長（関君）** 私からは、非核平和の町宣言の町民への周知や、広島・長崎平和式典への町民派遣等についての考えに関するご質問にお答えいたします。

初めに、非核平和の町宣言の町民への周知に関してではありますが、非核平和の町宣言は、平和が町民生活の基本であるとの理念の下に、昭和60年9月定例会において議決されたものであります。

宣言に至るまでには、昭和59年において宣言を求める署名活動が全町で行われ、当時の有権者の約半数に当たる6千名ほどの町民の皆さんが署名を行い、町への陳情と議会に対する請願がなされたとお聞きしているところでございます。

こうした多くの町民の意思を酌む形で、翌年に宣言がなされ、議会で全会一致により議決されたところであり、現在に至るまで変わらず、当町の平和への強い意思を表した大変重要なものであると考えているところであります。

実際にこの宣言の全文は、町ホームページに掲載する中で、町民の皆さんをはじめ、どなたでもご覧いただけるように周知を図っているところであり、また、毎年行われている平和行進や反核・平和の火リレーの際におきましても、町長から紹介をさせていただいているところで、今後も様々な場面でこの宣言をご紹介させていただくなど、機会を捉える中で周知を図ってま

いりたいと考えております。

次に、広島・長崎平和式典への町民派遣等についてに関しましては、当町におきましては、現在のところ派遣事業は行っていないところではありますが、当町独自の取組といたしましては、まず広島・長崎に原爆が投下された毎年8月6日と8月9日に、原爆が投下された時刻に合わせ、役場のサイレンを鳴らし、町民の皆さんとともに黙禱を行い、原爆で犠牲に遭われた方々への追悼を行っているところであります。

そして、平和に対する取組としましては、二十歳のつどいの際には、当日の8月15日が終戦記念日でもあることから、新たに成人を迎えた皆様とともに黙禱し、永く平和な時代を築いていくことの大切さを町長からお話しさせていただいているところであります。

また、昨年から再開したばら祭りにおきましては、実行委員会とともに、平和な世界を願って命名されたバラの品種である「ピース」を探すイベントを行い、満開のバラを楽しむと同時に平和であることを享受する取組を行っているところであり、今年度は「ピース」に加え「ラブ」という品種も探していただいているところであります。

そのほかにも、かつて町に学童疎開された皆さんと小学校の交流事業や、さかきふれあい大学教養講座における戦争に関する童話を紹介する講座の開催のほか、町立図書館のロビーにおいて、時期を捉えて戦争と平和に関する本のコーナーを設置し、訪れる町民の皆さんの手に取っていただいて、改めて平和な世の中の大切さを考えていただく機会としているところであります。

今後におきましても、他市町村で実施している町民を広島・長崎の平和式典に派遣することは、平和活動の一つの手法とは捉えておりますが、まずは先ほど申し上げました、町の中でこれまで行ってきた様々な活動を継続的に行っていくとともに、今後開催される各種事業等を基にして、非核平和に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**9番（玉川君）** 詳しい回答をいただきました。追悼式ですね、町と社協が合同でやっている追悼式、これに一般の皆さんへも声かけをしていただくということで、町民共有のものとして頑張ってくださいというお話をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、慰霊碑などの文章、これについては「坂城のいしぶみ」ですか、これにしっかりと保存されていると。ただし、これについてはどういうふうに使われているのかというのがちょっとわからないんですが、積極的に教育のほう、難しい文章だそうですが、活用していただきたいというふうに使っています。

非核平和の町宣言、これについての周知については、広報等に載るということですが、8月については、特に前に出して、こういうものがあるんだよということを町民の皆さんに知ってもらい、押しつけにはならない程度に知ってもらいたいということも必要ではないかと思ひます。町内での平和活動の推進が第一であるということも理解しました。

現在の日本は、国民の命を外交努力で平和的に守るべき、こういった国会議員は少なく、二代目、三代目となった議員さんが戦争を知らない議員であり、そんな世代になってしまって、不平等な日米安全保障条約はあって当然として、深く廃止もせずに考えもせず、アメリカ言いなりの政策を進めています。

全国のほぼ100%の自治体が平和首長会議に加盟する唯一の被爆国であるにもかかわらず、今年の広島平和サミットで核の廃絶どころか核抑止を肯定し、武器の供与なども推し進めることを議長国として決議してしまった岸田さん。

全国商工新聞では、湖東税理士が、新たに消費税課税登録するフリーランスは、1,377万人以上、増税の規模とすれば1兆円規模という計算を新たにしています。10月からのインボイス制度の実施などで、国民に経済的な負担を押しつけて、5年間で43兆円もの防衛費の増額、防衛に使う一部でも国民の生活に回せ、教育費、社会保障費に回せという国民の切実な声を無視する現政権の政策、これを強く批判して、最後の質問に移ります。

### 3. 災害対策について

#### イ. 被災者への対応は

先ほど、同僚議員からも話がありましたけれども、先月、落雷による火災現場に遭遇しました。被災されたご家族にお見舞いを申し上げます。雷雨の中で懸命な消火活動を見守るご家族の周りには、ご近所の女性の皆さんが大勢寄り添っていらっしゃいました。

後日の情報では、被災されたご家族は、その夜の退避場所として寄り添っておられたご近所のお宅に泊まられたとお聞きしました。不幸な火災発生からその夜の宿まで、地域の連帯の力、共助の力を再認識させられました。

しかしながら、このようなことがどこでも確実にできるかは難しいのが現実です。共助に続く公助について伺います。

#### 1. 一時滞在場所について。

地域全体が避難するような場合は、公民館や学校などが設置され、避難訓練もされていますので、多くの皆さんは理解されていると思います。今回のように火災などで被災者の数が少ない場合、一時避難場所の確保について、区や自主防災会と連携をされているのか伺います。実際に、今回の被災者の方もどうしたらいいかわからず、不安であるとおっしゃっておいりました。

**住民環境課長（山下君）** 災害対策についてのイ. 被災者への対応はのご質問にお答えいたします。

住宅火災などが発生した場合、消防署への通報が入りますと消防覚知となり、消防署が出動いたします。この消防覚知の情報は、町の担当者の下に連絡されるようになっております。

消防署が現地に到着し、住人や周辺の方々の安全を確保し火災状況を把握した上で、消火活動を行います。火災の状況を確認する中で、消防署は消防団の出動が必要かを判断いたしま

す。

消防団の出動が必要な場合には、町側に出動を要請し、町は消防団に出動命令をかけ、現地本部を立ち上げ、対応に当たっているところであります。

消防団と消防署により、懸命な消火活動が行われるわけですが、ある程度消火活動が進んでまいりますと、被害状況が見えてまいります。

火災の焼損状況によっては、居宅にとどまることが難しいほどの被害を受けてしまわれるケースもあり、そうした場合には、被災された方と相談した上で、地域の区長さんと連絡を取り、状況に応じて公民館に一時的に避難できるよう、ご対応いただいているところであります。

なお、各地区の区長さんや自主防災会の会長さんには、防災訓練や防災説明会などの際には、事前に被害の種類を問わず、災害時には公民館を一時避難所としての活用を依頼する旨がある旨、ご説明させていただいているところであります。

各地区の自主防災会の皆様や地域の方々には、火災の際におきましても、公民館の一時避難所としての利用だけでなく、火災の後方支援をお願いする場合もあり、また、民生委員さんや婦人消防隊などには、被災者の方々に寄り添っていただくなど、ご協力をいただいているところでございます。

まずは、各公民館を一時避難所として活用できるよう、各区長さんをはじめ区役員の皆様にはご協力をいただいているところではございますが、火災等のケースは緊急の場合が多く、避難物資など不足する場合も想定されますので、状況に応じて町の避難物資を届けるなど、各区や自主防災会と連携を図ってまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** 一つ確認なんですけれども、物資が足りない場合、町の倉庫から持ってくるというようなお話だったんですが、今回も公民館を開けてみたら、布団なんかはね、寝具がないと。座布団はあるんだけどというような話がありました。こういったものも、当然用意はされるということでしょうか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再質問につきましてですが、町のほうでも避難物資といたしまして毛布等を用意してございます。そちらのほうの提供といいますかを、区長さんと連携を図って取ってまいるということでございます。

**9番（玉川君）** 今回の災害現場で感じたことは、被災者はとにかく不安でいっぱいという。その不安をですね、少しでも早く、一つでも多く減らすために、いざというときはすぐに相談できる体制や、今みたいな区と連携している、自主防災会と連携しているというような情報、これが必要だとよく身にしみました。

ご答弁では、特に当日や当夜、避難場所についても連携していてしっかりと確保されている、物資についても町のほうで用意できるというようなことで安心はしましたが、このことの周知も大変重要だったのかなと、そういうふうにも感じました。



最後にもう一度になりますけれども、いざというときに、まず助けられるのが地域、ご近所です。人ごとではなく、自分のこととして考えられるような地域が町内に昔ながらの姿として残り、そして新しい住宅街にも広がっていくことを期待しまして、以上で一般質問を終わらせていただきます。

**副議長（中嶋君）** ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時20分～再開 午後 1時00分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

**8番（星君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今回は、坂城町の災害時についての質問をしたいと思います。

先月の8月19日、水害被害や落雷による火災がありました。被害に遭われた町民の方にお見舞いを申し上げます。

さて、県南部中心に大雨となった今年の6月2日午後6時時点で、県内飯田市や伊那市、駒ヶ根市など18市町村で避難警戒レベル4が発令され、また21市町村では高齢者等の避難レベル3が発令されました。そして避難所が開設されました。台風19号のときには、私の住む自治区でも村上小学校体育館に避難された人も大勢いました。

このように、いつ何時災害に見舞われるかわからない状況で、避難所の安心と安全の確保が最優先だと考えます。そして、プライバシー確保の観点から、高齢者や子ども連れの方など、特にプライバシーが必要な方のために、仕切りやテントを設置することで個人の空間を確保できます。また、個々のニーズに合わせて設備やスペースなどを提供することで、避難者のストレスを軽減できると思います。

そして、避難された方からトイレが少ない、和式だと立ったりしゃがんだり不便だとの声を聞きました。避難所内には適切な数のトイレを配置することが重要だと考えます。また、和式トイレだけでなく、洋式トイレも設置することで、避難者が自分の体調やニーズに合わせて利用できる、避難者の生活の質が向上することが避難所での安心につながります。避難者の声に耳を傾け、その声を具体的に施策に反映させることで、よりよい避難所環境が確立できると思います。

そして、村上小学校が避難所になったときは、停電になりトイレの水が流せなくなりました。町職員の方がバケツリレーで水を流してくれたそうです。大変ご苦勞をなされたそうです。こういう緊急時の備品や水の備蓄は、避難所運営では欠かせないものだと思います。

そこで私から4点お聞きしたいと思います。

イとして、避難された方が安心だと思える避難所について。

台風19号の対応で避難所が設置されましたが、その経験を踏まえた中核避難所の対応と状況をお聞きします。避難した方が安心だと思えることが大事だと考えますが、プライバシー保護の観点からお聞きします。プライバシーを守るため、間仕切りやテントの用意の状況をお聞きします。

また口として、避難所の設備についてお聞きします。

次に、ハとして、備品の備蓄場所と備品の備蓄状況をお聞きします。

次に、ニとして、中核避難所のトイレの洋式化の状況と今後の洋式化への考えについてご答弁をお願いします。

以上、この4点についてお聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、星議員さんから1番目としまして、災害時の中核避難所についてご質問いただきました。私からは、イの避難された方が安心だと思える避難所についてお答えし、ほかの件につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、令和元年10月に発生しました東日本台風は、12日土曜日から13日日曜日にかけて長野県に接近し、当町を含む千曲川沿線に甚大な被害をもたらしました。

台風の接近に伴い、11日の夜から降り続く雨は、12日には強風を伴う大雨となり、千曲川の水位も上昇することが見込まれましたことから、12日土曜日の午後2時に災害対策本部を設置し、午後2時49分に文化センターに自主避難所の開設を決定したところであります。

また、町内27の自主防災会と連絡を取り、町の対応状況をお伝えし、自主避難所の開設と、各公民館で必要に応じて開設する準備の依頼をするとともに、同報系防災行政無線や「すぐメール」を介して、橋梁の通行止めや、しなの鉄道運休のお知らせなど、全町に状況等を伝達したところであります。

午後4時49分には避難勧告を発令し、町内各小学校、文化センター、老人福祉センターの5か所に避難所を開設いたしたところであり、12日から13日にかけて避難所を利用された方は、延べ225世帯665人となり、また、村上地区の停電により、13日から14日にかけて、村上小学校を携帯電話等の充電スポットとして開設した際には、延べ32名の方が利用されたところであります。

避難所開設時には、駆けつけていただいた各学校の先生方のほか、避難されてきた方々が自発的に行動していただき、避難所の運営にも献身的にご協力いただきました。改めて感謝申し上げます。

ご質問の避難所運営の経験を踏まえた中核避難所の対応と状況ではありますが、避難所は、災害発生時の避難施設として、また災害が長期化した場合の生活する施設としての役割を持ち、食料物資の提供や情報交換・収集の場としても機能するものであり、避難されてきた皆様には、できる限り快適に過ごしていただくことが必要であると考えているところであります。

そうした中では、東日本台風災害時に開設した村上小学校体育館の避難所において、停電が発生した際に、照明やトイレの利用などに一時支障を来したことを踏まえ、平時のCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と、停電時の電力供給を併せて実現するため、地域の中核避難所となる町内小学校の体育館に、自立分散型の蓄電設備や再生可能エネルギー設備の導入を順次進め、令和2年度には村上小学校に、令和3年度には坂城小学校に導入してきたところであります。

また、今年度中には、南条小学校及び文化センターに設置が完了する予定となっており、有事の際にも各地区の中核避難所において、持続可能な受入体制が整備されるところであります。

さらには、災害時の電力の供給として、令和3年2月に、災害時に電気自動車による給電応援に関する協定を自動車メーカー等と長野地域の9市町村の間で締結しており、有事の際には、電気自動車からの給電を融通し合うこととしているところでもあります。

また、令和元年東日本台風では、各地域の防災センターなどから各避難所に必要な物資を輸送運搬したところでありましたが、大雨や強風の中、運搬することが困難であったことなどから、各小学校等に災害用簡易備蓄庫を新設し、各施設に必要な物資を保管することにより、迅速に避難所を開設し、運営することができることとしたところであります。

次に、プライバシーを守るための間仕切りやテントの準備の状況であります。避難所の運営におきましては、学校体育館などの広い空間で多くの方がお過ごしいただくことになるため、小さなお子さんをお持ちのご家庭やご高齢の方などが、ほかの方の目を気にされて避難をちゅうちょしてしまうことなども考えられることから、避難された方々のプライバシー空間を確保することが重要であると考えております。

また、5類に移行されたとはいえ、いまだに感染が続く新型コロナウイルス感染症等の感染症に配慮する中では、間仕切りなどにより一定の間隔を保ち、お過ごしいただく空間を設けることも大事であると考えているところであります。

町といたしましては、こうした避難所におけるプライバシーの保護と、密集などの状況を避けるため、先日開催いたしました町総合防災訓練において、各自主防災会の皆様に組立てを行っていただきました段ボールを使った簡易間仕切りや段ボールベッド、会場に展示いたしました、避難者用のプライバシーに配慮したワンタッチパーティションに関しましても、先ほど申し上げましたように、そのほかの物資とともに、各小学校等の備蓄庫に整備を図っているところであります。

災害が発生し、生活や健康に不安を持った方々が集まる避難所でもありますので、少しでも皆様の不安を取り除き、安心して過ごせる避難所づくりに努めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、口の避難所の設備についてのうち、備品の備蓄場所と備蓄の状況についてお答えします。

備品の備蓄場所につきましては、坂城地区、南条・中之条地区、村上地区にそれぞれ1か所

ずつ、町内に計3か所の備蓄倉庫を整備しております。この備蓄倉庫には、災害発生により復旧や防災活動に必要な発電機や投光器などの非常用資機材のほか、クラッカー、クッキー、おかゆなどの非常食、粉ミルク、保存水、段ボールベッドや簡易ベッド、段ボール間仕切りや毛布などの避難所用の備品も備蓄しているところであります。

また、先ほど町長からも申し上げましたが、避難所の開設や運営を迅速に行うため、坂城中学校や坂城・南条・村上の3小学校と文化センターには、備蓄庫を設置しているところであります。この備蓄庫におきましても、避難所開設時に必要な毛布やマット、段ボールベッド、パーティションや間仕切りなどを備蓄しているほか、非常食、保存水を備蓄しているところであります。

食料と水の備蓄数につきましては、町全体といたしましては、人口の約1割の1,300人が避難した場合に、1日から2日分を賄える量を確保し、毛布につきましては町全体で1,100枚備蓄しているところであります。また、各学校に設置した備蓄庫には、食料、水がそれぞれ1千食分、毛布はそれぞれ100枚を備蓄しております。

避難所を開設した際、各備蓄庫にて初期対応を行います。状況を見まして備蓄倉庫からの輸送運搬を行うこととしております。

**教育文化課長（長崎さん）** ロ. 避難所の設備についてのご質問のうち、中核避難所のトイレの洋式化についてお答えいたします。

中核避難所は、災害時や緊急事態において、地域住民が避難し、一時的に生活するための施設で、自然災害や人為的災害などが発生した際に、住民の命や健康を保護し、必要な支援を提供するために設けられるものであります。当町の地域防災計画では、中核避難所として、文化センター、町体育館、小中学校体育館などを指定しております。

ご質問の中核避難所として指定されております文化センター、町体育館、各小中学校体育館のトイレの洋式化の状況につきまして、まず、町体育館につきましては、令和4年度の耐震補強及び大規模改修工事により、全てのトイレを洋式に改修したところでございます。また、多目的トイレにつきましても、1か所増設し2か所設置しております。

次に、文化センターにつきましては、今年度の耐震補強及び大規模改修工事によりトイレの洋式化を行い、多目的トイレについては、これまで1階のみでありましたが、改修後は2階にも多目的トイレを増設する予定でございます。

次に、小中学校体育館のトイレの状況でございますが、南条小学校につきましては、平成26年度の校舎改築に合わせ体育館のトイレを改修し、トイレの洋式化と多目的トイレの設置を行ったところでございます。

残る3校の体育館につきましては、村上小学校では全てのトイレが和式で、坂城小学校は多目的トイレ以外和式となっております。また、坂城中学校は、多目的トイレを含めた設置数

5個のうち、2個を洋式化しております。

昨今の公共施設や住宅のトイレの状況を見ますと、多くの施設やご家庭で洋式トイレを利用されており、小中学生等が和式トイレを使用する機会が減少しているところでもあります。また、各小中学校の体育館などは、災害時の避難所として高齢者から幼児まで様々な方が利用することとなります。

このような状況を踏まえ、国は、国土強靱化の取組の一環として、学校トイレの95%を洋式化することを目標に掲げております。

町といたしましても、学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設全体の長寿命化を図るため、計画的に施設の改修等を進めておりますので、改修などを実施する際には洋式化の済んでいない小中学校の体育館、校舎のトイレにつきまして、誰もが安心して利用できるよう洋式化・多目的化を順次進めて参りたいと考えております。

**8番（星君）** 山村町長、住民環境課長、教育文化課長にご答弁いただきまして、ありがとうございました。町内の中核避難所の設備の充実、いつ避難しても迅速に対応できる体制など、いっどこで起きるわからない災害に対して、これからもよりよい避難所の環境の充実をお願いします。

町民の中には医療従事者現職の方、離職された方々から、自主防災という形でご協力いただいております。他の区の自主防災においても、専門職の方々に応援を要望しておくことで町民が安心できる避難所運営が可能になると考えます。

また、重ねてのお願いになりますが、中核避難所、第一避難所の冷暖房設備の設置をよろしくお願いいたします。

いつ起こるかわからない災害においても、町民が行政を信頼できる、安心して暮らせるまちづくりのために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時19分）



## 9月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 2番議員 | 中嶋 登 君   | 9番議員 | 玉川 清史 君  |
| 3 "  | 塚田 舞 君   | 10 " | 山城 峻一 君  |
| 4 "  | 松本 みゆき 君 | 11 " | 祢津 明子 君  |
| 5 "  | 水出 康成 君  | 12 " | 大日向 進也 君 |
| 6 "  | 宮入 健誠 君  | 13 " | 朝倉 国勝 君  |
| 7 "  | 中村 忠靖 君  | 14 " | 大森 茂彦 君  |
| 8 "  | 星 哲夫 君   |      |          |
2. 欠席議員 1番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |          |
|----------|----------|
| 町 長      | 山村 弘 君   |
| 副 町 長    | 臼井 洋一 君  |
| 教 育 長    | 塚田 常昭 君  |
| 総 務 課 長  | 関 貞巳 君   |
| 企画政策課長   | 伊達 博巳 君  |
| 会計管理者    | 大橋 勉 君   |
| 住民環境課長   | 山下 昌律 君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海 聡子 君  |
| 商工農林課長   | 竹内 祐一 君  |
| 建設 課 長   | 堀内 弘達 君  |
| 教育文化課長   | 長崎 麻子 君  |
| 収納対策推進幹  | 細田 美香 君  |
| まち創生推進室長 | 小河原 秀昭 君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下 幸二 君  |
| 総務係長補佐   | 宮嶋 和博 君  |
| 総務課長補佐   | 宮下 佑耶 君  |
| 財政係長補佐   | 竹内 優子 君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本 直紀 君  |
| 企画調整係長   | 春日 英次 君  |
| 保健センター所長 |          |
| 子ども支援室長  |          |
| 代表監査委員   |          |
4. 職務のため出席した者
- |        |          |
|--------|----------|
| 議会事務局長 | 北村 一朗 君  |
| 議会書記   | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- (1) 学校教育についてほか 大日向 進 也 議員  
(2) 防災組織についてほか 水 出 康 成 議員  
(3) 町の魅力発信と移住定住についてほか 山 城 峻 一 議員

第 2 議案第 4 1 号 令和 4 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 4 2 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 4 3 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 4 4 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 4 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第 4 6 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**副議長（中嶋君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、1 番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「一般質問」

**副議長（中嶋君）** 最初に、12 番 大日向進也君の質問を許します。

**12 番（大日向君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今夏、4 年ぶりに開催となった坂城どんどんでは、オープニングイベントからたくさんの来場があり、久方ぶりににぎわいのある町民まつりの姿をかいま見ることができました。しかし、雷雨のため、予定されていたおどり流しが中止となってしまう、非常に残念な思いであります。

来月には町民運動会、また、町文化祭等の開催が控えております。一つ一つ日常が戻りつつ



ある中、たくさんの方とふれあう機会が増えてきたことに喜びを感じる反面、コロナ感染者数が増えてきていることに危機感を抱かざるを得ない心持ちであります。そのような状況を逐次注視しながら、これからの行事が滞りなく開催されることを願っております。

それでは、質問に入ります。

#### 1. 学校教育について

イ. 本年5月にコロナが5類に移行され、様々な行動制限が解除されました。学校生活での状況の変化について2点お尋ねします。

通学時や授業中のマスクの着用状況、また、給食時の様子はどのようになっているでしょうか。また、そのほかの学校生活の状況は。

ロといたしまして、端末、タブレットによる学習について4点お尋ねします。

導入3年目となるが、各小学校、中学校の利用状況はどのような状態でしょうか。

2点目、家庭学習での使用状況。

3点目、教員への端末を使用した学習を行うためのIT教育研修の状況はどのようになっているでしょうか。

最後に、特別支援教室等において、児童生徒の端末を使用した学習の状況はどのようになっていますか。

#### ハ. 英語教育について

教材について、2点お伺いします。小中学校において教科書以外に取り入れられているものはあるのでしょうか。端末を使用した学習は行われているのでしょうか。これは音声等を使用した学習ということです。

最後に、ALT講師を交えての学習状況ということで、町のALT講師の人数。小中学校では、ALT講師の授業はどのようなものを行っているのでしょうか。人材育成という側面から非常に重要な部分であると考えますが、机上学習だけで得られない知識もあり、英語力の向上は、今後の社会生活にも必要となってくると思います。町としての英語力向上のお考えをお聞かせください。

以上、質問いたします。

### 教育長（塚田君） 1. 学校教育についてのご質問に順次お答えします。

最近の学校教育現場は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や、学校現場においてもデジタル化の推進など、目まぐるしいほどの変化がありました。しかし、その都度、教育の質を低下させることなく、柔軟に対応してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は、対面での教育が当たり前でしたが、感染拡大後は学習の進め方に大きな変化をもたらしました。

初めに、イ. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校の状況につきまして

は、今年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ引き下げられたことを受け、小中学校においては、引き続き感染対策に留意する中で、国の方針や県立学校の取扱いに準じ、出席停止期間の短縮など感染時の措置について変更を行っております。

ご質問の学校におけるマスクの着用につきましては、今年4月に示された国の方針の中で、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本とされております。

現在の学校の状況としましては、登下校時には、熱中症対策の面からマスクを外す児童生徒が多くなっております。

一方、授業中は小学校低学年では多くの児童がマスクを外しております。しかし、小学校高学年や中学校ではマスクを着用している児童生徒の割合が比較的多い状況であります。コロナ禍でマスクの着用に慣れているということもあり、以前のようなマスクを使用しない環境には、もうしばらく時間を要するものと思われまます。

また、給食時につきましては、衛生面の観点から給食の準備中にはマスクを着用しております。食事中は会話もしながら食べることができております。

その他の活動においては、現在はマスクの着用を強制しないことを原則としております。感染症の流行期には、集会時にマスクを着用するなど、必要に応じた指導をしてみたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、8月29日に長野県下で医療警報が発令され、町内小中学校においても、夏休み明けに発症例が散見されるなど、いまだ完全終息には至らない状況であります。

学校においては、圏域内の感染症の感染状況に注意しながら、児童生徒の健康観察や換気の徹底、手洗い等の手指衛生やせきエチケットの指導など、引き続き基本的な感染対策を行い、校内における蔓延防止を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 学校における1人1台の端末を利用した学習についてのご質問にお答えいたします。

当町では、令和2年度、町内小中学校に児童生徒向けの1人1台の端末と高速通信ネットワーク等の整備を行い、令和3年度から運用を開始いたしました。運用開始からこれまでの間、端末に楽しんで慣れるという段階を経て、現在では、デジタル教材などを活用した個別学習や、1人1台の端末を活用し、4人1グループでの学び合いを中心とした協働学習を進めております。

従来の先生の話聞くことが中心の授業形態だけでなく、端末を用いた調べ学習やグループでの学び合いを通じ、クラスメイトと意見や感想を共有し、困っているところがあれば互いに助け合うことにより、児童生徒一人一人が自ら考え主体的に学ぶ、個別最適な学びと、協働して学び合う探究活動の創出の実現に向けて取り組んでおります。

学校における端末の利用状況としましては、今年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、週3回以上端末を利用すると回答した児童生徒の割合は、町内小中学校ともに9割を超え、全国と長野県の平均を大きく上回っております。

また、ほぼ全ての児童生徒が、学習の中でパソコンやタブレットなどのICT機器を使うことは勉強の役に立つと思うと回答しており、端末での学習が受け入れられている様子をうかがうことができる結果となっております。

また、家庭学習での使用状況はというご質問についてですが、1人1台の端末の運用開始以降、新型コロナウイルス感染症の影響による学級閉鎖などの際に、端末を自宅に持ち帰り、オンライン授業や課題を配布し家庭学習に活用してまいりました。

現在、日常的な家庭学習への活用については、既に端末を持ち帰り家庭学習に取り組んでいる他の自治体の事例も踏まえ、学校と検討を進めております。

日常的な端末の持ち帰りについて、学校と検討を行う中では、学校の管理が及ばない場所での不適切な端末の使用や盗難、インターネット上のトラブルなど、リスクについての配慮が必要になると考えております。

こうしたリスクへの懸念に対し、今後、専門業者を交える中でインターネットのフィルタリングなどの安全対策を講じるとともに、児童生徒や保護者への啓発を行い、家庭学習への活用を進め、児童生徒が積極的に家庭で端末を利用できる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、端末を使用した学習を進めるための教員研修についてのご質問についてお答えします。

町学校職員会においては、1人1台の端末を活用した効果的な学びに向け、定期的な校内研修や外部講師による研修、公開授業などを通じて教員間の情報交換を行い、授業改善に向けて研究を進めております。

また、教育委員会では、教育現場のニーズに合わせたICT活用を進めるため、専門業者に委託し、小中学校へのICT支援員の巡回派遣を行っております。各小中学校ではICT支援員の協力を得ながら、端末の操作や授業への活用についてそれぞれ研修に取り組んでおります。

一方で、1人1台の端末導入の目的である一人一人の個性に合った個別最適な学びを実現するためには、ICTの知識に加え、通常学級においても児童生徒一人一人の個性に配慮するインクルーシブ教育の視点が必要になると考えております。

町学校職員会では、この夏休み中もインクルーシブ教育についての研修を行うなど、一人一人の個性に配慮した教育に取り組んでおります。こうした教育を目指す中で、1人1台の端末の効果的な活用が進むことを期待しております。

続きまして、特別支援学級における端末の活用についてのご質問ですが、特別な教育的配慮を要する児童生徒に対しても、一人一人の特性に合わせた個別最適な学びを実現する上で、

1人1台の端末は重要な役割を果たすものと考えております。

現在の端末の活用としましては、デジタル教材を活用した各自の理解度に合わせた学習に加え、障がいの特性などにより、紙の教科書を読むことが困難な児童生徒には、文字の大きさや背景などの色の変更、ルビの表示、音声読み上げなどの機能があるマルチメディアデージー教科書を活用し、学習のサポートを行っております。

今後も、教育現場のニーズを捉え、引き続き教材やICT環境の整備を進めるとともに、学校、教員への支援を行い、1人1台の端末の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ハ. 小中学校における英語教育についてのご質問にお答えいたします。

町では、国際化の進む社会において、自分の考えや意思を表現し、活躍することのできるグローバルな人材の育成を目指し、英語教育、異文化体験の充実に取り組んでまいります。

特に学校教育においては、令和2年の学習指導要領の改訂により、小学校での英語教育が必修化される以前から、町独自に小中学校にALTを配置し、英語教育コーディネーターが中心となり、小中一貫した英語教育に先行して取り組んでまいりました。

現在は、英語を母国語として話す3名のネイティブスピーカーをALTとして配置し、それぞれの担当の小中学校において授業のサポートを行っております。また、保育園にもALTが訪問し、幼児期における英語の学びにも取り組んでおります。

小中学校の各学年における英語教育の取組につきましては、小学校1、2年生では週二、三回、ALTが主導する1回15分程度の短時間のモジュール学習を中心に、英語になれ親しむための学びを行っております。小学校3、4年生からは必修の外国語活動として週1時間、5、6年生になりますと外国語が一つの教科となり、週2時間、英語専科の教員と学級担任、ALTを交えて英語学習を行っております。

授業においては、ALTが母国の文化を紹介する時間やゲーム形式の活動を交え、ネイティブスピーカーとコミュニケーションを行う中で、学校からは、海外の国に興味を持つ児童が多くなった、もっと英語を話せるようになりたいという児童の声も聞かれたとの報告がありました。

また、小学校の授業においては、文部科学省の配布教材を中心に学習を行っております。さらに、5、6年生では、1人1台の端末を活用し、デジタル教科書を用いた発音の確認やスライド発表、一人一人に合わせた課題に取り組むなど、学習を補助しております。

このほか、小学校においては4年生から6年生を対象に、継続してジュニア英検を受験しており、英語教育の浸透具合を把握するとともに、信州大学に結果の分析を依頼し、その結果を基に授業改善に努めております。

また、中学校では、デジタル教科書をメインに、副教材としてワークブックや英語ノートを使用した授業が行われております。また、デジタル教科書により発音の確認や音読練習など、

各自の進度に合った学習に取り組んでおります。

なお、中学校においても、ALTが週1回ずつ全学級の授業に参加し、端末を活用してクイズ形式の活動を行うなど、生徒が楽しみながら英語学習に取り組むことができいております。

教育委員会としましては、引き続き、ALTの配置やデジタル教材を活用するためのICT環境の整備を進め、学校における英語教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ご質問にありますように、今後ますます国際化が進むにつれ、社会生活における英語力の重要性が高まっていくものと考えております。

町では、これまで学校における英語教育に加え、夏休みには小学2年生から中学3年生までを対象にALT等との交流を通じて国際感覚を楽しみながら養う国際交流事業として、English Day in坂城町を実施し、英語活動の充実を図っております。また、小中高の児童生徒を対象とした海外派遣プログラムを実施し、将来を担う子どもたちへの異文化体験の機会の創出に取り組んでまいりました。

海外派遣プログラムにつきましては、コロナ禍により中断し、この間、諸外国の情勢もさま変わりしております。今後、各年代の海外派遣・交流事業の再開に向けて検討を進め、子どもたちが異文化に触れ、国際理解を深めることができる環境づくりを学校における英語教育とともに推進してまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま、教育長よりお答えいただきました。コロナ後の学校生活の様子を伺い、一朝一夕とはまいりませんが、穏やかな日常を送ることができていると思います。

導入3年目となる端末学習についてですが、今回、通常学級でなく特別支援学級の児童生徒へも適切な指導が行われていることがわかりました。また、英語学習についても、様々なツールを用いての対応がなされていることもわかりました。

そこでなんですけれども、再質問ということで、コロナ5類移行後の学校行事についてなんですが、修学旅行については、各小学校、中学校ではどのような予定をしているのでしょうか。

それと、現在3名のALT講師がいらっしゃるということですが、各学校1名ずつ配置のお考えはどのようなもののでしょうか。また、英語の授業の学習だけでなく、日常生活、給食や体育、音楽やクラブ、部活動等において、英語のふれあいが英語力の向上につながると思いますが、どのようでしょうか。

**教育文化課長（長崎さん）** 教育についての再質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した後の学校行事の状況ですけれども、国内において新型コロナウイルスの感染が始まった令和元年度から令和4年度までにつきましては、修学旅行をはじめ多くの学校行事を実施することができませんでしたが、今年度は5類への移行を踏まえた年間行事計画を立て、学校行事の実施、再開に向け準備を進め、主立った学校行事は計画どおりに実施されております。

ご質問の修学旅行につきましては、坂城小学校が6月、中学校では8月にそれぞれ1泊2日の日程で実施しております。村上小学校と南条小学校につきましては、今月実施する予定でございます。

次に、ALTの増員につきましてのご質問ですが、現在、英語教育コーディネーターが各小中学校や保育園の時間割や行事などに合わせ、3名のALTの日程調整を行い、巡回することで機動的な英語教育が行われております。学校での英語が必修化された以降、全国の小中学校で英語教育が進められ、ALTの配置が拡大し、需要が高まっている状況でございます。

このため、経験のあるALT人材の確保が大変重要となっておりますので、当面は現行の3名体制を維持し、経験のあるALT人材の配置に努めてまいりたいと考えております。

また、英語授業の学習だけでなく、日常生活において英語のふれあいなどが英語力の向上につながるご質問でございますが、ALTにつきましては、基本的に英語授業の学習ということで委託契約をされておりますので、それ以外の活動につきましては、今のところ考えてはおりません。

**12番（大日向君）** 再質問に担当課長よりお答えいただきました。この4年間で児童生徒を取り巻く環境が大きく変化いたしました。そのような中でも、都度環境に適応し学習を行い、人とのつながりを築いている姿を日々目にいたします。「坂城の子は坂城で育てる」をモットーに教育を行ってきた成果が、このような結果として出てきたのではないかと思います。これからも一層学力の向上に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 地域共生社会の実現について

今回、坂城町第6次長期総合計画の中で、介護保険事業計画も新たに見直しの対象となりました。世界的に見ても日本では類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、介護保険制度が施行された平成12年、2000年時には75歳以上の高齢者は900万人であったが、平成27年、2015年の国勢調査では約1,600万人ほどに膨れ上がっております。

また、当町に目を向けますと、令和2年10月時点で総人口に対し65歳以上の人口は約35%となり、後期高齢化率は20%と数字で見ても高齢化が進んでいることがわかります。令和2年、2040年には高齢者が総人口の約半数を占めるとデータに示されております。

そこから見えてくるのは生産人口数の大幅な減少と、それによる町民税収の低下であります。それらのことから、今打てる手だての洗い出しと実行が不可欠ではないでしょうか。現社会における世帯構成の変化や介護者の高齢化による介護力の低下など、高齢者介護を取り巻く環境は非常に厳しいと言わざるを得ないのが現実であります。

今回は全国的にも関心の高い介護保険サービス等の町における現状をお聞きしてまいります。

### イ. 介護認定の状況について

要介護認定の状況は。要支援1、2、要介護1から5の過去5年のそれぞれの人数の推移はどのようになっていますか。

ロ．地域包括支援センターの状況について

地域包括支援センターの過去5年の相談件数は。また、相談の内容について。寄せられた相談について、どのような機関と連携し対応しているのでしょうか。町内にある介護保険サービスの利用可能な事業所の種類と件数は。

ハ．介護予防について

町の介護予防の取組は。地域活動支援グループの活動等はどのようなものがあるのでしょうか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、大日向議員さんから2番目の質問としまして、地域共生社会の実現についてイ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、全般的なことに関しまして申し上げまして、詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

さて、平成27年9月に国の新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームの報告として、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンが示されたところであります。

また、翌年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランの中で社会づくりが進められ、福祉分野においては「我が事・丸ごと」地域づくりとして、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティーを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が必要であるとされたところであります。

これまでの福祉サービスは、高齢者や障がい者、子どもといった対象ごとに分けられ、加えて高齢者施策については地域包括ケアを進め、子育て支援については地域での子育てが重視され、障がい者福祉については施設から地域へと地域福祉づくりに取り組んできました。

こうした地域生活課題の解決に向け、福祉の領域の縦割りをなくし、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備することを目的に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和3年4月に施行されました。

この法改正におきまして、地域共生社会の実現をより具現化するため、市町村において包括的支援体制の構築をはじめ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務の効率化の取組強化など所要の措置を講じることが定められました。

法改正に至る経緯といたしましては、少子高齢化が急速に進行し、単身世帯の増加や家族の在り方、地域のつながりの希薄化など、地域社会が変化してきたことと併せて、8050問題や介護と育児のダブルケア、安定就労に就くことができないことなど、新たな孤立を生み出し、個人や家族だけでは解決できない課題が増加したことなどが背景にあるものと考えております。

また、介護保険制度に関しましても、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づき、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年を考えると、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれているところであります。

こうした状況の中、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、誰もが役割を持ち存在を認め合い、孤立せずその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められているところであります。

市町村におきましては、これらの世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、支援の必要があると思われる方には既存の相談支援体制等の機能を活用しつつ、効率的で柔軟な事業運営を確保するため、関係する多機関の連携体制の構築が地域に必要とされております。

既存の制度だけでは十分に対応できない、いわゆる制度のはざまにいる方の課題解決や人口減少による担い手不足等、課題を他人事ではなく自らの問題と捉え、お互いのことを思いやる社会をつくり、人と人とのつながりがセーフティネットとなることで、地域社会全体を支える仕組みが重要になってまいります。

地域共生社会とは、こうした社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が世代や分野を超えつながることで、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会であります。

今後、さらなる高齢化が進む中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域において生活できるよう、連携支援のネットワークである地域包括ケアシステムを構築しながら、地域包括支援センターが中心となり、社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係機関や団体と連携を図るとともに、地域の資源を活用して安全で質の高いケアを提供していく体制を推進し、2040年を見据えた地域共生社会の実現に向け、地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、坂城町でこれから建設を進めております新複合施設も、新たな地域共生社会実現の場の一つとなるものと考えております。以上であります。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2. 地域共生社会の実現について、イ. 介護認定の状況についてから順次お答えいたします。

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化、核家族化の進行などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年に創設され、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。



また、厚生労働省の介護保険事業状況報告からは、令和5年3月で、在宅で介護または要支援者向けの介護予防サービスを受けた人は約413万人、施設に入所してサービスを受けた人は約95万人と公表されています。

初めに、イ．介護認定の状況についてお答えいたします。

当町の要介護認定者の介護度別の人数と過去5年分の推移についてでございますが、それぞれ年度末の人数でお答えいたしますと、平成30年度、要支援1、87人、要支援2、81人、要介護1、165人、要介護2、109人、要介護3、97人、要介護4、136人、要介護5、88人、合計763人。

令和元年度、要支援1、88人、要支援2、83人、要介護1、178人、要介護2、102人、要介護3、87人、要介護4、134人、要介護5、101人、合計773人。

2年度、要支援1、118人、要支援2、83人、要介護1、192人、要介護2、92人、要介護3、95人、要介護4、134人、要介護5、88人、合計802人。

3年度、要支援1、115人、要支援2、80人、要介護1、196人、要介護2、99人、要介護3、106人、要介護4、118人、要介護5、77人、合計791人。

4年度、要支援1、127人、要支援2、83人、要介護1、202人、要介護2、91人、要介護3、87人、要介護4、135人、要介護5、75人、合計800人となっております。

介護度別の人数でここ5年間を比較いたしますと、僅かな増減が見られますが、年度ごとの総数では微増傾向にあると捉えており、介護保険制度がスタートした平成12年度の認定者数375人と令和4年度の認定者数800人と比べますと、22年間で2.1倍という状況でございます。

続いて、ロ．地域包括支援センターの状況についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しており、介護・医療・保健・福祉などの面から高齢者を支える相談窓口であり、専門知識を持った職員が、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行っております。

主な業務は、総合相談支援業務をはじめ要支援1、2の介護予防ケアマネジメント業務、高齢者の権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務を行っており、得意分野を生かし医療機関・介護事業所と連携を取りながら、高齢者やその家族の生活に関することなど、幅広く対応しております。

地域包括支援センターに寄せられた相談件数につきましては、平成30年度は2,176件、令和元年度1,719件、2年度2,216件、3年度3,392件、4年度2,937件となっております。

過去5年間の相談件数のうち、令和3年度が突出して多い原因としましては、コロナ禍によ

り外出の機会が減ったことから、体力や気力低下等につながり、自身の健康状態に不安が生じ相談が増加したことが挙げられます。

相談内容につきましては、多岐にわたりますが、高齢者本人からの相談では、ご自身が困難になってきた生活動作についての相談が多い傾向があり、対応としては、訪問介護による人的な援助や福祉用具のレンタル、住宅改修等による住環境の整備のほか、デイサービス等に通りハビリを行うことで機能の回復を目指すなどの支援をしております。

一方で、相談者が家族や親族である場合は、高齢者自身の身体機能低下を防ぐために、運動系のサービスや外出を促したいという予防的な観点からの相談もあれば、身体だけでなく認知面の機能低下が顕著になり、家族での対応や支援が困難な状況になってからの相談もございます。

それぞれの支援にあたりましては、相談内容やケースに応じて、社会福祉協議会や介護サービス事業所、医療機関、保健福祉事務所など、必要な機関と連携を取りながら対応しております。

次に、町内の介護保険サービスの事業所についてお答えいたします。介護保険の適用を受けるサービスを提供する事業者のうち、要介護を対象としたサービスを行う事業者は、介護保険施設、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者の三種の種類があります。

そして、町内にある介護保険サービスを行う事業所は、一つ目の介護保険施設として特別養護老人ホーム2か所、地域密着型特別養護老人ホーム1か所、二つ目の指定居宅サービス事業者として、訪問介護（ヘルパー）事業所が1か所、訪問入浴事業所が1か所、訪問リハビリテーション1か所、訪問看護ステーション1か所、地域密着型を含む通所介護事業所（デイサービス）が4か所、認知症対応型通所介護事業所1か所、訪問と通い、宿泊を組み合わせる小規模多機能型居宅介護1か所、短期入所生活介護事業所2か所、認知症対応型共同生活介護施設2か所、三つ目の指定居宅介護支援事業者として、ケアマネジャーが常駐する居宅介護支援事業所が2か所となっており、複数のサービスを同じ事業所で提供しているものもございます。

これらの事業所のうち、最近では、今年4月に新しく認知症対応型グループホームが開所し、昨年においては、医師の指示書に基づき実施する訪問リハビリテーションや訪問看護ステーション、また運動に特化した通所介護事業所がそれぞれ開所し、サービス基盤の整備が進んでいるところでございます。

次に、ハ、介護予防についてであります。介護予防の取組の一つとして、フレイルと呼ばれる加齢により心身の活力が低下していく状態を、どのようにして予防するかが対策の鍵となっております。

健康と要介護の中間に位置するフレイル状態の予防には、栄養としてバランスよく食事をす

ることや、歩いたり体を動かす身体活動、また、就労や余暇活動を通じた社会参加が効果的であるとされています。

また、高齢者が継続的に参加できるよう、町で実施する介護予防事業といたしましては、いきがい広場やストレッチ・ヨガ体操、地域のグループ活動への支援などがあります。

いきがい広場は、社会福祉協議会に委託している事業で、65歳以上の介護保険サービスを利用していない方を対象に会場を2か所に分け、週2回開催しております。外出頻度が減少傾向にある高齢者にとって、人との交流の場となることに加え、体操や脳トレなどを目的としたレクリエーションを行い、参加者の楽しみや生きがいにつながっています。

また、地域活動支援グループは、各地域やグループ単位で構成され、公民館等を会場として、月に1回から4回程度の頻度で、現在14グループが活動しています。活動内容はグループによって異なりますが、運動や茶話会など憩いの場として定着してきております。

さらに各グループからの要望により、専門的な指導を依頼された場合は、健康運動指導士、理学療法士などの講師を派遣し、グループで定期的実施する介護予防活動として支援しております。

高齢者の方がいつまでも元気で生き生きと暮らし、できる限り自立した生活が送れるよう、住民同士による見守り体制が生まれる地域づくりや健康づくりにも取り組み、介護予防を推進してまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま、町長、担当課長よりお答えいただきました。介護サービス対象者の人数については、大幅な増加はないということですが、やはり着実に微増傾向が見られる状況です。遠くない未来を見据え、環境整備や健康寿命を延ばせるよう、早めの対策を講じていただきたいと思います。

そこでなんですけれども、1点再質問で、町のケアマネジャーについて、人数とその体制はどのようになっているのでしょうか。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいま、大日向議員さんから、地域包括支援センターのケアマネジャーが足りているのか、またその体制についての再質問をいただきました。

はじめに、ケアマネジャーについてありますが、ケアマネジャーとは介護支援専門員のことで、主に高齢者の身体機能の変化によって生じる困り事や心配、介護サービスが受けられるよう相談に応じ、ご本人やご家族と一緒にサービス計画書を作成するとともに、介護サービス事業者などとの調整・連絡を行っております。

現在、地域包括支援センターにはケアマネジャーの有資格者は2名おり、高齢者が抱える問題点に対して、アセスメントを通じ課題解決に向けモニタリングを実施しています。

人数について充足しているかの点につきましては、センター内に職員がそれぞれの役割を持ち、専門知識を生かした対応ができているものと考えております。

また、地域包括支援センターの体制についてでございますが、介護予防支援業務に従事する介護支援専門員として1名、保健師が1名、社会福祉士2名と資格を有する職員を配置しております。それぞれの専門職が介護業務だけでなく、高齢者に関する相談に応じるなどの業務の中で経験を積み、スキルアップに努めているところでございます。

**12番（大日向君）** 再質問にお答えいただきました。

今後、町では複合施設の整備等が行われていくと思います。また、高齢者が着実に増える予想される中、相談件数の増加や複雑な案件等が出てくることは想像に難くありません。必要になったタイミングでは、他市町村との人材の取り合いになることは必至となります。ぜひ現段階で明確になっている懸念に対し、人材の確保や育成に努めていただきたいと思います。

以上、2点の質問にて私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時48分～再開 午前 9時58分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、5番 水出康成君の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に、防災時期ということもあり、同僚議員からも防災にまつわる質問が何件ありましたが、防災組織について、二つ目は、きれいなまちづくりの基本でもある町道の除草について、三つ目は、町内人口減少を少しでも抑制したいため、町に人を呼び込む施策の移住定住施策について、以上の3件となります。

それでは、初めに、1. 防災組織について。

日本は、これまでも数々の大震災に見舞われてきましたが、歴史上の大きな地震災害の一つとして、1923年9月1日に起きた関東大震災があります。この震災を忘れず、災害に対する備えをしっかりと行おうと、1960年、国は9月1日を防災の日に制定されました。今年で100年の節目を迎えました。

さて、近頃は異常気象による自然災害は身近でも頻発しています。今年度も既に、当町の災害として4月7日に発生の林野火災、8月19日の豪雨による床上・床下浸水災害、落雷による火災がありました。被災者の皆様には、改めてこの場をお借りしてお見舞い申し上げます。

災害は他人事ではなく、自らの命は自らが守るとの認識に立ち、地域、職場、家庭における各種災害を念頭に置いて、近隣と協力し、その実態に応じた防災対策を講じなければならないところです。

町でも8月27日に南条小学校で令和5年度坂城町総合防災訓練が実施されました。南条小学校区6区の自主防災会、婦人消防隊、町消防団、民生児童委員ほか関連の皆様が参加され、

熱心に訓練を受け、防災知識・機能の向上に努めました。

さて、災害に強いまちづくりは、まずは防災にまつわる団体の活動・活躍に期待もされています。その中、町消防団は災害現場、婦人消防隊においては家庭内防災啓蒙活動にご尽力され、十分な活躍をされています。

しかしながら、担い手不足が課題となりつつある昨今、町消防団も分団を統合、婦人消防隊も参加行事・訓練の負担軽減を図るなど、それぞれ対策は取られています。

質問事項イ．町内自主防災会の状況について。

私たちの命は自分たちで守るという自主防災、あるいはコミュニティーに根差して取り組むという地区防災が不可欠である現在、災害において自主防災会組織の役割はますます重要であり、期待されています。

イ． 1として、自主防災会は地域住民が自主的に結成する組織のため、結成有無や組織構成も様々と思われまます。町内各自治区での状況を伺います。

また、災害対策基本法第1章総則第5条市町村の責務2において、市町村長は「消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。」とあります。

イ． 2として、自主防災会組織の充実、促進を図るため、町としての支援状況を伺います。

そして、質問事項ロ．婦人消防隊の見直しについて。

婦人消防隊においては、特に重要な役割として災害時炊き出し等の後方支援や、特に家庭での防火意識を啓蒙する活動に長年ご尽力いただいております。昨今、高齢化や共稼ぎなどで担い手不足も課題と聞き及んでいます。また、婦人の名称が昨今の性の多様性を含め、防災職務で性別による家庭内役割を限定するような名称は、現世代では不適切とのご意見もあります。

そこで、婦人消防隊組織の役割を自主防災会に統合し、現在の婦人消防隊名称の団体の解散を視野に検討が必要と私は考えます。

ロ． 1として、町内自治区で婦人消防隊での登録を見送っている自治区もあると聞いておりますが、同様な意見は寄せられているのかを含め、現在の婦人消防隊員の隊員数と他市町村の婦人消防隊の解散の状況などを伺います。

ロ． 2として、婦人消防隊の解散に向けた検討に関して、町の考えを伺います。

以上について答弁願います。

**住民環境課長（山下君）** 1．防災組織について順次お答えいたします。

初めに、イの町内自主防災会の状況について、町内各自治区での状況でございますが、自主防災組織は、現在27全自治区で組織されており、区長が会長を務め、区の役員で組織するケースと、独自に会長や担当を決めて組織しているケースがあり、各自主防災会単位で活動を

行っている状況でございます。

大規模災害の際は、建物の倒壊や火災、道路・橋梁等の損壊が同時多発的に発生するほか、電話の不通や電気、ガス、上下水道等の使用不能等も発生し、消防機関等の活動が著しく制限され、対応が遅れることが想定されます。

特に、突発的に発生する災害に関しましては、初動から一定の間は、地域住民の一人一人が自分たちの地域と自らの命は自分たちで守るという自助と共助の意識の上での行動が必要であり、出火の防止や初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められるところであります。

とりわけ、地域に住む高齢者等の災害時要支援者への支援活動が被災軽減のために重要であることが、多くの災害経験の中でわかってきているところであり、各自主防災会の皆様には、個別避難計画の作成をお願いしているところであります。

自主防災会の皆様には、災害時での役割を担っていただくほか、平常時においても、地域の安心・安全のために防災活動にご尽力いただいているところでございます。

次に、町としての支援状況につきましては、災害時の心得を学んでいただく場として、自主防災会から要請がある際には出前講座を行っております。

令和3年度には5件、令和4年度は3件、令和5年度は現在までに1件の出前講座を実施させていただき、自主防災会の皆さんと、有事の際の公共機関による救助、支援などの公助に加えて、地域住民相互による共助、そして自らが自らを守るという意味での自助について再認識していただき、防災ハザードマップなどを改めて確認していただくことで、災害レベルに応じた避難などを再確認していただきました。

また、先月末に実施した町総合防災訓練でも、避難訓練や情報伝達訓練、避難所設営訓練など、自主防災会の方々が参加できる訓練を設けており、今年は南条地区の自主防災会の皆様にご参加いただき、町と自主防災会とが連携を取りながら訓練を行ったところであります。

続いて、口の婦人消防隊の見直しについてでございますが、当町の婦人消防隊は坂城町婦人消防隊設置要領に基づき組織されており、主に地域の中で家庭の火災予防思想の普及と安全な火気取扱いの徹底を図るといった予防消防に努めていただいております。

隊員は消防団長が委嘱することとなっており、婦人消防隊は町消防団組織に属しており、現在は26隊528名の方々に活動を行っていただいております。

ご質問でございますが、婦人といった名称や組織の在り方でございますが、近隣市町村の状況を確認しましたところ、元々自主防災会が婦人消防隊の役割を担っているため存在しなかったり、高齢化により存続が困難であり、名称を含めた組織の在り方を検討中であつたりといった状況が見受けられるところでありますが、婦人消防隊の担う役割をご理解いただき、活動していただいている中で、組織の見直しや名称の変更といったご意見は今のところ確認していない

状況であります。

町としましては、現在婦人消防隊の担っている平常時において各地域での予防消防や、火災等が発生した際には、被災された方に寄り添い、きめ細やかな対応をしていただいていることや、懸命な消火活動を行っていただいている消防団や自主防災会の方々への後方支援など、その役割は大変重要であると考えております。

したがいまして、婦人消防隊の在り方に関しましては、消防団や各地域における課題などもお聞きする中で研究してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、担当課長より答弁いただきました。まず一つ、再質問になります。自主防災会組織が、この町内27区全て設置されているということで、支援等のご説明もいただきました。

それで、自主防災会の中にも、やはり組織の中で役割がそれぞれあると思うんですね。火事になれば初期消火する人もいるだろうし、救護する人もいるだろうし、情報伝達する人だとか、そういういろいろな細かな役割もあると思うんですけれども、やはり緊急時というのは、そういった役割の方が、私は何をするかとある程度、どの人なり、それぞれ理解していることは大切なことだと思うんですよ。

そういったそれぞれの自治区の組織の中にどんな組織があつて、誰が何を担っていくのか、そんな確認を町としてはしているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの水出議員さんからの再質問にお答えいたします。

各自主防災会の組織構成につきましては、それぞれの防災組織の中での役割というものがありますが、細かいところまでは、私たちのほうとしてもまだ把握してはございません。

ただ、その中で避難誘導、それから初期消火班、情報伝達班というものがございまして、そちらにつきましては、私どものほうでも町総合防災訓練等を通して、避難誘導の仕方、訓練等を行う中、また、区長さんを対象にした防災説明会の中で、情報伝達訓練に使います移動系防災行政無線の使い方等をご説明させていただいているところでございます。

**5番（水出君）** ただいま、再質問に対してご答弁いただきました。確かに防災訓練等で非常に詳しい技術なり知識、それぞれ毎年、地区は分かれますけれども、きちんと訓練いただいております。それが広がることでそれぞれが要領等はわかっていくのかなということで、引き続きお願いしたいかなと思います。

ただし、やはり先ほども申しましたが、緊急時というのは、どうしても誰が何をやる、結局区長のところに集中してしまつて、区長がいないとかあたふたして、ほかの人がじゃあ私は何をやらなんて言われてないよというようなこともありますので、できるだけ自主防災会については、町もそうした促進や支援をしていくということで、きちっとやっていかなければいけないということになっていきますので、引き続きその辺の中身の点検も、自主組織とはいえやっ

いただければと思います。

そして、あと婦人消防隊についてですけれども、これから研究していくということでございますので、やはり今の行政組織では、やはり言葉ですよ。婦人という言葉もだいぶ行政では敬遠されつつありますので、そういったことも含めて。

やはり自主防災組織の中で、やはり重複している業務でありますし、あと、ちなみに私のほうもちょっと今、データの婦人とつく世帯ってどのくらいあるのかなという感じはちょっと調べてみましたので、参考までにちょっとお伝えいたします。

まず婦人消防隊へ登録されている方の婦人の条件というのは、実際は明確になっていませんので、これは私の仮想ですけれども、一般的な婦人の概念ということで、それで婦人がいないと思われる世帯を集計して、一般世帯数とその辺の推移を比較してみました。

基にしたデータは坂城町ホームページの坂城町統計書2の2-28、世帯の家族類型(22区分)のデータに基づいて、相当するのかなというところです。まず、婦人がいないと思われる世帯の集計というのは、統計内の項目で(13)兄弟姉妹のみから成る世帯、(14)他に分類されない世帯、B非親族を含む世帯、C単独世帯、以上の世帯数を合計したものが、婦人と呼ばれる人がいないと思われる世帯数ではないかなと。中の表を読み取るとそんな感じがして、集計してあります。

それで、この割合をデータがあった平成22年から令和4年までの中で比較してみますと、全ては申しませんけれども、平成22年と令和4年を比較すると、平成22年一般世帯総数は5,538戸、婦人がいないと思われる婦人不在世帯数ですね、それが1,125戸、約20%を占めています。令和4年一般世帯総数は5,452戸、2%、22年から減少しています。婦人がいないと思われる世帯は1,428戸ということで、約29%。12年近いあたりで大体10%近く減少しております。

そんなことで、7割の世帯は、今も婦人と呼ばれる人が世帯にはいるということで選ばれているかもしれませんが、それだけいけばいいじゃないかという考えもあるかもしれませんが、自主防災でやっぱり多くの方に関わってもらおうということでは、そういった言葉で入会されるというか、制限がかかるよりは、自主防災の中に、そこに住んでいる方々みんなが幅広く参加できる間口を用意するということは必要なことかなと思いますので、自主防災会をよりこれからも強化していく上では、ぜひともそんな言葉に頼らないところで、自主防災会をさらに強化していく、そんなことを考えながら研究に入っていただければと思います、一つ目の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、質問表題2.町道の除草について。

今年は、降雨と猛暑が草たちにとっては生育に適していたのか、町民の皆様も除草についてはかなり苦勞されていることと思います。町内でも町役場、各自治区、各種団体、ボランティ



ア団体、個人ボランティアと、多くの方がきれいな町の維持のため除草されています。しかし、草の伸びに草刈りが追いつかないというのが実態ではないでしょうか。

私もきれいなまちづくりを志に掲げている関係か、除草に関する相談、問合せが一部の方々から何件か寄せられました。おおむねまとめると、高齢化で除草ができない、町の管理地であるが除草されない、除草していた団体が解散してやる人がいなくなったなどがありました。

その中、町が管理している全ての場所を確認・検証はできませんし、除草を行っていても除草実施者と見た方の時差により、実施されていないとの評価になることもあります。

実際、私も参加しているボランティアの除草でも、2か月期間を空けてしまったら何もしていない状況になってしまいました。全ての管理担当課に全ての対応状況を聞くことはしませんが、質問事項イ、町の管理する道路（歩道含む）等除草について。

道路は視界が遮られる危険を含めて、国道、県道、町道問わず、除草について町の対応を問われることが何件かありました。

そこで、イ、1として、町が管理している道路に関して、除草を実施している場所、除草頻度、除草にまつわる年間の費用を伺います。

イ、2として、町民から寄せられる除草要望、苦情の状況と対する取組状況を伺います。

以上、答弁をお願いします。

**建設課長（堀内君）** 2. 町道の除草について、イ、町の管理する道路（歩道含む）等除草についてお答えいたします。

町が管理する歩道を含む道路等につきまして、直近の令和4年度の除草等の実施状況で申しますと、A01号線文化センター前信号機から消防署前信号機までや、同じくA01号線鼠橋通りなど道路に関わる38か所について実施しております。

除草の方法につきましては、職員により実施するものと、更埴地域シルバー人材センターを含めた業者委託により実施するものと、大きく分けて二つの方法で実施しております。

まず、職員により実施するものとしたしましては、5月から10月頃にかけて、草の伸び方を見ながら、月に1回の実施を基本に課内で調整し、計20回程度、草刈り機による除草を実施しており、おおむね1か所につき2回程度の実施が必要となっております。

次に、業者に委託し実施したものといたしましては、38か所のうち13か所あり、比較的  
道路延長の長い箇所や、用地面積の大きいまとまった箇所の除草を中心に、こちらも草の伸び方や時季を見ながらの実施となりますが、年1回から2回実施しており、年間の費用といたしましては、委託費として約130万円を支出しているところであります。

続きまして、町民から寄せられる除草要望等の状況についてであります。いただくものとしたしましては、町の管理する道路用地自体の草の繁茂に関する要望等のほか、道路に隣接する個人所有地の草等により視界が悪くなっているもの、道端の草木の繁茂により道幅を狭くし

ており、通行に支障を来しているといったものであり、その後職員が現場を確認させていただいた上で、所有者へ状況を説明し、除草等の対応について依頼をしているところであります。

町道につきましては、840路線、距離にして約260キロメートルございますので、集落の生活道路につきましては、宅地の接道として利用されている方をはじめ、地域に対して協力の呼びかけをさせていただき、地域活動の中で除草の実施に取り組んでいただいているところであります。

町といたしましては、これまで取り組んできた状況を踏まえ、計画的な実施に努めてまいったところでありますが、今年度につきましては、晴れの日が続いた後に、夕立などまとまった雨が降るなど、草木の成長を促す天候も続いたことがあり、例年を上回る程度の除草等が必要となり、対応に苦慮しているところであります。

いずれにいたしましても、使用する道路が安全に安心して通行していただけるよう、道路環境を維持していくことが必要でありますので、今後も引き続き、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、除草及び街路樹の剪定、そして支障木の伐採等を適宜実施できるよう、適切な道路維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、担当課長より答弁いただきました。除草は、やはり町でも個人でもどれだけやるか、費用との相談です。町とすると、特に町管理地が草ぼうぼうでは、個人の管理放棄地への指導を含め効き目がなく、町の行政姿勢まで問われかねません。今後も、率先垂範な活動を期待します。

そして、私たち町民は、まずは自分の所有地の草が他人へ迷惑をかけていないかをぜひとも確認し、景観維持管理にも努めていただきたいと思います。

また、各種団体やボランティアの除草も高齢化や人員不足など、中止を余儀なくされることもあります。その場合、引継ぎ相手を責任持って確保する、確保できない場合は該当の自治区へ相談する、町へ相談するなど継続してきた慈善活動を無駄にせず、責任ある引継ぎをお願いしたいと思います。

きれいな町をつくる活動は、防災と同じく自助、共助、公助で成り立つと思います。まずは自身でどこまでできるのか、地域では何ができるのか、そして町はそんな頑張る町民のために何を支援するのか、それぞれがマシマシで行い、きれいなまちづくりが広がり、町民のやる気アップ、郷土愛向上につながることを期待し、町道除草についての質問を終わります。

それでは、最後の質問になります。質問表題3. 移住定住施策について。

町内人口の減少、少子化はこれからも継続して注視すべき事案であり、一つの施策で解決できる問題ではありません。少しでも歯止めにつながることを、できることから少しでも向上させる、増やしていく、まさにいろいろな施策をマシマシとなるよう進めることが肝要です。その中、即効性が比較的ある子育て世代の町内移住を促進する施策は重要と思います。

質問事項イ、働く暮らす体験事業について。

町内人口減少抑制として、移住定住施策は注目すべき施策の一つではありますが、町のことをよく知らずに移住を決めることは難しく、仮住まいし、町の様子を確認する行為ができることは大切と思います。当町でも、「働く・暮らす体験事業」として、移住体験ハウスがあります。

質問イの1として、移住体験ハウスの利用実績と体験ユーザーの移住決定数を伺います。

質問イの2として、移住定住を決める上で、子どもたちの体験の様子も親としては気になるところであり、働く、暮らす、学ぶとして積極的に宣伝すること等も効果的と考えますが、町としてさらに移住促進につなげるための移住体験ハウスの利用促進に向けた考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、水出議員さんから3番目の質問としまして、移住定住施策について、イとして働く暮らす体験事業についてのご質問をいただきました。

人口減少や少子高齢化の問題は、年齢構成の不均衡や就業者、消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などを引き起こすことが懸念され、さらなる人口減少を助長する可能性があるとも言われております。我が国が直面する大変大きな課題になっております。

長野県におきましても、少子化と人口減少につきましては、最重要課題として危機感を抱いており、県全体で効果的な対策を講じるため、知事が座長となり、企業経営者・労働者・市長会・町村会から各1名の計5名で構成する少子化・人口減少対策戦略検討会議が設置され、私も町村会の代表として、先般、8月25日ですけれども、県庁で行われた第1回目の会議に出席いたしました。検討会議は、今年度中にさらに2回の開催が予定され、今後の長野県としての対策の方針を取りまとめることとしております。

また、当町におきましても、人口減少対策は避けて通れない課題であり、町におきましては、平成27年度に人口減少と少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年において人口1万2千人の維持を目指すとした人口ビジョンを定めるとともに、ビジョンの達成に向けた多角的な取組を進めるため、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和3年度からは第2期総合戦略として各種事業を推進しているところであります。

ご質問の「働く・暮らす体験事業」につきましては、総合戦略の基本目標3、移住・定住を促進して新たな人の流れをつくるを達成するための施策の一つとして、町内企業へのインターンシップや就農体験を希望する方などに対し、移住体験ハウスを利用した本町での生活体験を提供するために実施している事業であります。

ご質問のうち、まず、移住体験ハウスの利用実績についてであります。平成30年の事業開始以降、今年の8月末現在で23件44名の利用があり、直近3年間の状況といたしますと、

令和2年度が1件で1名、3年度が6件8名、4年度が8件17名で、体験ハウス利用者のうち、これまでに3件3名の方が実際に当町に住居を移されております。

次に、これまで移住体験ハウスを利用された方の体験内容といたしましては、町内企業でのインターンシップへの参加や就農体験のほか、町内で開催された講座への参加、就業の場や居住の場の調査、町の生活環境の確認など様々であります。

また、これまでご利用された方からいただいた要望や感想といたしましては、道路の状況や買物等、町内での生活の様子が体験できるよい機会であった、あるいは自然や温泉など環境が素敵であった、あるいは町で会う方の人柄がよかったなど、好評をいただいているところであります。

そのほか、Wi-Fi環境や空調など、設備に関するご要望もいただいております、町でも、昨年度、エアコンの設置やトイレの改修を行うなど、体験ハウスの設備を充実させるとともに、Wi-Fiルーターの貸出しも開始し、より快適にお過ごしいただけるよう取り組んでいるところでもあります。

次に、移住体験ハウスの利用促進に向けた考えであります、今年度に入り、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行し、移住に係る様々なイベントや、対面でのセミナーなども再開されるようになったことから、そうした場での積極的なPRとともに、町に興味を持たれた方への積極的なアプローチもしてまいりたいと考えております。

また、ご質問にありました、子どもたちの体験を含めた働く・暮らす・学ぶのPRも重要と考えております。現在、当町が提供する移住体験ハウスは、3DKの十分な広さと、洗濯機や冷蔵庫のほか生活に必要な家電を備え、Wi-Fiルーターや寝具の貸出しも含め、原則として8日間までの利用を全て無料としております。

こうしたことから、世帯単位でも安心してご利用いただけることをよりPRするとともに、滞在期間中に実施される町の生涯学習講座など、地域を知る学びの体験機会や、町民との交流の機会などもご案内してまいりたいと考えております。

移住につきましては、その方の人生の中でも大きな決断になりますので、こうした取組がすぐに成果として現れるのはなかなか難しい面もありますが、まずは体験ハウスをご利用いただき、町での暮らしを知っていただく方を増やすことが、将来に向けた移住定住の促進につながっていくものと考えているところであります。

町といたしましては、町の情報発信やPRに加え、町内の様々な環境を体験していただける機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、町長より答弁いただきました。今までの移住体験ハウスを利用して、実績として3件ですかね、あったということで、私もやはりあぁいった体験ハウスを利用して決めていくというのは、なかなか大変なことだと思っていますので、予想以上と言ったら、町

のやられていることに失礼なのかどうかわかりませんが、意外と効果があったことかなと思います。

それで、ちょっと再質問させていただきたいんですけども、町のホームページで移住体験のところのページを見たときに、各種制度とかいろんな補助だとか、いろんなことに参加できるというのはホームページでわかるんですけども、何かここへ来てできるという体験メニューみたいなもの、呼び込むためのね。そういうメニューが何かあって、もうちょっと前面に出したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その体験メニューをやはり表に出していくということについての町のお考えを伺います。

**企画政策課長（伊達君）** ただいまの再質問についてお答えをいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたけれども、町でも様々な生涯学習に関する講座ですとか、いろんなイベントなども実施しているところであります。そうしたイベント等については、それぞれ所管のホームページの中でお知らせをしているところでありますけれども、今後、例えば町外の方にもご参加いただけるようなものなどにつきまして、例えば今おっしゃった移住の関係のホームページのところに掲載するなどの工夫をして、広く周知できるような形を考えていければと、そんなふうを考えているところでございます。

**5番（水出君）** ただいま、担当課長より検討していきたいということでの答弁をいただきましたので、ぜひともお願いしたいと思います。

質問でも触れましたけれども、お子様がいるご家庭では、移住を決める上で子どもたちが気に入るのかは重要なことです。子どもたちの体験も積極的に加えてほしいところでございます。

参考なんですけれども、最近、親子ワーケーションなる取組の紹介を目にしました。皆さんもご存じだとは思いますが、親子ワーケーションとは、自然豊かな景色や観光名所など、旅先を楽しみつつ仕事をするをワーケーションと言っていますが、そのワーケーションに親子で一緒に出かけるのを親子ワーケーションとしております。

特に私がいいなと注目したのは、糸魚川市の親子ワーケーション体験です。親子が首都圏から地方へ移動し、保護者は体験先やワークスペースでテレワークをしつつ、子どもは市内の小学校に体験入学をする取組。親子ワーケーション体験入学。学校で1学期から3学期の各1週間、昨年は3組4名が参加して、放課後も滞在先で地元の子どもたちと一緒に遊ぶなど、糸魚川の暮らしを満喫しましたとありました。

移住促進とは別の企画と糸魚川市ではしていますけれども、このように子どもたちが移住を検討している先で保育園だとか幼稚園、小中学校へ体験入学できる。その様子を検討して、親とすれば大変参考になっていくのかなと思います。

やはり働く、暮らす、学ぶという中で、やっぱり働くでは、当然、親の方の自身のリモートワークというのは、当然、移住検討時期はそうでしょうけれども、先ほど町長からも町内の企

業のインターンシップの話がありましたけれども、町内のそういう仕事の体験だとか、今は農業の耕作者不足もあります、農業の体験ですとか。

あと、暮らすでは、私たち地元の行事やイベント、そういったものはメニューの中の紹介にはなるとは思いますけれども、そういったものを工夫したり。

あと、今は空家の問題もありますので、空家をそういったところに利用して、そこで体験しながらということもあります。それで、耕作放棄地のところで多少農業をやってみたい希望のある人は、そういったところも活用できるとか。

そういったようなことで、子どもたちについても、今はコロナのおかげでリモート学習というというのは、どこでもできるような状況になってきますので、学校に入らずとも、例えばリモート先の学校で地元の授業を受けられるだとか、そういった取組、もしくは本当に学校に体験できる取組。そのようなことを、やっぱり積極的に町内に呼び込むという上ではどんどん研究されて、どんどんアピールしていくことが、もっと坂城町に人を呼び込むということになるのかなと思いますので、特に体験メニューではそういったことに力を入れていただいて、これから発信していただければと思います。

これで、私の3件の一般質問を終わりにいたします。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時54分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、10番 山城峻一君の質問を許します。

**10番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、町の魅力発信と移住定住について。また、2としましては、長野大学との連携というところで、大きく二つについてお聞きします。

ちなみに、1問目の魅力発信、また移住定住については、先ほど同僚議員からも一部同様の同じような内容がありましたので、若干答弁としては重なる部分があるかと思いますが、町の魅力を発信して、先ほど町長が人口減少、減少自体はなかなか食い止めるのが難しいかも知れませんが、人を呼び込んで活気あるまちづくりをしたいということも、そのようなこともおっしゃっていたので、さらにその答弁に期待したいところであります。

では、早速質問に移ります。1についてですが、まずイとして、移住定住につなげるための魅力発信についてということで、取り上げさせていただきます。

先ほどから、新型コロナウイルス感染症の5類、5月に感染症法上の位置づけが変わったという話はされておりますが、それに伴い人の動きが活発になっています。最近だと、医療警報が発令されて、感染状況というのは落ち着いていると言っているのかわからないんですけど

も、少なくとも終わるほうの終息、これは見せてはおりません。

ただし、3年前、4年前のロックダウン的な人の移動が制限されるということは、このコロナウイルスに関しては多分ないだろうなと思っております。ということで、今後さらに町の魅力を町外、特に県外にですね、発信し、移住定住につなげていくべきと私は考えております。

今回の質問を調べる中で、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターというところが発表した記事がありまして、移住希望者に人気の都道府県のことをお聞きした結果、2022年の昨年ですね、相談先トップスリーは1位が静岡県、2位が長野県、3位が栃木県となっています。つまり、依然として移住希望者に対する人気が長野県は高いということとなっているわけです。

坂城町のことを改めて長期総合計画を見て調べるというか、見せていただいたんですけども、すごくいいことがいっぱい書いてあるんですね。全部はさすがに読むと一般質問の意味がなくなっちゃうのであれですけども。

例えば、「坂城町は、長野県の北信地域と東信地域の結節点に位置し、四方を1,000メートル級の日々に囲まれ、その中央を南北に千曲川が流れる豊かな自然の中で、技術と創造性を誇る「ものづくりのまち」として発展してきました。」。すごくいい文章なんです。さらに交通の便のことも書かれておりまして、「現在では、千曲川の東側にしなの鉄道、国道18号、上信越自動車道、北陸新幹線（トンネル通過）、西側に国道18号上田篠ノ井バイパス、主要地方道長野上田線（力石バイパスを含む）がほぼ平行に走り、長野・上田両地域とのネットワークを形成しています。」これを見れば、もう地理的条件は抜群だということが書かれています。

そして、気候についても、町の気候は「国内でも雨量の少ない地域の一つとなっています。」と。つまり、農業などをやるにしても、地理的条件はよしということです。

農業についても、「中山間地においてぶどう、りんごを中心に果樹栽培が盛んで、土地の特性を活かした品種の多様化が図られています。」と。農業にもたけているということが書かれております。

そして、工業についてはここですね、「県内でも有数の「ものづくりのまち」としての地位を築き、地域経済発展の原動力となっています。」と。これは先ほども少し述べましたとおりです。

そして、最後です。抜粋しておりますが、刀匠の町としても広く知られております。宮入刀匠のことですね。歴史・文化の町として、もちろん注目を浴びているということが長期総合計画、これは今抜粋ですけども読ませていただきました。

つまり、何度も申し上げますが、町のいいところ、魅力がここにたくさん記されているわけです。そこに住む者の1人として、坂城町は町外、これは県外の方も含まれるんですけども、坂城はいいところだと言われることがたくさんあります。

ですけれども、この魅力を様々な方法を使って、町として発信をしているんですが、もっともっと移住定住につなげる取組として進化させていただきたいというのが今回の趣旨というか目的というかなんですね。

先ほども申し上げましたとおり、新型コロナ感染の影響から3年以上で、魅力を発信するにしても、なかなか思うように町行政としても、また各種団体、また個人においても発信というのが思うようにいかなかったと思うんですね。移住定住につなげるというのも難しい状況にあったと思っております。

ただ、冒頭にも申し上げましたとおり、感染症法上の位置づけが変わり、やはり言葉というにはちょっと遅過ぎるかもしれませんが、まさに今、新時代を迎えているということは感じます。そういった今、より強く町の魅力を発信し、移住定住につなげるべきと考えます。そういったことから、以下についていくつか町に対して質問をいたします。

まず、移住定住についてですが、その件数、これはお聞きしなければならないと思っているのでお願いいたします。

そして、これは坂城町を知ってもらうための取組、これはこれまでと今後についてお伺いいたします。

今の質問とちょっとダブるところはあると思うのですが、特に県外での取組、これは町のPRの現状というのをお伺いしたいと思います。

もう一つあるんですが、移住者を増やすために、町として公的な施策、補助金、助成金だったりとか、「若者・子育て世代支援パンフレット」の作成・配布。様々行われていまして、そのパンフレットだとか補助金、助成金については、僅かですけれども、こういう取組はいいよねとか、こういう書き方はいいよねとか、見せ方ですね。好評をいただいている部分もあります。

ただ、それも重要なんですけれども、それと同様に重要なのが町に住む人たち、今住む人たちの協力ではないかと考えております。ちなみに、現在、町では、銅版画家の小松美羽さんや、信大の名誉教授の中村浩志さんなどが特命大使として活動されております。大変著名な方ですので影響力はとてもあると。私から言うのは大変恐縮ではあるんですけれども、そう考えております。

ただ、そこにやっぱり今、現に町に住む人たちからの発信も、併せてもっとすべきではないかと。日頃何げないことでもいいし、特別何かあったときでもいいのかもしれませんが。いずれにしても、今住む人たちの生の声を町外に発信する、県外に発信する。生の声ですから、それは真実がほとんどであります。

今、SNSの発信とかも虚偽のこと、フェイクニュースもあるぐらいなので、そこは気をつけなければいけないと思うんですけれども、そういったことで、私個人としては、町民から



町のPR大使とっていいのかな、そういった人たちを例えば選任し、町民目線の発信を活発に行っていくことで移住定住につながられる可能性もあるんじゃないかと考えております。

そういったことから、大きな話にはなりますが、移住定住をより強く進めていく上で、移住定住の専門部署あるいは移住定住に実績があるというか、そういったことにたけた人、担当者を配置することはできないかということも質問項目に入れまして、町の考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**企画政策課長（伊達君）** 1. 町の魅力発信と移住定住についてのご質問に順次お答えいたします。

移住定住の取組につき、山城議員さんからは、令和2年の12月議会において、コロナ禍における移住定住施策についてのご質問をいただきました。その際には、対面での移住相談会や企業相談会などの中止に伴い、オンラインでの開催を活用していること、また、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進め、各種相談体制の整備や情報提供のほか、多様な支援策の充実を図り、移住しやすい環境を整備すること、また、町の魅力を町内外に効果的に発信することなどをお答えいたしました。

今回、ご質問の一つ目としていただきました過去3年間の移住相談の件数ではありますが、令和2年度につきましては4件、3年度は19件、4年度は21件であります。令和2年度は、初めて直面する新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、対面で実施していた多くの事業が中止となる中、移住相談につきましてもオンラインの活用を始めた年であります。件数の減少はありましたが、場所や時間の制約が少ないオンラインという手法でありましたけれども、その後の相談事業における手法の一つとして、一定の効果を得ることができたものと考えているところでございます。

次に、県外での取組を含めた町を知ってもらうための取組についてであります。一つは、国内はもとより、世界とつながるインターネットの仕組みを活用し、町ホームページやSNSを通じた情報発信のほか、民間の運営する複数の移住紹介サイト等への記事掲載や、ふるさと納税事業を通じた情報発信など、より多くの方に町の情報に触れていただけるよう努めているところであります。

また、町出身または町にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている3人の方を坂城町特命大使として任命し、町の魅力を広く宣伝し、かつ、イメージアップを図っていただいているところでもあります。

県内外でのイベント等の取組といたしましては、長野県のアンテナショップであります銀座NAGANOやサービスエリア、駅などを活用した特産品PRイベントや産業展などへの出展、そのほか大学や関係機関と連携した合同企業説明会等の開催、また、長野地域連携中枢都市圏

におきましては、善光寺や小布施など全国的にも知名度が高い圏域の資源を生かした移住体験ツアーや共同での移住セミナーの開催など、長野地域が連携し、市町村の枠を超えた幅広い魅力発信も行っております。

加えまして、町内におきましても、バラやワイン、ねずみ大根などに関連した魅力的なイベントの開催により、多くの方に町を訪れてもらう取組や、報道各社へのイベント情報の提供などに取り組んでおり、今後も全庁一丸となって、あらゆる機会を捉えた効果的な魅力発信を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、移住定住施策の推進のための専門部署あるいは専任担当者の配置についての考えでございますが、町では、個人ごとに多様なニーズがある移住定住の相談に対し、役場内全課を移住・定住相談窓口として、コンパクトな庁舎の利点を生かし、様々な施策の担当者が相談者の下に赴くことで、ワンストップでご相談に応じており、相談者のニーズにより即した対応ができているものと考えているところであります。

町を移住・定住先として選んでいただくためには、町を知っていただくための情報発信と併せ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあるとおり、安心・安全な生活環境や、働く場、子育てや教育、福祉施策など様々な視点から魅力的なまちづくりを進めることが必要であり、その実現のためには、当然ながら、全ての課、職員が移住定住の推進に関する意識を共有することが重要でありますので、今後におきましても、引き続き、全庁での対応を基本としてまいりたいと考えているところでございます。

**10番（山城君）** ただいま、担当課長から丁寧なご説明、ご答弁をいただきました。町を知ってもらうために、専門部署をとということで質問をいたしました。課長のおっしゃるとおり、コンパクトな町で全庁を挙げて、これはすごい大事なことだと思います。私もこの質問をするかどうか、当然迷ったんですね。このコンパクトな町にそういった部署を一つ増設するというのは、効率的にどうなんだとか、人数的にどうなんだと思います。

ただし、やはりどうしても坂城というと工業の町、バラの町。すごくいいと思うんです。ただ、そこに人を増やすんだという思いが感じられるんですが、町外の方から見ると、そう見えていないというのもいただいた意見なんです。

とするとどうするかというのは、私も提案をしました。ということは、次は町側、もしくは町民一丸となって考えないと、見えないと言われちゃえばどうするかしかないんですよ。ということで、私の話は置いておいて、ちょっとここで再質問を二つさせていただきます。

町のPRなんですけれども、県外にいろいろ行かれると思うんですけれども、PRをされると思うんですけれども、町の職員がPRに行く場合があると思うんですけれども、どういった規模というか、人数も含めてですけれども、どういったものにそういう町の職員が行かれるかというのが再質問の一つ目としてありまして、さらに、町長もそういったところに同席するこ

とがあるのかどうかというもの、まずはこの2点、再質問をさせていただきます。

**企画政策課長（伊達君）** 再質問にお答えいたします。

町のPRを兼ねてということで、そうしたものに町の職員が出ているかということのご質問でありますけれども、町の職員については、基本的に企画の担当者、それと必要に応じて例えば物販とかがありますと商工ですとか、そういった関係の職員が行っております。

それと、町長が行くかということでありますけれども、これはスケジュールの関係もございますので、そういう中で調整がつくものについてはということであります。例えば、東京に町内の出身者の方でつくっている東京坂城会というのがありますけれども、そういったところには町長も会議にお邪魔をして、町のPRも兼ねてということもございまして、そうした場面では町長にもご出席をさせていただいているというところでもあります。

**10番（山城君）** ただいま担当課長から再質問のご答弁をいただきました。確かに商工農林の職員と同行して発信に努める、物販の話もありましたとおりでと思います。町長もスケジュール等が合う限り同行する場合があります。町長の都合、スケジュールもありますので。

私としては、今回町民総ぐるみという意味もあるんですけども、例えば日々のニュース、テレビ、SNSも含めてですけども、首長が前に出て積極的に宣伝をしている、つまりトップセールスですね。そういう形でやっている自治体なんかを見ると、羨ましくといたら語弊がありますが、本気度が感じられるんですよ。

というのは、その町を出て、自分の住む町を出てPRする。ましてや、メディアから取り上げられる。いい側面もいっぱいある反面、リスクというかもあると思うんです。そのときに災害があったらどうするかとか、いろいろあると思うんです。

でも、例えばそういうときって多分、副町長は市町村にはいるはずですよ。となれば、町長が出て行くことで本気度が感じられるし、ましてや、こういう言い方が適切かわかりませんが、町長自身は東京の出身者というか東京の方でありました。移住者の1人です。ということは、町長自ら坂城町いいよ、こうだよ、あだよ。町の人たちも、いろんな形で口コミを含めてPRしていく。町の職員は、当然仕事として、プライベートとしてもやっている。これこそ、町総ぐるみじゃないのかなと思っているわけです。

今の課長の答弁に対してちょっと。できれば、町長から意気込みを伺いたいですけれども、出張の際にはできるだけ、タイミングが合う限りということは課長がおっしゃったとおりなので、町のPRを町長は積極的に今もされていると思うんですけども、その辺の意気込みをちょっとこの質問をするにあたって、一言いただきたい。

もちろん、SNSの発信、ブログもやられているのは私も見ておりますが、その辺もちょっと町長の意気込みは、この質問に対して1個お聞きして、次の質問に移ればと思っております。よろしく申し上げます。

**町長（山村君）** 先ほど、伊達課長からお話ししましたけれども、コロナ前になりますけれども、度々東京へ行ってPRしました。例えば銀座NAGANOでワインの会ですとか、それから小松美羽さんに来てもらってやった会などもありましたし、機会があれば、またやりたいというふうに思っております。

特命大使の話がありましたけれども、3人います。小松美羽さん、中村浩志さん、それから松木先生ですね。皆さん、みんな坂城のことばかり言っております。コロナも5類になったということでもありますので、また銀座NAGANOですとか、ほかにも媒体はあると思っておりますけれども、そこを使って積極的に行きたいというふうに思っております。

情報発信については、一生懸命やっているつもりでありますので、今後も頑張りたいと思っております。

**10番（山城君）** ただいま、町長から熱いメッセージをいただいたと思っております。どうしても、これは意地悪な言い方になっちゃうかもしれないですけども、私も議員になっていろいろなお話を聞く中で、町長のひたむきなとか、頑張っている姿にエネルギーをもらったとか、町長頑張っているじゃん、山城君ちょっと頑張りが足りないよというふうな厳しい言葉も言われます。そこは、私が議員になるときに少し書きましたが、みんなでつくる未来の坂城町ということがあるんですね。

要は、今生まれた子どもたちも赤ちゃんも、やっぱり今は何もできないかもしれないけれども、そういった人たち総ぐるみで町をよくしていく、魅力発信していく。それができないと、方言で言うなら、おら関係ない、それはないんじゃないかなと思うんです。

ここに住む責任とまでは言い過ぎですけども、それはやっぱり持っていけないと。どうせ人口減少するんだから、しょうがないよなんて言うのは簡単かもしれませんが、それじゃいけないと思っております。

だからこそ、今、町長に本当に熱いメッセージをもらって、SNSの話もちょっと出していただいたのはありがたいので、やっぱり、自分たちができる取組をプライベート、個々人でしつつ、町としても先ほどホームページ、同僚議員の方からの質問にもあったとおり、どんどんバージョンアップしていく。

ただ、これは予算の関係もあると思っております。ただ、そういった部分も併せてやっていかないと、町の中はよくなっているんだけど、外に発信できていなければ伝わらないんです。伝わらなければ移住もしてこないというところは、ちょっといろんな言葉、町民だけじゃなくて、町外の方も含めて言われた言葉の一つです。

そろそろ次の質問に移りたいと思うんですけども、3年前にほぼ同様の一般質問をしました。当時はコロナ禍真っただ中だったため、移住定住施策に限らず様々な方面に影響を及ぼしました。人々の移動が制限される中で、移住定住を促進する取組に、今申し上げましたとおり、

町職員の方はもちろん、関係者の皆様は大変ご苦労されたと思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが変わり、新しいステージ、新時代ですね、迎えたわけです。先ほども答弁の中にもありましたが、オンライン、リモート会議が一般化しました。コロナがこうなっても、いまだにオンライン、リモート会議というのは続いております。つまり、ハイブリッドですね。オンラインとリアルが併存する世の中になっていく、さらに進んでいくのではないかと考えています。この両方をうまく駆使して、町長はじめ、先ほどもちょっと言いましたが、町民みんなで町を盛り上げて、魅力を発信していくということが大事なんじゃないかと思っています。

同僚議員の方の質問にもありました。別の質問ですけれども、町のグッズを介して坂城を知ってもらいだとか、ワーケーションの話も先ほどの同僚議員にもありましたが、やっぱり地域ぐるみで、町ぐるみプラス地域、東信、北信それぞれの地域、いろんな広い意味での地域で、坂城に関心を持って知名度も上げて、移住定住を促進する。

そして、交流人口もですね、住むことはできないかもしれないけれども、坂城に来てもらう、知ってもらう、関わってもらうというのも併せてやっていけば、坂城の魅力はより発信されて、さらに明るい町になっていくんじゃないかということをお伝えさせていただいて、次の質問に移ります。

次の質問ですが、長野大学との連携です。

これについてはですが、2016年に長野大学は、皆さんご承知のとおり公立化されました。今は、公立化前と比べて全国各地から学生が集まる状態となっております。町の長期総合計画の策定やふれあい大学の講座開設など、現在、地域の大学として多方面で当町と関わりを持っています。

ちなみに、これは余談ですけれども、坂城町も構成市町村となっている上田地域定住自立圏内にある坂城町ですけれども、そこに居住する学生とか子どもは、それ以外の方より入学金が優遇されるということもあって、長大にある学部もしくはそれに似通った学部に進学しようとする方は、だったら学費も安いし、親孝行にもなるし長大に進学したい、ひいては地元そのままとどまり、あるいは町のためになろうというふうな思いを持ってくれるんじゃないかなと思っています。つまりは、公立化されたことにより、今も申し上げましたが、これまで以上に地域の大学となったという側面もあります。このようなことから、次のことについてお伺いいたします。

これまで町は、長野大学と、今申し上げましたが、ふれあい大学、これは坂城町講座や坂城町の工業を紹介するパンフレット、これはテクノハート坂城協同組合と共同で作成したということですが、など連携を図ってきています。現在の取組ですね、長大とどういったコラボをしているのかというのの状況と成果について、まずイとしてお伺いいたします。

次に、口ですが、今後について。

これは、町と長野大学が2006年に実践モデル都市に関する協定を結んでおりまして、今申しあげました長期総合計画の策定や坂城町講座を実施していますが、今後もこの協定に基づき様々な施策、事業を実施していくと思うんですが、今後どのような連携、取組をされるかというのをお聞きいたします。

**町長（山村君）** 山城議員さんから二つ目の質問ということで、長野大学との連携について、イ、口のご質問をいただきました。その前に、先ほどSNSの話がありましたので、実は、私は12年半前から、町長になってからブログを書いているんですけども、あとフェイスブックもやっているんですけども、今ブログのカウンターが1,499万9,413件、あと500件ぐらいで1,500万件になると。毎日たくさん多くの方に見ていただいているということで、これも町長としてのPRの役目かなというように思っております。

さて、当町における大学との連携の取組につきましては、現在、長野大学をはじめ信州大学、埼玉工業大学、金沢工業大学の四つの高等教育機関と連携協定を締結し、産業や福祉、教育、人材育成、地域の活性化など様々な分野で、それぞれの大学が持つ強みや専門的な知見を生かし、まちづくりや新たな学びの場の創出、さらには、ものづくりの町の産業振興へと発展させるため各種の連携事業を展開しております。

このうちご質問にありました長野大学につきましては、昭和41年の学校法人設立から50年以上の歴史を持ち、隣接する上田市に立地することから、町民にも大変なじみの深い大学であります。

また、平成29年4月には公立大学法人としての新たなスタートを切り、現在は社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部の三つの学部を擁し、令和3年4月には大学院総合福祉学研究科が開設されております。

ご質問のイのこれまでの取り組みといたしましては、長野大学とは連携協定締結以前から、中国の河北大学や復旦大学日本研究センターと町との交流支援や、平成11年度から12年度の2か年にわたる坂城町第4次長期総合計画策定においては、教員の皆様に各分野の専門的な立場からご協力をいただいたほか、平成14年からは長野大学坂城町講座の開講など、様々な分野でご協力をいただいております。

これらの連携をさらに発展させ、町を大学での研究や教育を実践する場所として活用していただき、地域づくりや福祉、環境、産業など様々な分野で、地域課題の解決や地域の活性化を図ることを目的に、長野大学と坂城町との実践モデル都市に関する協定を平成18年10月に締結いたしました。

協定の締結以降は、毎年度連携協議会を開催し、事業の実施状況の検証と翌年度の事業計画について協議を行い、各年度において必要とする連携事業を展開しているところであります。

今年度におきましても、長期総合計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など各種計画の推進、公共施設マネジメントや教育支援委員会などへの有識者としての参画、長野大学坂城町講座の開講など、まちづくりや地域活動、生涯学習、教育、環境、産業等、多岐にわたる13の事業を計画に位置づけ、相互に連携を図っているところであります。

次に、ロの今後についてのご質問であります。長野大学だけでなく、連携協定を締結している四つの大学とは、毎年度の連携協議会を通じ、これまでと同様に相互の連携を強化するとともに、それぞれの大学の特色を生かし、その時々々の地域課題やニーズに応じた連携を図ってまいりたいと考えております。

また、長野大学におきましては、デジタル技術や脱炭素化に関する知識や技能を持ち、持続可能な社会の実現に貢献できる人材を育成するため、令和8年度に理工系学部の設置を目指すとともに、発展的な学部学科の再編といった構想を練っているところとお聞きしております。

理工系学部の設置は、ものづくりの町である当町にとりましても、技術開発や人材の育成など、地域産業の発展に大きなメリットがあるものと期待するところでもありますので、今後は新学部設置に向けた進捗状況を随時確認し、新たな連携も視野に入れながら事業の推進を図っていききたいと考えております。

**10番（山城君）** ただいま、町長から長野大学との連携についてご答弁いただきました。町長に先ほどの1問目の質問のことに對して、SNSの発信を頑張っているよということも改めて付け加えて言っていただけたこと、本当にSNSの発信が町長としての職務というか、仕事かどうかというのは、何とも難しいところではあると思うんですけども、ただやはり、その部分というのは大事なのかなというのは、すみません、質問が違うんですけども、感想としてはお伝えしたいと思います。

長大との連携について、今、町長から答弁をいただいたわけですがけれども、四つの大学ですね、長野大学以外に、もちろん地元だと信州大学、あと埼玉工業大学、金沢工業大学、四つの大学との連携をしていて、そのうちの一つの大学として長野大学があると。理工学部設置だとか、いろいろ新たな情報もこの一般質問を通じてお答えいただきました。

つまり、地域の大学として、この長野大学が、信州大学も地域の大学だろうというご意見もあると思うんですけども、歴史的な経緯も踏まえていけば、大きな意味では地域の大学なんだらうなど。私個人の感想ですがけれども、感じております。だから、これから新学部設置の話もありましたとおりの、連携については、またつけ加わる、新たにバージョンアップしていくということなんだと思います。今の時点では明言できないとは思うんですけども。

特にこれに関しては再質問はちょっとないんですけども、要望としては、長野大学の学生と、私も仕事上の関係でかなりコンタクトを取る、話をする機会もあります。ただ、残念なことに、先ほど私も冒頭でお伝えしたとおり、長野大学が公立化したことによって、これは相矛

盾するような言い方にはなりますが、ある人の言葉を借りると、地域の子たちが通えなくなつた。つまり、倍率が高くなる。だから、結構矛盾しているんです。地域に開かれた大学と言いつつ、地域の子たちが進学できず、でも、県外、地域外からの学生は増えたということがあるそうです。

でも、それは、坂城町としては直接関係はないわけです。であるならば、先ほどの今回の移住定住と長大との連携をなぜ一緒にしたかという、ここが多分ある意味チャンスだと思うんです。信州大学も含めて、いろんな大学の学生が来る。いろんな形で坂城町とコラボしている。じゃあその学生をやっぱりしっかり、大学とのコラボだけじゃなくて、学生とのコラボもやっぱり密に行うことで、卒業した後、坂城、もしくはほかの地域に行っちゃうかもしれないけれども、坂城町と関わりを持っていただくとか、あるいは町内にいる子で、長野大学に進学した子は、その後県外に行くのではなくて、行くのもあるかもしれないですけども、それは職業選択の自由があるので、仕方がないという語弊がありますね。それも一つなんでしょうけれども、やっぱりとどまってもらおう。

つまり、地域の大学だからこそ、矛盾するかもしれないけれども、しっかりその辺を町として、連携自体は、大学から呼びかけがないと町は動けないとかということもあるかもしれませんが、今関わっている学生としっかり連携を深めることで、次につなげていけるんじゃないかということは、この場において熱くちょっとお伝えさせていただきたいなと思いました。

今、再質はないとお伝えしたので、ちょっとまとめに入りたいと思うんですが、今回、町の魅力発信と移住定住についてと長野大学との連携についての二つについて取り上げさせていただきました。先ほども申し上げましたとおり、私の個人的な思いとして、この二つはリンクしていると思っています。長野大学だけではないですが、学生に対して、つまり信州大学もそうですし、大学というか若い人たちに対して、学生に対して坂城町をPRして、この地域で、できればこの坂城町に住んでもらう、移住定住ですね。してもらうようになればと思っています。

学生は、これからの社会を担っていく貴重な存在でもあります。だからこそなんです。今、私が少し申し上げましたとおり、組織対組織はもちろんなんだけれども、そこにもっと小さな規模、学部だとか学科とか研究室だとか、そういったところとも、ある意味気配りをして細かく連携することで、坂城町はいいところじゃん。今は長大にいて、アパートは上田だけど、坂城に住もうかなと。就職先は坂城になったんだから、坂城に住もうかなとかというのだけいいと思うんですよね。だから、そういった形で学生ともそういう連携を個々に対しても深めていっていただければと思っています。

町の魅力発信についてですが、先日、松本で開かれた町村議長会が主催の議員研修会ですね、この場にいた講師の先生が、実はモニターにいくつか町村名が記されていたんですね。その中で、実は坂城町だけ読めなかったんですよ。これは結構ショックでした。資料整理していて、



どの町がどういう町か、読み仮名を振っていないのがいけないかもしれないんですけども、これがちょっとショックで。やはり、魅力発信とともに認知度を上げていくというのが本当に重要なんだと。これは私個人の考えですから、皆さんがどう思われるかは別ですけども、やはり坂城町、さかきちょうじゃないし、さかしろまちでもない、さかきまちなんだということをもっともっと認知度をアップしていく、そして移住定住ということはお伝えしなければならぬかなと思っております。

なので、まず認知度をアップして、町に人を呼び込んで、住んでもらって、内面的な部分ですけども、生き生きとした町内での活動、町民としての生活ができるような町に、もっと進んでいただけたらなという思いも込めて、今回の一般質問を終わりたいと思います。

**副議長（中嶋君）** 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時36分～再開 午後 1時30分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

---

**副議長（中嶋君）** 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る8月31日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第41号 令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いをいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

**9番（玉川君）** お願いします。13ページ、款1町税、項1町民税、目1個人、節1現年課税分、節2滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の人数、最高額、繰越分については最長期間。そして、不納欠損となった理由、さらに徴収率の向上、これについての考えをお聞きします。

続きまして、同じ13ページ、款1町税、項1町民税、目2の法人、これの節2滞納繰越分について。同じ質問ですが、不納欠損と収入未済額の数、最高額、繰越分について、これは最長期間。そして不納欠損の理由、徴収率の向上についての考え。

続きまして、同じ町税で同じ13ページ、項2の固定資産税、目1の固定資産税、節1の現年課税分と節2の滞納繰越分について。これも同じ質問ですが、不納欠損と収入未済額の数、

最高額、繰越分については最長期間、そして不納欠損の理由、徴収率の向上についての考え。

続きまして、同じ13ページ、町税の項3軽自動車税、目1の軽自動車税種別割、これの節1現年課税分と2の滞納繰越分、これについても同じ質問。不納欠損と収入未済額の数、最高額、繰越分については最長期間、そして不納欠損の理由、そして徴収率の向上についての考え。

ページが変わりまして17ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節4の時間外保育負担金滞納繰越分、これについて51万4,966円とあります。これの収入未済となった件数、そして最高額、滞納が始まった年または最長の期間について伺います。

同じページ17ページで、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3の土木使用料、これの節2住宅使用料、これの収入未済額12万600円とありますが、これの項目と件数。

続きまして、17ページ、同じページの款13、項1、目3の土木使用料、これの節3町営住宅使用料滞納繰越分、17万9,600円あります。これの収入未済額の数と最高額と期間。

続きまして、22から23ページ、款14国庫支出金、項3委託金、目3総務費国庫委託金の節1戸籍住民基本台帳費委託金、33万4千円とあります。これの中長期在留者住居地届出等事務委託金、これの件数と国別人数。

同じところで節2の総務費委託金、これの自衛官募集事務委託金の事務の内容。

続きまして、これは最後になります。30ページ、款20の諸収入、項3の貸付金元利収入、目1の貸付金元利収入、社会福祉一般経費で節2の同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入、これの収入済額の内訳、さらに収入未済額の内訳、2,504万円余りありますが、件数、最高額、期間とこれの徴収の見込みについて伺います。

**収納対策推進幹（細田さん）** 決算書13ページ、款1町税、項1町民税、目1個人、節1現年課税分の不納欠損額、収入未済額についてお答えしてまいります。

不納欠損額9,395円の人数は1人です。最高額は9,395円、不納欠損理由は、出国により滞納者の所在及び財産が不明によるものでございます。

収入未済額588万4,244円的人数は118人、最高額は19万968円です。

節2滞納繰越分の不納欠損額25万3,092円的人数は3人、最高額は14万1,739円、最長期間は平成14年度のもの最長となります。不納欠損理由は、生活保護等生活困窮によるものが主な理由となっております。

収入未済額2,251万7,923円的人数は205人、最高額は217万7,133円、最長期間は平成2年度のもの最長となります。

徴収率向上の考えについては、どの税目も同様となりますので、最後にお答えしてまいります。

続きまして、項1町民税、目2法人、節1現年課税分の不納欠損はございませんでした。収入未済額10万円の人数は2人で、最高額は5万円でございます。

節2滞納繰越分の不納欠損額85万2,300円的人数は1人、最高額は85万2,300円でございます。最長期間は、平成17年度のものが最長となります。不納欠損理由は、倒産等による処分する財産がないことによるものが理由となっております。

収入未済額37万1,400円的人数は3人で、最高額は23万3,900円、最長期間は平成19年度のものが最長となります。

続きまして、項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の不納欠損額57万1,400円的人数は18人で、最高額は15万円です。不納欠損理由は、滞納者死亡後相続人がなく、処分する財産もないことが主な理由でございます。

収入未済額726万3,500円的人数は114人、最高額は43万1,300円でございます。

節2滞納繰越分の不納欠損額は5,195万4,078円、人数は14人です。最高額は4,830万4,548円。最長期間は、平成10年度のものが最長となります。不納欠損理由といたしましては、倒産等により処分する財産がないことが主な理由でございます。

収入未済額6,425万9,077円的人数は137人で、最高額は553万5,500円、最長期間は、平成4年度のものが最長となります。

続きまして、項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割です。節1現年課税分の不納欠損はございませんでした。

収入未済額46万8,535円的人数は41人、最高額は3万4,100円でございます。節2滞納繰越分の不納欠損額6万5,270円的人数は2人、最高額は3万3,600円、最長期間は、平成21年度のものが最長となります。不納欠損理由は、生活保護等生活困窮によるものが主な理由でございます。

収入未済額183万9千円的人数は66人、最高額は43万1,300円、最長期間は、平成7年度のものが最長となります。

続きまして、徴収率の向上にあたっての考えでございますけれども、徴収率の向上にあたっては、まずは滞納額を減らすこととございまして、納税者の公平性の面からも、また、町の財政面においても、早期にこの解消を図っていかねばならないと真摯に受け止めているところであります。

この解消にあたっては、新たな滞納を増やさないため、現年度徴収に重点を置いた滞納整理を実施し、平時の滞納整理はもちろんのこと、重点的に取り組む期間を設定いたしまして、集中的、効率的な滞納整理の実施をしたり、あと定期的な電話での連絡により滞納者の状況把握に努めるほか、大口で徴収困難な案件については、長野県地方税滞納整理機構へ移管するなど、

未済額の解消に努めているところでございます。

また、一方で滞納金につきましては、税負担の公平性の観点から、できる限り徴収に努めているところではあります。地方税法に基づく不納欠損処分を実施するなど、徴収不能な滞納金の整理も併せて実施することで、より徴収可能な滞納者への納税折衝に力点を置きまして、滞納金の縮減及び徴収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

**子ども支援室長（橋本君）** 決算書17ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節4時間外保育負担金滞納繰越分につきまして、収入未済となった件数は23名の244件、最高額は15万5,500円、期間は平成15年度分からとなります。

**建設課長（堀内君）** ページ17ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料、節2住宅使用料について、収入未済の項目と人数はとのご質問についてでございますが、項目といたしましては、町営住宅使用料2人、改良住宅使用料1人の計3人となっております。

続きまして、目3土木使用料、節3町営住宅使用料滞納繰越分について、収入未済の人数と最高額、期間はについてお答えいたします。

収入未済件数については3人、最高額は316万7,600円、期間は最も古いものは平成12年度からのものとなっております。

**住民環境課長（山下君）** 款14国庫支出金、項3委託金、目3総務費国庫委託金、節1戸籍住民基本台帳費委託金のご質問につきましては、外国人に関する住所異動等、転出転入に係る手続事務について、法務省から事務委託金が交付されております。金額の算出につきましては、前年度の実績と過去5年間の伸び率を勘案して国が算出しておりますので、今回の前年度の実績につきましては、転入転出の事務については158件となっております。

国籍別人数でございますけれども、令和5年3月末現在で、最も多いものがベトナム、それからブラジル、中国、フィリピン、タイとなっております。現在の登録者数でございますが、合計で566名、22か国であります。

**総務係長（瀬下君）** ページ23ページ、款14国庫支出金、項3委託金、目3総務費国庫委託金、節2総務費委託金のうち、自衛官募集事務委託金の事務内容でございます。こちらは、町民に対します自衛官の募集の依頼があった際に、こちらの広報に掲載するための費用について交付を受けるものでございます。

**企画政策課長（伊達君）** ページ30ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入のうち、節2同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入についてでございますが、まず収入済額56万円の内訳につきましては、3名の方からの納入分でございます。

次に、収入未済額の件数、最高額、期間と徴収の見込みということでございますが、人数は6名で、資金別では8件ということでありまして、個人での最高額は1,026万2,362円、最も期間の長いものは昭和55年からとなります。

徴収の見込みにつきましては、それぞれ厳しい状況にはありますけれども、定期的に通知、電話等連絡を取る中、保証人さん等も含め粘り強く交渉をさせていただき、未収金の解消に努めているというところでございます。

**副議長（中嶋君）** 9番、玉川議員よろしいですか。いいですか。

**9番（玉川君）** はい。

**副議長（中嶋君）** それでは、ほかにはございませんか。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 進行の声がでございます。これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

**12番（大日向君）** 2点お願いします。決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園総務費、広域入所負担金182万8,290円とありますが、これは何名分を負担しているんですか。それと、どの地域へ何名行っているか。お答えください。

それと決算書131ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、校舎等改修工事1,876万8,805円、この工事の内容、また、校舎改修等を予算づけする場合の流れについて、児童生徒の登校期間中に行い工期についての対応、工事内容によっては町内業者も利用するのか、以上お願いします。

**子ども支援室長（橋本君）** 決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園総務費、保育園一般経費、節18広域入所負担金につきましては、3名分を負担しておりまして、千曲市へ2名、上田市へ1名委託をしております。

**教育文化課長（長崎さん）** 決算書131ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、節14工事請負費、校舎等改修工事に関するご質問に順次お答えいたします。

初めに、校舎等改修工事の内容につきましては、町の長期総合計画や学校施設長寿命化計画に基づき実施しております坂城小学校昇降口タイル改修工事及び坂城小学校の学校遊具について、更新・撤去工事を行いました。

そのほか、点検等で不具合などの指摘があった村上小学校の火災通報装置取替工事、坂城小学校、村上小学校の高圧受電設備の更新、また、雨漏りによる坂城小学校北校舎の屋根の防水工事などが主なものでございます。

次に、予算化までの流れにつきましては、先ほども申し上げましたように、大規模な修繕工事などは、長期総合計画や学校施設長寿命化計画に基づき、実施計画などにおいて修繕工事の施工年度を決めております。毎年、今後3年間の実施計画を策定する際に、学校等に状況等を確認する中で、実施計画及び当初予算などに反映をしております。

また、年度途中において、点検などの不具合や雨漏りなど急を要するものについては、その都度予算計上をして対応しているところでございます。

また、工事の施工につきましては、児童の安全等に配慮し、学校運営に支障が出ないように、学校と打合せをする中で、学校の長期休暇や土日などに実施するようしております。

次に、施工業者につきましては、工事の内容等により適切な施工業者を選定しており、必ずしも町内業者とは限りませんが、軽微な工事、修繕などにつきましては、可能な限り町内業者を選定しているところでございます。

**12番（大日向君）** 1点ちょっと再質問で、広域入所負担金のほうで、これは逆に坂城へ通園させている子どもは何名いて、各保育園の人数がわかりましたら教えてください。

**子ども支援室長（橋本君）** 広域入所の受託の人数でございますが、4名受託をしております。南条保育園へ2名、坂城保育園へ2名となっております。

**副議長（中嶋君）** 大日向進也議員、いいですか。

**12番（大日向君）** はい。

**11番（衞津さん）** 3点お願いします。ページ79ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目7村上保育園費、節14工事請負費、園舎改修等工事98万5,600円、この内容を教えてください。

次に、ページ82、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援センター事業費、節14工事請負費、施設工事283万3,490円、この内容を教えてください。

次に、ページ85ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、複合施設建設準備事業、節12委託料、アドバイザー委託90万円、この委託先と選出方法。以上3点お願いします。

**子ども支援室長（橋本君）** 決算書79ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目7村上保育園費、節14工事請負費、園舎改修等工事の内容につきましては、村上保育園事務室のエアコン更新工事と、年長保育室のエアコン設置工事に係るものでございます。

続きまして、決算書82ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援センター事業費、節14工事請負費、施設工事の内容につきましては、センタープレールームと会議室のエアコン更新工事に係るものでございます。なお、支援センターは、乳幼児のお子さんが多数利用し、病気の予防や感染症など、特に配慮が必要なことからウイルス除去機能付きのエアコンを更新したところでございます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ページ85ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち複合施設建設準備事業でございますが、こちらの選定方法と委託先は、新しく建設予定であります複合施設の建設にあたりまして、基本計画の策定、施設建設等に関して技術的な助言を要することから、専門的知識を有する建築士に委託をしたものでございます。

業務といたしましては、現状と課題の把握といたしまして、複合施設に想定される様々な機能ごとの担当課、団体ごとにヒアリングを実施し、結果を踏まえまして、今後具体化される計

面に反映される資料作成等を行うものでございます。

**副議長（中嶋君）** ほかにございますか。

**10番（山城君）** 私からは、主に大きく1点についてお伺いいたします。ページですが、58ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉一般経費のところなんですけど、小さく2点なんですけれども、まず令和3年度の決算に比べて約2倍、1.5倍くらいの決算になっている。その理由ですね。これは多くが保健福祉等複合施設整備基金の積立てだと思うんですけども、そこをもうちょっと具体的にお聞かせいただきたい。

主要施策の成果のところにもあるところなんですけど、これが二つ目ですが、これは活動内容が令和3年度に比べて100件以上活動内容、相談内容等が減っているんですけど、これが減った理由というか、どのようなところが減って、減った内容、理由等々をお聞かせください。主に2点です。お願いします。

**副議長（中嶋君）** 山城議員、活動内容と今おっしゃいましたが、何の活動内容でございませうか。

**10番（山城君）** 活動内容ですけども、主要施策の成果の実績のところの合計が令和3年が735件、令和4年が603件ということで、100件ほど減っているんですけど、その減った理由をお聞かせください。

**副議長（中嶋君）** 山城議員あれですか、主要施策の成果実績報告書の中の33ページの真ん中にある合計の……。これは60万3千円か、このことですか。

**10番（山城君）** そうです。

**副議長（中嶋君）** 総括質疑の途中でございませうが、ここで10分休憩をいたします。

（休憩 午後 2時03分～再開 午後 2時13分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。決算書58ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の昨年度の決算額と比べて、非常に倍近い金額というご質問でございませうが、こちらにつきましては、町の新たな複合施設建設に向けての積立金が、3年度と比較しまして約1億7千万円ほど増えているということが原因であります。

続いて、主要施策の実績報告の33ページ、活動内容が3年度と比較して少なくなっているという状況でございませうけれども、こちらにつきましては、令和3年度にコロナ禍において高齢者、特に高齢者の方の相談または高齢者の方が在宅においての不安等が生じたことにより、心配事ですとか、日常生活の支援が必要になったというところで多かったということが原因で、4年度につきましては、これが少しずつ回復されたというところで相談内容、支援件数が減ったものと思われませう。

**副議長（中嶋君）** 山城峻一君、よろしいですか。

**10番（山城君）** はい。

**副議長（中嶋君）** ほかにございますか。

**9番（玉川君）** 4点伺います。まず、49ページの款2総務費、項1総務管理費、目14男女共同参画推進費。これの56万6,833円ありますが、若宮正子さんの講演会、これは84名参加とあるんですが、それ以外の活動への参加人数について伺います。

次に、101ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、有害鳥獣対策事業について。これの侵入防止柵があるんですが、これの進捗状況、それと効果について。さらに、猟友会の皆さんの現在の状況、免許がそれぞれありますが、その種類と人数。それと、人員を確保するための町の動きについて伺います。

続きまして、同じ104ページで、款6農林水産業費、項2林業費、目2の林業振興費、松くい虫防除対策事業、これについて節12で委託料あります。防除事業の効果と現在の状況について伺います。

最後になりますが、118ページ、款8の土木費、項4の住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業ですが、節18負担金補助及び交付金ということで、24件に対して118万6千円出ています。これの工事内容と、交付金が出て工事全体の総額について伺います。以上です。

**企画政策課長（伊達君）** 決算書49ページから50ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目14男女共同参画費におきまして、男女共同参画推進費でありますけれども、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講演会を除く活動への参加状況、参加人数ということでございます。

まず、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講演会を除いての活動といたしましては、女性団体連絡会、それと男女共同みんなの会といった男女共同参画推進団体によるそれぞれ会報の発行ですとか、男女共同みんなの会におきましては、「女（ひと）と男（ひと）かがやき川柳」の企画・実施、また、パソコン講座や親子防災講座の実施といったものが挙げられます。

そのほか、県で行うセミナーですとか研修会、これはコロナ下ということもあってオンラインではありましたが、そちらへの参加。また、各団体内における理事会ですとか運営委員会、会報研修委員会等の会議などが挙げられます。これらの活動について、延べ300人程度のご参加をいただいたというところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 決算書101ページ、目3農業振興費の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、侵入防止柵設置の進捗状況と効果についてであります。地元の協力をいただきながら、平成25年度から上平区で設置を始めまして、その後、小網区、網掛区へと設置を進めております。現在は南条地区の入横尾区で設置を進めている状況でございます。



設置が完了した地区からは、農業被害が減ったこと、また住宅地への出没等、有害獣による被害が減少したという声をいただいていることから、効果が出ていると認識をしているところでございます。

次に、猟友会の状況でございますが、まず、狩猟に係る免許の種類と人数でございますけれども、現在の猟友会会員は20名でございます。このうち銃のみの免許所持者が9名、わなのみの免許所持者が5名、銃とわな両方の所持者が6名という状況でございます。

また、猟友会会員の増員への対策ということでございますけれども、若い方に狩猟免許を取得していただけるような広報啓発活動とともに、狩猟免許取得講習会等に必要な費用について補助を行うなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めているところでございます。

続きまして、104ページの目2林業振興費の松くい虫防除対策事業における効果と現状というご質問でございますけれども、当町では、守るべき松林を明確にし、被害木を切り倒し被害拡大を防止する伐倒駆除を中心に、空中散布、無人ヘリ散布、樹幹注入などの防除対策を集中的に実施するほか、植樹、樹種転換、枯損木処理など様々な事業を取り入れ、委託事業として総合的な対策を進めているところでございます。

松くい虫による被害の状況でございますけれども、被害量の推移としましては、総合的な防除対策を実施した結果、横ばい状態にとどめているといった状況でございます。町の松くい虫防除対策会議においても、委員の皆様から、防除対策を実施している箇所では目に見えて効果が現れているとのご意見もいただいているところでございます。

**建設課長（堀内君）** ページ118ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業のうち節18負担金補助及び交付金、工事の内容についてでございますが、工事内容といたしますと、まず、トイレの改修が11件、キッチン改修、浴室改修、屋根改修がそれぞれ3件、ブロック塀の撤去2件、内装及び外装塗装がそれぞれ1件の計24件でございます。

また、全体の工事費といたしますと、総額で2,393万円となっております。

**副議長（中嶋君）** 玉川清史君、よろしいですか。

**9番（玉川君）** はい。

**副議長（中嶋君）** ほかにございませんか。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 進行の声がでございます。これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目111防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款

6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費、款 10 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業、款 12 公債費、款 14 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中目 11 防犯対策費、目 12 交通安全対策費、目 13 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 9 上水道費、目 10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 10 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 42 号」から日程第 7 「議案第 46 号」までの 5 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思ます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**副議長(中嶋君)** 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第 3 「議案第 42 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長(中嶋君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**副議長(中嶋君)** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第 4 「議案第 43 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長(中嶋君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**副議長(中嶋君)** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第 5 「議案第 44 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て」

**副議長（中嶋君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第6「議案第45号 令和4年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

て」

**副議長（中嶋君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第7「議案第46号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」

**副議長（中嶋君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第41号」から日程第7「議案第46号」までの6件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から9月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**副議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。

よって、明日13日から9月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会とすることに

決定いたしました。

次回は9月21日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時34分)

## 9月21日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 2番議員 | 中嶋 登 君   | 9番議員 | 玉川 清史 君  |
| 3 "  | 塚田 舞 君   | 10 " | 山城 峻一 君  |
| 4 "  | 松本 みゆき 君 | 11 " | 祢津 明子 君  |
| 5 "  | 水出 康成 君  | 12 " | 大日向 進也 君 |
| 6 "  | 宮入 健誠 君  | 13 " | 朝倉 国勝 君  |
| 7 "  | 中村 忠靖 君  | 14 " | 大森 茂彦 君  |
| 8 "  | 星 哲夫 君   |      |          |
2. 欠席議員 1番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |          |
|----------|----------|
| 町 長      | 山村 弘 君   |
| 副 町 長    | 臼井 洋一 君  |
| 教 育 長    | 塚田 常昭 君  |
| 総 務 課 長  | 関 貞巳 君   |
| 企画政策課長   | 伊達 博巳 君  |
| 会計管理者    | 大橋 勉 君   |
| 住民環境課長   | 山下 昌律 君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海 聡子 君  |
| 商工農林課長   | 竹内 祐一 君  |
| 建設 課 長   | 堀内 弘達 君  |
| 教育文化課長   | 長崎 麻子 君  |
| 収納対策推進幹  | 細田 美香 君  |
| まち創生推進室長 | 小河原 秀昭 君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下 幸二 君  |
| 総務係長補佐   | 宮嶋 和博 君  |
| 総務課長補佐   | 宮下 佑耶 君  |
| 財政係長補佐   | 竹内 優子 君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本 直紀 君  |
| 企画調整係長   | 春日 英次 君  |
| 保健センター所長 |          |
| 子ども支援室長  |          |
| 代表監査委員   |          |
4. 職務のため出席した者
- |        |          |
|--------|----------|
| 議会事務局長 | 北村 一朗 君  |
| 議会書記   | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第 4 1 号 令和 4 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 4 2 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 4 3 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 4 4 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 4 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第 4 6 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第 4 7 号 坂城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

第 9 議案第 4 8 号 坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 4 9 号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 5 0 号 令和 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について

第 12 議案第 5 1 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 13 議案第 5 2 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 14 議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 15 議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 議案第 5 5 号 令和 4 年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について

追加第 2 議案第 5 6 号 令和 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について

追加第 3 議案第 5 7 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**副議長（中嶋君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、1 番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地

方自治法第106条第1項の規定により私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「請願・陳情について」

**副議長（中嶋君）** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長からの審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりでございます。

「請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書」

「質疑、討論なく（委員長報告不採択、電子採決、賛成少数により）不採択」

---

「陳情第1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書」

「質疑、討論なく（委員長報告不採択、電子採決、賛成少数により）不採択」

---

**副議長（中嶋君）** 日程第2 「議案第41号」から日程第7「議案第46号」までの令和4年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月12日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

---

◎日程第2「議案第41号 令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（大日向君）** 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月13日、14日の2日間にわたり委員出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副

町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、会計管理者、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、会計室長、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告を申し上げます。

〈歳入〉

- 町税の徴収率向上に向けた対応は。
- △ 滞納者については、現年度課税分を中心に折衝を行い、未納額の減少に努めた。併せて不納欠損処分等の滞納金の整理を行い、徴収率の向上につなげていく。
- 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の内容は。
- △ 町内にある県営住宅及び県営教職員住宅の固定資産税相当額が県より交付されるものである。
- 地方交付税について、増額の要因は。
- △ 主に普通交付税が大幅に増額しており、要因としては普通交付税の振替財源である臨時財政対策債が大幅に減額になったことにより、算定の基礎となる振替後の基準財政需要額が増額となったこと、また国の補正予算で地方交付税の総額が増額となったことによるものである。
- コミュニティ推進事業助成金の内容は。
- △ 一般財団法人自治総合センターが、宝くじの売上げを財源として交付している助成金で、令和4年度は上五明区の長持及び神楽用備品の整備事業が対象となった。
- 臨時財政対策債の内容と借入残高は。
- △ 国が地方財政収支の不足額を補填するために、地方公共団体が特例として発行してきた地方債で、元利償還金相当額の全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入される。令和4年度末の借入残高は、35億7,346万5千円である。

〈歳出〉

(総務課)

- 顧問弁護士謝礼の内容は。
- △ 各業務における法的な対応や解釈を顧問弁護士に相談しており、契約に基づき年間の顧問料として支払っている。
- 職員採用試験の申込人数と採用人数は。
- △ 令和4年度の職員採用試験の申込みは17名で、そのうち6名を採用した。
- 選挙に係るポスター掲示場を設置撤去する費用が、選挙によって異なる理由は。
- △ 掲示場の設置数は町内99か所で変わらないが、選挙によって立候補者数等が異なり、あらかじめ準備する区画数などが異なるためである。
- 参議院議員通常選挙に係る費用が前回と比べて増えている理由は。



△ 今回の選挙から各投票所に受付システムを導入したことにより、その費用分が増加となった。  
(会計室)

○ 口座振替、コンビニ収納、窓口収納の割合は。

△ 個人住民税普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を合わせての件数ベースで、口座振替62.3%、コンビニ収納23.0%、窓口収納14.7%となっている。

(企画政策課)

○ びんぐし湯さん館の令和4年度の経営状況と入館者数は。また、町民優待券の利用実績は。

△ コロナ禍や燃料価格の高騰等、経営環境は厳しいが、指定管理者による経営努力や国の交付金を活用した支援などにより経営の安定を図っている。工事に伴う休館はあったが、令和4年度の入館者数は16万3,483人であった。

また、施設の指定管理者である株式会社坂城町振興公社と連携し、坂城町民ファミリー割引券を町内世帯に配布しており、令和4年度は大人1万4,988人、小学生1,307人の利用があった。

○ スマートエネルギー設備設置補助金の設備ごとの交付実績は。

△ 令和4年度は、住宅用太陽光発電システムが33件で補助額は221万6千円、家庭用リチウムイオン蓄電池システムが27件で補助額は540万円、家庭用エネルギー管理システム(HEMS(ヘムス))が8件で補助額は31万1千円であった。

○ 令和4年度のふるさと寄附金の総額は。また、ふるさと寄附金の目的別件数と金額の内訳、諸経費等を除いた町の収入額は。

△ 令和4年度のふるさと寄附総額は7,074件、1億2,983万5千円であった。目的別の内訳として、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」に2,729件、5,016万8千円。「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」に356件、651万5千円。「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援」に436件、786万8千円。「ふるさとさかきのまちづくりを応援」に3,553件、6,528万4千円であった。また、令和4年度の寄附受入額から、諸経費と町民の他自治体への寄附による町税の控除額を除いた収入額は4,820万8,213円である。

○ 女性団体連絡会の構成団体数及び所属人数は。

△ 構成団体数は婦人会、農村女性ネットワークさかき、女性専門相談員、保健補導員会、消費者の会、交通安全協会坂城支部女性部、商工会女性部、更生保護女性会、婦人消防隊、日赤奉仕団、農村生活マイスターの11団体で、各団体の会員合計は約1,300人である。

○ 女性団体連絡会の活動内容は。

△ 女性団体相互の連絡及び親睦を深め、女性の地位向上、男女共同参画推進のため、視察や女(ひと)と男(ひと)ふれあいさかきへの参画、町政懇談会、会報の発行、日本女性会議、県

レベルの会議への出席等である。

○ 戸別受信機設置等工事について、令和4年度の設置等の件数は。

△ 転入等による戸別受信機の設置が33件、受信状況の確認等の対応が29件であった。

(商工農林課)

○ 長野労働基準監督署と連携した企業の職場環境の改善や労務管理に関する事業の内容は。

△ 坂城町労務管理協議会において、長野労働基準監督署と連携し、労務管理や労働安全衛生に関する講習会や研修会、会員企業を回る安全パトロール、衛生パトロール等を実施し、労働災害防止等の啓発を行っている。

○ 移住定住就職支援事業の内容は。

△ 町内企業に勤務する方の居住状況及び人材確保に関する調査をテクノハート坂城協同組合に委託し、実施した。回答企業数は57社、その総従業員数は5,672人であり、従業員の居住地については、町内23%、上田市25%、千曲市29%、長野市12%、その他11%という結果であった。

○ 荒廃農地や遊休農地が増えているが、農業委員会の対応は。

△ 1年に1回、8月に農地利用状況調査を町内の全農地について実施しており、その中で新たに発生した遊休農地、荒廃農地については、所有者に意向調査を実施している。

○ 侵入防止策等資材費について、進捗状況と今後の計画は。また、有害獣被害予防施設設置事業補助金について、昨年補助を行った件数は。

△ 現在、南条地区の入横尾区と村上地区の網掛区で設置を進めている。入横尾区は今年度で完成する見込みで、網掛区は県の工事の関係で一部設置ができずにいたが、工事完成に伴い昨年度から設置を進め、今年度で完成する予定であり、設置が完了すると村上地区が全て完成する。今後は南条地区へ引き続き推進するほか、坂城地区への設置も検討していく。昨年度の有害獣被害予防施設設置事業補助金の支出件数は23件である。

○ 株式会社味ロジの経営状況は。

△ 直近の決算においては、300万弱の赤字、それ以前からの累積赤字額としては750万円ほどとなっている。コロナ禍によるイベント出店による売上げの減、原材料費高騰が赤字の要因と考えている。

○ さかきブランド推進事業の内容は。

△ 地域の特産品等を使った新商品開発及び販売促進費用に対して補助を行っている。令和4年度の実績は、新商品開発3件、販売促進1件に対して補助を行った。

○ 令和4年度における有害鳥獣の捕獲状況と今後の対策は。

△ 4年度は、ニホンジカが69頭、イノシシ17頭、ハクビシン4頭、タヌキ11頭、キツネ6頭、合計107頭である。今後の対策としては、実施隊や集落捕獲隊による捕獲対策及び侵

入防止柵の推進や農業者が行う自衛策に対する支援等の防除対策、残渣の除去や耕作放棄地の解消といった環境整備の三つの対策を軸に進めていく。

- 松くい虫防除対策について、被害エリアが標高の高い地域へ広がっているが、その対策は。
- △ 松くい虫被害の対策としては、町では坂城町松くい虫被害対策実施計画により、守るべき松林を定め、伐倒駆除や空中散布等を実施している。以前は標高800メートルの地域までしか被害が行かないとされていたが、近年は温暖化の影響もあってか900メートル付近の地域においても被害が確認されている。町では被害状況により、坂城町松くい虫被害対策実施計画の変更を行うなど対策を行っていく。
- 商業インキュベータ施設けやき横丁の入居状況は。
- △ 令和4年度中は5区画のうち4区画に入居があったが、現在は、5区画全て入居している。テナントの内訳としては、美容室、服飾等の販売、農産物や雑貨等の販売店舗となっている。
- 製造業に対する支援の状況は。
- △ 融資に係る保証料補給や利子補給のほか、昨年度は、新型コロナウイルス緊急対策事業として中小企業等事業継続支援金を実施し、製造業を含めた支援を行った。
- 今後の坂城駅周辺中心市街地の活性化について、どのようなビジョンで進めていくのか。
- △ 旧宮原邸跡地や今年度解体工事予定の旧兒玉邸跡地等、鉄の展示館周辺を中心に、駅からの導線も含めた中心市街地のまちづくりについて、地域の皆さんから意見をいただきながら検討していく。

(建設課)

- 橋梁修繕工事の内容と状況は。
- △ 昭和橋の修繕工事を実施した。昭和橋の修繕工事は、交付金の状況にもよるが、令和8年度の完成を目指し実施を行っている。
- 道路改良事業の公有財産購入費とは。
- △ 町道A01号線酒玉工区において、土地開発公社が先行取得した土地の買戻しを行った。
- 町単補助事業費の予算額の推移は。また箇所によっては施工に長期間を要しているが、その要因は。
- △ ここ数年は1千万円で推移している。道路拡幅に伴う測量及び用地買収、また道路延長等の関係で時間を要している箇所がある。
- 町営住宅の入居状況、募集戸数及び募集停止戸数は。
- △ 全219戸のうち入居戸数110戸、募集戸数は31戸、募集停止は78戸となっている。
- 住宅リフォーム事業の補助率と補助上限額、またこれまでの申請件数は。
- △ 20万円以上の事業費に対し20%の補助率で上限5万円である。平成25年度から昨年度まで246件の申請があった。

- バリアフリー化工事の内容は。
- △ 四ツ屋地区において延長90メートルのグリーンベルト設置工事を実施した。
- しなの鉄道の駅管理業務の内容は。
- △ 坂城駅については、しなの鉄道から受託を受け、町からシルバー人材センターに委託し、駅管理業務を行っている。テクノさかき駅は令和4年度から完全無人化されたため、待合室やトイレの清掃等については、町がシルバー人材センターへ委託を行っている。

(議会事務局)

- 議員年金の受給者数は。
- △ 令和5年8月末時点で退職年金11名、遺族年金8名である。
- 政務活動費の返還状況は。
- △ 議員3人から合計3万6,416円の返還があった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**副議長(中嶋君)** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**副議長(中嶋君)** これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長(玉川君)** 私からは、社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項について、9月13日、14日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、子ども支援室長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求め、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施

いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

(住民環境課)

- 交通指導員の人数と活動内容は。
  - △ 交通指導員は8名の方に委嘱しており、さかきつずフェスタや坂城神社の二年参り、元旦マラソンなどのイベントにおいて交通警備をしていただくほか、交通安全運動期間中や平時の街頭啓発など、自主的な交通安全の促進に努めていただいている。
- 防犯灯工事について件数は。また、ポールについて再利用はしているか。
  - △ ポールや水銀灯の交換など26か所実施した。ポールについては、区から交換や修理の要望が上がってきた際に現地を確認し、そのまま使えるものは再利用している。
- 防犯灯についてLEDの割合は。また、今後のLED化の計画は。
  - △ 町の防犯灯に占めるLEDの割合は約12%である。各区の要望を踏まえ、老朽化したものや新設するものについてはLEDの防犯灯に更新をしていく。
- 蛍光灯の防犯灯は全部で何基あるか。
  - △ 蛍光灯の防犯灯は、町管理のものが492基、区管理のものが694基、合計1,186基である。
- 特殊詐欺防止装置取付費補助金の内容は。
  - △ 迷惑電話防止機能のついた電話機の購入及び設置に対して、5千円を上限に補助金を交付するもの。昨年は29件、14万円の補助を実施した。
- 交通安全対策一般経費の需用費の内容は。
  - △ 主なものは、新入学児童向けの交通安全ヘルメットの購入である。
- 戸籍住民基本台帳費の報償費の内容は。
  - △ マイナンバーカード普及促進のため、マイナンバーカード交付者に対して、2千円のクオカードを配布した。配布枚数は8,311枚である。
- 戸籍関係における、コンビニでの証明書等の交付実績は。また、役場窓口交付分を含めた全体に占めるコンビニ交付の割合は。
  - △ コンビニ交付を開始した令和5年1月末から3月末までの約2か月間の実績は、戸籍証明が41件、住民票が169件、印鑑証明が101件の合計311件である。また、コンビニ交付開始以降の全体に占めるコンビニ交付件数の割合は、約1割である。
- マイナンバーカードの交付率は。また自主返納者の数は。
  - △ 令和5年8月末現在で9,985名、交付率は70.1%である。また、自主返納者は1名である。
- 環境衛生委員の人数と活動内容は。

△ 各区からの推薦と、議会、区長会、商工会、女性団体連合会、消費者の会などの長の方、計32名に委嘱している。活動内容は、廃棄物の適正処理や減量化・資源化への協力や、地域への普及・啓発である。

○ ごみ指定袋自治区あつ旋手数料の内容は。

△ ごみ指定袋のあつ旋販売を行った区に対して、1組（10枚入）につき40円を手数料として区へ支払ったものである。

○ 消防団活動への報償費等はどのようなものがあるか。またその金額は。

△ 消防団員に対する年報酬として736万6千円、操法大会や出初式への参加に対する出動交付金として273万円、分団運営補助金として156万6千円、機械器具整備補助金として52万円、退職報償金として354万8千円、公務災害補償共済掛金として55万3千円、退職・退任者への記念品購入費として57万4千円を支出している。

（福祉健康課）

○ ヤングヒューマンネットワーク事業の内容と実績は。

△ 結婚支援事業として、社会福祉協議会がコーディネーターを配置して相談事業を行っている。令和4年度は233件の相談があった。令和4年度末時点での登録者数は、男性12名、女性4名の計16名となっている。ほかに、ながの結婚マッチングシステムが利用できる環境を整えている。結婚支援では、過去5年の間に1組が結婚した。また、千曲市社協と合同で実施した出会いイベントをきっかけに10組が結婚した。

○ 生活困窮者等自立相談支援事業の委託先と内容は。

△ 坂城町社会福祉協議会へ委託している。生活や就労などで困っている方に対して、必要な支援や生活の立て直しのための相談や援助を行っている。令和4年度は891件の相談があった。

○ 民生委員の人数と任期、選出方法は。

△ 民生委員は39名で任期は3年であり、改選に際しては、地域の実情に通じている方として各区長に選出を依頼している。選出された地元の地域を担当しており、区の世帯数等によって区ごとに民生委員の数の違いがある。

○ さかき福祉医療費サポート資金貸付金とは。

△ 福祉医療資格対象者である障がい者、子ども、父子、母子が対象で、医療費に対する貸付けとして1回につき9千円を貸し付けている。

○ 補装具交付・修理等の利用状況は。

△ 令和4年度の給付実績は、購入13件、修理11件の合計24件である。

○ 水道メーター通報システムと、あんしん電話の利用状況は。

△ 4年度末で水道メーターは23名、あんしん電話は122人が利用している。

○ あんしん電話について、待機者はいるのか。

- △ 新しいシステムに切り替えた令和3年度からは待機者はいない。要件に該当される方から申込みをいただくと3週間ほどで設置が可能である。
- 町内介護保険事業所物価高騰支援助成金の内訳は。
- △ 電力・ガス等の価格高騰による負担軽減として、入所系5事業所に10万円、通所系6事業所に5万円、計11事業所にそれぞれ補助した。
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、家計急変世帯の給付金申請件数は。
- △ 家計急変は、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯を対象としており、5件の申請があり給付した。
- 複合施設建設準備委員は何名か。
- △ 保健・福祉や教育・子育て分野などから構成した12名である。
- 町内医療機関物価高騰支援助成金の内容は。
- △ 電気やガス料金等の高騰による負担分を、事業継続が求められる町内7医療機関、5歯科医院に対し10万円ずつ助成した。
- 上田市内科・小児科初期救急センターの町民の利用者数は。
- △ 令和4年度は、内科が4名、小児科が22名であった。
- 信州上田医療センター医師確保事業について、医師の確保人数は。
- △ 令和5年4月時点で85人である。
- 不妊・不育症治療費助成を13名に行った結果は。
- △ 13名のうち、7名が妊娠につながった。
- 39歳以下の一般健診について、申込者数に対して受診者数が少ない。また、歯周病疾患検診についても、対象者数に対する受診者数が少ない理由は。
- △ 一般健診は、申込みをしても職場等で受診する方がいる。歯周病疾患検診については、様々な病気を引き起こす原因となることも明らかになったことから、今後受診率を上げるように勧奨していく。

(教育文化課) (保育園、図書館ほか)

- 待機児童の有無は。各保育園の定員と在籍数は。
- △ 待機児童はいない。南条保育園は定員180名、在籍数は140名、坂城保育園は定員130名、在籍数は90名、村上保育園は定員120名、在籍数は58名である。
- 各保育園のクラス数及びクラス担任の正規職員、会計年度任用職員の内訳は。
- △ 南条保育園は、クラス数16クラス、正規職員11人、会計年度任用職員5人である。坂城保育園は、クラス数9クラス、正規職員6人、会計年度任用職員3人である。村上保育園は、クラス数7クラス、正規職員4人、会計年度任用職員3人である。
- 求職活動中でも保育園は利用できるか。

- △ 90日を上限として求職活動中においても利用できる。
- 放課後児童健全育成事業に計上されている会計年度任用職員の人数と、児童館利用者の人数に対する配置基準は。
- △ 支援員3名と補助員7名である。配置基準は、おおむね児童40名に対し支援員2名以上、または支援員1名と補助員1名の2名以上を配置している。
- 児童館ごとの登録児童数は。
- △ 南条児童館49名、坂城児童館48名、村上児童館40名である。
- 教育コーディネーターと教育心理カウンセラーの活動内容は。
- △ 教育コーディネーターは学校運営に関わる指導や、専門的な観点から学校に対する助言等を行っている。また、教育支援委員会の運営や巡回相談や教育相談も行っている。教育・心理カウンセラーは個別の案件について、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを実施している。それぞれ1名ずつ配置しているが、業務に明確な線引きはせず、補完しながら学校支援に当たっている。
- 坂城町奨学金の内訳は。
- △ 義務教育終了後、高校、大学などに進学する生徒で、経済的に修学が困難と認められる家庭に対し月5千円の奨学金を給付している。令和4年度は高校生9名、専門学校生1名、大学生1名、計11名に支給した。
- 学力向上事業の内容は。また、町の全国学力・学習状況調査の結果をどう活用しているのか。
- △ 学力向上事業については、町が独自で児童生徒を対象に学力、体力テスト等を実施するものである。令和4年度の全国学力・学習状況調査は、小学校6年生及び中学3年生を対象に実施し、その結果を踏まえ、学校職員会等では授業改善に向けた研究に取り組んでいる。
- 学力向上事業の講師謝礼の内容は。
- △ 教員を対象とした研修の講師に対する謝礼である。令和4年度は、学校職員会においてインクルーシブ教育についての研修や、GIGAスクール構想による端末を活用した授業改善に向けた研修を実施した。
- 特色ある学校づくり交付金の内訳は。
- △ 各小中学校の特色ある取組に対して事業費を補助するものである。小学校は1校20万円、中学校は40万円を交付している。令和4年度の主な取組としては、南条小学校では金管バンドの講師謝礼や楽器メンテナンス、坂城小学校は学有林活動、村上小学校は伝統芸能の学習、坂城中学校ではGIGAスクール構想を推進するためICT関係の備品整備などに活用された。
- 町外に通園する幼稚園児の人数は。また補助額は。
- △ 町外の幼稚園に通園する児童は15名である。幼稚園における幼児教育・保育の無償化は満3歳から卒園まで1人当たり月額2万5,700円を上限とし、授業料分として施設へ給付し



ている。

○ 副食費負担軽減補足給付の内容は。

△ 副食費負担軽減補足給付は、町外私立幼稚園に通う児童において、多子世帯または所得基準に該当する世帯へ副食費相当額を補助する事業である。

○ 子育てのための施設等利用給付費の内容は。

△ 子育てのための施設等利用給付費は、施設に対し幼児教育・保育の無償化に伴い、町外の幼稚園に通う児童の授業料に係る給付をするもの及び保護者に対し、町内外の幼稚園での預かり保育料無償化分を給付するものである。

○ 町内にある公民館分館のエアコン設置状況は。

△ 分館の設置状況は、27分館のうち19分館が設置済みである。

○ コロナ禍の中、各分館活動ができない状態であったが、本館としては、どのような対応をしたのか。

△ 本館としては、コロナ禍に活動できることは何かということで、コミュニティ助成金や町の分館施設整備補助金などの活用方法についての研修会を行った。分館のエアコン設置やトイレ改修等施設の充実も分館活動であるという提案をして、各分館で対応を検討していただいた。

○ 図書館ネットワークシステム事業の内容は。

△ 上田地域図書館情報ネットワークシステム（エコール）を上田広域管内の2市2町1村と1大学で運用している。各市町村図書館等とネットワークで結び、それぞれで所有している図書の貸出し、返却、予約などがどの図書館でもできる。

○ 坂城町におけるデジとしょ信州の登録者数は。

△ デジとしょ信州は、昨年8月5日から市町村と県が協働で運営している。坂城町の登録者は106人である。

○ 図書館工事費の内容は。

△ 図書館のエレベーター改修工事と屋根塗装防水改修工事を実施した。

○ 文化財保護費の工事費の内容は。

△ 上平の旧久保家住宅東側の駐車場整備及び長屋門南側にあった不用建物の解体撤去を行った。

○ 子ども会リーダー研修会の内容とその対象者は。

△ 各地区の育成会から推薦された小学5、6年生を対象に、子ども会活動の実践力を身につけるための研修会を行った。

○ 青少年を育む町民会議補助金の内容は。

△ 各区の育成会が行っている青少年健全育成のための事業等に対する支援金が主なもので、ほかに川の学校講座、ウォークラリー大会などの事業活動に対する補助金である。

○ 町体育館耐震補強及び大規模改修工事の内容は。

△ 町体育館の長寿命化と建物の安全性の確保、利用者の利便性の向上を図るため、屋根のほりの追加などの耐震補強工事と、更衣室の設置や照明のLED化、トイレの洋式化、ボルダリング設備の新設などの大規模改修工事を行った。

○ スポーツ少年団はどんな競技があるのか。

△ 町のスポーツ少年団は、剣道、なぎなた、硬式野球、サッカー、ソフトテニス、ドッジボール、軟式野球、陸上、ミニバスケットの9団体である。

○ 学校給食における地産地消の状況は。

△ 令和4年度の長野県産野菜の使用割合は39.4%で、そのうち町内産野菜は58.5%である。

○ 食物アレルギーのある児童生徒数及び食物アレルギーに伴い給食費を返還した児童生徒数は。

△ 医師の所見がある食物アレルギーの児童生徒数は46人で、食物アレルギーにより給食が取れず給食費を返還した児童生徒数は15名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**副議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時04分～再開 午前11時14分）

**副議長（中嶋君）** 再開をいたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**副議長（中嶋君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

**副議長（中嶋君）** これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番（大日向君） 議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

令和4年度は、コロナ禍から社会経済活動が正常化しつつある中、ロシアによるウクライナ侵攻を含め、世界情勢が不安定であることから、エネルギーや原材料価格の高騰が私たちの暮らしや町内の企業活動等に影響を及ぼし、物価高騰対策等に迫られた年でありました。

町においては、流行を繰り返す新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大を予防するためのコロナワクチンの集団接種を継続的に実施しており、今年5月に、感染症法上の位置づけが5類へ移行されましたが、これまでと同様に、ワクチンの集団接種が来月から開始される予定であります。

また、町民や事業者に対して、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響から様々な支援策が実施され、事務負担も大きく増加したものと思います。

さて、町の令和4年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は82億8,637万3千円、歳出総額は81億7,749万5千円となっております。

歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約1億8,800万円増額の27億7,811万5千円となっております。増額の要因として、長期化するコロナ禍から企業の業績は回復に向かい、法人町民税が約2億円増収となったところでありますが、ものづくりの町である坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感したところであります。

一方、町税の収入未済額については、全体で前年度と比較し約5千万円減少しており、コロナ禍の中、絶え間ないご尽力をされたと推察いたします。引き続き財源の確保や負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、減少に努めていただくよう要望するところでございます。

地方交付税については、普通交付税において、算定の基礎となる基準財政需要額が増額算定となったことや、国の補正予算による増額により、前年度に対しプラス14.3%、特別交付税を含めた交付税全体では、プラス13.3%、約2億円の増額となりました。

地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されるものであり、引き続き、その安定確保については、国、県等関係団体に対し強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金については、新型コロナウイルス予防接種事業、物価高騰に係る緊急支援給付金事業、地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策の費用として交付金等が交付されました。

これらのコロナ関連交付金等については有効に活用され、様々な事業が迅速に展開されたことに敬意を表するところであります。

繰入金については、町温泉施設改修工事に伴うびんぐし湯さん館施設整備基金の活用、町体育館耐震補強工事に伴う文教施設等整備基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの財源充当が行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え、それぞれの目的に沿った基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向けて、今後も一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債や、町体育館耐震補強工事に係る緊急防災・減災事業債などを借り入れていますが、借入額は前年度と比較して約1億7,400万円の減額、年度末の起債残高も、前年度に比べ約2億4,100万円の減額となっております。

地方債の活用にあたっては、有益性等を考慮する中で、将来負担を見据えた計画的な借入れをお願いしたいと思います。

次に歳出であります。4年度につきましても、長期化するコロナ禍に対応するとともに、エネルギーや食料品等の物価高騰対策として、各種事業が数多く実施されました。

コロナや物価高騰に関連する事業は、地域の特性に応じた支援等の対策費用として国から交付された地方創生臨時交付金を有効に活用し実施されています。主な事業として、子育て世帯に支援金を支給する子育て物価高騰支援事業、さかきのお店応援券事業、スタンプラリー事業、中小企業等事業継続支援金事業など、コロナ禍等の影響を受けた事業者や、町民の皆様を支援することで、各ご家庭の生活支援や地域経済の活性化の一助となったことと思われま

す。新型コロナウイルス感染症は、5類へ移行されましたが、感染が終息したわけではないため、引き続き、その時々に応じた支援や対策等と併せ、町民への適正な情報発信につきましても迅速に実施していただくことを要望いたします。

続きまして、新型コロナウイルス関連以外の事業では、ハード事業として、建設から50年以上を経過した町体育館の耐震補強・大規模改修工事や、開館20周年を迎えたびんぐし湯さん館のリニューアル改修工事が完了したほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、継続事業である昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良、道路舗装の修繕事業など着実に実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備に努められました。

また、ソフト事業につきましては、今年の1月から、コンビニエンスストアでの住民票等の証明書類の取得ができるコンビニ交付事業がスタートし、デジタル化の推進により、町民の皆様の利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカードの取得の推進がされました。

子育て支援では、妊婦・子育て家庭に対し、伴走型の相談支援と、応援給付金の支給による経済的支援を行う出産・子育て応援交付金事業が開始され、安心して出産・子育てができる環境の整備や、子育て世帯の経済的負担の軽減がされております。

その他、子育てアプリの情報提供や、不妊治療費・不育症治療費や、妊産婦健診費用の助成、保健指導の必要な産婦への産後ケア事業の実施など、子どもを産み、育てるための支援が積極的に進められております。

一方で、4年度は、町の行事やイベント等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、町民まつり坂城どんどん、町民運動会など各種イベントが残念ながら中止となりました。

また、未来を担う子どもたちのグローバル感覚を養う貴重な機会であるアメリカ、タイへの研修や中国との国際交流もかないませんでした。

新型コロナウイルスは5類へ移行したことで、今年度は、坂城どんどんをはじめ、町民の皆様と楽しめるイベントが開催されておりますが、新型コロナウイルスはいまだに終息が見えない状況でありますので、一日でも早く終息が訪れることを切に願うところであります。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断指標については、全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありました。今後も起債残高等に留意し、一層の健全化に向けた取組をお願いする次第であります。

最後に、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応し、第6次長期総合計画に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指し、進めていかれることをご期待申し上げ、私は議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**9番（玉川君）** 私は、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をします。

今月の9月13日、第2次岸田再改造内閣が発足しました。女性閣僚が過去最多タイの5人ということが話題にもなりましたが、うち3人は世襲議員であり、女性の活躍とか、それぞれの能力がふさわしいというような評価はなされていません。

また、相変わらず旧統一教会との関係を断ち切ることもできていません。文科大臣をはじめ教会と関係がある4人の議員が入閣し、自民党の役員の半数近くが関係者です。国民の声を聞く姿勢にも前進はありません。

10月から始まる予定のインボイス制度による実質的な増税、国民の7割が反対している紙の保険証の廃止とマイナンバーカードとのひもづけ、これによる国民皆保険の崩壊と医療現場の混乱、さらには個人情報の管理による国民監視、徴税体制の強化により、軍事費2倍で戦争できる国づくりを許すことは絶対にできません。

政治の私物化とアメリカ言いなりが続いていくのではと心配されます。日本の平均賃金は各

国の平均よりもはるかに低く、G7の中でも相変わらず最下位となっています。

また、新型コロナウイルスも5類に引き下げられましたが、その感染者数が減ったわけでは  
ありませんし、自主的な休業を強いられている状況です。

岸田政権は、今こそ消費税を5%に戻し、この異常な物価高が収まるまでの間、アベノミクスで  
大もうけした大企業の内部留保に課税して、その分で中小零細企業への支援を強化、そして  
勤務先の経済力の大小にかかわらず、誰もが安心して生活できるように、最低賃金を  
1,500円に引き上げるべきだと考えます。

令和4年度は、2020年の国内感染を確認した新型コロナウイルスの繰り返される変異と  
感染拡大、2月から始まったロシアのウクライナ侵略による物価高騰の影響で、私たちの生活  
が大変苦しくなった年でした。

それでは、決算の主な内容について見ていきます。

2022年、令和4年度一般会計の決算について。歳入総額は82億8,637万3千円、  
前年度比1億1,082万2千円の増で、プラス1.4%となりました。歳出総額は81億  
7,749万5千円、前年度比8,810万5千円増で、1.1%のプラスとなりました。

歳入については、町の経済状況を示す自主財源の町税ですが、この町税の個人分については、  
前年、令和3年度に比べてマイナス12%となっていますが、法人分において企業の努力など  
によるコロナ禍の影響からの回復基調などでプラス60.6%、約2億円の増。固定資産税に  
ついても、新型コロナウイルス感染緊急経済対策として、前年、令和3年度に実施された事業  
所用家屋及び償却資産の軽減制度の終了などにより、プラス6.3%、約8,600万円の増  
加。町税全体で、令和3年度比7.3%の約1億8,800万円の増となっています。

個人分の減少は、コロナ禍の影響で給料が上がらないこと、これがその原因の一つとして現  
れているのと、まずは企業対策をとという政策の結果としても考えられるのではないですか。

その他の町民税は、軽自動車税が4.2%増、町たばこ税が8.3%増、入湯税が8.1%  
減となっています。町税の歳入総額は約27億7,811万5千円で、前年度比約1億  
8,788万7千円、7.3%増の決算となりました。

また、地方交付税は、前年、令和3年度比13.3%、約2億円増の約17億300万円で、  
普通交付税算定の基礎とされる基準財政収入額、基準財政需要額から算出される財政力指数は  
0.682から0.641に下がっていますが、県内では77市町村中6番目、町村では軽井  
沢町、南相木村に続いて3番目となっています。

歳入全体での未済額が約1億3,937万9千円となっています。引き続き、現年課税分の  
滞納を出さないような努力をお願いします。

また、不納欠損が約5,370万5千円となっています。極力不納欠損にならないように対  
応をお願いします。

実質公債費比率は、前年度より0.5ポイント減少しました。将来にわたり負担を負うものですので、引き続き財政規模に合った運用をお願いします。

次に、歳出についてです。全体を見ると、坂城町体育館の耐震補強・大規模改修工事のほか、びんぐし湯さん館のリニューアル工事や南条小学校の蓄電設備の設置等工事、図書館エレベーター改修工事などの施設改修が続きました。

坂城町体育館については、耐震補強工事に併せて更衣室の設置、そして照明のLED化、トイレの洋式化に加え、誰でも使っていただける誰でもトイレや、ニュースポーツの普及を目的としたボルダリング設備の新設等を行う大規模改修が行われ、とても快適で使いやすい施設に生まれ変わりました。

体育館同様に建設から50年以上経過している文化センターは、耐震性の確保と利便性の向上を図るため、耐震補強と大規模改修に係る詳細設計を実施しました。

びんぐし湯さん館を含む町の温泉施設はリニューアル工事を実施、11月19日に竣工しました。床暖房や展望デッキなど魅力が倍增しました。

スマートタウン構想事業の取組として、村上小学校、坂城小学校に続き、南条小学校に既存の太陽光発電設備を利用した蓄電池設備を設置するための契約をし、この9月7日には竣工ということでした。この事業は、スマートタウン構想事業の取組の一つとして、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と災害などの非常時に地域の避難所となる体育館の電力確保を併せて実現するため、35.3キロワットアワーの蓄電容量を備え、既設の30キロワットの太陽光発電設備と連携するものです。

福祉・教育関連についてですが、保健センターと老人福祉センターの複合化による新たな複合施設について、令和4年度は建築等の専門家や施設管理関係者などの意見交換、そしてヒアリング、ほかの自治体の事例などを参考に各施設の現状や課題を整理し、複合施設の目指すべき姿を設定する等、令和5年度の基本計画の策定に向けた準備作業を進めておられます。

4月、町の福祉医療制度では対象外となっていた精神障がい者の精神科への入院医療費について、町単独の助成事業を創設していただきました。6人の利用があり、109万9千円の助成額となりました。引き続き利用者さんとの意見交換を活発にして、利用できる条件等の拡大をお願いいたします。

出産・子育て応援交付金事業の経済的支援として、妊娠届出時と赤ちゃん訪問時の2回、それぞれに5万円を支給しました。妊娠届出83人、赤ちゃん訪問後44人に対しての支給実績でした。新しい事業ですが、支給額の増額についても検討をお願いしたいと思っています。

学校給食については、給食費の保護者負担を増額せずに、地域食材の購入費用相当分を町が負担することで地産地消の推進を継続するとともに、安全・安心な給食の提供をしていただきました。5年度からは無償化が始まりました。引き続き地産地消と安心・安全に努力をお願いします。

いたします。

商工農林・建設分野についてですが、欠口排水樋門の電動化を実施し、有事の際の迅速な対応と樋門管理者への負担の軽減を図りました。電動化は省力化でき便利ですが、管理のほうはしっかりお願いしたいと思います。

町有林に係る安全対策として、千曲市と隣接する苧屋原の地区、比丘尼石地籍の岩の塊が崩落する危険性があるということから、調査の結果に基づく対策工事をしました。当初の見込みより対策の規模が大きくなりましたが、周辺地域や交通網の安全確保のための工事でした。

松くい虫被害防止対策につきましては、地形が急峻な葛尾城跡風致地区と自在山風致地区については、住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図り、伐倒駆除を中心に空中散布、枯損木の処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策をされました。しかし、使用される薬剤の人体への影響が心配され、安全性が完全に保証されていない以上は、広範な散布を避けるために、従来の空中散布は中止するよう要望をいたします。特に何よりも子どもの健康を守ることを優先するような慎重な対応をお願いしたいと思います。

有害獣対策の侵入防止柵につきましては、入横尾区で設置に着手し、約400メートル完成。5年度には完了したということです。効果については、先行して設置された村上地区で実証済みですので、地元の皆さんのご協力の下で事業を進めていっていただきたいと思います。

坂城テクノセンターでは、非接触型三次元測定機が5月31日に導入され、3年の8月に導入した金属3Dプリンターシステムとともに、町内企業の技術力の向上につながることを期待されています。

新工業団地の調整池に、平時にはスケートボードやストリートバスケットの練習の場などとして、多目的に活用ができるよう「テクノさかき・ストリート・パーク」が完成しました。多くの皆さんにご利用いただきたいと思います。

生活基盤の向上のための施策ですが、町道A01号線は、酒玉工区は金井大口交差点付近の道路改良が5月末に終了となり、工区内の工事が全て完了しました。引き続き、一日も早い全線完了をお願いします。

4月1日から実証実験運行を始めたデマンド交通乗り合いタクシー事業は、年度末で登録者が229名、延べ2,793人が利用されているということです。実証実験中ですが、さらに使いやすいものにしていただきたいと思います。

住宅リフォームの補助事業では、24件の利用があり、118万6千円の補助金により総額で2,393万円の工事が行われました。この補助は町内建設業者の利用を条件としており、地域内循環型経済対策として、大変重要なことです。継続をお願いします。

全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が受け取れるコンビニ交付サービスの運用が今年1月31日からスタートしました。住民関係169件、印鑑証明書関



係101件、戸籍関係41件の有料分の利用がありました。

コロナ禍のための対策として、商業、農業、運輸、福祉施設などに町独自の支援を実施しました。住民の要望への細かな対応だったと思います。

人権同和推進一般経費についてです。これは網掛園芸施設の解体撤去に491万7千円を支出しました。町が借り受け、解放同盟の会員さんに貸していたものですので、本来は会員さんが撤去すべきものだったと思います。部落解放同盟坂城町協議会に対しては、前年度と同じ60万円が補助金交付されました。自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめるべきです。公平・公正な施策の執行の上でも、人権を守る上でもやめるべきだと考えます。

また、同和地区新築等貸付事業について、調定額約2,560万円に対して収入未済額が約2,500万円となっています。借主が返済できないときは、保証人にその責任を果たしていただく、厳正な対応も必要だと考えます。これは、町が金融機関から借り、部落解放同盟坂城町協議会を通じて同和地区新築資金を貸し付けるという町が金融業を行った大きな間違いを犯していたことが大きな原因です。滞納額の減少により一層の努力をお願いします。

最後に、財政調整基金について。財政調整基金が前年度で約4千万円増の約25億3,300万円となりました。今後公共施設整備等がありますが、町民の生活支援、町道の改修などにも基金の一部を活用していただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」の賛成討論といたします。

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

**副議長（中嶋君）** 起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎日程第3「議案第42号 令和4年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（玉川君）** 去る9月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査

を付託されました議案第42号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施しました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 一般被保険者国民健康保険税の現年課税分と滞納繰越分の収入未済額について、課税区分ごとの人数は。
  - △ 医療給付費分現年課税分は93人分、後期高齢者支援金分現年課税分は93人分、介護納付金分現年課税分は57人分である。医療給付費分滞納繰越分は123人分、後期高齢者支援金分滞納繰越分は119人分、介護納付金分滞納繰越分は66人分である。
- 不納欠損額について課税区分ごとの人数と理由は。
  - △ 医療給付費分滞納繰越分は5人分、後期高齢者支援金分滞納繰越分も5人分、介護納付金分滞納繰越分は3人分である。欠損理由は、いずれも生活保護等による生活困窮によるものである。
- 特別徴収と普通徴収の人数は。
  - △ 特別徴収は431人、普通徴収は1,281人である。
- 国民健康保険税の減免件数は。また新型コロナウイルスが要因となった件数は。
  - △ 減免件数は18件であり、新型コロナウイルスが要因となる減免はなかった。

〈歳出〉

- 特定健診の受診率と前年との比較状況は。
  - △ 令和4年度は令和5年8月末時点で57.4%である。令和3年度は57.8%であり、前年よりも低い値である。
- 1人当たりの医療費について、前年度との比較状況は。また県内での順位は。
  - △ 令和4年度の速報値は1人当たり41万2,729円であり、県内で高いほうから19番目である。令和3年度の確定値は1人当たり40万7,624円であり、高いほうから16番目であるため、1人当たり医療費の金額は上がったが、県内での順位は下がっている。
- 保険税滞納による保険証の状況は。
  - △ 滞納期間等に応じて有効期間が短い短期証が発行される。令和4年度末時点で有効期間が1か月の短期証が17件である。
- 高額療養費の件数、金額、最高額は。
  - △ 件数は2,156件で、金額は1億1,644万8,549円である。最高額は96万4,928円である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「令和4年度坂城

町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**副議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ではありますが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時53分～再開 午後 1時30分）

**副議長（中嶋君）** 再開をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

**14番（大森君）** 私は議案第42号「令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論を行います。

国民健康保険の運営が県に一本化され、毎年、県の責任で各市町村に納付金額を決めております。坂城町に提示された令和4年度の納付金額について、基金の繰入金338万3千円を繰り入れることで納付金が賄えたということで、保険税率を据え置くことになりました。

また、私たちはかねてから、均等割の子どもに対してこの課税はやめるべきだと指摘してまいりました。それは、勤労義務がなく所得のない子に課税することは人頭税にも等しいものであり、憲法違反である、そして同時に子育て支援としても逆行しているからであります。

今回、国において、2022年度、令和4年度から未就学児の被保険者の均等割額が5割軽減となりました。これは私たちの主張が一部認められ、一步前進したことになります。

2022年、令和4年度末、3月31日現在の未就学児の対象者は、30世帯で44人となっています。しかしながら、小学校に入学すると大人と同じ額が課税されます。これでは、子育て中の世帯に対し、途中ではしごを外してしまう、こういうことになります。こんなことが許されるのでしょうか。義務教育の期間までは非課税にすべきと考えます。

また、国保の加入状況は2023年、令和5年3月末で、被保険者数が2,645人で、そのうち65歳以上74歳までの被保険者の方が2,238人で84.6%を占めております。国民健康保険の加入者は、自営業やパート、アルバイト、非正規の社員、退職者、年金受給者、無職の人など、収入が不安定、または低い方がたくさん加入しております。滞納されている方の状況は、課税所得別で年間所得が100万円未満は加入者全体の46.7%、101万円から200万円の年間所得の方が24.0%です。加入者の全体で200万円以下の所得の人が70.7%を占めている国民健康保険であります。

さらに、所得が一定の基準額以下の世帯に対し適用される軽減対象世帯は、7割軽減が481世帯607人、5割軽減が292世帯471人、2割軽減が199世帯352人となっており、課税所得別で200万円以下の世帯が7割を超えております。

また、支払い方法では、特別徴収が431人、普通徴収は1,281人であり、年度平均世帯1,827世帯のうち70%以上の方が金融機関からの引き落としになっていない世帯であります。

また、国保税の滞納者に対してのペナルティーとして交付される短期保険証は、1か月期限の交付が17件、資格証明が1件、未交付が3件です。国民皆保険制度の趣旨からするならば、全員に正規の保険証を交付することが必要であります。このように、払いたくても払うのが大変だ、こういう世帯が非常に多くを占めていることが目に見えてわかります。

国保の1人当たりの医療費は、2021年、令和3年度が40万7,624円、県内で高額の順位でいけば16番目であります。2022年度は医療費が前年度に比べ5千円ほど増額になっておりますが、19番目となっております。保健センターでは、医療費を抑えるため一般健診や特定健診を受けやすくするため、時間帯や会場など工夫されている努力は評価するところであります。しかしながら、特定健診の受診率が暫定数値で57.4%であり、受診率を引き上げて早期発見・早期治療のため、特定保健指導につなげていく必要があると考えます。

最後に、昨年、突然、現在の紙の保険証を廃止し、マイナカードに移行すると強行しております。マイナカードに移行していない人には資格証を発行するとしています。こんな面倒なことをせず、現行の保険証を継続すればいいことであります。

この間のマイナカードによるトラブルの原因は、登録ミスやシステム自体の問題などで、医療機関でのトラブルが発生しています。そもそも、マイナンバーカードを取得するかどうかは個人の選択になっているものです。

マイナンバーカード制度や利用拡大に不安を感じる人は、共同通信社の世論調査で71.6%、朝日新聞では73%、毎日新聞では64%と、6割から7割を占めております。今朝の新聞報道によれば、情報保護委員会は、個人データが安全管理対策の不備でデジタル庁に行政処分、国税庁にも行政指導を行ったと1面で報じております。現在の保険証は残すことを強く求めて、私の議案第42号「令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論といたします。

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**5番（水出君）** 私は、議案第42号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受け、健康な暮らしを支える重要な制度です。町の国保加入率は、年々減少する中、加入者の半数以上が65歳以上となっており、適切

な医療の提供とともに、健康の維持増進に向けた保健事業を積極的に実施することにより、地域の住民福祉の向上に大きく貢献しています。

一方、加入者の高齢化に伴い増大する医療費に対応し、国保財政の安定化を図るため、県が財政運営の責任主体として保険者に加わった後も、町は国保税の課税、徴収、各種保健事業などを適切に進めていく必要があります。

こうした状況の中、歳入の柱である国保税収の確保に向けては、個別相談や納税相談、電話や臨戸による徴収等、年間を通じての滞納整理により、現年度分、滞納繰越分を合わせた徴収率は前年に比べ0.7ポイント向上しており、税収の確保に向けて大変なご苦勞をいただいているところであります。

歳出におきましては、保険給付費の支払額全体が前年度より3.7%減となる9億7,877万円で、医療の重症化予防の取組がなされた結果と受け止めています。

また、医療費の抑制と給付の適正化のため、生活習慣病の予防に向けた特定健診と特定保健指導も積極的に実施されており、継続して健康づくり事業を推進していただいたところであります。

ほかにも、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や利用者負担の差額通知、加入者へのわかりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた取組が図られているものと思っております。

国保財政の安定的な運営のため、引き続き国保税の適正な課税、徴収により被保険者の負担の公平を図るとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましてもさらなる取組をお願いいたしまして、議案第42号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎日程第4「議案第43号 令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（大日向君）** 去る9月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第43号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において、説明員として、商工農林課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 歳入補正減額36万7千円減額の要因は。

△ 確定測量により、売却面積が若干減少したため、歳入歳出とも減額している。

〈歳出〉

○ 令和4年度に2社に売却した2区画の用地の現状は。

△ 2社とも現時点で建物は建築されていないが、3年以内に工場を建築するという契約になっており、建設に向けた準備を進めているとお聞きしている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第43号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**副議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第5「議案第44号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（大日向君）** 去る9月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第44号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 受益者負担金、下水道使用料の滞納繰越収入の件数は。

△ 受益者負担金52件、下水道使用料88件となっている。

- 受益者負担金、下水道使用料の不納欠損の件数は。
- △ 受益者負担金 3 件、下水道使用料 3 件となっている。  
〈歳出〉
- 坂城町の下水道整備率と水洗化率は。
- △ 整備率は 9 6 %、水洗化率は 7 9 %となっている。
- マンホールポンプ警報システムとは何か。また、何か所に設置されているのか。
- △ 地形等の関係で汚水を自然流下できない箇所にポンプを設置しており、そのポンプに異常があった場合の警報システムである。また、町内に 2 0 か所設置している。
- 管渠工事の内容は。
- △ 町全体において補助対象事業 2 件、単独事業 7 件、取付管及び公共ます等工事 3 1 件を行った。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第 4 4 号「令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**副議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第 6 「議案第 4 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（玉川君）** 去る 9 月 1 2 日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第 4 5 号「令和 4 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9 月 1 3 日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 第 1 号被保険者保険料の課税区分ごとの収入未済額の人数は。
- △ 現年度分普通徴収保険料については 2 3 人分、滞納繰越分普通徴収保険料については 4 7 人分である。
- 不納欠損の人数と理由は。
- △ 2 名分であり、処分する財産がないことによる。
- 特別徴収と普通徴収の人数は。

△ 特別徴収は4,966人、普通徴収は513人である。

○ 保険料未納によるペナルティーは。

△ 介護サービスの提供ができるよう、分納誓約等により納付していただく。

〈歳出〉

○ 居宅介護福祉用具購入費の内容と件数は。

△ ポータブルトイレや入浴補助用具など貸与にそぐわない福祉用具について、購入の助成を行っている。件数は34件である。

○ 居宅介護住宅改修費の内容と件数は。

△ 自宅において自立した生活を続けるために、段差の解消や手すりの取付け等に係る費用を助成するものである。件数は25件である。

○ ケアマネジャーの人数は。

△ 地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーの有資格者は2名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第45号「令和4年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**副議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第7「議案第46号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（玉川君）** 去る9月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第46号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 現年度の特別徴収保険料と普通徴収保険料の収入済額のうち、還付未済額の人数は。

△ 特別徴収保険料は9人、普通徴収保険料は1人である。

〈歳出〉

○ 令和3年度と令和4年度における県内の1人当たりの医療費の順位は。

△ 令和3年度の1人当たりの医療費は93万6,953円、高いほうから6番目で、令和4年



度の1人当たりの医療費は90万40円、暫定で高いほうから15番目である。

○ どのような疾病で受診することが多いか。

△ KDB（国保データベース）システムの情報によると、骨折、脳梗塞、認知症による受診が多い。

○ 保険料軽減の適用者の人数は。

△ 7割軽減は1,126名、5割軽減は531名、2割軽減は391名、被扶養者軽減は20名である。

○ 特定疾病療養受療証の発行人数と疾病の内容は。

△ 令和4年度末で40人に発行している。疾病は全て人工透析である。

○ マイナンバーカードと被保険者証の連携は。

△ ほかの健康保険証と同じ取扱いとなる。一体化するかは個人の判断によるが、既に公金受取口座の設定も可能で、そこに高額療養費等の支給もされることになる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第46号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**副議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第8「議案第47号 坂城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第48号 坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について」

**副議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**14番（大森君）** この条例改正は、第65条の第3項中の第6条というものを第7条に改めるということであります。ちょっと条例を見ましたら、特定空家に対する措置をどうするかということのものになるかと思うんですが、これを第7条に置き換えるということは、町長の諮問に応じて生活環境の保全及び確保に関する重要事項を調査、審査するため、こういう坂城町生活環境保全審議会を設置するということになるんですが。だから、こういう状況が出たときに第7条が適用されるという、そんな判断なんですか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまのご質問にお答えいたします。坂城町生活環境保全条例の一部を改正するということですが、こちらの上位法令になります国の空家等対策の推進に関する特別措置法というのがありまして、こちらのほうの第6条が第7条になったということであり

ます。

中身につきましては、こちらの法令に新たに第3条として国の責務というところを定めた条項が入りまして、以下第3条が第4条にずれるということでずれていきまして、今まで第6条だったものが今度は第7条になるということでの条例改正でございますので、お願いいたします。

**14番（大森君）** 第65条の第3項の中に第6条がありますよね。これが第7条に置き換わるということですよ。今、何か条例が一つ移動したような答弁だったと思うので、そういうことなんですか。そしたら、ここの65条の3項のところ、町長は空家等対策の推進に関する特別措置法の第6条をやるということで、この6条が第7条に変更したということで、町の条例では、第7条では審議会の設置というのが出ているんですよ。だから、これが審議会設置になるということですか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまのご質問にお答えいたします。こちらにつきましては、坂城町生活環境保全条例の根拠となります国の法律、空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらの第6条が、先ほど申しました国の責務が入ったために第7条になるということで、この第7条、空家等対策計画、こちらの参照事例が第7条になったということでございますので、お願いいたします。

**14番（大森君）** わかりました。国の特別措置法の第6条というところで、私の勘違いもあったかと思います。どうもありがとうございました。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第10「議案第49号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」

**副議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**14番（大森君）** 商工業振興条例の第20条中の保証協会へあっ旋するというのを削るということなんですが、この理由は一体どういう理由なんでしょうか。

**商工農林課長（竹内君）** 坂城町商工業振興条例のご質問にお答えいたします。今回の保証協会を削るという部分については、保証協会を削るということではなくて、手続の中で保証の、資金あっ旋の決定を町及び県が決定した場合にですね、そのときに通知を町及び県から金融機関と保証協会に行うというところを、保証申込みの手続のところ電子化されたことにより手続の手順が改定されたことに伴って、金融機関及び保証協会というのを、保証協会に通知しなくても金融機関に通知することによって保証協会と金融機関が連携が取れているということの中で、保証協会を削るというものでございます。

**14番（大森君）** 了解しました。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第11「議案第50号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

**副議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**9番（玉川君）** 歳入について三つ伺います。3ページ、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税に3億1,055万4千円あります。この金額、説明をお願いしたい。

それと4ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の節1基金繰入金2億6,575万2千円、これは減額されています。この減額の理由と、これによる財政調整基金の残高について。

そして、5ページの款21町債、項1町債、目9臨時財政対策債、節1臨時財政対策債の1,803万5千円、これも減額されています。減額の理由。以上3点伺います。

**財政係長（宮嶋君）** 初めに、補正予算書3ページ、款10項1目1節1地方交付税についてお答えいたします。本補正予算では、地方交付税のうち普通交付税の交付決定額13億6,055万4千円に合わせ、当初予算の差額分を増額補正するものでございます。

普通交付税は、国の統一的な項目、基準、計数等に基づいて算定された基準財政需要額と基準財政収入額との差額が交付されます。増額の主な要因としましては、令和5年度の国全体で市町村分の交付決定額は、前年度比2.3%増で交付されたこと、算定項目に地方公共団体の施設光熱費高騰への対応、地域デジタル推進費のうちマイナンバー利活用特別分が新たに算定されたこと、臨時財政対策債の発行可能額が昨年度に比べ約7,400万円減少したことに伴い、臨時財政対策債の振替後の基準財政需要額が増額となり、その臨時財政対策債の分が普通交付税として交付されたことであります。

続きまして、4ページ、款18項2目1節1基金繰入金の減額の理由及び財政調整基金の基金残高について順次お答えいたします。令和5年度の普通交付税額の決定により歳入が増額となったことに伴い、当初予算及びこれまでの補正予算編成時において不足した財源を賄うために繰り入れていた財政調整基金について、本補正予算において繰戻しを行ったものでございます。また、減債基金についても、当初予算編成時において財源が不足したことから、償還額等に対し基金からの繰入れを行いました。普通交付税の増額決定により財源の確保ができたことから、本補正予算で繰戻しを行ったものでございます。

次に、財政調整基金の残高につきましては、本補正分を加味いたしまして23億7,638万5千円でございます。

最後に5ページ、款21項1目9臨時財政対策債の減額の理由についてお答えいたします。令和5年度の当初予算につきましては、総務省の概算要求額の前年度に対する増減率を基に、前年度に対し1億4千万円減の6千万円で予算化しましたが、今回の補正につきましては、国

全体の市町村交付分の発行可能額は、前年度対比マイナス43.9%、国から示された当町の発行可能額は、町村の財政力指数に応じて増減するため、前年度比マイナス63.8%、4,196万5千円であり、当初予算との差額1,803万5千円を減額するものでございます。

**9番（玉川君）** 承知しました。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第12「議案第51号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第13「議案第52号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第14「議案第53号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第15「議案第54号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**副議長（中嶋君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第55号 令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について」から追加日程第3「議案第57号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**副議長（中嶋君）** 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第55号「令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について」ご説

明申し上げます。

本案は、令和4年12月議会において議決をいただいた、クレーン付きトラック購入に係る売買契約について納入期限を変更するものであります。

本件は、令和5年3月議会においてその時点の社会情勢等を鑑みの中で、トラックの納入期限について令和5年11月30日に変更させていただいたところではありますが、車製造業の全体的な部品不足の長期化により、車両の納入にさらに時間を要する見込みとなったことから、納入期限について令和6年3月31日までに変更するものであります。

次に、議案第56号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,794万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億2,965万1千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金繰入金1,114万3千円、町債1,680万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、8月19日の集中豪雨や落雷の影響による住宅等への浸水被害の対応として、落雷等の停電時においても水門の自動化を行う、前田川及び入田川水門の無停電電源装置設置工事1,683万円、子育て支援センター昇降機修繕工事770万円、町道0180号線横断水路新設工事50万円をそれぞれ増額するものであります。

また、町内において熊によるブドウ畑等の被害が発生していることから、鳥獣による被害や風水害等の災害により被災した農業者に対して、営農意欲の維持向上を図ることを目的に、農作物や農業生産施設の被災状況に応じ、農作物等災害見舞金を支給する制度を創設し、その予算として20万円を新たに計上するものであります。

最後に、議案第57号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億2,078万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、面的な下水道工事の竣工等に伴い、下水道受益者負担金300万円を増額するものであります。

一方、歳出の内容につきましては、新規賦課対象者の一括納付率の向上により、受益者負担金納期前納付報奨金40万円を増額するほか、落雷等の影響により、下水道マンホールポンプ制御盤に係る修繕料260万円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**副議長（中嶋君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時34分～再開 午後 2時44分)

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第55号 令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第56号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

**副議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**10番（山城君）** 1点だけ質問ですが、補正予算書の5ページの説明の農道等基盤整備町単事業1、683万円ということで、先ほど説明もありましたが、水門の遠隔操作の関係の改良ということなんですけれども、これは物品等の設置費用のことだと理解はしているんですけども、この保守点検。改良ですから、今まで設置されていたものも含めてということだと思んですが、保守点検についてはどのようになっているのか、その辺をちょっと詳しく説明お願いします。

**商工農林課長（竹内君）** 補正予算書の5ページ、農道等基盤整備町単事業のご質問にお答えをいたします。

現在、自動化、電動化されている水門については、業者による定期的な点検を行っておるところでございますけれども、今回設置を予定している無停電電源装置につきましても、ちょっとメンテナンスの契約ということになるかどうかは、ちょっとまだわかりませんが、定期的な点検は当然行ってまいりたいというふうに考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第3「議案第57号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**副議長（中嶋君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**副議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたしました。

---

**副議長（中嶋君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和5年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

8月31日に開会されました本定例会は、本日までの22日間の長きにわたりご審議をいただきました。

提案いたしました専決報告、人事案件、工事請負契約等の締結のほか、令和4年度一般会計及び特別会計決算の認定、条例の制定・一部改正、令和5年度一般会計、特別会計補正予算、また、本日追加議案としてお願いいたしました変更契約の締結、一般会計・下水道事業特別会計の補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、今会期中、台風13号が発生し、関東・東北地方を中心に各地域で甚大な被害をもたらしました。また今年の夏は、台風6号、7号等により、西日本を中心に広範囲で被害があったことも記憶に新しく、台風に加え、線状降水帯やゲリラ豪雨等が各所で発生したことも重なり、当町を含む日本列島各地区に被害が発生しております。

被災された皆様には、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところであります。

また、8月19日の集中豪雨、落雷により、町内で浸水被害等が発生しました。本日、追加補正としてお認めいただいた水門の無停電電源装置設置工事、子育て支援センターの昇降機修繕工事など、早期に実施してまいります。

災害を未然に防止し、被害の軽減を図るためには、「自助・共助・公助」が大変重要であり、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えも大切であります。町といたしましても、今後も家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策に努めるとともに、命を守る行動の周知を図り、「安全で住み良い、災害に強いまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

さて、昨年度から進めてまいりました南条小学校への蓄電設備の設置工事につきましては、9月7日に竣工となりました。

本工事の竣工により、地域の中核避難所となる3小学校全てに太陽光発電設備と蓄電設備が備えられ、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と同時に、災害など非常時における体育館の電力確保が図られることとなりました。

今後も、環境に優しく災害に強い町を実現するため、クリーンエネルギー化の推進と災害発生時に備えたエネルギー確保に取り組んでまいります。

また、8月19日の豪雨、落雷被害、浸水対応に加えまして、追加の補正予算では、鳥獣被害等に対する見舞金制度を新たに創設し、予算をお認めいただきました。損害を受けた農業者の皆様に対し、早期に対応できればと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月8日から、感染症法上の位置づけが5類に移行され、コロナ禍以前の生活が戻りつつありますが、全国でも多くの都道府県で、インフルエンザと同時に感染者の増加が見られておりました。

特に新型コロナウイルスにつきましては、長野県におきましても、定点医療機関からの患者届出数と入院者数が5類移行後最多となってきたことから、先月末には、全県に「医療警報」が発出されましたが、医療提供体制への負荷が軽減されたと認められることから、昨日、「医療警報」につきましては解除となったところであります。

しかし、今後の感染状況には十分注視していく必要があります。特に、高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い方などが混雑した場所に行く際には、マスクの着用をご検討いただくなど、町民の皆様におかれましては、基本的な感染対策の継続をお願いいたします。

一方で、全国各地で各種イベント等がコロナ禍以前と同様に再開されてまいりました。当町におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年まで休止または規模の縮小などを余儀なくされておりました諸行事につきまして、感染症対応の経験を踏まえつつ、工夫しながら再開しているところであります。

まず、今月29日には、和平の町有林において「植樹祭」を開催いたします。

今年は、坂城小学校の「秋の学有林活動」も同日に行われることから、5、6年生約70名が植樹祭に参加していただける予定となっており、総勢約120名の皆様によるカラマツ800本の植樹作業を計画しておりますので、議員各位をはじめ大勢の皆様のご参加をお願いいたします。

続きまして、10月1日には、文化センターグラウンドにおきまして、「第63回町民運動会」を開催いたします。町民運動会につきましては、4年ぶりの開催となり、開催方法につきましても、これまでの分館ごとの対抗戦ではなく、町内小学校区単位としたチーム対抗戦で行います。当日参加できる競技もありますので、ぜひ、大勢の皆様にご参加いただきたいと思います。

併せて、交通事故をなくし、明るく安全な町づくりの実現のため、町民一人一人が交通安全についての理解と意識を高めることを目的とした「第45回交通安全町民大会」を町民運動会と共催で開催いたします。今年は、運動会のオープニングで行う「交通安全推進イベント」として、「長野県住みます芸人こてつの坂城町交通安全トークショー！」を開催する予定となっ



ております。

また、文化センター体育館では、障がいへの理解や障がい者との交流、「バリアフリーのまちづくり」への取組として、障がいの有無にかかわらず楽しんでいただくため、「レクリエーション・軽スポーツ交流ブース」を開設いたします。どなたでも気軽に楽しめるスポーツを予定しておりますので、こちらも多くの方にご参加をいただければと考えております。

次に、10月21日、22日の2日間にわたり、「第51回文化祭」を開催いたします。

今年度は、文化センターの耐震補強及び大規模改修工事のため、芸能公演につきましては南条小学校音楽堂、展示につきましては武道館、お茶席につきましては文化の館を会場として開催いたします。

昨年までは、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策としてお茶席は中止とし、芸能公演につきましても、出演団体と関係者のみの入場としておりましたが、今年は4年ぶりに通常の公開形態として、自由にご観覧いただけますので、ぜひ、大勢の皆様にご来場いただきたいと思いますと考えております。

なお、文化祭の開祭式に先立ちまして、「町表彰式」及び「WAZAパワーアップ事業表彰式」を挙行いたします。長年、町の発展にご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げるとともに、ものづくりに係る技能または技術の高度化及び人材育成を目的とした優秀な技能者等を表彰いたしたいと考えております。

続きまして、10月29日、坂城駅前多目的広場において、169系電車の静態保存10周年を記念するイベントを開催いたします。今回は節目の年として、千曲川ワインバレー特区連絡協議会とタイアップしたワインイベントと、商工会による「ふーど市」も同時開催し、より多くの方にお越しいただけるイベントとなるよう準備を進めております。

当日は、169系電車保存会の皆様にもご協力いただき、記念硬券、硬い券ですね。記念切符の無料配布やボンネットバスの無料周遊乗車、JR貨物による電気機関車の展示やグッズ販売、制服を着用しての子どもの記念撮影会のほか、169系電車静態保存10周年を記念したオリジナル限定ワインの販売なども予定しております。この機会を通じて、当町の個性あふれる地域資源や物産などを、町内外に広く発信してまいりたいと考えております。

次に、さきの大戦で犠牲になられた当町の戦没者に対して、追悼の誠をささげる「戦没者追悼式」を、11月9日に坂城テクノセンターにて挙行いたします。今年度より、一般の方にもご参列いただける形での開催を予定しており、戦没者への追悼の意と恒久的な平和を祈念するため、より多くの方にご参列いただきたいと思いますと考えております。

さて、「葛尾組合新リサイクルセンター施設整備」についてであります。葛尾組合では、千曲市上山田の「不燃ごみ及び資源物処理施設」の老朽化、また、ちくま環境エネルギーセンターの稼働に伴い、令和3年度をもって廃止した「葛尾組合ごみ焼却施設」の解体事業と併せ、

不燃ごみ・缶・ビン・プラスチックなどの資源物を処理するための新しいリサイクルセンターの建設について、基本方針、施設整備計画や事業スケジュールなどの方向性を「葛尾組合マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画」として取りまとめました。

新リサイクルセンターは、既存のごみ焼却施設を解体した跡地に建設するもので、今後のスケジュールといたしましては、今年度は事業者の選定を行い、令和6年度に既存のごみ焼却施設の解体・撤去と並行して施設の設計を行い、令和7年度、8年度において建設工事を実施し、令和9年度当初の稼働を目指しております。

本基本計画に従い、葛尾組合、千曲市とともにしっかりと進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、9月も半ばを過ぎ、夕暮れもかなり早くなってまいりました。日没時間の早まりとともに、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加するなど、交通の危険が高まります。運転者、自転車利用者、歩行者のそれぞれに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故の防止を図ることを目的に、本日から30日までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が行われます。「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」のスローガンの下、より一層の啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めてまいります。

今年は酷暑が続きましたが、少しずつではありますが、朝夕は涼しくなっており、間もなく秋本番を迎えます。

議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

**副議長（中嶋君）** これにて令和5年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会副議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 中 村 忠 靖

坂城町議会議員 星 哲 夫

坂城町議会議員 玉 川 清 史

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会副議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. よりよい教育行政を目指して</p> <p>イ. 町が目指す教育目標は</p> <p>ロ. 教職員の働き方改革は</p> <p>2. 町の農業はどうなる</p> <p>イ. 有機農業の推進を</p> <p>3. 上水道の広域化について</p> <p>イ. 現状と今後のロードマップは</p>	<p>14番</p> <p>大森茂彦</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>商工農林課長</p> <p>教育文化課長</p>
2	<p>1. 坂城インター線先線延伸事業について</p> <p>イ. 現工事区間の開通の見通しについて</p> <p>ロ. 令和4年11月と令和5年6月に行われた網掛区 地権者説明会の概要について</p> <p>ハ. 地区説明会の開催見通しについて</p> <p>ニ. 事業スケジュールの進展について</p> <p>2. 防災への取り組みについて</p> <p>イ. 2019年の19号台風による被害状況を踏まえ 取り組んできた内容についてと今後の対応について</p> <p>3. 町単補助事業について</p> <p>イ. 各自治区からの申請から工事完了までの手順につい て</p> <p>ロ. 現在の各自治区からの申請状況について</p> <p>ハ. 申請案件の今後について</p>	<p>6番</p> <p>宮入健誠</p>	<p>町 長</p> <p>住民環境課長</p> <p>建設課長</p>
3	<p>1. 防災・減災対策について</p> <p>イ. 防災・減災対策について</p> <p>2. 訪問理美容事業について</p> <p>イ. 利用状況及び費用補助の見直しは</p>	<p>7番</p> <p>中村忠靖</p>	<p>町 長</p> <p>福祉健康課長</p>
4	<p>1. 災害対策について</p> <p>イ. 水害対応について</p> <p>ロ. 避難訓練について</p> <p>2. 生きる支援について</p> <p>イ. 自殺予防対策の取り組みについて</p> <p>ロ. 子どもの自殺について</p>	<p>11番</p> <p>柘津明子</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>総務課長</p> <p>住民環境課長</p> <p>教育文化課長</p> <p>収納対策推進幹</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 町内企業への展示会出展支援について イ. 出展支援の状況について ロ. 今後の支援について 2. 住民と連携し地域を守るために イ. 立町区で発生した水害について ロ. 今後の対策について	4 番 松本みゆき	町 長 商工農林課長
6	1. 学校給食について イ. 食育について ロ. 食育指導の取り組みについて 2. 認知症について イ. 現状の取り組みについて ロ. 今後の対応について	3 番 塚田 舞	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長
7	1. 町民の健康と生活を守るために イ. 酷暑への対策を ロ. 河川・地下水の安全性調査について 2. 非核平和宣言の町として イ. 悲惨な戦争を繰り返さないために 3. 災害対策について イ. 被災者への対応は	9 番 玉川清史	町 長 教 育 長 総務課長 企画政策課長 住民環境課長 福祉健康課長 教育文化課長
8	1. 災害時の中核避難所について イ. 避難された方が安心だと思える避難所について ロ. 避難所の設備について	8 番 星 哲夫	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長
9	1. 学校教育について イ. コロナ5類移行後の学校生活について ロ. 端末、タブレットによる学習について ハ. 英語教育について 2. 地域共生社会の実現について イ. 介護認定の状況について ロ. 地域包括支援センターの状況について ハ. 介護予防について	12番 大日向進也	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 防災組織について イ. 町内自主防災会の状況について ロ. 婦人消防隊の見直しについて 2. 町道の除草について イ. 町の管理する道路（歩道含む）等除草について 3. 移住定住対策について イ. 働く暮らす体験事業について	5 番 水 出 康 成	町 長 企画政策課長 住民環境課長 建設課長
11	1. 町の魅力発信と移住定住について イ. 移住定住につなげるための魅力発信について 2. 長野大学との連携について イ. これまでの取り組みについて ロ. 今後について	10番 山 城 峻 一	町 長 企画政策課長